

イノベーション創出に資する外国語出願の
受け入れ環境の在り方に関する
調査研究報告書

令和8年3月

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

要 約

背景

日本国特許庁に対する特許出願件数は、中国、米国に次いで世界第3位に位置しているところ、外国からの特許出願件数を見ると、近年は漸増傾向にあるものの、外国人からの出願比率は、米国や欧州に比べて高いとはいえない状況にある。

目的

我が国では人口減少により市場規模の停滞が見込まれ、外国からの特許出願件数の減少が懸念される。そこで、米国や欧州と比べて日本国特許庁が出願先として選ばれにくい状況について、ユーザーニーズに即した受け入れ環境の在り方、それらを採用した際のメリット・デメリットを比較・検討する調査を実施し、外国からの特許出願の呼び込みを図る上での受け入れ環境の整備等に反映していくことを目的とする。

公開情報調査

2020 から 2025 年に公表された書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、インターネット情報等を中心に、本調査研究に関する文献・情報を調査、整理分析した。

アンケート調査

2019 年から 2023 年に日本国特許庁に対して出願手続をした国内企業等 220 者、外資系企業 80 者、代理人・代理人事務所 200 者に対して、アンケート調査を実施した。

ヒアリング調査

アンケート調査の結果を踏まえ、国内企業等 5 者、外資系企業 5 者、代理人・代理人事務所 5 者及び、法学者 5 者に対してヒアリング調査を実施した。



まとめ

企業及び代理人は、特許出願先の選定にあたり「事業の進出状況」、「市場の魅力」、「競合他社の存在」及び「権利行使のしやすさ」を重視しており、日本は必ずしも常に不可欠な出願先とは位置付けられていないことが明らかとなった。そして、市場規模等が拮抗する場合、翻訳費用を含む出願コストが最終的な出願判断を左右し得る要素の一つとなることが確認された。そこで、翻訳コストの低減に向けて、翻訳文の提出を不要とすることや機械翻訳の導入等について検討したが、誤訳による権利範囲の不明確化、公示機能の信頼性低下、責任の所在等への懸念が強かった。以上を踏まえ、翻訳文提出を直ちに不要とする制度変更には慎重であるべきであり、機械翻訳の活用についても、品質向上及び評価手法の透明化を前提に、審査実務との整合性や国際動向を踏まえつつ段階的に検討することが望ましいと考えられる。

第1部 本調査研究の背景・目的

日本国特許庁における特許出願に占める外国からの出願の割合は、米国や欧州と比べて相対的に高いとは言い切れない。今後、我が国におけるイノベーション創出を一層促進する観点からは、外国からの特許出願の更なる呼び込みを通じて、国際的な知財活動を我が国に誘引していくことが一つの論点となり得る。

このための方策の一つとして、外国から特許出願する際に必要な翻訳コストを、機械翻訳の活用等によって下げることが考えられる。しかし、機械翻訳の活用に当たっては、出願人による機械翻訳文を原本とする態様のほか、特許庁による機械翻訳文を原本とする態様、外国語原文を原本として機械翻訳文を参考資料とする態様など、様々な態様が想定される。他方、機械翻訳文に基づく審査や公報の発行、権利行使等は、出願人に加えて第三者にも影響を及ぼす可能性がある。

そこで、外国からの出願受入れに関する現状認識や課題感について、ユーザーから広く意見を聴取するとともに、ユーザーニーズに即した受け入れ環境の在り方、それらを採用した際のメリット・デメリットを比較・検討することを目的として、本調査研究を実施した。

第2部 調査研究の実施方法

第1章 公開情報調査

2020年から2025年に公表された書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、インターネット情報等を中心に、日本、米国、欧州、独国、英国、中国、韓国を含む国内外の知財庁における現状などを調査した上で、本調査研究に関する文献・情報を整理分析し、後述するアンケート調査やヒアリング調査の基礎情報としてまとめた。

第2章 アンケート調査

①外国からの特許出願に係る課題、②現在の外国語出願の受け入れ環境に対する対応、③将来の外国語出願の受け入れ環境の在り方等について、出願人における個別の状況を把握するため、2019年～2023年に日本国特許庁に対して出願手続をした国内企業等¹220者、外資系企業80者及び代理人・代理人事務所200者に対して、アンケート調査を実施した。

¹ 本報告書において、国内企業等は、国内企業のほか、国内の大学及び公的研究機関を含む。

第3章 ヒアリング調査

アンケート調査の結果を踏まえ、①外国からの特許出願に係る課題、②機械翻訳の訳質のユーザー評価、③外国語書面に基づいた手続（特許出願・審査・公開）に対する法制面の課題等に関する意識・現状を具体的に把握するため、国内企業等5者（②を中心に調査）、外資系企業5者（①を中心に調査）、代理人・代理人事務所5者（①及び②を中心に調査）及び法学者5者（②及び③を中心に調査）に対してヒアリング調査を実施した。

第3部 調査結果

第1章 公開情報調査

第1節 外国語書面による出願制度

日本には、外国語で記載した書面により出願できる制度として、外国語書面出願制度（特許法第36条の2）がある。特許手続に係る書面は原則として日本語で作成する（特許法施行規則第2条）一方、本制度はその例外として位置付けられる。外国語書面出願では、願書に最初に添付する明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書に代えて、英語その他の外国語で記載した外国語書面等を提出できる。

外国語書面出願をした出願人は、出願日（分割出願等の場合は原出願日、優先権主張を伴う場合は優先日）から1年4月以内（分割出願等の場合は、現実の出願日²から2月以内も可能）に、日本語翻訳文を提出する必要がある。翻訳文が提出されると、翻訳文が当初明細書等とみなされ、その後の審査及び設定登録の対象となる。所定期間内に翻訳文の提出がない場合は、その旨の通知が行われ、通知日から2月以内は翻訳文を提出できる。通知後2月を経過しても提出がない場合はみなし取下げとなるが、未提出が故意でない場合には、一定の期間内に回復理由書とともに翻訳文を提出できる。制度導入の経緯として、従来は翻訳作業を短期間で行う必要が生じ得ること、翻訳過程の誤訳があっても外国語記載内容に基づく訂正が困難となり得ること等が挙げられ、これらを踏まえて平成6年の法改正で制度が導入された。

制度導入後の改正として、翻訳文提出期間は、導入当初の「現実の出願日から2月」から、平成18年改正で「出願日（最先の優先日）から1年2月又は現実の出願日から2月のいずれか遅い日」へ拡大され、さらに平成27年改正で「1年4月に拡大された。また、翻訳文提出期間徒過に対する救済は、平成23年改正で一定条件の下で認められ、平成27年

² 分割出願等の願書を提出した日

改正で通知・追完の枠組みが導入された。令和3年改正では、みなし取下げ救済の要件が、正当な理由がある場合から、未提出が故意ではない場合へ緩和された。さらに、平成28年の施行規則改正により、外国語書面等の言語は英語に限定されず、英語以外の言語も認められることとなった。

諸外国の制度については、米国では英語以外の言語で提出された書類に関する取扱い（英語翻訳の提出等）が規定されている。欧州特許庁（EPO）では、公用語（英語・フランス語・ドイツ語）以外の言語で提出した場合、出願日から2月以内に公用語への翻訳提出が必要とされる。韓国では、外国語出願に関する制度として、翻訳文提出期限、翻訳文の差替え、誤訳訂正等の枠組みが定められている。

第2節 外国語による出願に対する国内ユーザーの要望

日本国特許庁への外国からの特許出願件数は、中国からの出願が増加傾向である一方、欧米からの出願件数は伸びていない。これに関し、出願に際して日本でしか用いない日本語への翻訳が必要となることによる翻訳コストが、一つの要因として挙げられている。

「デザイン経営プロジェクト」レポート（特許庁、2019年4月）では、欧米企業のニーズ・課題として、「特許にならないものに翻訳コストをかけたくない」「特許になることが予見できれば翻訳コストはいとわない」との意見が示されている。

また、外国語書面出願制度の他庁比較に関する論文では、日本はあらゆる外国語での特許出願が可能であり、英語以外の外国語の明細書等しか存在しない場合でも、日本を第一国として外国語書面出願を行うことで出願日や優先日の確保を図ることができる点が示されている。

第3節 ユーザーの翻訳コストの低減につながる施策

欧州の翻訳コスト低減施策として、ロンドン・アグリーメントがある。ロンドン・アグリーメントは、欧州特許付与後の各締約国での特許発効手続における各国言語への翻訳文提出要件を緩和する協定である。背景として、従来の欧州特許条約の下では、特許付与後にクレーム及び明細書全文を指定国の公用語へ翻訳する必要があり、翻訳コストが大きいとのユーザーの不満があったことが示されている。2000年10月に翻訳に関する議定書が採択され、2008年5月1日に発効した。ロンドン・アグリーメントは欧州特許条約締約国の一部間の特別取決めであり、39か国中23か国が加盟している。

協定の内容として、欧州特許庁の公用語（英語・ドイツ語・フランス語）を自国公用語とする国は、自国語による明細書翻訳文の提出を要求できない。公用語を自国公用語としない国は、公用語のいずれかを指定してその言語による明細書翻訳文の提出を要求できる

ほか、自国公用語によるクレーム翻訳文を要求できる。侵害訴訟等の紛争では、被疑侵害者又は裁判所等の求めに応じ、各国公用語への翻訳文を提出する必要がある。

効果について、欧州委員会の試算として、施行前は合計 8 か国語の翻訳が必要となり全翻訳料は 12,448 ユーロ、発効当時の加盟状況を前提とした施行後の全翻訳料は 8,800 ユーロとなり、約 30%削減されることが示されている。

欧州単一特許制度については、欧州特許庁が特許性を認めた発明につき、制度参加国で統一的に効力を発する単一特許の登録を認める仕組みである。欧州特許庁の公用語（英語・ドイツ語・フランス語）のいずれかで審査が行われ、許可後は原則として追加の翻訳を要求しない。侵害訴訟時には、被疑侵害者又は裁判所の求めに応じ、他の EU 加盟国公用語への翻訳が必要となる場合がある。公用語以外で出願する出願人に対して、限度額までの翻訳費用補償が規定されている。制度は、統一特許裁判所（UPC）協定の発効により 2023 年 6 月 1 日に開始され、2025 年 11 月現在、18 か国が批准している。

なお、本節では、ユーザーの翻訳コストの低減を直接的な目的の一つとした施策といえる欧州の制度を採り上げた。関連する他の国内外の状況については、本編を参照されたい。

第 4 節 機械翻訳の活用

日本では、特許庁において 2019 年 5 月から、ニューラル機械翻訳エンジン等の複数の翻訳エンジンを組み合わせ、日本の審査情報や公報を英語へリアルタイムで機械翻訳するクラウド基盤の機械翻訳プラットフォーム（MTP）が稼働している。あわせて、中国及び韓国の特許公報並びに中国の特許・実用新案の審決を日本語に機械翻訳して検索システムに蓄積している。これらの機械翻訳は、J-PlatPat、ワン・ポータル・ドシエ（OPD）、外国特許情報サービス（FOPISER）を通じて提供されている。また、審査官向け検索システムには、米国、欧州及び世界知的所有権機関（WIPO）の英語特許文献を日本語に機械翻訳して蓄積し、日本語で検索・照会できるようにしている。さらに、機械翻訳に関する調査研究報告書、調査研究で作成したコーパス、辞書データ等の提供も行っている。

欧州では、欧州特許庁において、2012 年 3 月に Google 社と共同開発した機械翻訳サービスの提供が開始され、無料サービス「Patent Translate」として Espacenet や European Patent Register を通じた提供がされている。ここでは、2026 年 3 月時点で、EU 加盟国公用語（28 言語）に加え、日本語、中国語、韓国語、ロシア語を含む計 32 言語の出願について、公報の機械翻訳が閲覧可能となっている。

また、欧州単一特許制度の翻訳言語規則では、機械翻訳の性能評価に関する独立の専門委員会（欧州特許及びユーザー代表で構成）を設け、EU 加盟国公用語への高品質機械翻訳の利用可能性を客観的に評価する枠組みが定められている。移行期間（6 年から最大 12 年）中は、ドイツ語又はフランス語の出願について英語翻訳文が求められる。移行期間後は、

全ての明細書が全 EU 加盟国の公用語に機械翻訳される。

韓国では、韓国知的財産処において、申請から審査、登録、裁判、官報発行までの行政手続きをデジタル化する統合情報システム KIPOnet が提供されている。KIPOnet には、特許検索、翻訳、CPC コード分類等に AI やビッグデータ等の技術が適用されており、機械翻訳の対応言語は、英語（2019 年）、中国語・フランス語・ドイツ語・ロシア語（2020 年）、日本語（2022 年）の順で拡大している。

第 2 章 アンケート調査

第 1 節 国内企業等

国内企業等を対象に実施したアンケート調査では、回答者属性（質問項目 A）、外国からの特許出願に係る課題（質問項目 B）、現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問（質問項目 C）、外国語出願の受け入れ環境の在り方（質問項目 D）に関する回答を得た。

まず、回答者の属性等（質問項目 A）に関して、特許出願の経験については、回答者は全て出願経験があると回答した。また、外国語書面による日本への出願経験については、半数以上が経験があると回答した。そして、日本国特許庁への出願件数が全体に占める割合については、「60%～」が最も多く、次いで「40～60%」、「20～40%」等、複数の層に分布していた。他方、機械翻訳サービスについては、8 割以上が利用経験がありと回答した。

次に、外国からの特許出願に係る課題（質問項目 B）について、対象国選定における重要な要素としては、「事業の進出状況」、「市場の魅力」、「競合他社の存在」、「権利行使のしやすさ」が多く選択されていた。特許の出願先としての日本の重要度については、「全世界で一番重要」「一番ではないが重要な国の一つ」といった回答が中心であり、一定数が日本を重要な出願先として位置付けていた。

続いて、現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問（質問項目 C）に関して、元が外国語の特許出願を日本に出願した際の翻訳費用（1 出願あたり）について、「わからない」を除けば、「20 万円超 50 万円以下」が最も多かった。また、翻訳費用が 1 出願あたりの全費用に占める割合については、「わからない」が最も多い一方、それを除けば、「40～60%」が最も多く、それに次いで「60%～」と「20～40%」が多く、約 6 割が 40% 超と回答した。さらに、元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いものについては、「日本国特許庁へ審査前に提出する書類（願書、明細書等）の作成費用（翻訳費含む）」が最も多く、約 8 割であった。

最後に、外国語出願の受け入れ環境の在り方（質問項目 D）に関して、元が英語の特許出願の審査は、何語の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）に基づいて行われるの

がよいかについては、「日本語」が最多で、元が英語の出願の審査に係る手続（意見書、補正書、拒絶理由通知書等の特許庁からの通知、審査官との面接・応対等）についても「日本語」が最多であった。また、公開言語については、「日本語」のみを支持する回答が最多である一方、日本語と英語の併記を支持する回答も相当数見られた。

他方、元が英語の特許出願の審査に用いる明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）の日本語翻訳については、機械翻訳のみの利用に否定的な回答が多かった。精度向上を前提に一定の活用を認める意見はあるものの、誤訳による権利範囲の不明確化やクリアランス調査への影響、責任所在の不明確化を懸念する意見が目立った。

第2節 外資系企業

外資系企業を対象に実施したアンケート調査では、回答者属性（質問項目 A）、外国からの特許出願に係る課題（質問項目 B）、現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問（質問項目 C）に関する回答を得た。

まず、回答者の属性等（質問項目 A）に関して、特許出願の経験については、回答者7割以上が「経験がある」と回答した。また、外国語書面による日本への出願経験についても、7割以上が「経験がある」と回答した。そして、日本国特許庁への出願件数が全体に占める割合については、「10～20%」が最も多かったものの、次に多かった「0～10%」や「60%～」と回答数の差はあまりなく、回答が分かれた。他方、機械翻訳サービスについては、約7割が利用経験ありと回答した。

次に、外国からの特許出願に係る課題（質問項目 B）について、対象国選定における重要な要素としては、「事業の進出状況」、「市場の魅力」、「競合他社の存在」、「権利行使のしやすさ」が多く選択されていた。特許の出願先としての日本の重要度については、「一番ではないが重要な国の一つ」が最も多く、約7割が選択した。

最後に、現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問（質問項目 C）に関して、元が外国語の特許出願を日本に出願した際の翻訳費用（1出願あたり）について、「20万円超50万円以下」が最も多かった。また、翻訳費用が1出願あたりの全費用に占める割合については、「わからない」が最も多い一方、それを除くと「10～20%」と「20～40%」の2つの回答に分かれた。さらに、元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いものについては、「日本の代理人に支払う手数料」が最も多く、「日本国特許庁へ審査前に提出する書類（願書、明細書等）の作成費用（翻訳費含む）」が次に多かった。

第3節 代理人・代理人事務所

代理人・代理人事務所を対象に実施したアンケート調査では、回答者属性（質問項目 A）、外国からの特許出願に係る課題（質問項目 B）、現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応（質問項目 C）、外国語出願の受け入れ環境の在り方（質問項目 D）に関する回答を得た。

まず、回答者の属性等（質問項目 A）に関して、特許出願の経験については、回答者の9割以上が出願経験があると回答した。また、外国語書面による日本への出願経験についても、9割以上が経験があると回答した。そして、日本国特許庁への出願件数が全体に占める割合については、「60%～」が最も多く、「わからない」を除けば、7割以上が40%よりも多く占めていると回答した。他方、機械翻訳サービスについては、9割以上が利用経験があると回答した。

次に、外国からの特許出願に係る課題（質問項目 B）について、対象国選定における重要な要素としては、「事業の進出状況」、「市場の魅力」、「競合他社の存在」、「費用（翻訳費以外）」が多く選択されていた。特許の出願先としての日本の重要度については、「全世界で一番重要」が最も多く、それに次いで「一番ではないが、重要な国の一つ」が多いことから、一定数が日本を重要な出願先として位置付けていた。

続いて、現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問（質問項目 C）に関して、元が外国語の特許出願を日本に出願した際の翻訳費用（1出願あたり）について、「20万円超 50万円以下」が最も多かった。また、翻訳費用が1出願あたりの全費用に占める割合については、「40～60%」が最も多く、それに次いで「20～40%」が多く、半数以上は40%超と回答した。さらに、元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いものについては、「日本国特許庁へ審査前に提出する書類（願書、明細書等）の作成費用（翻訳費含む）」が最も多く、8割以上であった。

最後に、外国語出願の受け入れ環境の在り方（質問項目 D）に関して、元が英語の特許出願の審査は、何語の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）に基づいて行われるのがよいかについては、「日本語」が最多で、元が英語の出願の審査に係る手続（意見書、補正書、拒絶理由通知書等の特許庁からの通知、審査官との面接・応対等）についても「日本語」が最多であった。また、公開言語については、「日本語」のみを支持する回答が最多である一方、日本語と英語の併記を支持する回答も相当数見られた。

他方、元が英語の特許出願の審査に用いる明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）の日本語翻訳については、機械翻訳のみの利用に7割以上が否定的な回答を示した。将来の機械翻訳の精度に期待する意見もあった一方、機械翻訳の導入に否定的な意見が多かった。

第3章 ヒアリング調査

第1節 具体的な出願の英日機械翻訳

外国で出願された英語の公開公報から、特許請求の範囲の記載及び明細書中の発明の特徴部分に係る記載を抽出した上で、当該抽出した箇所を人手及び機械翻訳により翻訳し、英語原文、人手による翻訳文及び機械翻訳文を並べたものを国内企業等、代理人及び法学者に提示し、翻訳の品質について聴取した。なお、機械翻訳には、DeepL 及びみんなの自動翻訳@TexTra[®]を使用した。

DeepL 及びみんなの自動翻訳@TexTra[®]により出力された機械翻訳文は、評価者によって評価の差はあったものの、内容伝達レベル及び流暢さの点では一定の水準に達しており、概要把握や参考資料としての利用については概ね支障がないとの評価が多かった。

他方で、訳語の不統一（同一語の異訳等）、重要技術用語の誤訳、訳抜け、不要な文章・語句の付加等が散見された。特に、請求項については、訳揺れや誤訳が権利範囲の解釈に影響を及ぼし得るとの懸念が示され、実際の出願書類にそのまま用いることは困難との認識が共有された。また、複雑な構文や専門的な分野では精度に限界があり、外見上自然であっても致命的な誤訳が潜在する可能性が指摘された。

第2節 外国からの特許出願に係る課題

アンケート調査において、企業及び代理人が特許出願の対象国を選定する際に重視する要素とその理由を確認した。その結果、出願国の選定は単一の要素によって決定されるものではなく、複数の観点を経済的に評価して判断されていることが明らかとなった。特に、「市場の魅力」、「事業の進出状況」、「競合他社の存在」及び「権利行使のしやすさ」が重視されており、当該国における事業展開の意義や競争環境、特許の戦略的有効性が重要な判断要素となっている。

この観点から、外国から見た特許出願先としての日本の位置づけについて聴取したところ、一部の業界を除き、現状に対する懸念が多く示された。また、市場規模や成長性については、人口減少や産業構造の変化を背景に、日本の優先順位が相対的に低下しているとの認識が共有された。とりわけ、競争環境が活発で係争件数の多い国との比較において、競争上劣後しているとの見方が示された。

その結果、日本は最重要国から選別出願国へと位置づけが変化し、必ずしも常に不可欠な出願先とは評価されていない実態がうかがわれた。その原因としては、手続的要因よりも市場環境等の外部要因が大きいとの認識が示され、特に市場規模・成長性の停滞や産

業競争力の相対的低下が主要因として挙げられた。加えて、損害賠償額の水準や訴訟件数の少なさ、和解志向の強さ等を背景に、権利行使による経済的リターンが限定的であるとの指摘も多かった。

このような状況を踏まえ、今後、翻訳費用が低減した場合や出願人による翻訳文提出を不要とする制度が整備された場合に外国からの出願が増加するかを確認したところ、その影響は限定的又は間接的にとどまるとの見解が多数を占めた。翻訳費用は出願国選定における一要素ではあるものの決定的要因ではなく、その低減のみで出願件数が大幅に増加するとは考えにくいとされた。他方で、出願を迷っている場合においては、翻訳費用の低減が最終的な判断を後押しする可能性があるとの認識も示された。

第3節 機械翻訳の活用に係る現状及び課題

近年の機械翻訳の精度は、大幅に向上しており、明細書や引用文献の内容を把握する目的であれば十分に活用できるとの評価が多く示された。

一方で、先述のとおり、訳語の不統一（同一語の異訳等）、重要技術用語の誤訳、訳抜け、不要な文章・語句の付加等が生じるおそれがあることから、現時点において、外国語を原本とする特許出願について、人手による編集を行わず機械翻訳のみに依拠して日本語での出願・審査手続を行うことは、原則として許容できないとの見解が多数を占めた。

同様に、特許庁が人手による編集を行わず機械翻訳のみを用いて、公報の作成や実体審査に用いる原本（明細書等）を作成することについても、慎重又は否定的な見解が多数を占めた。

他方、特許の出願・審査手続を全て外国語で行うことが許容されると仮定した場合に、出願人、代理人及び第三者に新たな負担や実務上の課題が生じると考えるか聴取したところ、それぞれに対して新たな負担や課題が生じるとの見解が示された。

共通の懸念として、質の担保の問題、用語の解釈や権利範囲の不明確化、誤訳・不統一な訳語への対応、裁判における権利解釈の困難さ等が挙げられた。また、対象言語は現実的には英語に限定すべきとの意見が多く、英語以外の言語への機械翻訳の対応は実務上困難との認識が共有された。

第4節 外国語書面に基づいた手続に対する法制面の課題

行政庁における手続の一部を外国語のみで行うことについて法学者に聴取したところ、限定的な範囲であれば許容され得るとの見解が示された一方で、日本はあくまで日本語が

公用語であり、現実的には許容されないとの見解が示された。また、外国語のみで成立した特許であっても、日本の裁判は裁判所法により日本語で手続きを行わなければならないため、審決取消訴訟や侵害訴訟等で裁判に発展した場合、最終的には日本語で手続が進められることになる等、裁判手続との連続性を考慮しなければならない制約があるとの意見が多かった。

一方、外国語のみで行った手続が許容される場合、日本語で行った手続と比較して法的効力に違いが生じ得ると考えるか聴取したところ、法的効力に違いはないとする意見が目立った一方、第三者が監視・確認する際の負担が増大したり、権利範囲について正確な理解が得られなくなる可能性が生じることが懸念された。

また、行政庁における公示を外国語のみで行うことについて許容されるか聴取したところ、概ね同様の理由で許容できないとする意見が目立った。

さらに、特許の公報を外国語のみで公開することは許容されるか聴取したところ、制度上は許容され得るとの見解がある一方で、公示機能や実務上の影響を踏まえ慎重な意見も示された。

加えて、特許の出願・審査手続の一部を外国語のみで行うことの可否について、①〔翻訳文なし案〕外国語書面（願書、特許請求の範囲、明細書、図面、意見書、補正書等）を原本とする態様、②〔特許庁翻訳文案〕提出された外国語書面を特許庁において翻訳した日本語書面（願書、特許請求の範囲、明細書、図面、意見書、補正書等）を原本とする態様、③〔出願人任意翻訳文案〕出願人が任意で（又は特許庁の求めに応じて）翻訳文を提出できるとし、提出があった場合はそれを原本とする態様の三つの案を対象に制度的可否及び法的課題を聴取した。

その結果、いずれの案においても、日本語の翻訳文を欠くことに対する懸念が共通して示された。①については、権利範囲の解釈が困難になることや日本語を前提とする法制度下で外国語のみで公示することへの問題意識から否定的な意見が多数を占めた。②については、一定の条件整備の下で現実的選択肢とする見解もあったが、誤訳時の責任の所在、国家賠償リスク、機械翻訳の品質に基づく審査の適正確保といった制度的課題が指摘された。③については、柔軟な制度設計として評価する意見がある一方、翻訳文が未提出の場合には①と同様の問題が生じること、出願ごとに取扱いが異なることによる第三者の予見可能性の低下が懸念された。

また、特許の出願・審査手続を全て外国語で行うことが許容される制度になった場合の実務上の課題について聴取したところ、出願人、特許庁及び第三者のいずれの立場においても多面的な課題が指摘された。とりわけ、侵害訴訟等において権利範囲や先行技術との同一性が争われる場合、明細書等が外国語であることに起因する解釈上の争点が生じ得ること、また、裁判手続が日本語で行われる以上、翻訳を介した審理が不可避となる点が重要な課題とされた。さらに、言語能力の差異に起因する実質的不均衡が生じる可能性に加

え、対象言語が英語以外にも拡大した場合には、その影響が一層深刻化するとの懸念も示された。その他、出願人にとっては、対応可能な代理人への依存集中や体制不足が懸念され、特許庁にとっては、非母国語による審査体制の整備及び意思疎通の正確性確保が懸念され、第三者にとっては特許の権利情報の監視・把握する際の負担増大が懸念された。

第4部 まとめ

アンケート・ヒアリング調査を通じて、国内企業等・外資系企業・代理人・法学者のそれぞれの立場から、日本が出願先として選ばれにくい要因と受入れ環境の方向性を検討した。

出願国選定については、「事業の進出状況」、「市場の魅力」、「競合他社の存在」及び「権利行使のしやすさ」が共通して重視されていることが分かった。一方、日本は、その観点から、重要な国の一つではあるが最優先ではなく、案件によっては除外され得る実態が確認された。その背景には、日本の市場の魅力が相対的に低下していることが関係していることが分かった。

この状況下では、市場の規模等が拮抗する場合、翻訳費用を含む出願コストが最終的な出願判断を左右し得る要素の一つとなることが確認された。そこで、翻訳コストの低減に向けて、翻訳文の提出を不要とする案や特許庁による機械翻訳の導入等について検討したが、機械翻訳の誤訳による権利範囲の不明確化や責任の所在、日本語の翻訳文が無いことに伴う公示機能の信頼性低下、裁判との連続性の問題等への懸念の声が強かった。

以上を踏まえ、翻訳文提出を直ちに不要とする制度変更には慎重であるべきであり、機械翻訳の活用についても、品質向上及び評価手法の透明化を前提に、審査実務との整合性や国際動向を踏まえつつ段階的に検討することが望ましいと考えられる。





実施体制名簿

オブザーバー

特許庁

澤崎 雅彦	特許庁 総務部 総務課 企画調査官
中村 和正	特許庁 審査第一部 調整課 課長補佐 (班長)
広瀬 雅治	特許庁 審査第一部 調整課 調査係長

事務局

一般財団法人知的財産研究教育財団

小林 徹	常務理事
中西 聡	知的財産研究所 研究部長
加藤 麗央	知的財産研究所 研究員
松尾 望	知的財産研究所 上席研究員
西村 素夫	知的財産研究所 主任研究員
山崎 亨	知的財産研究所 研究業務課長
森田 智絵	知的財産研究所 補助研究員
石本 愛美	知的財産研究所 補助研究員
坂治 深雪	知的財産研究所 補助研究員
天童 史子	知的財産研究所 補助研究員
尾田 高美	知的財産教育協会 事務局長

(敬称略)

はじめに

日本国特許庁における特許出願件数は、今もなお、中国、米国に次ぐ世界第3位と高い位置にあるものの、外国出願人からの出願件数の比率は、欧米に比して相対的に高いとは言い切れない状況にある。

昨今の我が国における人口減少傾向を鑑みるに、国内の市場規模は、今後頭打ちとなる可能性が否定できないため、我が国におけるイノベーションを更に促進していくために、世界の知財を我が国に誘引していく必要があると考えられる。

そのため、外国から日本への特許出願件数が伸び悩む理由を分析し、外国からの特許出願の受け入れ環境を整備することを通じて、外国企業等による日本への特許出願を呼び込み、世界の知財を我が国に誘引していくことが重要といえよう。

外国企業等が日本へ特許出願するにあたっては、日本市場の魅力や、日本語への翻訳コストなど、様々な要因について検討されることが窺え、これら要因をポジティブに捉えてもらうための施策の実施が、日本への特許出願の呼び込みにつながると考えられる。

しかし、翻訳コスト一つとってみても、例えば機械翻訳の活用によるコスト低下が考えられるものの、機械翻訳を行う主体を出願人側とするか特許庁とするか、特許手続のどこまでを機械翻訳の対象とするか、誤訳の責任をだれが負うべきかなど、検討すべき課題は多い。さらに、特許出願は、権利者側に加え、特許を監視する第三者にも影響が及ぶため、検討にあたっては、権利者側と第三者の利害関係等についても慎重に検討する必要がある。

本調査研究では、外国からの出願受入れに関する現状認識や課題感について、ユーザーから広く意見を聴取し、ユーザーニーズに即した受け入れ環境の在り方、それらを採用した際のメリット・デメリット等について調査と分析を行った。

ユーザーから得られた貴重な知見を整理、分析した本報告書が、外国から日本への特許出願を促進するための施策検討の基礎資料として活用されれば幸いである。

最後に、本調査研究の遂行に当たり、アンケート調査、ヒアリング調査にご協力いただいた、国内企業等、外資系企業、代理人・代理人事務所、法学者等の方々に対して、この場をお借りして深く感謝申し上げる次第である。

令和8年3月

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所





目次

要約

実施体制名簿

はじめに

本編

第1部 本調査研究の背景・目的.....	1
第2部 調査研究の実施方法.....	1
第1章 公開情報調査.....	1
第2章 アンケート調査.....	2
第3章 ヒアリング調査.....	3
第3部 調査結果.....	4
第1章 公開情報調査.....	4
第1節 外国語書面による出願制度.....	4
第2節 外国語による出願に対する国内ユーザーの要望.....	35
第3節 ユーザーの翻訳コストの低減につながる施策.....	36
第4節 機械翻訳の活用.....	45
第2章 アンケート調査.....	49
第1節 国内企業等.....	49
第2節 外資系企業.....	109
第3節 代理人・代理人事務所.....	134
第3章 ヒアリング調査.....	185
第1節 具体的な出願の英日機械翻訳.....	186
第2節 外国からの特許出願に係る課題（質問A）.....	192
第3節 機械翻訳の活用に係る現状及び課題（質問B）.....	208
第4節 外国語書面に基づいた手続に対する法制面の課題（質問C）.....	220
第5節 ヒアリング調査で得られたその他の追加的意見.....	231
第4部 まとめ.....	233
資料編.....	247
資料1.....	249
資料2.....	275
資料3.....	301
資料4.....	317

本編



第1部 本調査研究の背景・目的

日本国特許庁に対する特許出願件数は、中国、米国に次いで世界第3位に位置しているところ、外国からの特許出願件数を見ると、近年は漸増傾向にあるものの、外国人からの出願比率は、米国や欧州に比べて相対的に高いとは言い切れない。今後、我が国の人口減少に伴い、市場規模の頭打ちが予想され、外国からの特許出願件数も減少する可能性がある中で、世界の知財を我が国に誘引し、我が国におけるイノベーション創出を促進していくためには、外国からの特許出願件数が伸び悩む理由を分析し、外国人が日本国特許庁に特許出願する際の受け入れ環境を整備することを通じて、外国からの特許出願の更なる呼び込みを図ることが一つの論点となり得る。

現在、外国から日本国特許庁に特許出願する際には、一定の翻訳コストが発生しているところ、この翻訳コストを下げることは、外国からの特許出願の更なる呼び込みを図る一助になることが考えられる。そして、翻訳コストを下げる一つ的手段として、民間業者等から提供される機械翻訳の活用が考えられるが、その活用に当たっては、翻訳文の提出主体を出願人とする態様や、出願人には翻訳文の提出を求めずに日本国特許庁が機械翻訳を行う態様、外国語書面を原本として表面上は外国語で審査する態様など、様々な態様が想定される。他方、機械翻訳文に基づく審査や、機械翻訳文による公開公報や特許公報の発行、機械翻訳文に基づく権利行使等は、出願人のみならず、特許制度の影響を受ける第三者にも影響を及ぼす可能性がある。

令和元年度の産業財産権制度問題調査研究「社会環境の変化を見据えた外国語書面特許出願の審査の在り方に関する調査研究」では、翻訳手段としての機械翻訳の利用に係るメリット・デメリットを整理した上で、その活用については、今後の機械翻訳の精度の変化に着目しつつ、出願人と第三者との利害関係等について慎重な検討を行うことが望まれるとされた。

そこで、外国からの出願受入れに関する現状認識や課題感について、ユーザーから広く意見を聴取するとともに、ユーザーニーズに即した受け入れ環境の在り方、それらを採用した際のメリット・デメリットを比較・検討することを目的として、本調査研究を実施した。

第2部 調査研究の実施方法

第1章 公開情報調査

2020年から2025年に公表された書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、インターネット情報等を中心に、日本、米国、欧州、独国、英国、中国、韓国を含む国内外の知財庁

における現状などを調査した上で、本調査研究に関する文献・情報を整理分析し、後述するアンケート調査やヒアリング調査の基礎情報としてまとめた。

第2章 アンケート調査

①外国からの特許出願に係る課題、②現在の外国語出願の受け入れ環境に対する対応、③将来の外国語出願の受け入れ環境の在り方等について、出願人における個別の状況を把握するため、2019年～2023年に日本国特許庁に対して出願手続をした国内企業等¹、外資系企業及び代理人・代理人事務所に対して、アンケート調査を実施した。

1. 調査対象

アンケート調査は、技術分野別に、2019年～2023年における、日本国特許庁に対する国内出願の件数、そのうちの外国語出願の件数、及び、国際調査機関としての日本国特許庁に対する英語 PCT の出願の件数を調査し、各件数が多いところを中心に、国内企業等、外資系企業及び代理人・代理人事務所を対象者として実施した。

2. 調査期間

アンケート調査は、令和7年10月27日から同年11月30日までの期間において実施した。

3. 実施方法

対象者 500 者（内、国内企業等 220 者、外資系企業 80 者、代理人・代理人事務所 200 者）に対して、アンケート調査質問票を郵送し、対象者は郵送、メール又は Web で回答した。回答者数は 209 者、回答率は 41.8%（内、国内企業等 114 者（51.8%）、外資系企業 15 者（18.8%）、代理人・代理人事務所 80 者（40.0%））であった。アンケート調査質問票については、資料 1～3 に示す。

なお、調査の依頼状には、外国語書面出願の概要に関する補足説明資料を添付した。この補足説明資料については、資料 4 に示す。

¹ 本報告書において、国内企業等とは、国内企業のほか、国内の大学及び公的研究機関を含む。

第3章 ヒアリング調査

アンケート調査の結果を踏まえ、①外国からの特許出願に係る課題、②機械翻訳の訳質のユーザー評価、③外国語書面に基づいた手続（特許出願・審査・公開）に対する法制面の課題等に関する意識・現状を具体的に把握するため、国内企業等（②を中心に調査）、外資系企業（①を中心に調査）、代理人・代理人事務所（①及び②を中心に調査）及び法学者（②及び③を中心に調査）に対してヒアリング調査を実施した。

1. 調査対象

ヒアリング先は、国内企業等5者、外資系企業5者、代理人・代理人事務所5者、法学者5者とした。

2. 調査期間

ヒアリング調査は、令和7年12月3日から令和8年2月4日までの期間において実施した。

3. 実施方法

ヒアリング調査は、事前に対象者に質問票を送付した上で、その質問票に沿ってオンライン形式で回答を得る方法により実施した。また、機械翻訳の訳質のユーザー評価の依頼にあたっては、対象者が回答しやすい技術分野の外国出願（英語）を選定し、特許請求の範囲の記載及び明細書中の発明の特徴部分に係る記載を抽出した上で、当該抽出した箇所を人手及び機械翻訳により翻訳し、英語原文、人手による翻訳文及び機械翻訳文を並べたものを、質問票に添付した。

機械翻訳としては、一般に広く利用されている「DeepL」及び特許庁と研究の連携を行ってきた自動翻訳エンジンである「みんなの自動翻訳@TexTra[®]」の2種類を用意し、機械翻訳のユーザー評価は、特許庁が公開している「特許文献機械翻訳の品質評価手順」²に沿って行った。

² 特許庁 特許文献機械翻訳の品質評価手順について https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/kikaihonyaku/tokkyohonyaku_hyouka.html [最終アクセス日：2026年3月17日]

第3部 調査結果

第1章 公開情報調査

本事業では、日本における、外国からの特許出願に係る課題、現在の外国語出願の受け入れ環境に対する課題、及び、外国語出願の受け入れ環境の在り方についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施するところ、当該調査の前提として有用な情報を得るべく、国内外（国外は、米国、欧州、ドイツ、英国、中国、韓国を含む）における、公用語以外の言語により作成された外国語書面による出願の扱いや、国外のユーザーの出願コストを下げするための施策などについて公開情報調査を行った。

第1節 外国語書面による出願制度

1. 日本の外国語書面による出願制度

日本国特許庁に対して外国語で記載した書面による出願ができる制度として、外国語書面出願制度（特許法第36条の2）が存在する。日本では、特許の手續に係る書面は、原則として日本語で書かなければならないと規定されている（特許法施行規則第2条）が、本制度は本規定の例外として扱われる。ここで、日本国特許庁に対しては、特許協力条約（PCT: Patent Cooperation Treaty）に基づき、指定国に日本国を含む、外国語でされた国際特許出願（外国語特許出願）を国内移行する制度も存在する（特許法第9章）。しかし、本制度はPCT条約に準じた加盟国内で共通する制度と言えることから、本1.においては、日本独自に定められた外国語書面による出願制度である、外国語書面出願に焦点を当てることとする。なお、PCT条約に係る外国語特許出願の国内移行に関しては、以下（10）において紹介している。

（1）外国語書面出願制度の概要

外国語書面出願制度は、特許を受けようとする者が、願書に最初に添付する明細書、特許請求の範囲、必要な図面（以下「当初明細書等」という。）及び要約書に代えて、英語その他外国語（特許法施行規則第25条の4）で記載した外国語書面及び外国語要約書面（以下「外国語書面等」という。）を願書に添付して出願することができるものである。

外国語書面出願の出願人は、出願日（分割出願等の場合は原出願日、優先権主張を伴う

場合は優先日) から1年4月以内(分割出願等の場合は、現実の出願日³から2月以内も可能)に、外国語書面等の日本語による翻訳文を提出する必要がある(特許法第36条の2第2項)、当該翻訳文が当初明細書等とみなされ、その後の審査及び設定登録の対象となる。

上記期間内に翻訳文の提出がなかった場合は、特許庁長官名でその旨が出願人に通知され(特許法第36条の2第3項)、通知の日から2月以内(特許法施行規則第25条の7第4項)であれば、翻訳文の提出ができる(特許法第36条の2第4項)。

さらに、通知の日から2月が経過してもなお外国語書面(図面を除く)の提出がなかった場合は、みなし取り下げになる(特許法第36条の2第5項)が、当該未提出が故意でない場合は、翻訳文を提出することができるようになった日から2月以内、かつ、通知の日から2月の経過後1年以内に、回復理由書と共に翻訳文を提出することができる(特許法第36条の2第6項、特許法施行規則第25条の7第5~10項)。

(2) 外国語書面出願制度の導入経緯

従来、外国の出願人は、外国語によりなされた第一国出願に基づきパリ条約による優先権を主張し、願書に日本語に翻訳した明細書等を添付することにより日本に特許出願をすることができた。しかしながら、平成6年法改正の解説書⁴によれば、当時の特許法では、ア)パリ優先権が主張できる1年の期間が切れる直前に特許出願をせざるを得ない場合は、短期間に翻訳文を作成する必要が生じ、また、イ)願書に最初に添付した明細書又は図面(すなわち翻訳文)に記載されていない事項を出願後に補正により追加できないため、翻訳過程で誤訳があったときに外国語による記載内容を基にその誤訳を訂正できないなど、発明の適切な保護が図れない場合があった。そこで、平成6年に外国語書面出願制度を導入する特許法改正が行われた。

(3) 外国語書面出願制度導入後の法令改正

(i) 翻訳文提出期間の延長

制度導入当初、翻訳文の提出期間は現実の出願日から2月であったが、平成18年の特許法改正において、出願日(優先権主張を伴う場合は最先の優先日⁵)から1年2月又は現実

³ 分割出願等の願書を提出した日

⁴ 産業財産権法(工業所有権法)の解説【平成6年法~平成18年法】https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/sangyou_zaisan/sangyou_zaisanhou.html [最終アクセス日: 2025年3月17日]

⁵ 優先権主張を伴う外国語書面出願における翻訳文の提出期間の起算日を最先の優先日とする扱いは、平成18年の特許法改正により同法第17条3に規定された(従前は現実の出願日)。その後同規定は、平成26年の同法改正によって、同法第17条3が改正されたことに伴い、第36条の2第2項に移された。

の出願日から2月のいずれか遅い日に拡大された（特許法第36条の2第2項）。これは、日本に外国語書面出願により第一国出願をする出願人の翻訳文作成負担の軽減を図ることを目的としての改正である。なお、1年2月としたのは、①分類付与や公報発行準備等の出願公開前に必要な作業に4月程度を要していたこと、及び、②外国語書面出願の翻訳文提出期間が1年より短いと、外国語書面出願（先の出願）に基づいて国内優先権を主張して新たな外国語書面出願（後の出願）を行う場合であって、翻訳文提出期間経過後に後の出願を行う場合に、先の出願と後の出願の両者について翻訳文を作成する必要がある（翻訳文を提出しておかないと、先の出願がみなし取下げとなってしまう。）ことを考慮したためである。

その後、平成27年の特許法改正において、上記1年2月が1年4月に延長された。1年4月としたのは、同改正において、優先日から1年4月の期間は、優先権主張の補正（特許法第17条の4）が可能であって、翻訳文提出期間の起算日となる優先日が当該補正により変わり得る（確定しない）期間である点と、優先日から1年6月経過後に出願公開（明細書等とみなされる翻訳文が公開される）（特許法第64条）⁶をするためには、その準備期間を考慮すると、遅くとも優先日から1年4月を経過する前に翻訳文が必要である点を考慮したためである。

（ii）翻訳文提出期間の徒過に対する救済

制度導入当初は、翻訳文提出期間内に翻訳文の提出がなかった場合、その出願は取り下げられたものとみなされ（特許法旧第36条の2第3項（現第5項））、この期間徒過によるみなし取下げを救済する規定は存在しなかったが、平成23年の特許法改正において、国際調和の観点⁷から、翻訳文提出期間の徒過に「正当な理由」があったときは、期間経過後1年以内、且つ、理由がなくなってから2月以内であれば、救済手続による翻訳文の提出が認められることとされた（特許法旧第36条の2第4項（現第6項））。

その後、平成27年の特許法改正において、特許法条約（Patent Law Treaty:PLT）への加入のための国内法の担保を目的として、翻訳文提出期間内に翻訳文の提出がなかった場合は、すぐにみなし取下げとはせず、出願人への通知を行い、当該通知から一定期間（2月）に限り翻訳文を提出できることとし、この一定期間経過後もなお翻訳文の提出がないときに、みなし取下げとすることとされた（特許法第36条の2第3～5項、特許法施行規則第25条の7第4項）。

さらに、令和3年の特許法改正において、みなし取下げを救済する要件が、翻訳文提出

⁶ なお、翻訳文が提出されていない場合、出願公開の請求はできない（特許法第64条第1項第3号）。

⁷ 特許法条約（Patent Law Treaty:PLT）には、一定の要件の下、手続期間の徒過による特許権の失効を回復することで出願人の救済を図ることが盛り込まれているところ、当時、PLT未加盟国であっても、本救済としての「指定期間徒過後の救済」や「権利の回復」の項目への対応を通じた手続面での制度調和が進んでいた。

期間の徒過に「正当な理由」があったときから、当該徒過が「故意によるものでない」ときに緩和された。これは、当時の「正当な理由」の認容率（10～20%程度）が、PLT加盟の主要国における認容率（概ね60%以上）と比較して突出して低いという課題（後の行政争訟も念頭に、証拠書類の提出等の厳格な運用をしていたのが要因）を考慮しての改正である。ただし、制度の濫用を防ぐとともに手続期間の遵守を促すため、救済にあたっては、回復理由書と共に十分な程度の費用負担⁸を必要とすることとされた。

（iii）英語以外の言語の受入

制度導入当初は、外国語書面等の言語は英語のみとされていたが、平成28年の特許法施行規則の改正（平成27年の特許法改正に伴う改正）により、英語以外の言語も認められることになった（特許法施行規則第25条の4）。これは、特許法条約（PLT）への加入のために、明細書であると外見上認められる部分については、出願日の設定のためにいかなる言語でも提出することができる（PLT第5条（2））というPLTの規定を担保することを目的とした改正である。

（4）外国語書面出願に関する特許・実用新案審査基準等の改訂

制度導入当初、特許・実用新案審査基準（以下、単に「審査基準」という。）の改訂と共に、「平成6年度改正特許法等における審査及び審判の運用」（以下、単に「運用」という。）が公開され、「(3) §36の2②に規定する翻訳文としては、日本語として適正な逐語訳による翻訳文（外国語書面の語句を一对一に文脈に沿って適正な日本語に翻訳した翻訳文）を提出しなければならない。」（運用の第2部1.3、審査基準の第VIII部1.3）として、翻訳文は逐語訳である必要があるとされた。さらに、審査における原文新規事項の具体的な判断基準としても、「(1) まず審査官は外国語書面の語句を一对一に文脈に沿って適正な日本語に翻訳した翻訳文を想定する」、「(2) 外国語書面と明細書等の対応関係が不明りょうとならず、しかも、外国語書面を逐語訳しない方がむしろ技術内容が正確に把握できる場合に限り、明細書等は1.3(3)で示した逐語訳によらずに記載することができる。」（運用の第2部5.1.2、審査基準の第VIII部5.1.2）として、逐語訳を原則として判断することとされた。（ただし、原文新規事項の審査手法としては、外国語書面と翻訳文とは通常一致しているとの前提のもと、一致性に疑義が生じた場合にのみ両者を照合する（運用の第2部5.1.2、審査基準の第VIII部5.1.2）とされたため、審査において必ずしも逐語の対応の確認が行われていたわけではないと考えられる。）

⁸ 令和8年3月現在、212,100円（特許法別表（第195条関係）第11号（297,000円）に掲げる金額の範囲内において政令（特許法等関係手数料令第1条第2項第11号）で定める額。不責事由がある場合は不用。）

その後、平成 27 年 9 月における審査基準の全面改訂により、上記逐語に係る記載が削除され、外国語書面と翻訳文とは通常一致しているとの前提のもと、一致性に疑義が生じた場合にのみ両者を照合する旨の審査手法に係る記載のみが残る（審査基準の第 VII 部第 2 章 2.2）状況となったが、上記運用の扱いについての明確な判断は特許庁から示されず、上記逐語に係る運用が変更（削除）されたかどうか、必ずしも明確ではなかった。

そのような中、令和 7 年 5 月の特許・実用新案審査ハンドブック（以下、単に「審査ハンドブック」という。）の改訂によって、外国語書面等の翻訳文が逐語訳でなくてもよいことが明確化された（審査ハンドブック項目 7202）。

<審査ハンドブック抜粋>

第VII部 第2章 外国語書面出願の審査

7202 逐語訳による翻訳文でない場合の取扱い

外国語書面出願では、出願時において発明の内容を開示して提出された書面（通常の特許出願における出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に相当する書面）は、外国語書面である。また、外国語書面の翻訳文は、明細書、特許請求の範囲及び図面（以下、「明細書等」という。）とみなされるため、外国語書面出願の審査は、この翻訳文に基づいてなされる。

この翻訳文は逐語訳による翻訳文（外国語書面の語句を一対一に文脈に沿って翻訳したもの）である必要はない。

審査官は、外国語書面出願の審査に当たっては、通常の特許出願と同様に、翻訳文を基準とする新規事項（翻訳文新規事項）について判断することに加えて、原文新規事項について判断する。外国語書面の翻訳文に原文新規事項が存在するか否かの判断に当たっては、特許・実用新案審査基準第 VII 部第 2 章 2.1 に従う。すなわち、「仮想翻訳文」として、外国語書面が適正な日本語に翻訳された翻訳文を想定し、外国語書面の翻訳文（手続補正後又は誤訳訂正後の翻訳文を含む。）がその仮想翻訳文に対する補正後の明細書等であると仮定した場合に、その補正がその仮想翻訳文との関係において、新規事項を追加する補正であるか否かにより判断する。

(5) 外国語書面と翻訳文の位置づけ

翻訳文は、原則として願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲及び図面（以下「明細書等」という。）とみなされ（特許法第 36 条の 2 第 8 項）、例えば実体審査は、翻訳文を対象として行われる。

しかし、翻訳文は、出願日以降に提出される書類であって、出願日における発明の内容を直接開示するものではない（出願日以降に追加された内容を含む可能性がある）。したが

って、拡大先願（特許法第 29 条の 2）における他の特許出願として外国語書面を引用した場合、外国語書面出願を基礎として優先権（特許法第 41 条、パリ条約第 4 条 A⁹）を主張した場合など、出願日時点の発明の内容に基づいて判断する必要がある場合は、翻訳文ではなく、外国語書面に基づく判断が行われる。

（i）拡大先願

特許法第 29 条の 2 は、出願公開等がなされた先願の出願当初の明細書又は図面に記載された発明と同一の後願の発明は特許を受けることができないとする、いわゆる拡大先願について規定したものである。本規定は、社会に対し何ら新規の発明を公開するものではない後願発明に特許権を与えることが、新しい発明の公開の代償として発明を保護しようとする特許制度の趣旨に反するとの考え方に基づくものである。

「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説（第 22 版）」における同条の解説によれば、外国語書面出願が先願である場合も、その出願日において発明の内容を開示して提出された書面である外国語書面が後日出願公開等により公開されれば、外国語書面に記載された発明と同一の後願の発明は、社会に対し新規な発明を公開することにはならないとされている。そして、同解説は、この点では、外国語書面出願も通常の特許出願と変わらないため、出願公開等がされた先願の外国語書面出願の外国語書面に記載されている発明と同一発明についての後願は拒絶されることが適当であるとし、そのため、外国語書面出願の場合、願書に最初に添付した明細書又は図面に代えて、外国語書面に拡大先願の効果が発生するとしている¹⁰。

ここで、外国語書面に記載されているものの翻訳文に記載されていない発明について、拡大先願の効果が発生するか否かが問題となるが、特許法第 29 条の 2 には、拡大先願の効果が発生する基準となる願書に最初に添付した明細書等について、「第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面」（下線部追加）と規定されており、また、審査基準においては「外国語書面出願等が他の出願である場合は、これら他の出願の拡大先願の効果は原文から発生するので、最終的には、引用した他の出願の原文の記載箇所を指摘できなければならない。」（下線部追加）（審査基準第 III 部第 3 章 6.1.4(3)）とあり、外国語書面のみ記載されている発明（翻訳文に記載されていない発明）にも、拡大先

⁹ パリ条約上は明記されていないが、パリ条約の優先権は、出願日の確定に十分な出願に対して生じる（パリ条約 4 条 A(3)）。そして、外国語書面出願の出願日は、外国語書面を添付した願書が提出された日（特許法第 38 条の 2）である。したがって、外国語書面出願におけるパリ条約の優先権の効果を享受できる範囲は、出願日の認定に十分と言える前記願書の提出にあたって添付された外国語書面に基づき発生すると考えられる。

¹⁰ 「外国語書面出願が先願である場合も、その出願日において発明の内容を開示して提出された書面である外国語書面が後日出願公開等により公開されれば、外国語書面に記載された発明と同一の後願の発明は、社会に対し新規な発明を公開することにはならない。この点では、外国語書面出願も通常の特許出願と変わらないため、出願公開等がされた先願の外国語書面出願の外国語書面に記載されている発明と同一発明についての後願は拒絶されることとした。」（特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 22 版〕」第 94 頁（発明推進協会、2022 年））

願の効果が発生するといえる。

この点について、「新・注解 特許法（第2版）」には、外国語書面に記載された事項であれば、その後提出された翻訳文に記載されていなくても、拡大先願の効果が発生すると明記されている¹¹。しかし同文献では、この点を「先願がパリ条約による優先権の主張を伴う特許出願である場合に、第一国出願の出願書類全体とわが国への出願の当初明細書等との双方に開示された発明に関してだけ先行技術効果が発生させていることと大きく相違する。」とした上で、その相違の理由として、「パリ条約における第一国はあくまでも外国の出願であり、いろいろな言語で出願書類が作成され得るのに対して、外国語書面出願はあくまでもわが国の出願であり、外国語書面の作成も経済産業省令で定める外国語（2016年現在、英語のみ）でのみ認められることに鑑みたものと考えられる。」と述べており、外国語書面出願の言語として英語以外も全て認められるようになった現在においては、同文献に記載された理由をそのまま採用できない可能性があることに留意が必要である。

（ii）国内優先権の主張の基礎

特許法第41条は、国内優先権の主張及びその効果について規定したものである。外国語書面出願は、翻訳文の提出がなくとも、願書を提出した時点で正規の特許出願として受理されたものであるから、国内優先権の主張の基礎として認められており、その出願日に提出された外国語書面に記載された発明に基づいて国内優先権の効果が発生する。

（6）外国語書面出願における明細書等の補正・訂正

（i）補正の対象となる書面

外国語書面出願においては、願書に添付した明細書等とみなされる翻訳文が補正の対象となる。外国語書面及び外国語要約書面は、補正をすることができない（特許法第17条第2項）。

¹¹ 「先願が外国語書面出願（特36条の2）である場合には、外国語書面が本条の「願書に最初に添付した明細書等」であり（本条括弧書）、外国語書面に記載された発明に先行技術効果が認められる。出願日において発明の内容を開示して提出された書面は外国語書面であるため、外国語書面に先行技術効果を認めたものである。すなわち、外国語書面出願が先願である場合も、その出願の日に提出された外国語書面が後日公開されれば、外国語書面に記載された発明と同一の後願発明は、社会に対して新規な発明を公開することにはならず、この点では、通常の出願と変わらないからである。したがって、外国語書面に記載された事項であれば、その後提出された翻訳文に記載されていなくても、先行技術効果を有することになる。つまり、翻訳文には開示されず、外国語書面に外国語で開示された発明について先行技術効果が発生する。」（中山信弘＝小泉直樹編「新・注解 特許法〔第2版〕【上巻】」第339頁（2017年、青林書院）

(ii) 誤訳の訂正

外国語書面出願について、誤訳の訂正を目的として補正を行う際には、手続補正書ではなく、誤訳訂正の理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。併せて所定の手数料（19,000 円）の納付が義務付けられている¹²。なお、誤訳訂正書による補正には、通常の補正を含めてよいことになっている（審査基準第 VII 部第 2 章 4.1.3）。

(iii) 特許された発明の訂正

訂正審判若しくは無効審判又は特許異議の申立てにおける訂正請求においては、実質的に特許請求の範囲を拡張、変更しないなどの所定の要件を満たすものに限り、外国語書面の記載に基づき誤訳の訂正が認められる（特許法第 126 条第 1、5、6 項、同法第 134 条の 2 第 1、9 項、同法第 120 条の 5 第 2、9 項）。

(7) 外国語書面出願に係る拒絶理由・異議理由・無効理由

(i) 原文新規事項

外国語書面出願について、明細書等に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でないもの（原文新規事項）を含む場合は、拒絶理由となる（特許法第 49 条第 6 号）。また、原文新規事項の追加は、異議理由（特許法第 113 条第 1 項第 5 号）及び無効理由（特許法第 123 条第 1 項第 5 号）となる。

(ii) 翻訳文新規事項の追加

外国語書面出願について、翻訳文に記載されていない新規事項を追加する補正は、誤訳訂正による場合を除き、拒絶理由となる（特許法第 17 条の 2 第 3 項）。なお、翻訳文に記載されていない新規事項を追加する補正は、異議理由及び無効理由とはされていない（特許法第 113 条第 1 号、同法第 123 条第 1 項第 1 号）。これは、外国語書面に記載した事項の範囲内である場合は誤訳訂正書によるべきところを手続補正書により行ったに過ぎない形式的瑕疵に過ぎず、これを異議理由及び無効理由とすることは特許権者にとって酷であるという理由による。

¹² 特許法別表（第 195 条関係）第 10 号（19,000 円）に掲げる金額の範囲内において政令（特許法等関係手数料令第 1 条第 2 項第 10 号）で定める額。

(8) 外国語書面出願制度の利用状況

外国語書面出願制度の 2019 年から 2024 年までの出願件数は、図表 1-1 に示すとおりである（特許行政年次報告書 2025 年版統計・資料編から抜粋）。

【図表 1-1】 外国語書面出願制度による出願件数¹³

	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
出願件数	307,969	288,472	289,200	289,530	300,133	306,855
外国語書面出願件数	10,005	9,396	10,675	12,085	13,337	14,194
全出願に占める外国語書面出願の割合	3.2%	3.3%	3.7%	4.2%	4.4%	4.6%

(9) 外国語による出願の翻訳コスト

特許分野における英日翻訳は、一般的に、「訳文基準（日本語の文字数）」又は「原文基準（英語のワード数）」により料金計算されるが、多くの翻訳会社は、「原文基準（英語のワード数）」により翻訳費用を計算している。

一般社団法人日本翻訳連盟のウェブサイト¹⁴によると、特許明細書の英語から日本語への翻訳において、英語 1 ワード当たりの平均翻訳費用は、26 円とされている。

(10) PCT 条約に係る外国語特許出願の国内移行

PCT 条約に係る、日本を指定国に含む外国語でされた特許出願（外国語特許出願）は、国際出願日にされた特許出願とみなされ（特許法第 184 条の 3 第 1 項）、日本国特許庁に対して国内移行手続を行うことができる。

外国語特許出願の出願人は、国内移行に際して、優先日から 2 年 6 月の国内書面提出期間（本期間満了前 2 月から満了日までに国内移行に係る書面を提出した場合は、当該書面の提出日から 2 月（翻訳文提出特例期間）以内）に、外国語特許出願の明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る）及び要約の日本語による翻訳文（明細書等翻訳文）を提出¹⁵する必要がある（特許法第 184 条の 4 第 1 項）、当該明細書等翻訳文が当初明細書等

¹³ 特許庁「特許行政年次報告書 2025 年版」(p.100)

¹⁴ (一財)日本翻訳連盟「翻訳料金（クライアント企業の翻訳発注価格）の目安」 <https://www.jtf.jp/tips/price> [最終アクセス日：2026 年 3 月 17 日]

¹⁵ 外国語特許出願の出願人が PCT 条約第 19 条の規定に基づく補正をしたときは、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる（特許法第 184 条の 4 第 2、6 項）。

とみなされ、その後の審査及び設定登録の対象となる（特許法第 184 条の 6 第 1 項）。

上記期間内に明細書等翻訳文の提出がなかった場合は、みなし取り下げになる（特許法第 184 条の 4 第 3 項）が、当該未提出が故意でない場合は、原則明細書等翻訳文を提出することができるようになった日から 2 月以内、かつ、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間の経過後 1 年以内に、回復理由書と共に翻訳文を提出することができる（特許法第 184 条の 4 第 4 項、特許法施行規則第 38 条の 2 第 2～7 項）。

PCT 条約に係る特許出願（以下「PCT 出願」という。）についての最近の動向として、令和 7 年（2025 年）7 月 1 日に PCT 規則が改正され¹⁶、受理官庁が求める要約及び図面の説明の翻訳文の言語の明確化（第 26 規則 26.3 の 3）、手続書類の完全電子化（第 89 規則の 2）、英語・仏語以外の国際公開言語への対応（第 92 規則）がなされた。

2. 諸外国の外国語書面による出願制度

（1）米国

（i）非公用語による出願

米国では、非仮出願・仮出願ともに、英語以外の言語での出願が認められており、言語の制限は設けられていない（特許規則 § 1.52 (d)）。ただし、英語以外の言語で非仮出願を行う場合、出願人は、英語による翻訳文の提出、翻訳が正確である旨の陳述書の提出及び追加の処理手数料が必要とされる（特許規則 § 1.52 (d)）。なお、追加の処理手数料は、令和 7 年 1 月 19 日の値上げ改定後、小規模事業体¹⁷が 60 ドル（改訂前 56 ドル）、微小事業体¹⁸が 30 ドル（改訂前 28 ドル）、それ以外の場合が 150 ドル（改訂前 140 ドル）¹⁹である（特許規則 § 1.17 (i)）。また、出願人は、出願時に翻訳文等を提出しなかった場合は、指定された期間に翻訳文を提出する必要がある。この指定期間の具体的な長さについて米国特許商標庁が正式に公開した資料は存在しないが、通常、他の書類の欠落に対する指定期間と同じ 2 月²⁰とすることが多いようである。

¹⁶ 特許庁「令和 7 年 7 月に発効する特許協力条約に基づく規則（PCT 規則）の改正の概要」<https://www.ipjo.go.jp/system/patent/pct/kisoku/kaisei/pct202507.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 17 日]

¹⁷ 小規模事業体（Small Entity）：微小事業体に該当しない、中小企業（概ね 500 人以下。正確には、SBA 基準（<https://www.sba.gov/federal-contracting/contracting-guide/size-standards>）を参照）、個人及び非営利団体を指す。詳細は特許規則 1.27 参照。

¹⁸ 微小事業体（Micro Entity）：小規模事業体（Small Entity）に該当し、所得や出願件数が一定以下等の要件を満たす個人・団体、及び、小規模事業体に該当し、所属や支援等に係る要件を満たす個人を指す。詳細は特許規則 1.29 参照。

¹⁹ USPTO 料金表 <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule> [最終アクセス日：2026 年 3 月 17 日]

²⁰ 例えば、出願の手数料の納付等（MPEP 601.01(b)(d)）や、非英語による宣誓等（MPEP 602.06）の期間は 2 月である。

また、米国は特許法条約（PLT）に加盟している（条約第 23 条第 1 項に基づき、出願の単一性に関する手続の適用について留保している。）。

特許規則 § 1.52 (d) ²¹特許法第 111 条の非仮出願又は仮出願は、英語以外の言語によることができる。

(1) 非仮出願

特許法第 111 条 (a) の非仮出願が英語以外の言語で提出される場合は、その非英語出願についての英語翻訳文及びその翻訳が正確である旨の陳述書及び § 1.17 (i) に記載されている処理手数料が必要とされる。これらのものが出願と同時に提出されなかった場合は、出願人に対し、通知が行われ、かつ、放棄を避けるためにこれらが提出されなければならない期間が与えられる。

特許規則 § 1.17 (i) 処理手数料

(1) 本項に言及する次の条項の 1 に基づいて処置するための処理手数料

表 13 (i)(1)に関して

微小事業体 (§1.29) の場合	\$30.00
小規模事業体 (§1.27 (a)) の場合	60.00
小規模事業体又は微小事業体以外の場合	150.00

表の注：

• • •

§1.52(d)－英語以外の言語による明細書が提出された非仮出願の処理

• • •

(ii) 誤訳の訂正

最初に提出された非英語による米国出願に基づいて誤訳の訂正が可能である

(特許審査手続便覧 (MPEP : Manual of Patent Examining Procedure) 2163.07II)。

誤訳訂正に特有の手続は規定されていない。

特許審査手続便覧 2163.07II 明らかな誤謬

• • •

最初に提出された米国出願が非英語であってその英語訳が特許規則第 1.52 条 (d) に従って提出された場合でその英語訳に誤りが存在する場合、出願人は最初に提出された非英

²¹ 以降に記載の外国法令等の記載は、特に断りがない限り、日本特許庁ウェブサイト (<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>) [最終アクセス日：2026 年 3 月 17 日] 又は WIPO のウェブサイト (<https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/texts/index>) [最終アクセス日：2026 年 3 月 17 日] に掲載された仮訳（その後の改正があった場合は本仮訳に準拠した和訳）を記載した。

語の米国出願に依拠して同文の誤謬の補正を裏付けることができる。

(iii) その他

PCT 出願の国内移行における翻訳文提出期間は、優先日から 30 月である（特許法 371 条 (b)）。また、優先日から 30 月を超えた場合であっても、追加手数料の納付を条件として、補充通知に指定の期間内であれば翻訳文の提出が認められる（特許法 371 条 (d)、特許規則 §1.495 (C) (2)）。

特許法 371 条 国内段階：開始 (b)

・・・国内段階は、条約第 22 条 (1) 若しくは (2) 又は第 39 条 (1) (a) に基づく適用期間の満了をもって開始するものとする。

特許法 371 条 国内段階：開始 (d)

(c) (1) に記載した国内手数料、(c) (2) に記載した翻訳文及び (c) (4) に記載した宣誓書又は宣言書に関する要件は、国内段階の開始日又は長官が定めるそれより後の時期までに満たされなければならない。(c) (2) に記載した国際出願の写しは、国内段階の開始日までに提出されなければならない。当該要件の充足不履行は、当事者によるその出願の放棄であるとみなされる。(c) (1) に記載した国内手数料又は (c) (4) に記載した宣誓書若しくは宣言書に関する要件が国内段階の開始日までに充足されていない場合は、それらを受理する条件として、割増金の納付を要求することができる。(c) (3) の要件は、国内段階の開始日までに充足されなければならない、その不履行は、条約第 19 条に基づいて行われた、国際出願のクレームについての補正の取消とみなされる。(c) (5) の要件は、長官が定める期間内に満たされなければならない、その不履行は条約第 34 条 (2) (b) に基づいて行われた補正の取消とみなされる。

特許規則 § 1.495 アメリカ合衆国における国内段階への移行 (C) (2) (c) (1) に基づく通知書は、出願の放棄を回避するためには、出願人が提出していなかった翻訳文、§ 1.492 (b) に記載されている調査手数料、§1.492 (c) に記載されている審査手数料及び § 1.492 (j) によって要求される出願サイズ手数料を提出しなければならない期間を定める。

PCT 条約第 22 条 指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払

(1) 出願人は、優先日から三十箇月を経過する時までに各指定官庁に対し、国際出願の

写し（第二十条の送達が既にされている場合を除く。）及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う。出願人は、指定国の国内法令が発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合において、それらの事項が願書に記載されていないときは、当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁に対し、優先日から三十箇月を経過する時までそれらの事項を届け出る。

(2) 国際調査機関が第十七条(2)(a)の規定に基づき国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合には、(1)に規定する行為をすべき期間は、(1)に定める期間と同一とする。

(3) 国内法令は、(1)又は(2)に規定する行為をすべき期間として、(1)又は(2)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。

PCT 条約第 39 条 選択官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払

(1)(a) 締約国の選択が優先日から十九箇月を経過する前に行われた場合には、第二十条の規定は、当該締約国については適用しないものとし、出願人は、優先日から三十箇月を経過する時まで各選択官庁に対し、国際出願の写し（第二十条の送達が既にされている場合を除く。）及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う。

(b) 国内法令は、(a)に規定する行為をするため、(a)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。

(2) 第十一条(3)に定める効果は、出願人が(1)(a)に規定する行為を(1)(a)又は(b)に規定する当該期間内にしなかつた場合には、選択国において、当該選択国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもつて消滅する。

(3) 選択官庁は、出願人が(1)(a)又は(b)の要件を満たしていない場合においても、第十一条(3)に定める効果を維持することができる。

・ 出願人は、特許性に関する重要な情報について誠実に開示する義務（IDS：Information Disclosure Statement）により（特許規則 1.56 (a)）、英語以外の情報を英訳し、関連性について簡潔な説明をする必要がある。

特許規則 1.56 特許性に関する重要情報の開示義務

(a) 特許は本質的に、公共の利益によって影響を受ける。出願が審査される時に、特許商標庁が特許性に関する全ての重要情報を知り、かつ、その内容を評価する場合におい

て、公共の利益は最大に満たされ、最も有効な特許審査が生じる。特許出願及びその手続の遂行に関与する各個人は、特許商標庁に対する折衝において率直かつ誠実であることの義務を負い、その義務は、本項において定義される特許性にとって重要であることが当該人に分かっている全ての情報を特許商標庁に開示する義務を含む。・・・

(2) 欧州特許庁

ユーザーの翻訳コストの低減につながる施策（ロンドン・アグリーメントや欧州単一特許制度における翻訳文の提出）については、後述の（3）参照。

(i) 非公用語による出願

欧州特許出願では、欧州特許庁の公用語（英語・フランス語・ドイツ語）以外の言語での出願が認められており、言語の制限は設けられていない（欧州特許条約第 14 条 (2)）。なお、欧州特許庁は特許法条約（PLT）に署名しているが、加盟はしていない。

欧州特許条約第 14 条 欧州特許庁、欧州特許出願及びその他の書類の言語

(1) 欧州特許庁の公用語は、英語、フランス語及びドイツ語とする。

(2) 欧州特許出願は、これらの公用語のうちの何れか 1 の言語で提出するものとし、又は、他の言語でされた場合は、施行規則に従って何れか 1 の公用語に翻訳する。欧州特許庁における手続を通して、その翻訳文は、出願時の原文に一致させることができる。要求されている翻訳文が所定の期間内に提出されなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

(ii) 翻訳文の提出

出願人は、英語・フランス語・ドイツ語いずれか一の公用語による翻訳文を提出しなければならない（欧州特許条約第 14 条 (2)）。翻訳文は欧州特許出願から 2 月以内に提出する（施行規則 6 (1)）。なお、英語、フランス語又はドイツ語以外の言語を公用語とする欧州特許条約の締約国に住所を有する者等は、当該締約国の公用語による書類を期限内に提出した場合は、それからさらに 1 月以内に欧州特許庁の公用語による翻訳文を提出することができる（欧州特許条約第 14 条 (4)、施行規則 6 (2)）。また、出願人は、出願から 2 月以内に翻訳文を提出しなかった場合であっても、欠陥の通知から 2 月以内であれば、翻訳文を提出することができる（施行規則 58）。

欧州特許庁は、出願人に、原本と翻訳文とが一致している旨の証明書を要求することができる（施行規則 5）。

なお、欧州特許の明細書は手続言語のみで公開されるが、クレーム（特許請求の範囲）はさらに他の2の公用語による翻訳文を含めなければならない、許可予告から4月以内に翻訳文を提出しなければならない（欧州特許条約第14条（6）、施行規則71（3））

欧州特許条約第14条 欧州特許庁、欧州特許出願及びその他の書類の言語

(3) 施行規則に別段の定めがある場合を除き、欧州特許出願がされたときの欧州特許庁の公用語又は欧州特許出願が翻訳されたときの欧州特許庁の公用語は、欧州特許庁におけるすべての手続において手続言語として用いる。

(4) 英語、フランス語又はドイツ語以外の言語を公用語とする締約国に住所又は営業の本拠地を有する自然人又は法人並びに外国に居住する当該締約国の国民は、当該締約国の公用語で、期限内に提出しなければならない書類を提出することができる。ただし、施行規則に従い欧州特許庁の公用語による翻訳文を提出する。欧州特許出願を構成する書類以外の書類が規定されている言語で提出されなかった場合又は要求された翻訳文が期間内に提出されなかった場合は、当該書類は、提出されなかったものとみなす。

(5) 欧州特許出願は、手続言語で公開する。

(6) 欧州特許の明細書は、手続言語で公開するものとし、この明細書は、欧州特許庁の他の2の公用語によるクレームの翻訳文を含む。

(7) 次のものは、欧州特許庁の3の公用語で発行する。

(a) 欧州特許公報

(b) 欧州特許庁公報

(8) 欧州特許登録簿への記入は、欧州特許庁の3の公用語で行う。疑義のある場合は、手続語による記入を真正なものとする。

施行規則5 翻訳文の証明

書類の翻訳文を要求する場合は、欧州特許庁は、翻訳文が原本と一致している旨の証明書を指定する期間内に提出するよう要求することができる。期限内に証明書が提出されなかった場合は、別段の定めがあるときを除き、その書類は提出されなかったものとみなす。

施行規則6 翻訳文の提出及び手数料の削減

(1) 第14条（2）に基づく翻訳文は、欧州特許出願から2月以内に提出する。

(2) 第14条（4）に基づく翻訳文は、それに係る書類の提出から1月以内に提出する。

この規定は、第105a条に基づく請求に対しても適用する。書類が異議申立若しくは審判請求の通知書、審判請求理由陳述書又は再審理申請書である場合において、当該の通知

書、陳述書又は申請書を提出するための期間が前記期間より後に満了するときは、翻訳文は、その期間内に提出することができる。

施行規則 57 方式要件に関する審査

欧州特許出願に出願日が付与された場合は、欧州特許庁は、第 90 条(3)に従って、次の条件が満たされているか否かについて審査する。

(a) 第 14 条(2), 規則 36(2)第 2 文又は規則 40(3)第 2 文に基づいて要求される出願の翻訳文が所定の期限内に提出されていること

．．．

施行規則 58 出願書類における欠陥の補充

欧州特許出願が規則 57 (a) から (d) まで、(h) 及び (i) の要件を満たしていない場合は、欧州特許庁は、その旨を出願人に知らせ、かつ、同人に対し、指摘した欠陥を 2 月以内に補充するよう求める。明細書、クレーム及び図面は、当該欠陥を補充するのに十分な範囲に限り、補正することができる。

施行規則 71 審査手続

(3) 審査部は、欧州特許を付与する旨の決定をする前に、出願人に対し、特許の付与を意図する正文及び関係する書誌的データを通知する。この通知において、審査部は出願人に対し、4 月の期間内に、付与及び公告のための手数料を納付するよう、かつ、その手続言語以外の 2 の欧州特許庁の公用語によるクレームの翻訳文を提出するよう求める。

(iii) 誤訳の訂正

欧州特許条約では、欧州特許庁における手続を通して、翻訳文を出願時の原文に一致させることができると規定されており（欧州特許条約第 14 条 (2)）、誤訳の訂正は、外国語の原文の範囲で可能である。

(iv) 英国、ドイツ及びフランスにおける欧州特許に関する事項²²

(a) 有効化

英国、ドイツ及びフランスの国別に特許を有効化（バリデーション）する場合は、2008

²² 後述する第 3 節の「1. ロンドン・アグリーメント」、「2. 欧州単一特許制度」も参照

年5月1日以降、ロンドン・アグリーメントに基づき、自国の公用語以外の言語で付与された欧州特許の英語による翻訳文は要求されない。

なお、ドイツ又はフランスは、欧州単一特許制度に参加しており、2023年6月1日以降、単一効特許の申請によって両国を含めた特許の有効化をすることもできる。この場合は、当面の間（6～12年）、翻訳文（フランス語又はドイツ語で特許付与の場合は英語への全文翻訳文。英語で特許付与の場合は欧州連合（EU）のいずれかの言語への全文翻訳文）の提出が必要である。

（b）正文²³

（英国）

英国において、欧州特許の申請言語がフランス語又はドイツ語であるときは、英語による翻訳文は、英語に翻訳された特許又は出願がフランス語又はドイツ語による特許又は出願の与える保護よりも狭い範囲の保護を与えることを条件として、特許の取消手続以外の何れかの国内手続の目的で正本とみなされる。訂正翻訳文の提出は認められる。ただし、最初の翻訳文ではなく訂正翻訳文による特許（又は特許出願）に対する侵害行為では、侵害行為前に訂正翻訳文が英国知的財産庁によって公開されていない又は被疑侵害者に送達されていない場合には、訴訟を提起することができない。更に、最初の翻訳文による特許権（又は特許出願）は侵害しないが訂正翻訳文では侵害する行為を善意で開始していた者、及び善意で同行為の有効で真摯な準備を行っていた者は、同行為を継続する権利を有し、侵害とみなされない。

（ドイツ）

欧州特許庁に対する申請言語による原文は、ドイツを指定する欧州特許の正文とみなされる。

欧州特許出願がドイツにおいて訴訟の対象となり、その出願の全文がドイツ語で公開されていない場合、裁判所は、いつでも明細書全文のドイツ語による翻訳文の提出を要求できる。

（フランス）

欧州特許出願の原文又は欧州特許庁の公用語（英語、フランス語及びドイツ語）による欧州特許の原文が正文となる。クレームのフランス語による翻訳文による保護範囲が原文

²³ 欧州単一効特許については、参加国の全てにおいて特許付与時の言語が正文となり、また、特許異議はEPOが専属、特許無効や権利侵害の訴訟は欧州統一特許裁判所が専属で判断することになり、欧州単一特許制度の参加国間で差が生じないため、ここでは国別に特許を有効化（バリデーション）した場合について述べる。

のものと比較して狭い場合には、翻訳文が正文となる。ただし出願人はいつでも、訂正した翻訳文を提出する権利を有し、訂正翻訳文の公開日又は被疑侵害者に送達された日から効力を有する。

また、フランスでは、フランス語でない欧州特許に関して紛争が生じた場合、被疑侵害者又は裁判所から請求があれば、特許権者は、自己負担で特許のフランス語による完全な翻訳文を提出する。

(c) 仮保護

英国、ドイツ及びフランスにおける公開後の欧州特許出願には、欧州特許条約第 67 条 (1) に規定される権利 (仮保護) が与えられる。出願公開の効果として発生する権利であり、この点では日本の補償金請求権に相当する。なお、仮保護の権利に関しては、各指定国で要件を定めることができる。

欧州特許条約第 67 条 公開後の欧州特許出願により与えられる権利

(1) 欧州特許出願は、その公開の日から、欧州特許出願で指定されている締約国において、第 64 条により与えられる保護と同一の保護を出願人に仮に与える。

(英国)

英国を指定国とする欧州特許出願は、英国国内特許出願とみなされる。特許権者は、欧州特許出願の公開から英国における特許付与までの間の英国内における行為について付与後に侵害者に対して損害賠償を請求することができる。ただし、欧州特許庁によりフランス語又はドイツ語によって公開された欧州特許の場合には、英語翻訳文が英国知的財産庁により公開され、更に所定の手数料が支払われた場合に限り、この仮保護を目的とする公開として扱われる。これに代えて、出願人は、特許請求の範囲の英語翻訳文を被疑侵害者に直接送付することもできる。

(ドイツ)

ドイツでは、欧州特許出願の公開によって、欧州特許条約第 67 条 (1) の規定による保護が出願人に与えられることはない。ただし自己が実施する発明が欧州特許出願に係る発明であることを知ったか又は知るべきであったにもかかわらず、その発明を実施していた者に対して、出願人は、出願公開後、合理的な補償金を請求することができる。ただし、欧州特許出願がドイツ語で公開されなかった場合、出願人は、ドイツ特許商標庁によってドイツ語による翻訳文が公開された日又は被疑侵害者にドイツ語による翻訳文が送付された日以降に限り、補償金を請求できる。翻訳文を公開するためには、公開の請求日から 1 か

月以内に手数料を支払わなければならない、支払わなければ翻訳文は提出されなかったものとみなされる。補償金請求権は、通常、利害関係人が侵害行為及び侵害者を知ってから3年経過後に時効となる。ただし、補償金請求権は、特許付与後1年に限り存在する。

(フランス)

特許付与前にフランス域内で侵害行為があった場合に侵害訴訟を提起する権利は、欧州特許出願の公開日から存在する。ただし、出願がフランス語によるものでない場合、訴訟提起権は、フランス特許庁に提出されたフランス語翻訳文が公衆の閲覧に供された日（公報により公開された日）又は被疑侵害者に通知された日からのみ存在する。

訂正翻訳文が提出された欧州特許出願に係る発明を善意で実施していた者、又は発明を実施するための真摯かつ有効な準備を行っていた者は、原翻訳文で侵害とならず訂正翻訳文では侵害となる場合、訂正翻訳文が効力を生じた後であっても、無償でその発明の実施を継続する権利を有する。

(v) その他

PCT 出願の欧州域内移行における翻訳文提出期間は、優先日から31月である（施行規則159(1)、同(1)(a)）。

施行規則 159 指定官庁又は選択官庁としての欧州特許庁－欧州段階への移行の要件

(1) 第153条に基づく国際出願に関しては、出願人は、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から31月以内に次の行為をする。

(a) 該当する場合は、第153条(4)に基づいて要求される国際出願の翻訳文を提出すること

...

欧州特許登録簿への記入は、欧州特許庁の3つの公用語で行われ、疑義のある場合は、手続言語による記入が真正とされる（欧州特許条約第14条(8)）。

欧州特許条約第14条 欧州特許庁、欧州特許出願及びその他の書類の言語

(8) 欧州特許登録簿への記入は、欧州特許庁の3の公用語で行う。疑義のある場合は、手続語による記入を真正なものとする。

欧州特許出願又は欧州特許の正本は、3つの公用語のうち出願人が手続に利用した言語による文書を正本とすることが欧州特許条約第70条(1)で規定されている。ただし、欧州特許庁の公用語ではない言語で出願がされる場合、その正本は、非公用語でされる出願

時における文書となる（欧州特許条約第 70 条（2））。

欧州特許条約第 70 条 欧州特許出願又は欧州特許の正本

(1) 手続語による欧州特許出願又は欧州特許の正文は、欧州特許庁及び各締約国におけるすべての手続において正本とする。

(2) ただし、欧州特許出願が欧州特許庁の公用語でない言語でされる場合は、その正本は、本条約に定義する意味において出願時における出願とする。

...

締約国は、出願等に対して、訂正翻訳文を提出することを許容しなければならないが、訂正翻訳文が提出された場合に、善意の実施者の保護を規定することができる（欧州特許条約第 70 条（4））

欧州特許条約第 70 条 欧州特許出願又は欧州特許の正本

(4) (3) に基づく規定を採用する如何なる締約国も、

(a) 出願人又は特許所有者が欧州特許出願又は欧州特許の訂正翻訳文を提出することを許容しなければならない。そのような訂正翻訳文は、第 65 条（2）及び第 67 条（3）に基づき当該締約国が定める条件が、必要な変更を加えることにより満たされるまでは、如何なる法的効果も有さない。

(b) その締約国において、ある発明を善意で実施し又は実施するために実際かつ誠実に準備をしていた者は、その実施が元の翻訳文における出願又は特許権の侵害を構成しない場合は、訂正翻訳文が効力を生じた後において、その業務において又は業務の必要のために無償でその実施を継続することができる旨を規定することができる。

(3) ドイツ

(i) 非公用語による出願

ドイツでは、ドイツ語以外の言語での出願が認められており、言語の制限は設けられていない（ドイツ特許法第 35a 条（1））。なお、ドイツは特許法条約（PLT）に署名しているが、加盟はしていない。

特許法第 35a 条（1）

出願書類又はその一部がドイツ語で作成されていない場合は、出願人は、出願後 3 月以

内にドイツ語翻訳文を提出しなければならない。ドイツ語翻訳文が、期限内に提出されない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

(ii) 翻訳文の提出

出願人は、原則として出願後 3 月以内にドイツ語による翻訳文を提出しなければならない（ドイツ特許法第 35a 条（1））。英語又はフランス語により出願された場合、出願人は、出願から 12 月以内又は優先日から 15 月以内に翻訳文を提出する（第 35a 条（2））。

特許法第 35a 条（2）

出願書類又はその一部が英語又はフランス語で作成されていた場合は、（1）第 1 文の定める期限は 12 月に延長される。ただし、出願日より前の日付が出願日として主張されている場合には、第 1 文の定める期限は、遅くとも、この日付の 15 月後に満了する。

(iii) 誤訳の訂正

誤訳の訂正について、特段の明文規定はない。

(iv) その他

出願に係る書類のドイツ語翻訳文は、弁護士・特許弁護士により証明されたものであるか公認翻訳者²⁴によるものでなければならない（特許規則第 14 条（1））。

特許規則第 14 条 ドイツ語翻訳文（1）

出願に関する一件書類の一部を構成する書類のドイツ語翻訳文は、弁護士若しくは特許弁護士により証明されたものであるか又は公認の翻訳者により翻訳されたものでなければならない。当該翻訳者の署名は、公式に証明されなければならない（民法典第 129 条）、かつ、当該人が当該目的で公式権限を付与されている旨も証明されなければならない。

PCT 出願の国内移行における翻訳文提出期間は、条約どおり、優先日から 30 月（PCT 条約第 22 条（1））である。

PCT 条約第 22 条 指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支

²⁴ ドイツ認証翻訳 <https://japan.diplo.de/ja-ja/service/uebersetzung-901042> [最終アクセス日：2026 年 3 月 17 日]

払

(1) 出願人は、優先日から三十箇月を経過する時までに各指定官庁に対し、国際出願の写し（第二十条の送達が既にされている場合を除く。）及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う。出願人は、指定国の国内法令が発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合において、それらの事項が願書に記載されていないときは、当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁に対し、優先日から三十箇月を経過する時までにそれらの事項を届け出る。

(2) 国際調査機関が第十七条（2）（a）の規定に基づき国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合には、（1）に規定する行為をすべき期間は、（1）に定める期間と同一とする。

(3) 国内法令は、（1）又は（2）に規定する行為をすべき期間として、（1）又は（2）に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。

（4）フランス

（i）非公用語による出願

フランスでは、フランス語以外の言語での出願が認められており、言語の制限は設けられていない（知的財産規則第 R612 条 21）。なお、フランスは特許法条約（PLT）に加盟している。

知的財産規則第 R612 条 21

提出される出願に含まれる明細書及びクレームは、フランス語以外の言語で作成することができる。

この選択肢が使用される場合、出願人には、書類のフランス語への翻訳文を 2 月以内に提供することが求められる。・・・

（ii）翻訳文の提出

出願人は、フランス語による翻訳文を出願後の 2 月以内に提出しなければならない（知的財産規則第 R612 条 21）。

(iii) 誤訳の訂正

誤訳の訂正については、特段の明文規定はない。

(iv) その他

フランスでは、フランスを指定国とした PCT 出願（ワシントン条約に基づいてなされる発明保護の国際出願）は、フランスへの特許出願ではなく、欧州特許条約（ミュンヘン条約）に規定される欧州への特許出願とみなされる（知的財産法第 L614 条 24）ため、PCT 出願を直接フランスに国内移行することはできない。

そのため、PCT 出願についてフランスで権利化したい場合は、欧州特許庁へ移行して登録査定を受けたうえで、フランスで有効化（バリデーション）する又は欧州単一特許制度における単一効特許の申請をする必要がある。

知的財産法第 L614 条 24

ワシントン条約に基づいてなされる発明保護の国際出願がフランスを指定又は選択している場合は、同出願は、ミュンヘン条約の規定が適用される欧州特許出願とみなされる。

(5) 英国

(i) 非公用語による出願

英国では、英語・ウェールズ語以外の言語での出願が認められており、言語の制限は設けられていない（特許規則 12 (8)）。なお、英国は特許法条約（PLT）に加盟している。

特許規則 12 第 14 条及び第 15 条に基づく特許の付与を求める出願 (8)

次の場合、すなわち、

(a) 特許出願を開始するために特許庁に提出された書類が、英語又はウェールズ語以外の言語による発明の説明であるもの又はそのように見えるものを含んでおり、かつ

(b) 出願人が、当該書類の英語又はウェールズ語への翻訳文を提出していない場合は、長官は、出願人に対し、翻訳文が必要である旨を通知するものとする。

(ii) 翻訳文の提出

出願人は、出願後の補充通知から 2 月以内に英語による翻訳文を提出しなければならない

い（特許規則 12（8）、特許規則 12（9）、審査マニュアル 14.47）。

特許規則 12 第 14 条及び第 15 条に基づく特許の付与を求める出願（9）

出願人は、そのように通知を受けたときは、通知の日直後に始まる 2 月の期間の満了前に、翻訳文を提出しなければならない。提出しなかった場合は、長官は、その出願を却下することができる。

審査マニュアル

14.47 r.8 で要求される優先権の主張の基礎とする出願書類の認証されたコピーを除いて、出願を構成する（または、その代替となる）全ての書類（図面を含む）は、英語またはウェールズ語でなければならない。オリジナルの書類が英語またはウェールズ語ではない場合、外国語の書類の英語への翻訳により、この要件を満たすことができる。

14.47.1 英語で出願しなければならないとする当該要件にもかかわらず、出願を意図する旨の表示、出願人を特定することができる表示（もしくは、出願人への連絡手段）が英語で提供される場合、明細書（もしくは明細書と思われるもの）が外国語であったとしても、出願日は認定される。外国語の明細書を含む出願に出願日が与えられる場合、r.14（1）に従わなかったことを出願人に通知しなければならない。長官は、この通知から 2 月以内（r.108（1）および r.108（5）により、長官の裁量で延長可能）に英語またはウェールズ語で明細書を出願人が提出しなかった場合、出願を却下することができる。

（iii）誤訳の訂正

誤訳の訂正について、特段の明文規定はない。

（iv）その他

長官は、提出された翻訳文の正確性についての証明を求めることができる（特許規則 115）。

特許規則 115 翻訳文の正確性の証明

長官は、法律又は本規則に従って何人かが特許庁に提出した書類の翻訳文の正確性について合理的な疑念を有するときは、

- （a）その疑念の理由を当人に通知するものとし、かつ
- （b）その翻訳文が正確であることを証明する証拠を提供するよう同人に要求することが

でき、
更に、同人が証拠を提供しない場合において、長官が適切と考えるときは、当該書類に関して更なる措置を取ることを差し控えることができる。

PCT 出願の国内移行における翻訳文提出期間は、優先日から 31 月である（特許規則 66 (1)）。

特許規則 66 国内段階の開始 (1)

第 89A 条 (3) (a) 及び (5) (a) 適用上の所定の期間は、次の日の直後に始まる 31 月とする。

- (a) 申し立てられた優先日がない場合は、出願日
- (b) 申し立てられた優先日がある場合は、その日

(6) 中国

(i) 非公用語による出願

中華人民共和国専利法実施細則第 3 条には、「専利法及び本細則に基づいて提出する各種の書類は中国語を使用しなければならない」と規定されており、外国語による出願は認められていない。

(ii) その他

PCT 出願の国内移行における翻訳文提出期間は、優先日から 30 月である。同提出期間は、期間延長費の支払によりさらに 2 月延長することが可能である（実施細則第 103 条）。また、誤訳訂正は、最初の国際出願書類の範囲で可能である（実施細則第 113 条）。

実施細則第 103 条

国際出願の出願人は、特許協力条約第二条にいう優先権日（本章では“優先権日”と略す）より 30 月以内に、国務院特許行政部門で中国国内移行手続きをしなければならない。出願人が当該期限内に同手続きを行わなかった場合、期限延長費を支払うことによって、優先権日より 32 月以内に中国国内移行手続きを行うことができる。

実施細則第 113 条

出願人は、提出した明細書、特許請求の範囲または図面中文字の中国語訳文にミスがあることを発見した場合、次に規定される期限内で最初の国際出願書類に基づいて訂正することができる。

(一) 国務院特許行政部門が発明特許出願の公開或いは実用新案特許権の公告に関する準備作業を完了する前

(二) 国務院特許行政部門が発行した発明特許出願が実体審査プロセスに入ったという通知書の受領日より 3 月以内

出願人は訳文のミスを訂正する場合、書面による請求を提出し、かつ規定された訳文訂正費を納めなければならない。

出願人は国務院特許行政部門よりの通知書の要求に基づいて訳文を訂正する場合、指定期限内で本条第二項に規定された手続きを行わなければならない。

期限が満了になっても規定手続きを行っていない場合、同出願が取り下げられたものとみなす。

(7) 韓国

(i) 非公用語による出願

韓国では、2015 年 1 月から非公用語による出願が認められており（特許法第 42 条の 3 第 1 項）、その言語としては英語のみとすることが施行規則において規定されている（施行規則第 21 条の 2 第 1 項）。

特許法第 42 条の 3（外国語特許出願等）第 1 項

特許出願人が明細書及び図面（図面のうち説明部分に限定する。以下、第 2 項及び第 5 項で同じ。）を韓国語ではない産業通商資源部令で定める言語で記載するという旨を特許出願をするとき特許出願書に記載した場合には、その言語で記載することができる。

施行規則第 21 条の 2（外国語特許出願の言語等）第 1 項

法第 42 条の 3 第 1 項にて“産業通商資源部令で定める言語”とは、英語を言う。

(ii) 翻訳文の提出

出願人は、優先日から 1 年 2 月以内に韓国語による翻訳文を提出しなければならない（特許法第 42 条の 3 第 2 項）。なお、出願人は、提出した翻訳文を、上記期限内かつ補正前・審査請求前であれば、差し替えることができる（特許法第 42 条の 3 第 3 項）。韓国語翻訳

文が提出された場合には、最初に添付した外国語の明細書及び図面を翻訳文の内容に補正したものとみなされる（特許法第 42 条の 3 第 5 項）。

特許法第 42 条の 3（外国語特許出願等）第 2 項

特許出願人が特許出願書に最初に添付した明細書及び図面を第 1 項による言語で記載した特許出願（以下、“外国語特許出願”という。）をした場合には、第 64 条第 1 項各号の区分による日から 1 年 2 ヶ月になる日までその明細書及び図面の韓国語翻訳文を産業通商資源部令で定める方法によって提出しなければならない。・・・

特許法第 42 条の 3（外国語特許出願等）第 3 項

③第 2 項により韓国語翻訳文を提出した特許出願人は、第 2 項による期限以前にその韓国語翻訳文に替えて新しい韓国語翻訳文を提出することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 1.明細書又は図面を補正（第 5 項により補正したものとみなす場合は除く。）した場合
- 2.特許出願人が出願審査の請求をした場合

特許法第 42 条の 3（外国語特許出願等）第 5 項

特許出願人が第 2 項による韓国語翻訳文又は第 3 項本文による新しい韓国語翻訳文を提出した場合には、外国語特許出願の特許出願書に最初に添付した明細書及び図面をその韓国語翻訳文に従って補正したものとみなす。・・・

(iii) 誤訳の訂正

出願人は、手数料を納付するとともに、韓国語翻訳文誤訳訂正書を提出することにより翻訳文の誤訳訂正を行うことができる。（施行規則第 21 条の 3 第 3 項）。出願書に最初に添付された明細書及び図面の範囲で誤訳訂正が可能である（特許法第 42 条の 3 第 6、参考：韓国審査基準第 5 部第 5 部第 5 章）。

特許法第 42 条の 3（外国語特許出願等）第 6 項

特許出願人は、第 47 条第 1 項により補正をすることができる期間に最終韓国語翻訳文の間違った翻訳を産業通商資源部令で定める方法によって訂正することができる。この場合、訂正された韓国語翻訳文に関しては、第 5 項を適用しない。

施行規則第 21 条の 3 第 3 項

法第 42 条の 3 第 6 項の規定により、韓国語翻訳文の誤った翻訳を訂正しようとする者は別紙第 17 号の 2 書式の韓国語翻訳文誤訳訂正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出し、「特許料等の徴収規則」（以下“徴収規則”という。）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 の規定による手数料を納付しなければならない。

1. 訂正事項に対する説明書 1 通
2. 代理人によって特許に関する手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通

(iv) その他

PCT 出願の国内移行における翻訳文提出期間は、優先日から 31 月である（特許法第 201 条第 1 項）。同提出期間は、請求により 1 月の延長が可能である（同但し書き）。

特許法第 201 条（国際特許出願の韓国語翻訳文）第 1 項

①国際特許出願を外国語で出願した出願人は、「特許協力条約」第 2 条 (xi) の優先日（以下、“優先日”という。）から 2 年 7 ヶ月（以下、“韓国内書面提出期間”という。）以内に次の各号の韓国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。ただし、韓国語翻訳文の提出期間を延長してほしいという旨を第 203 条第 1 項による書面に記載して韓国内書面提出期間満了日前 1 ヶ月からその満了日までに提出した場合（その書面を提出する前に韓国語翻訳文を提出した場合は除く。）には、韓国内書面提出期間満了日から 1 ヶ月となる日までに韓国語翻訳部を提出することができる。

1. 国際出願日までに提出した発明の説明、請求範囲及び図面（図面のうち説明部分に限定する。）の韓国語翻訳文
2. 国際特許出願の要約書の韓国語翻訳文

3. 各庁の外国語による出願制度等の対比

各庁の外国語による出願制度等の対比表を図表 1-2、1-3 に示す。

【図表 1-2】 各庁の外国語による出願制度等の対比表

	日本	米国	中国	韓国
外国語による出願	○ (特許法§36の2)	○ (特許規則§1.52(d))	× (実施細則§3)	○ (特許法§42の3)
明細書の言語	制限規定なし (PLT加盟国)	制限規定なし (PLT加盟国)	—	英語 (施行規則§21の2)

外国語出願において特に必要な手続（公用語出願と異なる点）	<ul style="list-style-type: none"> 日本語翻訳文（特許法§36の2②） 外国語書面出願の手数料（手数料令§1②二） 22,000円（公用語出願） 14,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 英語翻訳文 翻訳が正確である旨の陳述書 処理手数料（特許規則§1.17(i)） Large entity: \$150 Small entity: \$60 Micro entity: \$30 	—	<ul style="list-style-type: none"> 韓国語翻訳文（特許法§42の3②） 外国語電子出願の手数料（特許料等の徴収規則§2①—²⁵） 73,000₩（公用語出願） 46,000₩
翻訳文提出期間	優先日から1年4月（未提出の旨の通知からさらに2月）（特許法§36の2②③）	出願時に提出がない場合は、指定期間内	—	優先日から1年2月（特許法§42の3②） 上記期限内かつ補正前・審査請求前は差し替え可能（特許法§42の3③）
翻訳文の効果	願書に添付して提出した明細書及び図面、要約書とみなす。（特許法§36の2⑧）	（明文規定なし）	—	外国語特許出願の特許出願書に最初に添付した明細書及び図面を翻訳文の内容に補正したものとみなす。（特許法§42の3⑤）
誤訳の訂正が許される範囲	外国語書面（特許法§17の2③括弧書、§49条六）	最初に提出された非英語の米国出願（審査便覧2163.07II）	—	出願書に最初に添付された外国語により記した明細書及び図面（特許法§42の3⑥、施行規則§21の3③）
審査・権利化の対象（原本）	翻訳文（特許法§36の2⑧）	（明文規定なし）	—	翻訳文（審査基準5部5章）
誤訳の訂正の手続	<ul style="list-style-type: none"> 誤訳訂正書の提出（特許法§17の2②） 誤訳訂正書の手数料（手数料令§1②十） 	（明文規定なし）	—	<ul style="list-style-type: none"> 韓国語翻訳文誤訳訂正書の提出（施行規則§21の3③） 誤訳訂正の手数料

²⁵ 崔達龍国際特許法律事務所ウェブサイト (<https://www.choipat.com/menu31.php?id=110> [最終アクセス日：2026年3月17日]) の日本語訳を参照

	19,000円（通常無料）			(徴収規則§2①十の二) 71,000W+22,000W/請求項数（電子提出）
翻訳文提出期間及びその特例（PCT）	・優先日から30月（PCT§22） ・国内書面提出の日から2月	・優先日から30月（PCT§22）又は指定期間（特許規則§1.495(C)(2)） ・30月経過後の手数料（特許規則§1.492(i)） Large entity: \$150 Small entity: \$60 Micro entity: \$30	・優先日から30月（期間延長費の支払により32月に延長可）（実施細則§120,121） ・所定期間内に誤訳訂正が可能（実施細則§131） ・誤訳訂正の手数料 ²⁶ 審査前：CNY300 審査後：CNY1,200	優先日から31月（延長の請求により1月延長可）（特許法§201①）
その他	—	(IDSにより、英語以外の情報を英訳し、関連性について簡潔な説明をする必要がある。	—	—

【図表 1-3】 各庁の外国語による出願制度等の対比表 2

	欧州	ドイツ	フランス	英国
外国語による出願	○ (欧州特許条約§14(2))	○ (特許法§35a(1))	○ (知的財産規則 §R612-21)	○ (特許規則§12(8))
明細書の言語	制限規定なし	制限規定なし	制限規定なし (PLT加盟国)	制限規定なし (PLT加盟国)
外国語出願において特に必要な手続（公用語出願と異なる点）	・公用語（英独仏）いずれかによる翻訳文（欧州特許条約§14(2)） ・要求された場合、原本と翻訳文の一致している旨の証明書	ドイツ語翻訳文（特許法§35a(1)）	フランス語翻訳文（知的財産規則 §R612-21）	英語翻訳文（特許規則§12(8)、審査マニュアル 14.47）

²⁶ CNIPA ウェブサイト（英語版） <https://english.cnipa.gov.cn/col/col3000/index.html> [最終アクセス日：2026年3月17日]

	(施行規則§5)			
翻訳文提出期間	<ul style="list-style-type: none"> ・出願後2月 (施行規則§6(1)) (締約国に住所を有する者等が当該締約国の公用語による書類を期限内に提出した場合は、さらに1月) (欧州特許条約§14(4)、施行規則§6(2)) ・提出がない場合は、欠陥の通知から2月 (施行規則§58) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出願後3月 (特許法§35a(1)) ・英仏語の場合は出願後12月又は優先日から15月 (特許法35a条(2)) 	通知から2月 (知的財産規則§R612-21)	通知から2月 (特許規則§12(9))
翻訳文の効果	(明文の規定なし)	(明文規定なし)	(明文規定なし)	(明文規定なし)
誤訳の訂正が許される範囲	出願時の原文 (欧州特許条約§14(2))	(明文規定なし)	(明文規定なし)	(明文規定なし)
審査・権利化の対象 (原本)	(明文規定なし)	(明文規定なし)	(明文規定なし)	(明文規定なし)
誤訳の訂正の 手続	(明文規定なし)	(明文規定なし)	(明文規定なし)	(明文規定なし)
翻訳文提出期間及びその特例 (PCT)	優先日から31月 (施行規則§159(1))	優先日から31月 (PCT§39, DE通知 ²⁷⁾)	Euro-PCT経由のみ	優先日から31月 (特許規則§66(1))
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・非公用語出願の正本は、出願時における出願 (欧州特許条約§70(2)) ・訂正翻訳文が提出される場合の善意実施者の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・出願書類のドイツ語翻訳文は、弁護士、特許弁護士又は公認翻訳者による翻訳でなければならない 		翻訳文の正確性の証明を求めることができる (特許規則§115)

²⁷ WIPO PCT 応募者ガイド <https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=DE> [最終アクセス日：2026年3月17日]

	(欧州特許条約§70(4)(d))	(特許規則§14(1))		
--	-------------------	--------------	--	--

第2節 外国語による出願に対する国内ユーザーの要望

日本国特許庁に対する外国からの特許出願件数を見ると、中国からの特許出願が増加傾向であるものの、欧米からの出願件数は横ばい傾向にある。この一つの要因として、出願に際して、日本でしか使われない日本語への翻訳による翻訳コストが考えられる。

「デザイン経営プロジェクト」レポート²⁸（特許庁、2019年4月）には、日本での知財戦略を担う欧米企業のニーズ・課題について、「特許にならないものに翻訳コストをかけたくない」、「特許になることが予見できれば翻訳コストはいとわない」という意見が記載されている。

情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」²⁹（情報普及活用小委員会、2016年5月）には、翻訳に関する議論について下記のとおり記載されている。

- ・海外庁の文献は、日本語以外の言語で記載されているため、多くのユーザーにとって内容を理解するために時間を要することから、現在も中国語、韓国語の特許・実用新案文献に対して行っているように、機械翻訳を活用しつつ、日本語でアクセスできる環境の整備を進めていくべきである。
- ・今後は、海外庁のドシエ情報を一括して提供するワン・ポータル・ドシエ機能を平成28年度中に、我が国の出願に関する情報への固定アドレスサービスの提供、及び、庁内外で一元化したデータベースに全文テキストや分類検索といった基本的な機能を通じてアクセスする環境の整備を平成29年度中にリリースを目指して整備を進めていくとともに、機械翻訳のさらなる活用に向けて機械翻訳精度の向上等に向けた取組を引き続き進めていくべきである。
- ・機械翻訳については、様々な研究が実施されており当面は翻訳精度の向上が期待されることから、公的なサービスにおいては、ユーザーのアクセス時にその場で翻訳を行って翻訳文を提供することを原則とし、バルクでの機械翻訳文の提供を当面は実施しないこととすべきである。ただし、中国・韓国語文献の機械翻訳文については中国・韓国語の全文検索サービスの立ち上げが急務であったため、特許庁から民間事業者へバルクでの提供を開始したことから、当面は機械翻訳文のバルク提供を継続するべきである。

²⁸ 特許庁 「デザイン経営プロジェクト」レポート https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei.html（「5-3 デザイン経営プロジェクトチームの活動レポート」参照）〔最終アクセス日：2026年3月17日〕

²⁹ 情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」 <https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/jouhouhukyu-shoi/h28houkokusho.html>〔最終アクセス日：2026年3月17日〕

また、外国語書面出願制度の他庁との比較について述べた論文³⁰では、日本は、あらゆる外国語での特許出願が可能であり、外国語（英語を除く外国語も含む）の明細書等しか存在しない場合であっても、日本を第一国として外国語書面出願をすることによって、出願日や優先日の確保を図ることができる点は、ユーザーフレンドリーであると記載されている。

第3節 ユーザーの翻訳コストの低減につながる施策

1. ロンドン・アグリーメント

ロンドン・アグリーメントは、欧州特許付与後の各締約国における特許発効手続において、各国言語への翻訳文の提出要件を緩和することを目的とする協定であり、翻訳文作成費用の大幅な削減を狙うものである。

(1) 背景・経緯

従来の欧州特許条約においては、特許付与後、クレーム及び明細書の全文を、指定国の公用語に翻訳しなければならず（欧州特許条約第6条第1項）、翻訳コストが非常にかかるというユーザーからの不満があった。また、言語多様性を有する欧州において欧州特許条約の利用を促進するに当たり、主たる阻害要因は、この翻訳コストにあった。1999年にパリで開催された政府間会合において、欧州単一市場の発展と欧州の対外競争力強化のため、欧州特許条約をユーザーにとってより使いやすい制度にすることを目的とし、翻訳コストを50%削減させることを目標とした検討が開始された。

2000年10月にロンドンで行われた政府間会合において、「欧州特許条約における翻訳に関する議定書」が採択され、後に正式なものとして「EPC65条の適用に関する2000年10月17日の協定」（通称「ロンドン・アグリーメント」）が締結された。ロンドン・アグリーメントを発効させるためには、欧州特許条約の締約国全てがロンドン・アグリーメントに加盟する必要はなく、英国、ドイツ、フランスの主要国とその他5か国以上の加盟が必要であった。このうち、実務家等から導入に慎重な意見が出されたフランスが加盟せず、締結当初は発効されなかった。

³⁰ 弁理士会平成28年度特許委員会第1部会「各国の特許制度の比較に基づき日本の特許制度・実用新案制度の改正・改良へ向けて検討すべき事項」, パテント, Vol.70, No.10 (<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/2906> [最終アクセス日: 2026年3月17日])

その後、2008年1月にフランスの加盟が実現し、協定の締結から8年近く経過した2008年5月1日に発効した。なお、欧州特許条約の全締約国が利害を一にして自国公用語への明細書全文翻訳義務を免除することは現実上困難であるとの将来予測から、ロンドン・アグリーメントは、欧州特許条約の一部の締約国間での特別取決めという位置づけである。現在、ロンドン・アグリーメントには、(欧州特許条約)の締約国39か国のうち、23か国が加盟している。

(2) 内容

協定第1条において、加盟国ごとの協定適用の選択肢が規定されている。

- ・ 欧州特許庁の公用語（英語、ドイツ語、フランス語）を自国の公用語とする国は、自国の公用語による明細書翻訳文の提出を要求することができない（協定第1条（1））。
- ・ 欧州特許庁の公用語を自国の公用語としない国は、欧州特許庁の公用語の内のいずれか1つを指定して、その言語による明細書翻訳文の提出を要求することができる（同（2））。
- ・ 欧州特許庁の公用語を自国の公用語としない国は、自国の公用語によるクレーム翻訳文を要求することができる（同（3））。

なお、侵害訴訟等の紛争では、被疑侵害者又は裁判所などの求めに応じて各国公用語への翻訳文を提出する必要がある（協定第2条）。

ロンドン・アグリーメントにより翻訳が不要となる範囲と加盟国における協定の適用状況について図表1-4に示す。

【図表1-4】 ロンドン・アグリーメントにより翻訳が不要となる範囲

欧州特許条約で要求される翻訳	指定国移行手続で要求される翻訳	国名 (国数)
【出願段階】 クレーム：英、独、仏のうちいずれか1つ 明細書：同上 ↓	【協定1条（1）該当国】 クレーム：不要 明細書：不要	【協定1条（1）該当する国】 ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モナコ、スイス、英国（9）
【付与段階】 クレーム：英、独、仏（3つ） 明細書：出願段階の手続言語（1つ）	【協定1条（3）のみ適用する国】 クレーム：各国の公用語 明細書：不要	【協定1条（3）のみを適用する国】 ラトビア、リトアニア、スロベニア、マケドニア旧ユーゴ

		スラビア (4)
	【協定 1 条 (2) 及び (3) を適用する国】 クレーム：各国の公用語 明細書：英語	【協定 1 条 (2) 及び (3) を適用する国】 アルバニア、クロアチア、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、アイスランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデン (9)
	【ロンドン・アグリーメント未加盟国】 クレーム：各国の公用語 明細書：各国の公用語	【ロンドン・アグリーメント未加盟国】 オーストリア、ブルガリア、キプロス、チェコ、エストニア、ギリシャ、スペイン、イタリア、マルタ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、トルコ (16)

なお、ロンドン・アグリーメントに対し、フランスの弁理士会等の実務家の反応は必ずしも好意的ではなかったとの報告がある。同報告では、その理由の一つとして、代理人がクライアントに請求できる費用に少なからぬ影響を与えるおそれがあることが挙げられ、弁理士等への翻訳手数料減少への懸念の声があった。

(3) 効果

欧州委員会は、ロンドン・アグリーメントの施行前後での翻訳費用の試算結果を示している。試算の条件は、図表 1-5 に示されるとおりである。

【図表 1-5】 試算の条件

出願言語	英語	
ページ数	16 ページ (明細書)	4 ページ (クレーム)
翻訳費用	76 ユーロ/ページ (明細書)	85 ユーロ/ページ (クレーム)
指定国	13 か国 (DE、FR、GB、IT、ES、NL、SE、CE、BE、AT、DK、IE、FI)	

ロンドン・アグリーメントの施行前では、クレーム及び明細書について、ドイツ語、フランス語及びそれら 2 か国語を除く 6 か国の自国公用語（イタリア語、スペイン語、オランダ語、スウェーデン語、デンマーク語、フィンランド語）、つまり合計 8 か国語の翻訳が必要になり、全翻訳料は 12,448 ユーロになる。

ロンドン・アグリーメントの発効当時の加盟状況に基づく試算では、ロンドン・アグリーメントの施行後の全翻訳料は、8,800 ユーロになり、施行前と比較して約 30%削減される。なお、現在のロンドン・アグリーメントの加盟状況を鑑みると、さらなる翻訳費用の削減が見込まれる。

2. 欧州単一特許制度

欧州での特許権取得を求める者は、これまで、各国へ個別に出願及び登録手続を行うか、欧州特許庁へ出願し、保護を求める国ごとに登録手続及び特許料の納付を行う必要があった。また、欧州特許庁へ出願しても、出願は 1 つに統括されるが、権利化後は各国へ個別に出願する場合と同様に、特許料納付などの管理が国ごとに必要であり、各々の公用語への翻訳も原則必要であった。その結果、例えば 13 か国で欧州特許を取得する場合には、多くの翻訳費用により、米国の 10 倍以上に値する特許取得のための費用負担が生じていたとの報告がある。

なお、欧州特許条約の下では、上記した翻訳負担を削減するためのロンドン・アグリーメントが存在しているが、EU 加盟国のうち 16 か国は加盟しておらず、翻訳負担の軽減効果は十分ではなかった。

これに対し欧州単一特許制度では、欧州特許庁が特許性を認めた発明について、当該制度参加国にて統一的に効力を発する特許権、即ち単一特許の登録が認められる。

欧州単一特許制度では、欧州特許庁の公用語である英語、ドイツ語、フランス語のいずれかの言語によって審査が行われ、許可された特許は審査が行われた手続言語で公開された後、さらなる翻訳は要求されない（「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する 2012 年 12 月 17 理事会規則 (EU) No1260/2012」（翻訳言語規則）第 3 条）。

なお、侵害に対する訴訟を行う際には、被疑侵害者や裁判所の求めに応じて、それ以外の EU 加盟国の公用語に翻訳する必要がある（同規則第 4 条）。

また、欧州特許庁の公用語（英、独、仏）ではない EU 加盟国の公用語の 1 つによって欧州特許庁に特許出願をした出願人に対して、限度額までの範囲で翻訳費用を補償することが規定されている（同規則第 5 条）。

欧州単一特許制度は、欧州特許について、「単一効特許」制度と「統一特許裁判所」制度

とがパッケージとなった制度であり、統一特許裁判所（UPC：Unified Patent Court）協定の発効により 2023 年 6 月 1 日に開始された³¹。

2025 年 11 月現在、18 カ国（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロベニア、スウェーデン、ドイツ、ルーマニア）が批准している。

単一効特許を選択するメリットとしては、先述のとおり、手続と費用の面が挙げられており、単一効特許での権利化を選択し、EPO に対し、クレームの翻訳文（手続の言語がフランス語又はドイツ語の場合は英語訳文、手続きの言語が英語の場合は、EU の他の公用語³²での翻訳文³³）を提出し所定の費用を支払うことで、UPC 協定加盟国のすべてで単一の効力を有する特許権をワンストップで得ることができる³⁴。

なお、クレームの翻訳文については、制度の開始から 6～12 年間（移行期間）は翻訳文の提出が必要だが、その後は機械翻訳が高品質になることが見込まれていることから、不要になる予定である。

特許維持年金の観点からは、4 ヶ国以上で権利化する場合には、従来型欧州特許よりも単一特許の方が維持年金の総額が安くすみ、逆に、2、3 ヶ国のみで権利化を希望する場合には、従来型欧州特許を選択する方が費用面で有利となる³⁵との見方がある。また、単一効特許についてライセンスを提供すると、年金額を 15%減額することが可能となる。

3. 特許審査ハイウェイ

特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）は、各特許庁間の取決めに基づき、第 1 庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第 2 庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。

出願人は、PPH を申請する際に、第 1 庁（先行庁）の全てのオフィスアクションの写しと、その翻訳文、第 1 庁（先行庁）で特許可能と判断された請求項の写しと、その翻訳文等を提出する必要がある。しかし、オフィスアクション及び特許可能と判断された請求項の写しが、第 1 庁（先行庁）の提供するドシエ・アクセス・システム（電子的な審査結果

³¹ 河合利恵、「欧州単一特許制度の概説～制度開始から 1 年」、情報の科学と技術、Vol.74, No.9, 2024, pp352-356（特に p.352 参照）

³² 英語を除き 23 言語（EUR-Lex：<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/1958/1%281%29/2013-07-01/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 17 日]

³³ 欧州単一特許ガイドライン（UPG：Unitary Patent Guideline） 2.2.7. Translation https://www.epo.org/en/legal/guideline-s-up/2025/section_2_2_7.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 17 日]

³⁴ 脚注 31 に同じ（情報の科学と技術、Vol.74, No.9, 2024, pp.352-356）（特に p.353 参照）

³⁵ 脚注 31 に同じ（情報の科学と技術、Vol.74, No.9, 2024, pp.352-356）（特に p.353 参照）

交換システム)によって第2庁(後続庁)の審査官が閲覧できる場合、出願人は、これらの書類の提出を省略することが可能である。日本国特許庁が海外庁に対して提供しているドシエ・アクセス・システム(高度産業財産ネットワーク(AIPN: Advanced Industrial Property Network))を各庁が利用することで、現在多くの庁で、相手国に特許審査ハイウェイの申請をする際に、日本国特許庁のオフィスアクション及び特許可能と判断された請求項の写し並びにこれらの英語翻訳文については提出が不要となっている。

日本の出願人にとっては、翻訳にかかる負担、特にコスト負担は大きく、改善の要望がなされていた。さらに、オフィスアクションの翻訳文の提出はPPHの申請手続のみに課せられた要件であり、PPHを申請する出願人にとって追加的な負担となっていたため、これらの書類提出の省略による出願人のメリットは大きいとの意見がある。

4. 英文明細書を審査・登録する制度

日本と同様に公用語(準公用語も含む)が英語ではない国であって、英文明細書を審査・登録する(翻訳文の提出を求めない)制度を有している国について調査したところ、以下に例示するとおり、このような制度を有している国は一定数あることが分かった。

【公用語が英語ではない国であって、英文明細書を審査・登録する制度を有している国】

アラブ首長国連邦、イスラエル、カンボジア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ミャンマー、オランダ(請求項はオランダ語で提出する必要)、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド(特許請求の範囲のみアイスランド語の翻訳文が必要)、デンマーク(特許付与後に特許請求の範囲のデンマーク語の翻訳文が必要)ルクセンブルク(特許請求の範囲のみフランス語又はドイツ語の翻訳文が必要)

5. 裁判所における外国語の利用

近年の益々のグローバル化の流れを受けて、特許侵害などによる国際的な企業間紛争が多くなっている。

各国の裁判所の中には、例えば以下のとおり、国際的な紛争に対応すること等を目的として、外国語の利用に関する施策を実施又は検討しているところもある。

(1) 日本

日本では、2019年より、「知財司法に関する経済界と司法関係者のダイアログ」(法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会の司法関係者、並びに、日本経済団体連合会、日本知的

財産協会及び経営法友会の産業界関係者から構成)において、知財司法分野の魅力を高める方策について検討が重ねられ、その一環として、司法手続における外国語対応も論点となった。なお、この検討に関し、同年3月に、特許侵害などの知財訴訟で英語の使用を認める「国際裁判部」の新設が検討されていたとの報道もなされている³⁶。

本ダイアログは、2019年3、7、9月に開催され³⁷、「知財司法の魅力を高める「知財裁判所の更なる充実・強化」(提案)」(2019年9月)として、今後の検討が望まれる5つの方向性が産業界から示された³⁸。その方向性の一つに「方向性3 国際仲介を含む国際知財紛争に対する対応強化」があり、裁判所法第74条(「裁判所では、日本語を用いる」)及び民事訴訟規則第138条第1項(「外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない。」)を採り上げて、「裁判手続における外国語利用の容易化(証拠の訳文添付の不要化)」及び「国際的な知財関係裁判についての専門家処理」という、裁判手続の英語対応に係る提案が掲げられた。

この提案は、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議³⁹において採り上げられたが、本連絡会議で取りまとめられた「民事司法制度改革の推進について」(2020年3月)には盛り込まれなかった⁴⁰。

その後、裁判手続を外国語遂行可能とする制度(裁判所法74条の改正を伴うような制度)の導入はなされておらず、裁判所の英語案内において裁判手続は日本語で行われる旨が明示されている⁴¹。

(2) 韓国

韓国では、2015年に、特許法院(日本の知財高裁に相当)の事件の約33%に外国人が関与するなど知財紛争が国際化している状況等を背景として、特許法院を国際的な知的財産訴訟の中核となるHub Courtにすべく、大法院(最高裁)の傘下にIP Hub Court 推進委員会(国会議員、国家知識財産委員会、法務部(法務省)、特許庁、産業界、学界(工学、法学)、

³⁶ 日本経済新聞ウェブサイト(知財、英語で訴訟可能に「国際裁判部」新設検討) <https://www.nikkei.com/article/DGX MZO42460070U9A310C1MM8000/> [最終アクセス日: 2026年3月17日]

³⁷ 第34回特許制度小委員会 資料2参照

³⁸ 第4回民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議幹事会 資料3参照

³⁹ 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)アーカイブ) <https://warp.ndl.go.jp/web/20220301091224/https://www.cas.go.jp/seisaku/minjikaikaku/index.html> [最終アクセス日: 2026年3月17日]

⁴⁰ 裁判における英語活用に関しては、「インターネットを通じた外国語による日本法令に関する情報の発信」として「法務省は、翻訳整備の加速・充実化(AIの活用を含む)に取り組むとともに、専用ホームページについて、例えば、ユーザーインターフェースや検索機能の強化、利用者からの質問に対する速やかな返答機能の追加などの機能向上・充実化など、専用ホームページにおけるサービス内容の抜本改善を速やかに実施する。」こと等が含まれるにとどまった。

⁴¹ 裁判所ウェブサイト(Questions and Answers on Civil Procedure) https://www.courts.go.jp/english/judicial_sys/qa_on_Civil_Procedure/index.html [最終アクセス日: 2026年3月17日]

専門家団体等で構成)が発足した⁴²。本委員会では、外国語での弁論及び証拠提出が可能な国際裁判部の設置等について議論され、2015年6月には、委員会活動の一環として、特許法院における韓国初の英語裁判が公開された⁴³。

その後、国際裁判部を設置できるようにする法院組織法の改正法案が2017年11月24日に国会を通過し、2018年6月13日に施行された。

<国際裁判部の設置及び運営に関する規則(概要) 44>

- ・国際裁判部は、特許法院とソウル中央地方法院に設置し、大田、大邱、釜山及び光州の地方法院は国際事件の数などを考えて必要な場合、設置できるようにする。
- ・法院は、知的財産権等に関する事件のうち、当事者が外国人である事件や、主な証拠調査が外国語で行われる必要がある事件等について、当事者の同意を得て、当事者が法廷にて外国語で弁論することを許可できる。
- ・許可できる外国語は英語とする。ただし、当事者の申請により、英語以外の外国語を認めることができる。
- ・許可された外国語で作成された文書には翻訳文を付けない。ただし、法院は訴訟手続の円滑な進行のために顕著に必要な場合、翻訳文の提出を命じることができる。
- ・裁判長は、訴訟指揮に韓国語を使用する。また、判決は韓国語で作成・宣告し、追って外国語の翻訳文を送付する。
- ・法院は、裁判部の発言や弁論に参加する人の発言を通訳させ、同時通訳を原則とする。

(3) ドイツ

ドイツでは、2016年における英国の欧州連合(EU)からの離脱選択を契機とした、欧州における国際商事紛争の受け皿競争の高まり等を背景に、ドイツにおいて国際的な大規模商事紛争を取り扱いやすくする取り組みが進められ、2017年には、ヘッセン州において、フランクフルトを国際商事紛争の有力な解決拠点とすることを意図したプロジェクトが推進された⁴⁵。

当時からドイツでは、裁判所で用いる言語は原則としてドイツ語であって(裁判所構成法(GVG)⁴⁶第184条)、ドイツ語が話せない者が聴聞に参加する場合には通訳が原則必須

⁴² 第20回韓国IPGセミナー(韓国の最新知財事情と韓国IPGの活動) <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/seminar-report/20.html>、Jetro 知的財産ニュース <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2015/b26ba7ff85a9b3c4.html> [最終アクセス日: 2026年3月17日]、

⁴³ Jetro 知的財産ニュース <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/170628.html> [最終アクセス日: 2026年3月17日]

⁴⁴ Jetro 仮訳 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/int_court.pdf [最終アクセス日: 2026年3月17日]

⁴⁵ Burkhard Hess et al., Erasmus Law Review, Vol.12, No.1, 2019

⁴⁶ 裁判所構成法(GVG) https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_gvg/ [最終アクセス日: 2026年3月17日]

である（GVG 第 185 条第 1 項）一方、当事者全員が外国語を話せる場合は通訳が免除され得る（GVG 第 185 条第 2 項）ところ、上記プロジェクトでは、この GVG 第 185 条第 2 項を活用し、法律改正を待たずに既存の法律の枠内で、当事者の同意等を前提に英語での弁論を可能にする国際商事部（Chambers for International Commercial Disputes）」の整備が進められた。

その後、2018 年には、ヘッセン州（フランクフルト）において国際商事部の運用が開始され、国際商事事件について英語での審理を行う枠組みが具体化した。その後、同様の取組は他州にも波及し、ハンブルク州（ハンブルク）、バーデン・ヴュルテンベルク州（シュトゥットガルト、マンハイム）においても同様の英語対応を掲げた裁判体制が整備されるなど、州レベルの英語対応が展開した。

しかし、これらは既存の法律の枠内での運用のため、口頭弁論における英語使用を中心とする運用にとどまり、証拠提出や判決を含む裁判手続全体を英語で遂行するには GVG 改正が必要と整理されていた。そこで、一定の民事・商事事件で英語を裁判言語として用いる枠組みを導入する、司法拠点の強化に関する法律（Justizstandort-Stärkungsgesetz）⁴⁷が 2024 年 10 月に公布、2025 年 4 月 1 日に施行された。

同法により、ドイツ各州において、争点価額が 50 万ユーロ以上である民事紛争等を対象に、当事者の同意があれば、弁論、証拠提出、判決等を含む裁判手続を完全に英語で行える、商事裁判所（Commercial Courts；高等地方裁判所レベルに設置）及び商事部（Commercial Chambers；地方裁判所レベルに設置）が設置できるようになった（同法により導入された GVG 第 119b、184a 条）。また、連邦通常裁判所（BGH；最高裁判所）においても、下級審が英語手続であって BGH 民事部が認めれば、英語による裁判手続が可能となった（なお、BGH 民事部は、いつでも手続言語のドイツ語への切替えや、訴訟記録をドイツ語へ翻訳するよう命じることができる）（同法により導入された GVG 第 184b 条）。なお、当事者の申し出により、判決や和解等の執行力のある裁判上の決定は、ドイツ語に翻訳され、また、裁判所が当該決定を公表する場合はドイツ語による翻訳を必ず付すという規定になっている（同法第 617 条）。

ただし、商事裁判所や商事部による英語手続の対象となる紛争は、知的財産権、著作権法及び不正競争防止法に基づく請求に関連する紛争を除くとされており（GVG 第 119b 条第 1 項）、知財紛争は対象外となっている。

⁴⁷ 政府提出の法案理由書 <https://dsrserver.bundestag.de/btd/20/086/2008649.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 17 日]
ドイツ官報 <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2024/302/VO.html> [最終アクセス日：2026 年 3 月 17 日]

第4節 機械翻訳の活用

1. 各庁の機械翻訳に関する取組

(1) 日本特許庁

特許庁では、2019年5月から、ニューラル機械翻訳エンジン等の複数の翻訳エンジンを組合せた、日本の審査情報や公報を英語へリアルタイムで機械翻訳する、クラウド基盤の機械翻訳プラットフォーム（MTP）を稼働しているほか、中国及び韓国の特許公報及び中国の特許・実用新案の審決を日本語に機械翻訳して検索システムに蓄積する取組も行っている⁴⁸。そして、これら機械翻訳は、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）やワン・ポータル・ドシエ（OPD）、外国特許情報サービス（FOPISER）を通じて、国内外に提供している。また、特許庁の審査官向けの検索システムには、米国、欧州及び世界知的所有権機関（WIPO）の英語特許文献も日本語に機械翻訳して蓄積しており、審査官が日本語により検索・照会することを可能にしている⁴⁹。

加えて、特許庁は、機械翻訳に関する調査研究の報告書や、調査研究報告書等で作成したコーパス、辞書データ等の提供も行っている⁵⁰。

(2) 欧州特許庁

・公報の機械翻訳サービスの提供

欧州特許庁は、明細書の機械翻訳について、2012年3月に Google 社と共同開発した機械翻訳サービスの提供を開始するとともに、同社との長期的連携協定を結び、機械翻訳ツールの開発を実施してきた。本ツールは、無料機械翻訳サービス「Patent Translate」として公開されており、Espacenet や European Patent Register を通じて提供している。2026年3月現在、EU加盟国の公用語（28言語）及び日本語、中国語、韓国語、ロシア語の計32言語の出願について、その公報の機械翻訳が閲覧可能になっている。

・欧州統一特許制度規則（翻訳言語規則）における機械翻訳

欧州特許条約では、欧州単一特許制度の翻訳言語に関し、「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する2012年12月17日理事会

⁴⁸ 2025 知財・情報フェア&コンファレンス、「特許庁の特許情報施策について」 <https://japio.or.jp/fair/files/2025/202502.pdf> [最終アクセス日：2026年3月17日]

⁴⁹ 特許庁ステータスレポート2025（p.60参照）

⁵⁰ 特許庁 機械翻訳に関する調査報告書 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/kikaihonyaku/kikai_honyaku.html [最終アクセス日：2026年3月17日]

規則（EU）No1260/2012」（翻訳言語規則）において、機械翻訳の性能評価についての独立した専門委員会（欧州特許及びユーザーの代表からなる）を設け、EU 加盟国の公用語への高品質機械翻訳の利用可能性の客観的評価を実施することとされている（翻訳言語規則第6条（3））。

翻訳言語規則では、欧州特許庁の公用語（英、独、仏）いずれかーによる明細書の翻訳以外要求されないことが規定されているが、移行期間中（6年から最大12年）は、ドイツ語又はフランス語の出願について、英語による翻訳文が求められる（同6条（1））。

この移行措置について、欧州委員会は欧州理事会に対し、上記専門委員会の評価に基づいて期間の終了を提案することができる（同6条（3）（4））とされており、欧州統一特許制度の運用において機械翻訳精度の向上が要求されている。

なお、移行期間後は、全ての明細書が全てのEU加盟国の公用語に機械翻訳される。6年から最大12年という移行期間の幅は、正確な機械翻訳システムの開発にかかる年月が定かではないことを反映している。

（3）韓国知的財産処

韓国知的財産処は、申請から審査、登録、裁判、官報発行に至るまで、知的財産処(MOIP)のすべての行政手続きをデジタル化するために設立された統合情報システム KIPOnet を提供している。KIPOnet では、特許検索、翻訳、CPC コード分類など、AI やビッグデータなどの最新 IT 技術が適用されている。機械翻訳については、英語（2019年）、中国・フランス・ドイツ・ロシア語（2020年）、日本語（2022年）の順⁵¹で対応している。

（4）その他

各庁が提供する特許・実用新案の情報提供サービスにおける機械翻訳について、図表 1-6 に示す。

【図表 1-6】各庁が提供する特許検索・照会サービスにおける機械翻訳

	主なサービス	主な機械翻訳システム	機械翻訳言語
日本（JPO）	J-PlatPat OPD FOPISER	MTP	日→英 中→日 韓→日

⁵¹ AI Tools for KIPO's IP Administration (p.3) https://www.wipo.int/edocs/mdocs/wild/en/wild_1/wild_1_t07_5.pdf [最終アクセス日：2026年3月17日]

世界知的所有権 機関 (WIPO)	PatentScope	WIPO translate	22 言語ペア ⁵²
欧州 (EPO)	Espacenet Patent Register	Patent Translate	28 公用語⇔英独仏 英⇔日中韓露
米国 (USPTO)	Patent Public Search Patent Center Open Data Portal	(機械翻訳未提供)	(機械翻訳未提供)
英国 (UKIPO)	IPSUM One IPO Search (2026 年 開始予定)	(機械翻訳未提供)	(機械翻訳未提供)
ドイツ (DPMA)	DEPATISnet DPMAreger	WIPO translate ※DEPATISnet のみ	中日韓→英
中国 (CNIPA)	PSS-System 中国特許照会システム CNIPR	独自開発 ※詳細未公開	中→英
韓国 (MOIP)	KIPRIS K-PION	独自開発 ※WIPO と業務提携	韓⇔英、韓⇔日英

2. 機械翻訳を活用した審査に対する意見

最近の機械翻訳の精度の飛躍的上昇に伴い、様々な観点から機械翻訳の活用が検討・提案されている。例えば、機械翻訳の活用の一例として、自国特許庁での国内審査は原語で行い、他言語を公用語とする他国特許庁からの出願は、庁同士が共同して機械翻訳を活用して調査、審査すると、特許庁出願人双方にとって効率が良いのではないかと、との意見もある。

また、近年、文法規則と辞書データから翻訳を行う「文法方式」から、大量の対訳データを解析して適訳を見つける「対訳方式」へ進化し、機械翻訳の質が著しく向上し、特許文献の自動翻訳が実用レベルに達するのは時間の問題との指摘もある。

一方、機械翻訳の精度は日々向上しているものの、機械翻訳には問題点も多いため、その利用による審査には注意が必要であるとする意見もある。本論文では、著者は、機械翻訳を活用した審査について以下のように述べている。

- ・ 図面で表しにくい技術的思想が発明となることの多い化学やコンピュータ分野の発明に

⁵² PATENTSCOPE ユーザガイド <https://www.wipo.int/documents/d/office-japan/docs-ja-patenscope-users-guide.pdf> [最終アクセス日：2026年3月17日]

においては、発明の特定や権利範囲の確定では、明細書の文言の一字一句が重要になり、出願書類の翻訳に万一誤りがあった場合、権利範囲の制限や権利無効などの致命的な結果が生じる可能性がある。

- ・機械や回路関係の発明は、図面を根拠に補正・訂正が可能な場合が多く、権利化後の特許請求の範囲や明細書の翻訳に万一誤りがあった場合でも、特許庁への手続や他社との交渉でリカバリー可能な場合もある。このような、翻訳内の誤記はあまり重要視しなくても良いという立場の人々からは、特許庁出願人双方にとって効率が良いのではないかと、との提案もある。

- ・大企業は、多種多様な情報・経験・投下資本を有する知財強者であり、機械翻訳の利点も欠点も熟知している。重要な発明を出願する際は正確な翻訳を用意するのが一般的なので誤訳による問題は発生しにくい。

- ・中小企業、学術的研究機関、個人などの知財情報に乏しい者が、出願国相手先の特許庁における審査対象として人間によるチェック無しの機械翻訳を選んだ場合、権利取得不能、又は必要とする権利を取得できないおそれがある。

このように、人間によるチェック無しの機械翻訳を実体審査の対象とすることは、一部の出願人、権利者にはメリットがあるものの、誤訳が致命的になりうる分野の企業や知財情報弱者にとっては不公平な結果を生じる可能性があるとする意見がある。

近年、機械翻訳のパラダイムをシフトさせるとも言われているニューラルネットワークを使用したニューラル機械翻訳（NMT:Neural Machine Translation）の研究が活発に進められている。NMT は、自然で読みやすい文章を生成するという特長がある。

ただし、2022年時点ではあるが、機械翻訳について、特許を対象として検証が行われた研究は極めて少なく、特許を対象とするタスクの存在感が小さく、タスク間の知見の共有も十分でない⁵³の見方がされている。

⁵³ 今村賢治 外, 「特許機械翻訳の課題解決に向けた機械翻訳技術解説」, 自然言語処理, Vol.29, No.3, 2022, pp.925-985 (特に p.962 参照)

第2章 アンケート調査

第1節 国内企業等

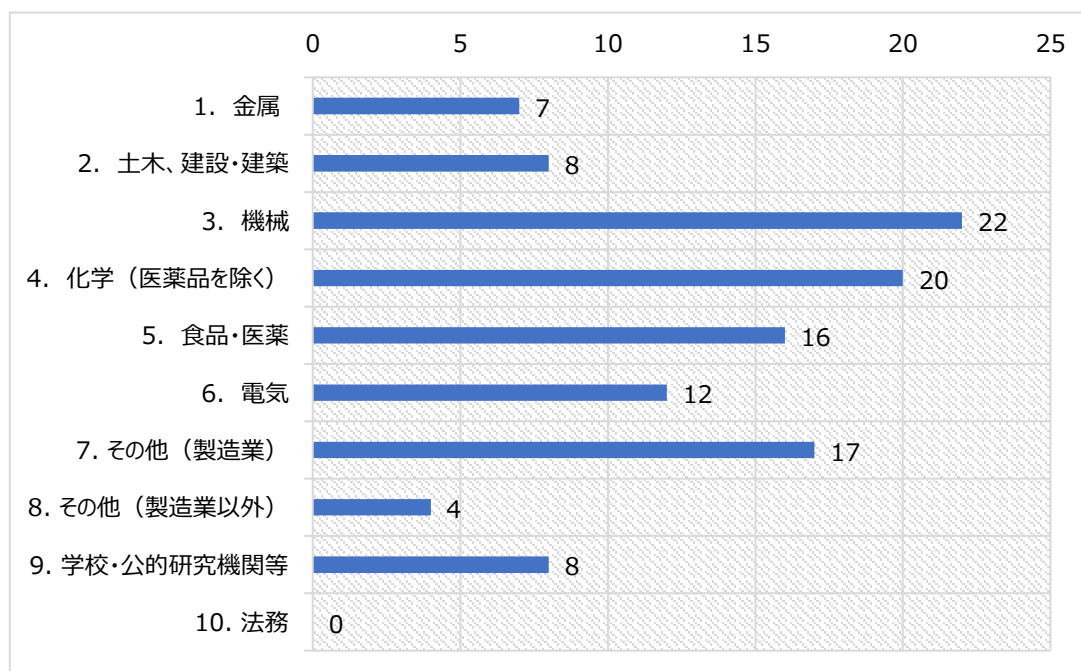
本節では、国内企業等を対象に実施したアンケート調査の結果を紹介する。アンケート調査質問票は、質問項目 A（回答者の属性等に関する質問）、質問項目 B（外国からの特許出願に係る課題）、質問項目 C（現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問）、質問項目 D（外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する質問）の四項目により構成される。各質問項目について寄せられた回答を分析した結果は以下のとおり。

1. 質問項目 A 回答者の属性等に関する質問

（1）回答者の事業分野

質問 A1 において、回答者の事業分野について質問したところ、【図表 1-1】の結果を得た。「機械」が 22 者と最も多く、「化学（医薬品を除く）」が 20 者と続くほか、様々な事業分野が含まれる。

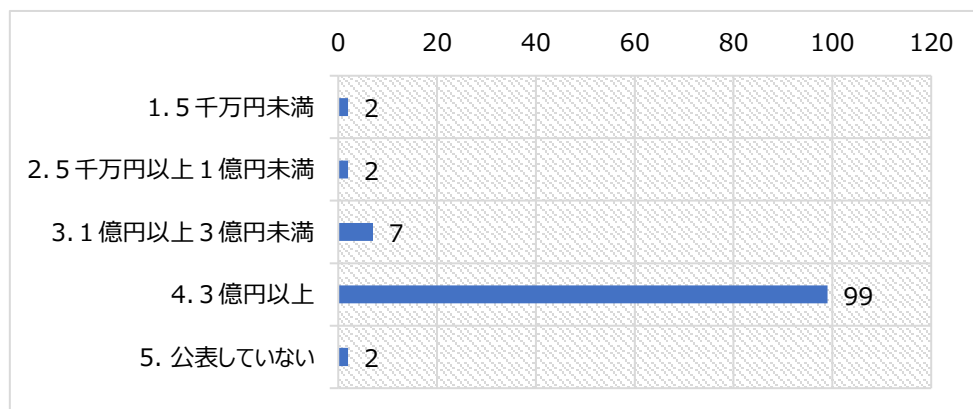
【図表 1-1】 A1: 貴組織の事業分野を選んでください。（回答者数 114）



(2) 回答者の資本金区分

質問 A2 において、回答者の資本金区分について質問したところ、【図表 1-2】の結果を得た。「3 億円以上」が 99 者と最も多かった。

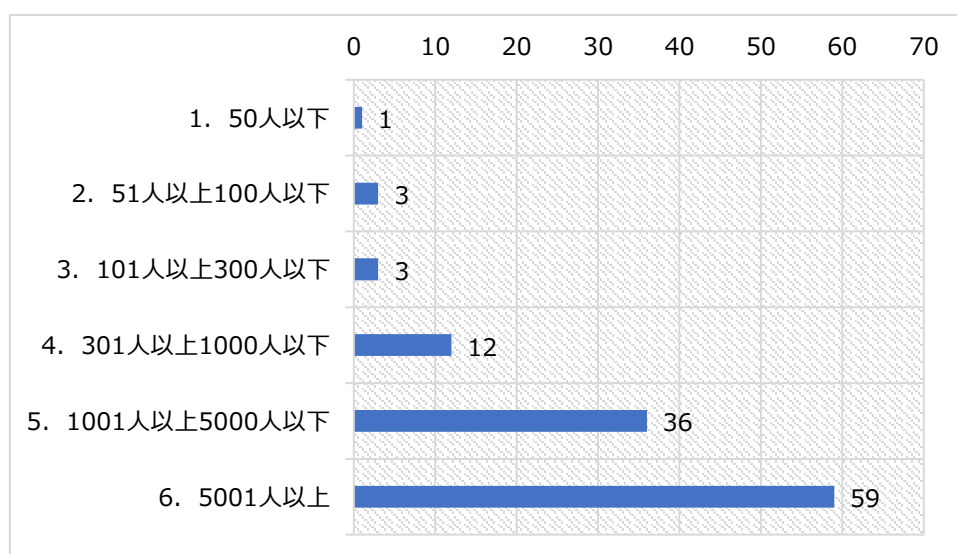
【図表 1-2】 A2: 貴組織の資本金区分は、以下のいずれに該当しますでしょうか。(回答者数 112)



(3) 回答者の従業員数

質問 A3 において、回答者の従業員数について質問したところ、【図表 1-3】の結果を得た。「5001 人以上」が 59 者と最も多く、「1001 人以上 5000 人以下」が 36 者と続くほか、それ以下の様々な従業員規模の者も含まれる。

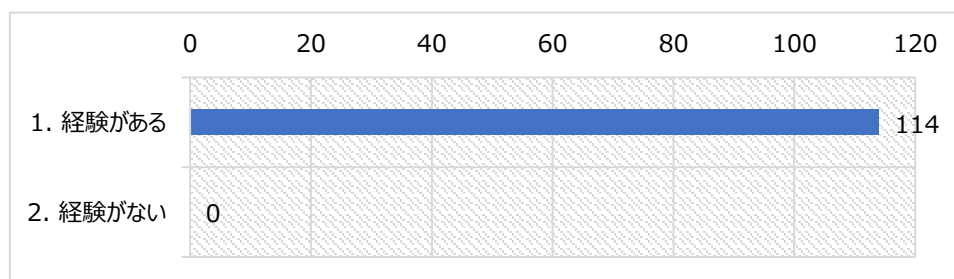
【図表 1-3】 A3: 貴組織の従業員数は、以下のいずれに該当しますでしょうか。(回答者数 114)



(4) 回答者の特許出願経験

質問 A4 において、回答者の特許出願の経験について質問したところ、【図表 1-4】の結果を得た。全ての回答者が「経験がある」と回答した。

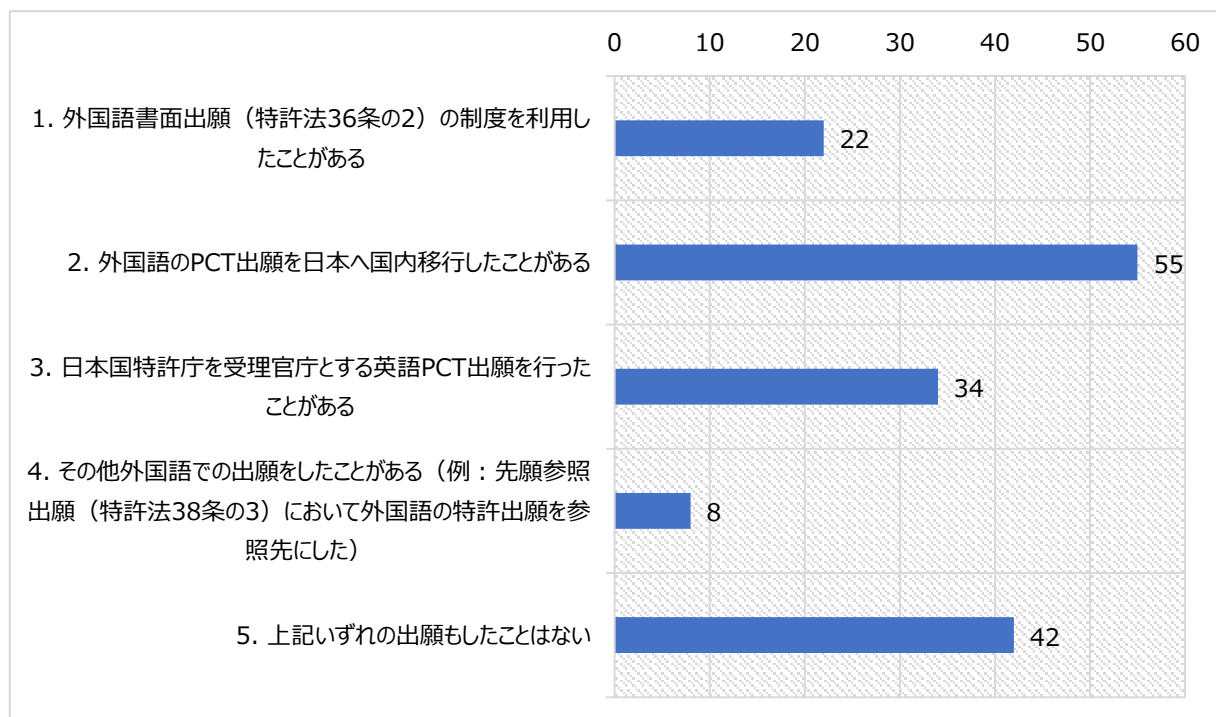
【図表 1-4】A4: 貴組織では、特許出願をした経験はございますでしょうか。(回答者数 114)



(5) 回答者の外国語書面での日本への出願経験

質問 A5 において、回答者の外国語の書面での特許出願の経験について質問したところ、【図表 1-5】の結果を得た。「外国語の PCT 出願を日本へ国内移行したことがある」が 55 者と最も多いが、それに次いで「上記のいずれの出願もしたことはない」が 42 者と多かった。その他、「日本国特許庁を受理官庁とする英語 PCT 出願を行ったことがある」が 34 者、「外国語書面出願（特許法 36 条の 2）の制度を利用したことがある」が 22 者、「その他外国語での出願をしたことがある（例：先願参照出願（特許法 38 条の 3）において外国語の特許出願を参照先にした）」が 8 者であった。

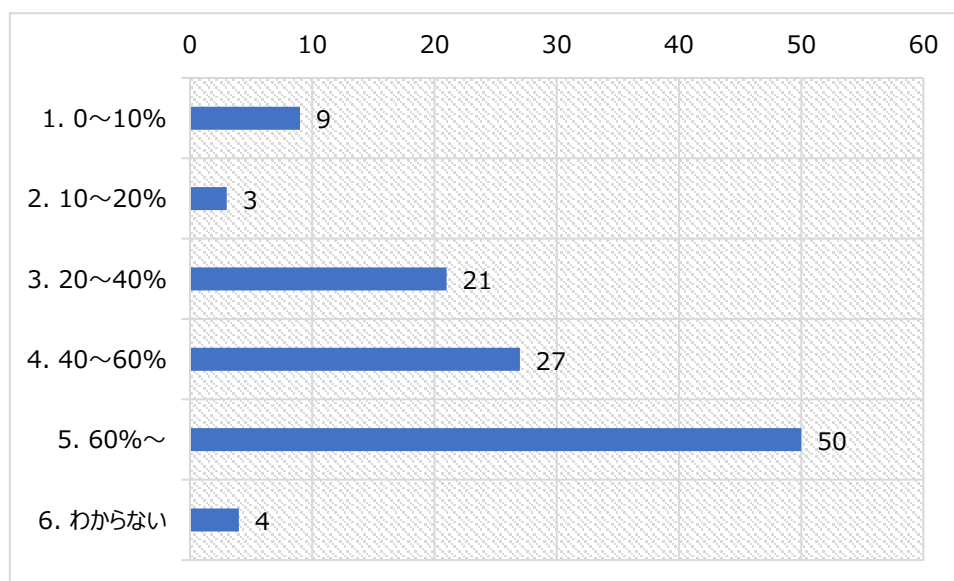
【図表 1-5】 A5: 貴組織では、外国語の書面で日本へ出願した経験はございますでしょうか。(複数回答可) (回答者数 112)



(6) 回答者の日本国特許庁への出願件数が占める割合

質問 A6 において、回答者の世界各国の特許庁への出願件数のうち、日本国特許庁への出願件数が占める割合について質問したところ、【図表 1-6】の結果を得た。「60%～」が50者と最も多く、「40～60%」が27者、「20～40%」が21者と続くほか、様々な回答が含まれる。

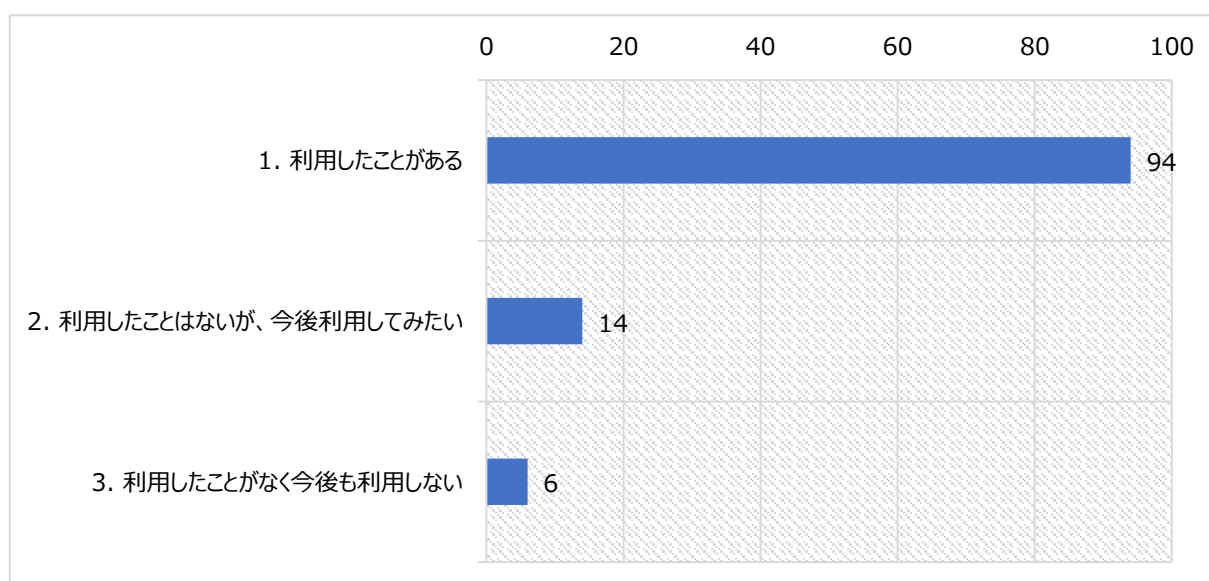
【図表 1-6】 A6: 貴組織における世界各国の特許庁への出願件数のうち、日本国特許庁への出願件数が占める割合はどの程度でしょうか。(回答者数 114)



(7) 回答者の機械翻訳の利用経験

質問 A7 において、回答者の機械翻訳の利用経験について質問したところ、【図表 1-7】の結果を得た。「利用したことがある」が 94 者と最も多く、「利用したことはないが、今後利用してみたい」が 14 者、「利用したことがなく今後も利用しない」が 6 者であった。

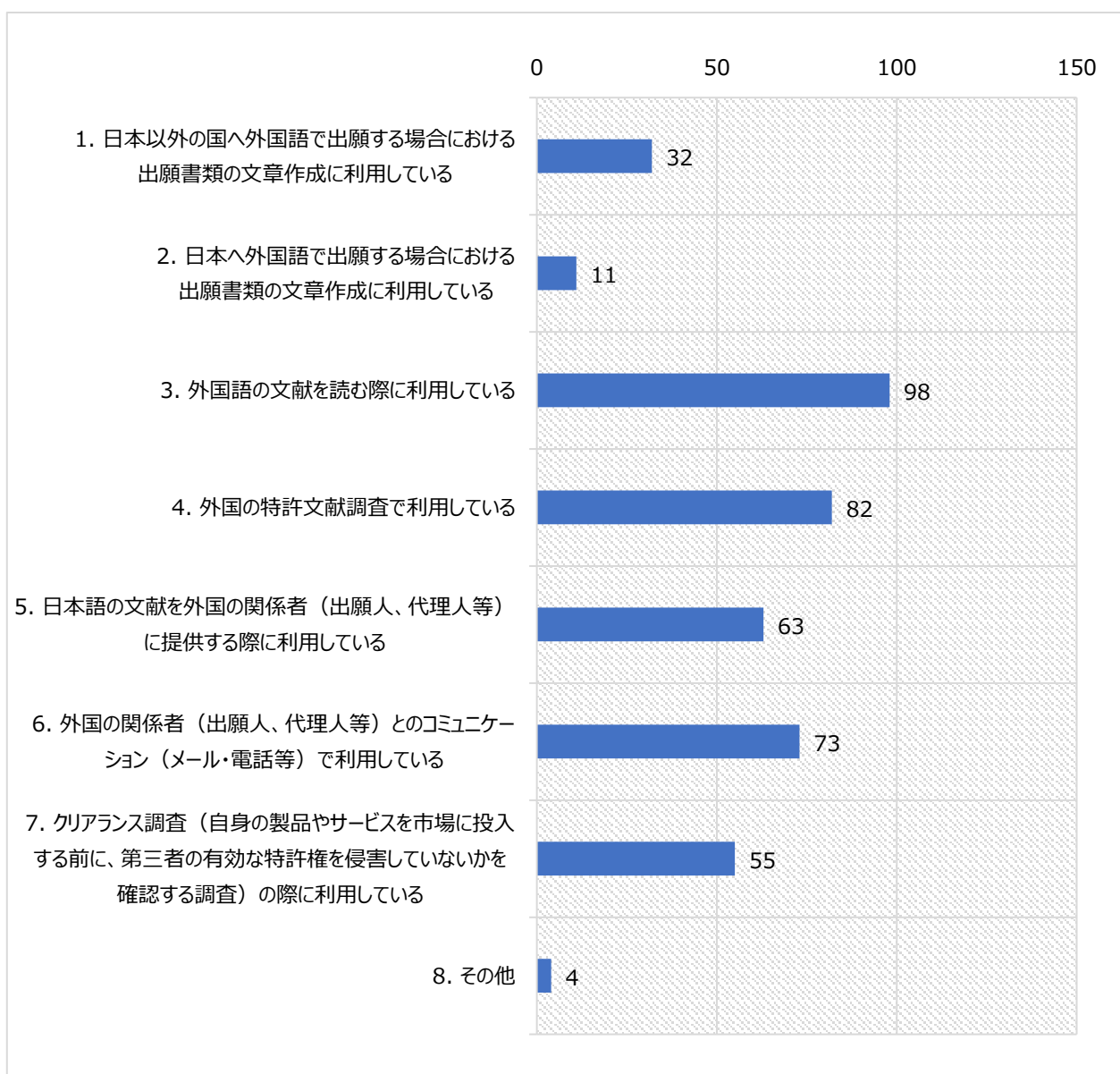
【図表 1-7】 A7:貴組織では、特許に関する業務で機械翻訳を利用した経験はございますでしょうか。(回答者数 114)



(8-1) 回答者の機械翻訳の利用方法

質問 A8 において、回答者の機械翻訳の利用方法について質問したところ、【図表 1-8】の結果を得た。「外国語の文献を読む際に利用している」が 98 者と最も多く、「外国の特許文献調査で利用している」が 82 者、「外国の関係者（出願人、代理人等）とのコミュニケーション（メール・電話等）で利用している」が 73 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-8】 A8-1: 貴組織では、機械翻訳を特許に関する業務でどのように利用していますでしょうか（又は、どのように利用する想定をしておりますでしょうか）。（複数回答可）（回答者数 108）



(8-2) 自由回答

A8-2: 前の質問で「8. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 5)

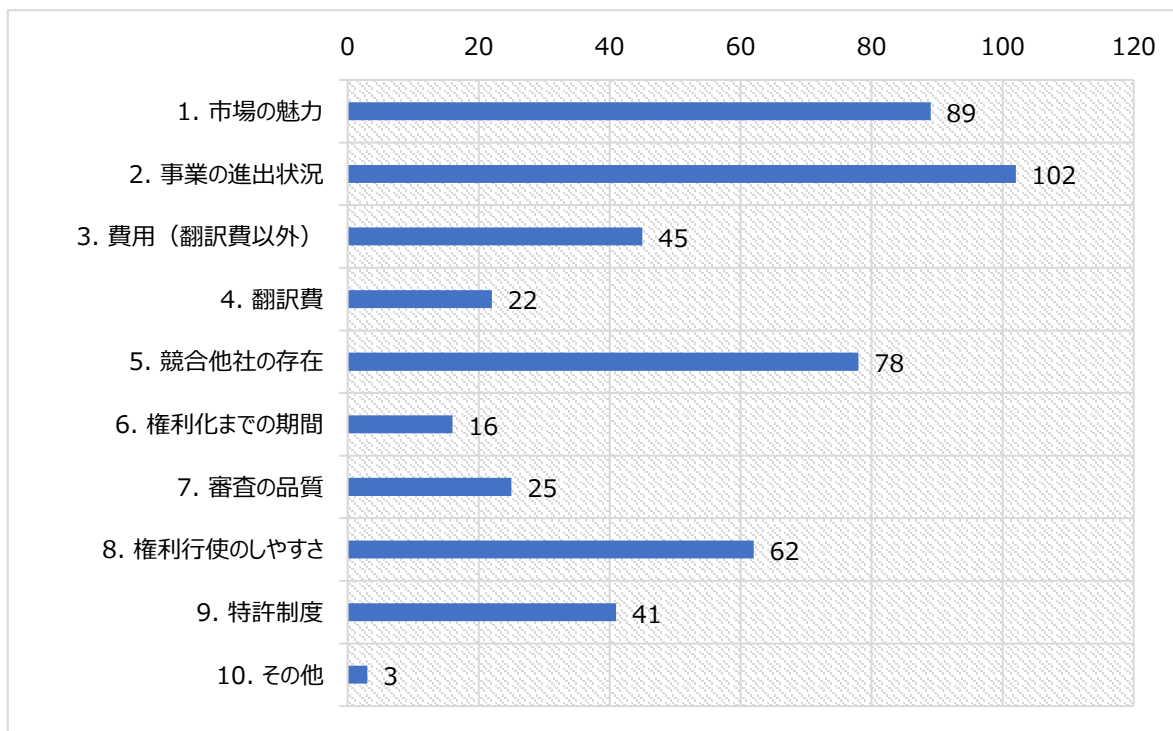
- ・ SDI する場合の日本語文献の翻訳 等
- ・ 拒絶理由通知の翻訳に利用している
- ・ 外国語書面出願を行ったのちに PCT 出願を行うケースが多く、優先権証明書取得のために日本語訳が必要となる。PCT 出願時点で正式な日本語訳を用意することは費用面から厳しいため、機械翻訳を活用している
- ・ 各国庁指定の日本語への翻訳
- ・ 主に翻訳の簡便なドラフト作成、確認に使用している

2. 質問項目 B 外国からの特許出願に係る課題

(1-1) 対象国選定にあたっての重要な要素

質問 B1-1 において、回答者が特許出願する対象国の選定について重要な要素について質問したところ、【図表 1-9】の結果を得た。「事業の進出状況」が 102 者と最も多く、「市場の魅力」が 89 者、「競合他社の存在」が 78 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-9】 B1-1: 特許出願をする対象国の選定に重要な要素は何でしょうか。(複数回答可) (回答者数 114)



(1-2) 自由回答

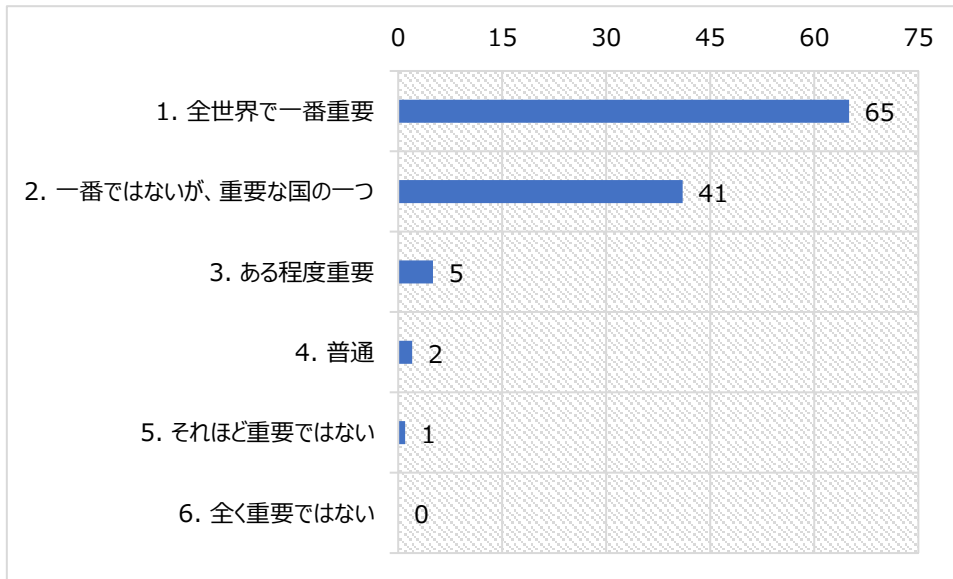
B1-2: 前の質問で「10. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。

- ・ 公的機関である立場上、自身での実施は想定していない
- ・ ライセンス先が想定されている場合で、そのライセンス先候補がどの国でどのように実施するか(ライセンス先が外国で工場を持っているか、等)を考慮
- ・ 第一出願制度の国の考慮
- ・ 共願人の意向

(2) 特許出願先における日本の重要度

質問 B2 において、回答者にとって、特許の出願先として、日本の重要度について質問したところ、【図表 1-10】の結果を得た。「全世界で一番重要」が 65 者と最も多く、「一番ではないが、重要な国の一つ」が 41 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

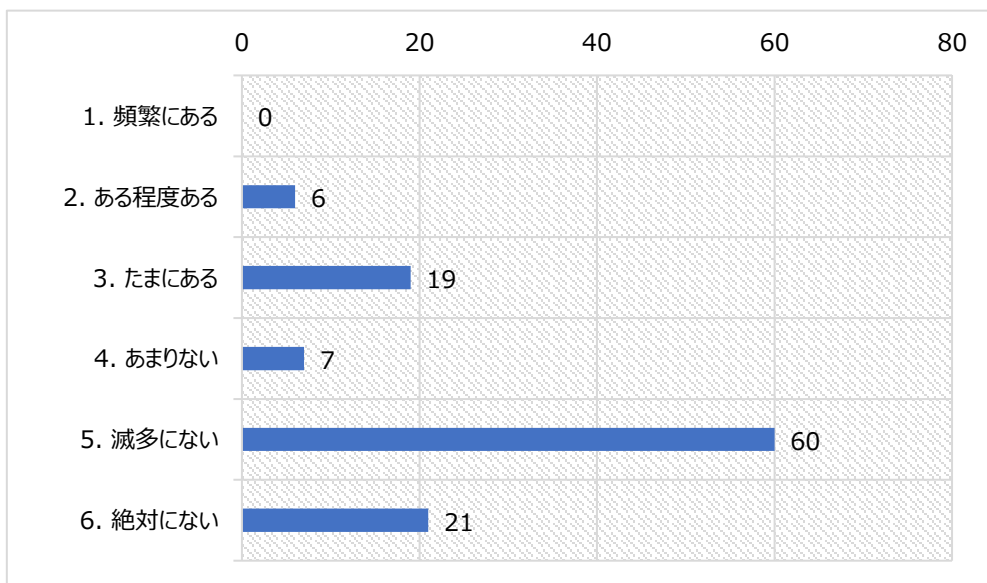
【図表 1-10】B2: 貴組織にとって、特許の出願先として、日本はどの程度重要でしょうか。
(回答者数 114)



(3) 日本を除外した特許出願の有無

質問 B3 において、回答者が外国（自国以外）に特許を出願する際、日本を出願先として選ばないことがあるのかについて質問したところ、【図表 1-11】の結果を得た。「滅多にない」が 60 者と最も多く、「絶対がない」が 21 者、「たまにある」が 19 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

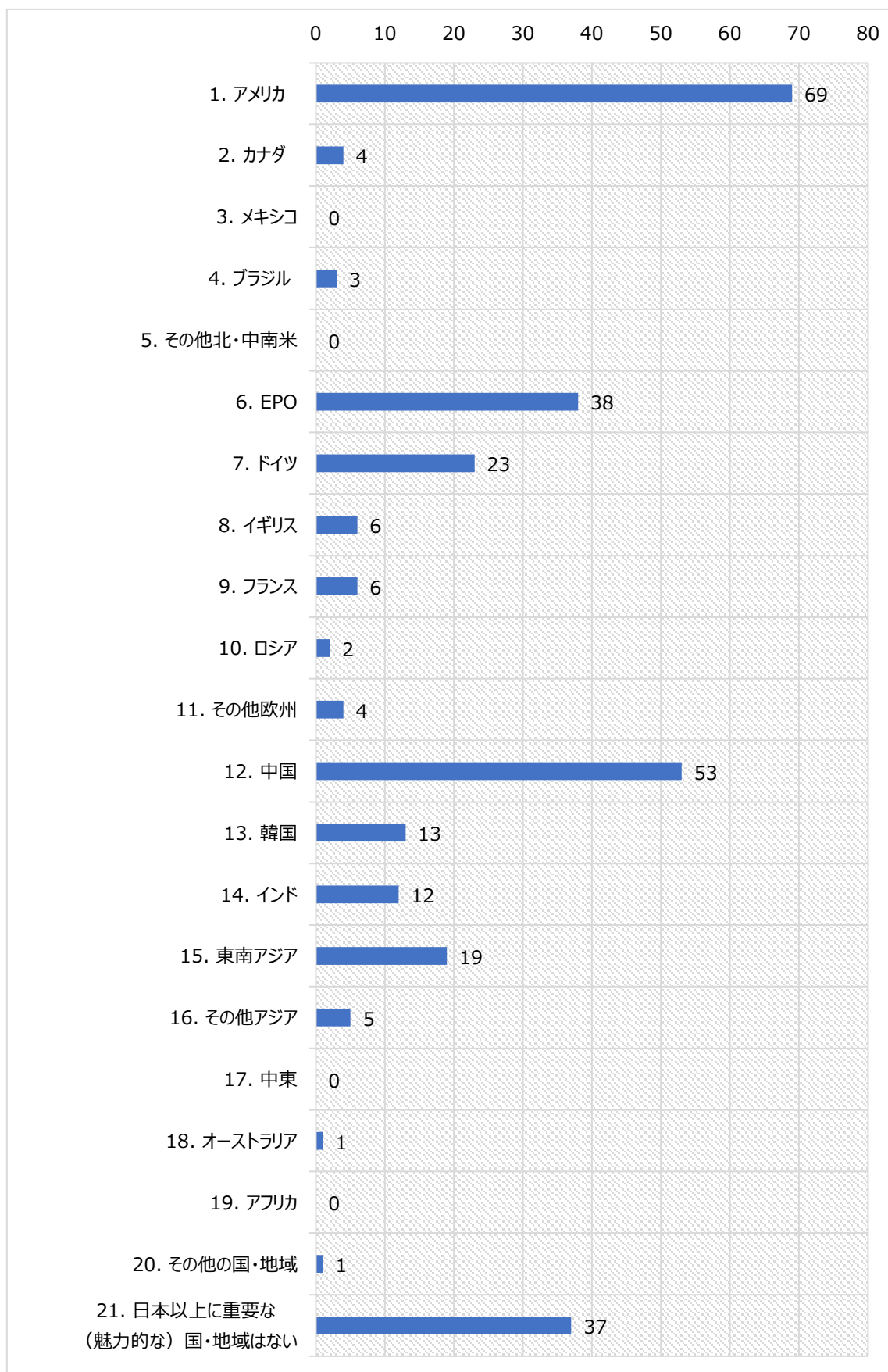
【図表 1-11】B3: 貴組織では、外国（自国以外）に特許を出願する際、日本を出願先として選ばないことはございますでしょうか。(回答者数 113)



(4) 日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域

質問 B4 において、回答者にとって、特許出願先として日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域（自国又は自国を含む地域を除く）について質問したところ、【図表 1-12】の結果を得た。「アメリカ」が 69 者と最も多く、「中国」が 53 者、「EPO」が 38 者、「日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域はない」が 37 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

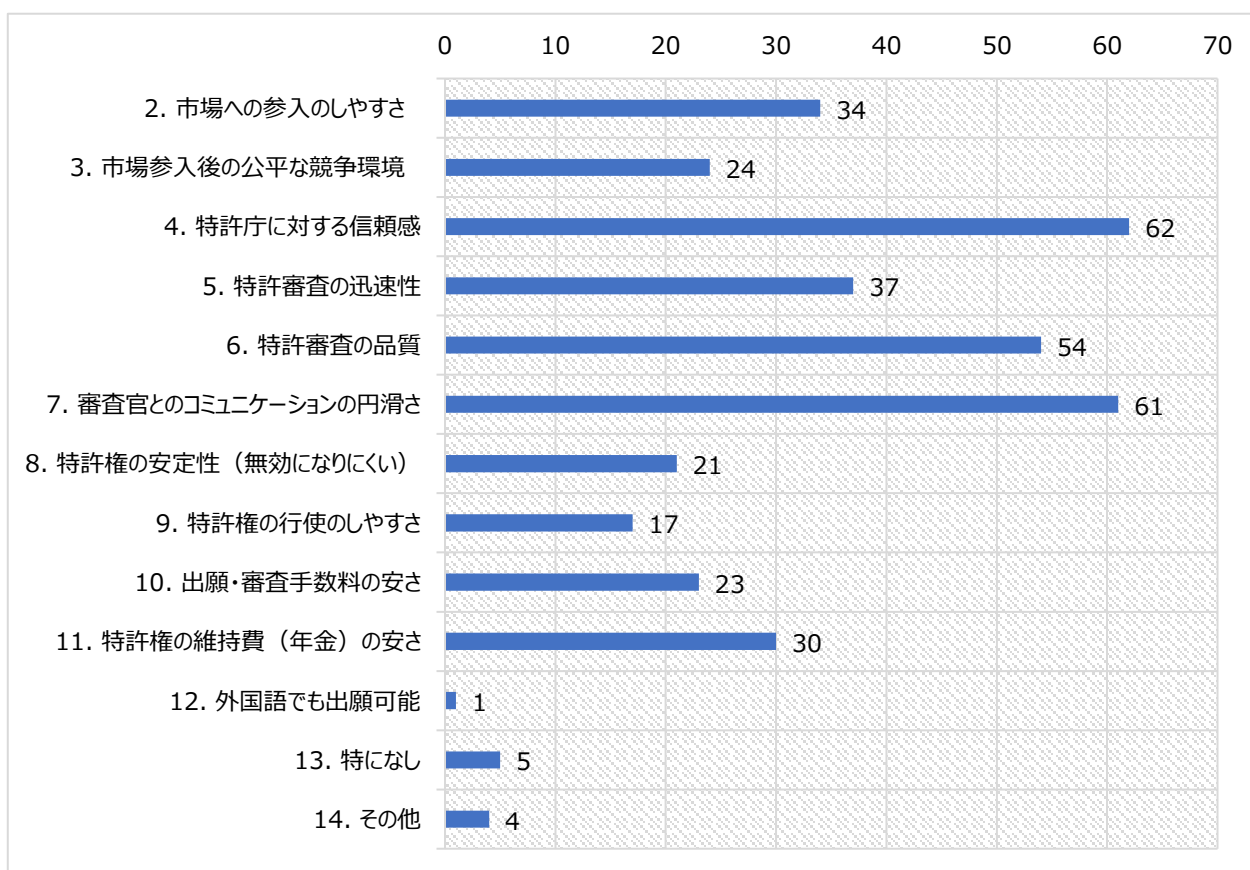
【図表 1-12】 B4: 貴組織にとって、特許出願先として日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域（自国又は自国を含む地域を除く）を選んでください（複数回答可）。（回答者数 111）



(5-1) 日本の市場・特許制度の魅力等

質問 B5-1 において、回答者にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて優れている又は魅力的であると感じているものについて質問したところ、【図表 1-13】の結果を得た。「特許庁に対する信頼感」が 62 者と最も多く、「審査官とのコミュニケーションの円滑さ」が 61 者、「特許審査の品質」が 54 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-13】 B5-1: 貴組織にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて優れている又は魅力的であると感じているものを選んでください（複数回答可）。（回答者数 114）



(5-2) 自由回答

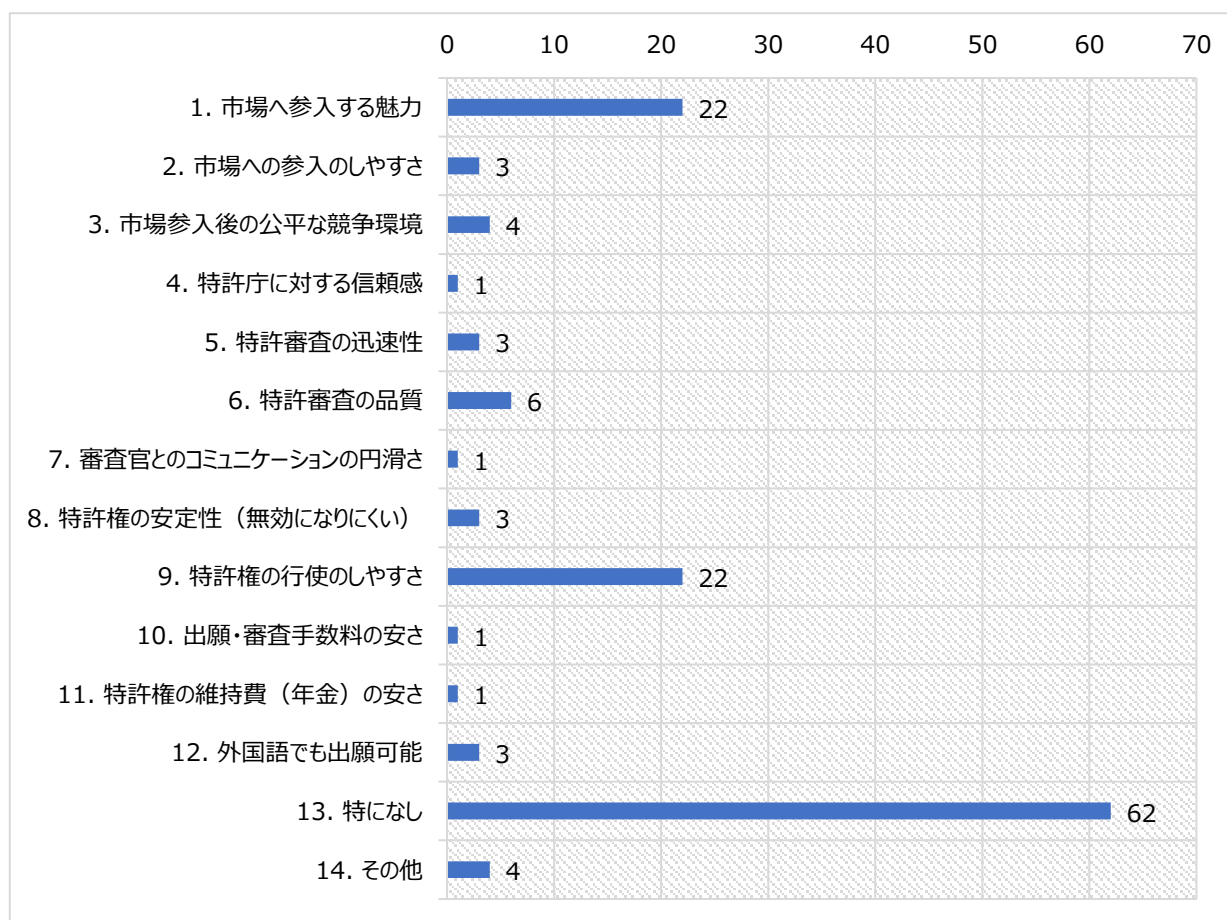
B5-2 において前の質問で「14. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数3）

- ・ 日本企業との連携が多く、日本の特許権を取得している事実が、ある意味でカタログ的に利用できるため
- ・ 他国に比べると日本の審査は均一性（期間、品質）が高い
- ・ 特許庁に対し日本語で手続きが可能であること

(5-3) 日本の市場・特許制度の劣っている点

質問 B5-3 において、回答者にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて劣っている又は魅力的でないと感じているものについて質問したところ、【図表 1-14】の結果を得た。「特になし」が 62 者と最も多く、「市場へ参入する魅力」及び「特許権の行使のしやすさ」が 22 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-14】 B5-3: 貴組織にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて劣っている又は魅力的でないと感じているものを選んでください（複数回答可）。（回答者数 110）



（5-4）自由回答

B5-4: 前の質問で「14. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 5）

- ・ 外国語（特に英語）による審査
- ・ 市場の大きさ
- ・ 医薬品特許連携制度（パテントリンケージ）が法制化されておらず、先発医薬品メーカーが後発品承認に関与しづらい構造になっており、現制度では法的安定性に欠けると考えています
- ・ 国による薬価引き下げ政策により先発医薬品メーカーにとってはイノベーションが正当に評価されているとは感じにくく、その意味で日本の市場としての魅力は低下し続けており、実際に海外では販売済の新薬が日本に参入してこないドラッグラグ・ロスとい

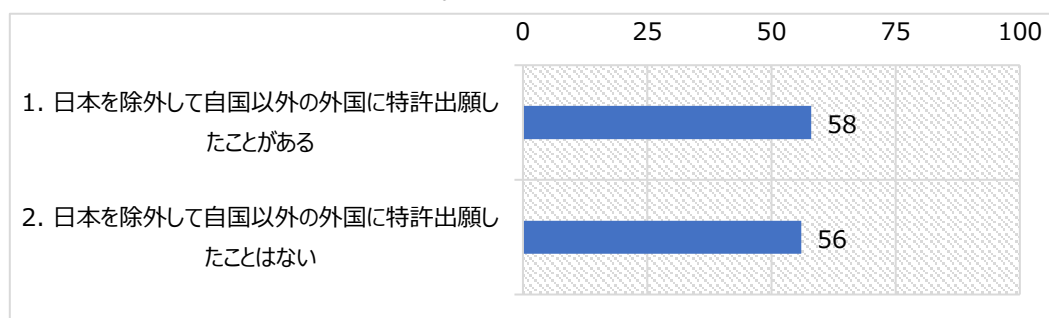
う問題が発生しているため

- ・ 権利行使の手間に比べて、損害が認められることが少ない（もっと、不公平な者に対して罰金的なものが必要では？）

（6-1）日本を除外して特許出願した経験の有無

質問 B6-1 において、回答者に、外国（自国以外）に特許出願する際に日本を除外した経験の有無について質問したところ、【図表 1-15】の結果を得た。「日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことがある」が 58 者で、「日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことはない」が 56 者であった。

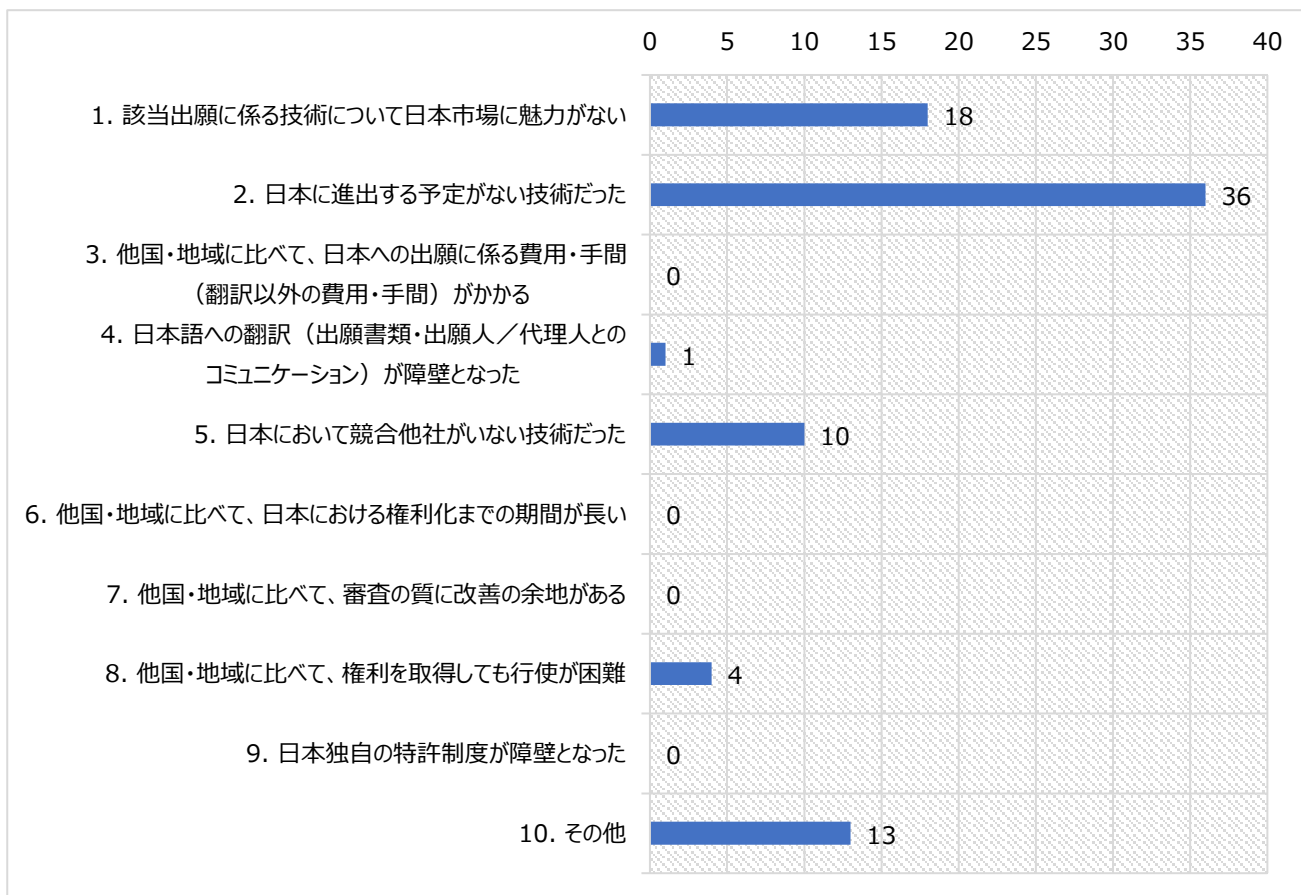
【図表 1-15】 B6-1: 貴組織において、実際に、外国（自国以外）に特許出願する際に日本を除外したことはございますでしょうか。（回答者数 114）



（6-2）日本を除外して特許出願した理由

質問 B6-2 において、回答者に、日本を除外して自国以外の外国に出願した理由（日本に出願しなかった要因）について質問したところ、【図表 1-16】の結果を得た。「日本に進出する予定がない技術だった」が 36 者と最も多く、「該当出願に係る技術について日本市場に魅力がない」が 18 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-16】 B6-2: 日本を除外して自国以外の外国に出願した理由（日本に出願しなかった要因）は何でしょうか（複数回答可）。（回答者数 58）



（6-3）自由回答

B6-3: 前の質問で「9. 日本独自の特許制度が障壁となった」、「10. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 10）

（費用対効果・重要度を踏まえた判断）

- ・ 海外関連企業の発明だったが、重要度が小さかったため
- ・ 海外現地法人における発明で、費用対効果を考え、自国出願の必要性を感じなかった
- ・ B6-2 と費用対効果を総合的に判断した結果
- ・ 外国に所在地を置く共同研究先との共同出願であり、共同研究先の所在国を第一国として出願したが、特許性、費用対効果等を考慮し、日本に移行することはしなかった

（特許性・権利化可能性の判断）

- ・ 日本においては権利化できる可能性が低いため、外国のみ出願

- ・ 日本は日本で別の権利化方法をとりたいから

(制度差による制約)

- ・ 日本において新規性喪失の例外規定の適用を受けることができず、米国のみの特許出願したことがある
- ・ 以前、日米間で **grace period** の期間に違いがあつて、極めてまれに US にしか出願できない場合があつたように記憶しております。最近では日本に出願しなかったケースはないと思います

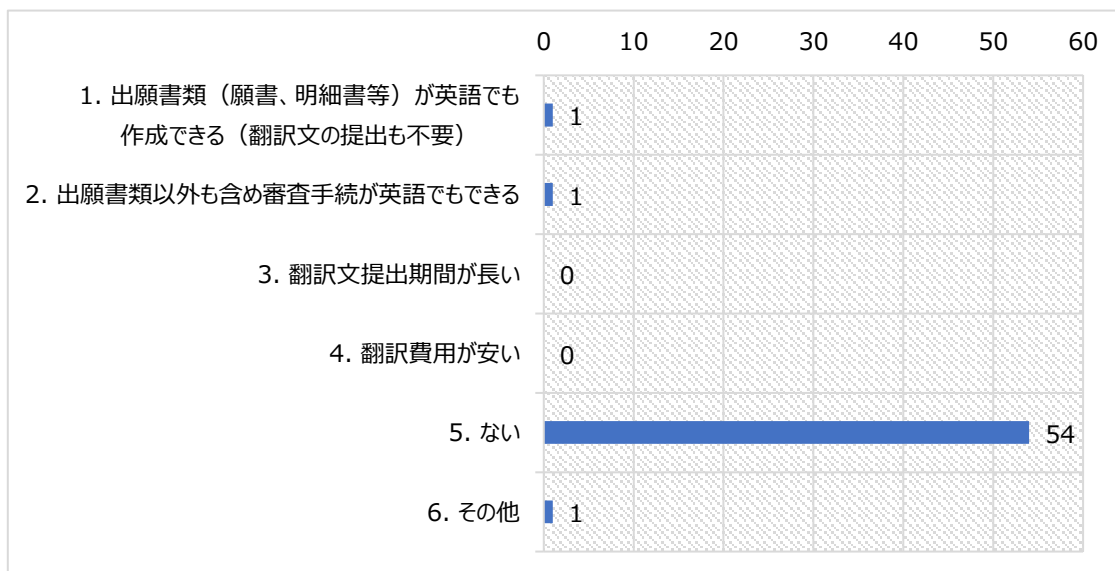
(その他)

- ・ 共願先の意向
- ・ 現地競合他社へのけん制のため

(7-1) 日本を除外しなかった場合の判断要因

質問 B7-1 において、回答者に、この事情があつたら日本を除外しなかった、という事情について質問したところ、【図表 1-17】の結果を得た。「ない」が 54 者と最も多かつた。

【図表 1-17】 B7-1: この事情があつたら日本を除外しなかった、という事情はございますでしょうか (複数回答可)。(回答者数 56)



(7-2) 自由回答

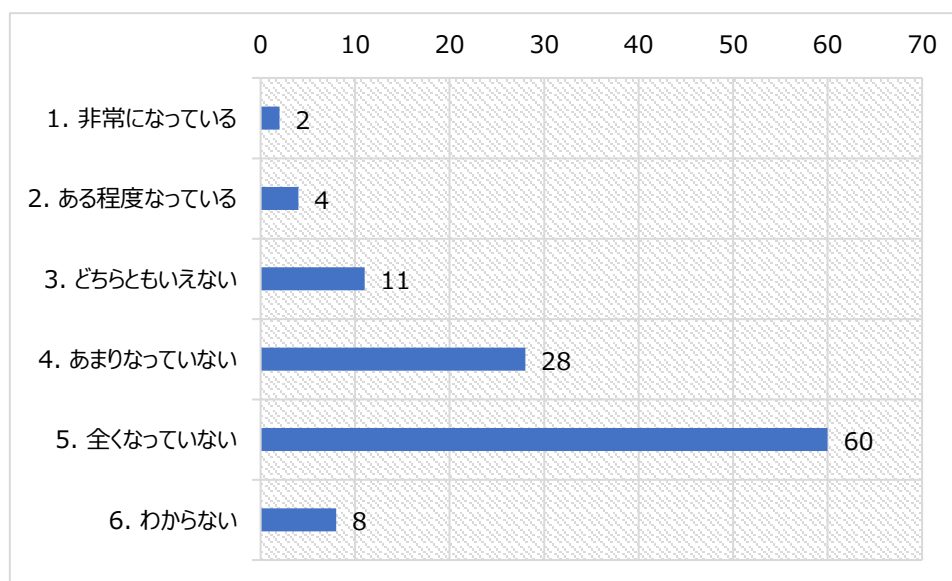
B7-2: 前の質問で「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 1）

- ・ 中国で生まれた発明について、中国への第一国出願義務がない場合

(8) 日本出願への動機（外国語書面出願の制度、英語 PCT の制度）

質問 B8 において、回答者に、外国語書面出願の制度、英語 PCT の制度は、日本へ出願する動機になっているかについて質問したところ、【図表 1-18】の結果を得た。「全くなっていない」が 60 者と最も多く、「あまりなっていない」が 28 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

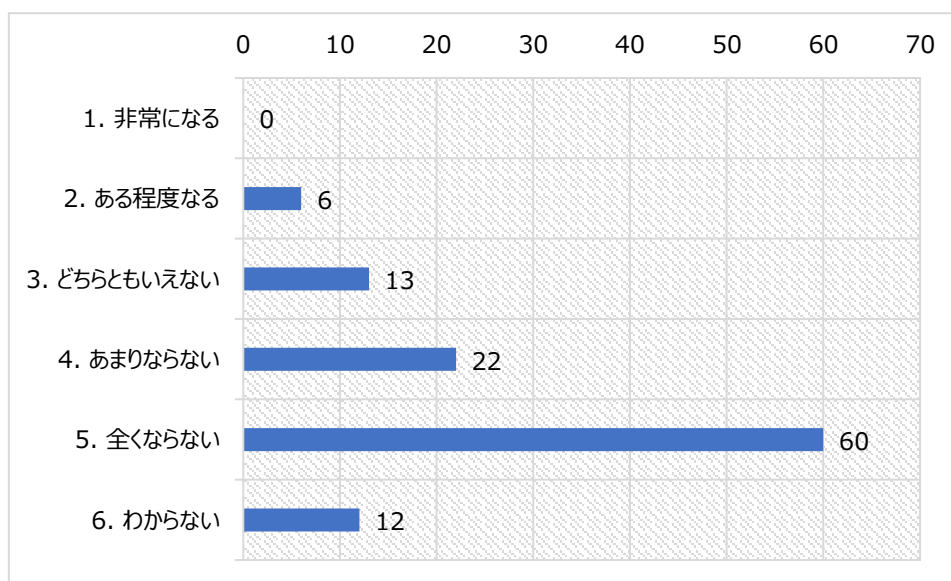
【図表 1-18】 B8: 貴組織において、外国語書面出願の制度、英語 PCT の制度は、日本へ出願する動機になっていますでしょうか。（回答者数 113）



(9) 日本出願への動機（翻訳文提出期間の延長）

質問 B9 において、回答者に、仮に翻訳文提出期間が延長された場合、それが日本へ出願する動機になるかについて質問したところ、【図表 1-19】の結果を得た。「全くなならない」が 60 者、「あまりならない」が 22 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

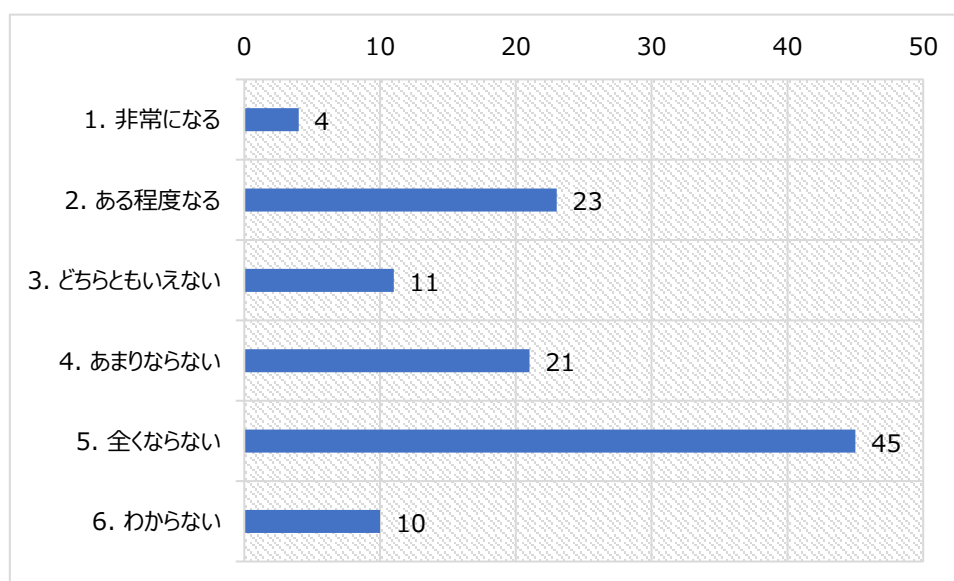
【図表 1-19】 B9: 仮に翻訳文提出期間が延長された場合、それは貴組織が日本へ出願する動機になりますでしょうか。(回答者数 113)



(10) 翻訳費用の低減に伴う出願数の増加

質問 B10 において、回答者に、翻訳費用が軽減されることは、元が外国語の出願を日本に出願する件数を増加する動機になるかについて質問したところ、【図表 1-20】の結果を得た。「全くならない」が 45 者と最も多く、「ある程度なる」が 23 者、「あまりならない」が 21 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-20】 B10: 貴組織にとって、翻訳費用が軽減されることは、元が外国語の出願を日本に出願する件数を増加する動機になりますでしょうか。(回答者数 114)



(11) 出願国選定における最終決断

質問 B11 において、回答者に、出願先とする国を選ぶにあたって、社内等で意見が割れた場合、どのように最終決断に至るのか質問したところ以下の回答を得た。

B11: 貴組織において出願先とする国を選ぶにあたって、社内等で意見が割れた場合、どのように最終決断に至るのか御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 33）

（費用対効果から判断）

- ・ 費用対効果でより合意的な選択をする
- ・ 費用対効果から出願国の優先順位の高い国に絞る
- ・ 出願に係る費用対効果や出願国の市場拡大性を考慮し、総合的に出願可否を判断している
- ・ 出願先国での事業利益に対して費用対効果が得られるか
- ・ 費用対効果に基づき総合的に判断
- ・ 権利行使のしやすさ、権利化まで及びその後の年金費用

（事業環境から判断）

- ・ 事業性、出願する効果等を議論して判断する
- ・ 市場における特許の影響力の大きさ
- ・ その国での実施の可能性、及び競合者の状況による検討
- ・ 日本で出願が前提、あとは市場で実施する見込みがどれだけあるか
- ・ 対応技術の位置付け(重要度)と市場の重要度から判断
- ・ 出願先でのライセンシーの有無、発明実施拠点か否かで決めています

（協議により決定）

- ・ 特許審議会にて審議する
- ・ 内部委員会にて最終決定
- ・ 会議体で協議の上、最終決断に至ります
- ・ 関係者が集まる会議で議論をし、諸々の意見と想定ライセンス先の事業状況などを鑑みて、最終的には会議の議長が決める
- ・ 開発部門と知財部門との議論により決定する
- ・ 関連する部門と相談し、最も企業利益に資する出願先とする
- ・ 事業部と知財部内による調整

- ・ 原則的には関係各部で議論し、合意形成が可能な結論を目指す。決裁権は知的財産部が保有する。
- ・ 事業に即した知財戦略を遂行する上で必要な国・地域を検討しているため、納得が得られるように説明し、同意を得る。事業的観点では予算の都合があるため、なるべく減らす方向で動くが、上記のとおり、知財上必要と判断すれば、納得が得られるよう丁寧にコミュニケーションをとり決定する
- ・ 社内で意見が割れる場合は少ないが、共同出願の場合、相手方と意見が割れることがある。その場合、特許出願費用の負担会社を国ごとに分けること等がある

(事業側の判断・意向を優先して決定)

- ・ 事業執行部署の意見を尊重する
- ・ 事業部門の判断を優先させる
- ・ 事業部門の企画管理部署の責任者の意見に従う
- ・ 当該事業の責任者の判断を優先する
- ・ 知財部と意見が分かれた場合は、開発部門の意見を尊重
- ・ 事業部の上層部（役員クラス）で最終決断される

(上長（事業側以外）による決定)

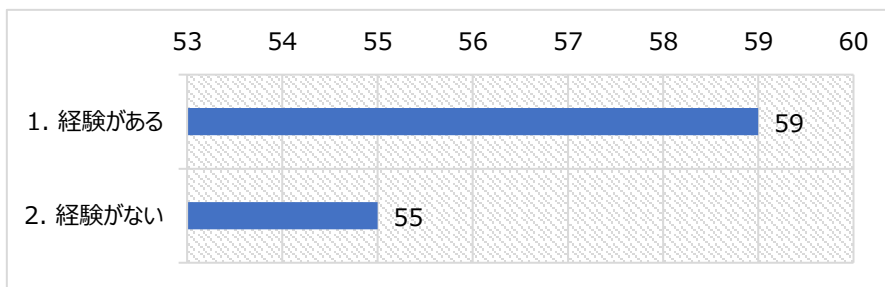
- ・ 上長の最終決定により
- ・ トップ判断
- ・ 組織の最上長の意見を尊重する
- ・ 知財部長に決定権限があるので、最終決定は知財部長判断となる
- ・ 先ずは発明者とその所属部門から希望が出されるが、費用決裁の権限部門が最終決定
- ・ 発明の種類に応じて目安となる出願国リストを持っており、リストに挙げられている出願先からの増減を関連組織と調整して最終的には知財担当の役員が決裁します

3. 質問項目 C 現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問

(1-1) 翻訳経験の有無

質問 C1-1 において、回答者に、元が外国語の出願を日本に出願する場合に、出願書類を日本語へ翻訳した経験はあるかについて質問したところ、【図表 1-21】の結果を得た。「経験がある」が 59 者、「経験がない」が 55 者であった。

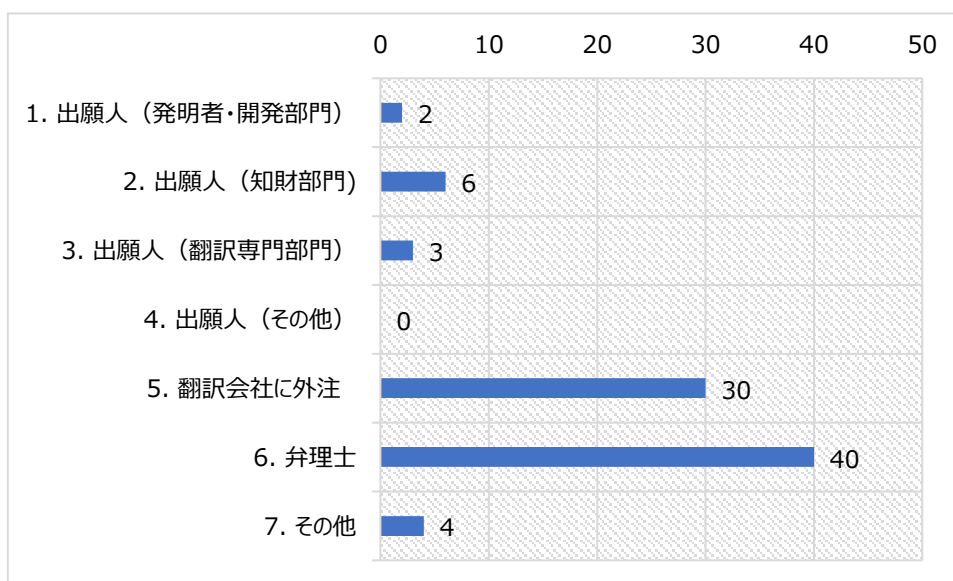
【図表 1-21】 C1-1: 貴組織では、元が外国語の出願を日本に出願する場合に、出願書類を日本語へ翻訳した経験はございますでしょうか。(回答者数 114)



(1-2) 翻訳の主体

質問 C1-2 において、回答者に、元が外国語の出願を日本に出願する場合に、出願書類の日本語への翻訳は誰が行っているかについて質問したところ、【図表 1-22】の結果を得た。「弁理士」が 40 者、「翻訳会社に外注」が 30 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-22】 C1-2: 貴組織では、元が外国語の出願を日本に出願する場合、出願書類の日本語への翻訳は誰が行っていますでしょうか(複数回答可)。(回答者数 58)



(1-3) 自由回答

C1-3: 前の質問で「4. 出願人 (その他)」又は「7. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください (自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 6)

(代理人・特許事務所主体)

- ・ 日本の代理人等
- ・ 業務委託をしている弁理士法人(特許事務所)であり、弁理士とは限らない
- ・ 翻訳作業は特許事務所に一任することが多い。特許事務所内で翻訳する場合も特許事務所が翻訳会社に委託する場合もある

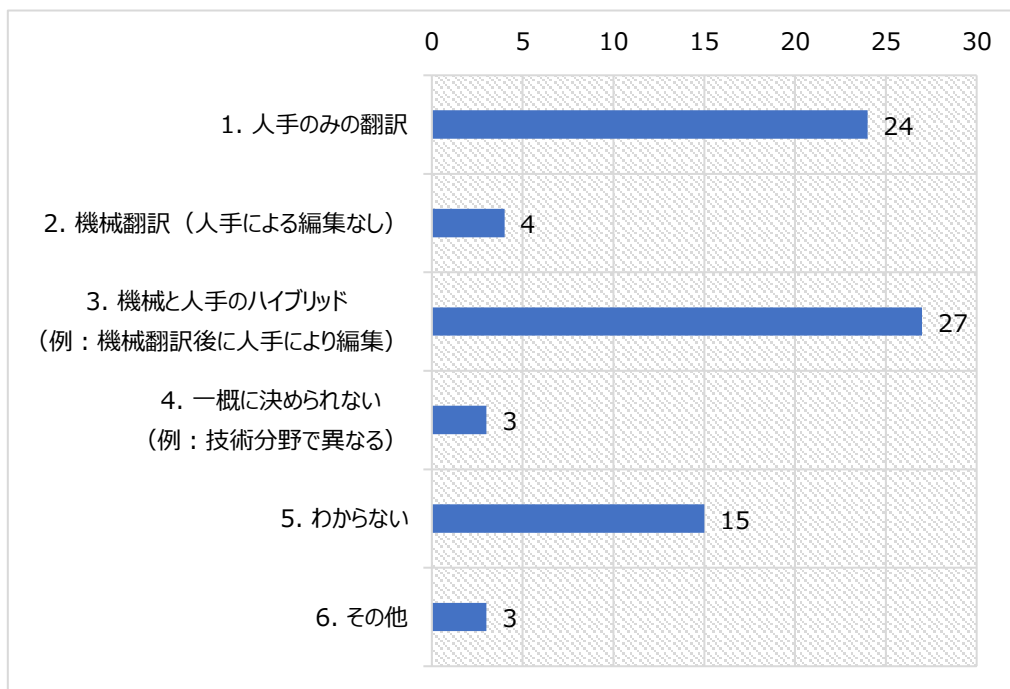
(代理人・特許事務所経由)

- ・ 弁理士から翻訳会社へ外注
- ・ 英語で出願する必要がある時は、基本的に明細書を日本語で作成し、それを英語に翻訳しているので、その原本となった明細書を利用する。日本語から英語への翻訳は特許事務所を介して翻訳をしている

(2-1) 翻訳の手段

質問 C2-1 において、回答者に、出願書類の日本語への翻訳をどのように行っているかについて質問したところ、【図表 1-23】の結果を得た。「機械と人手のハイブリッド」が 27 者、「人手のみの翻訳」が 24 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-23】 C2-1: 貴組織では、出願書類の日本語への翻訳はどのように行っていますでしょうか（複数回答可）。（回答者数 58）



（2-2）自由回答

C2-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 12）

（代理人・特許事務所が翻訳）

- ・ 特許事務所に依頼している
- ・ 特許事務所等に外注している
- ・ 特許事務所に翻訳を任せており、翻訳手段を問い合わせていない
- ・ 弁理士の責任で任せている
- ・ 特許事務所が翻訳しているためわからない
- ・ 翻訳会社や弁理士がどのように翻訳しているのかの詳細を知らない
- ・ 特許事務所に翻訳を依頼しており、自社（出願人）としてはどのように翻訳が行われているか把握していないため
- ・ 弁理士（代理人）での業務のため詳細不明

（翻訳会社が翻訳）

- ・ 翻訳会社に外注

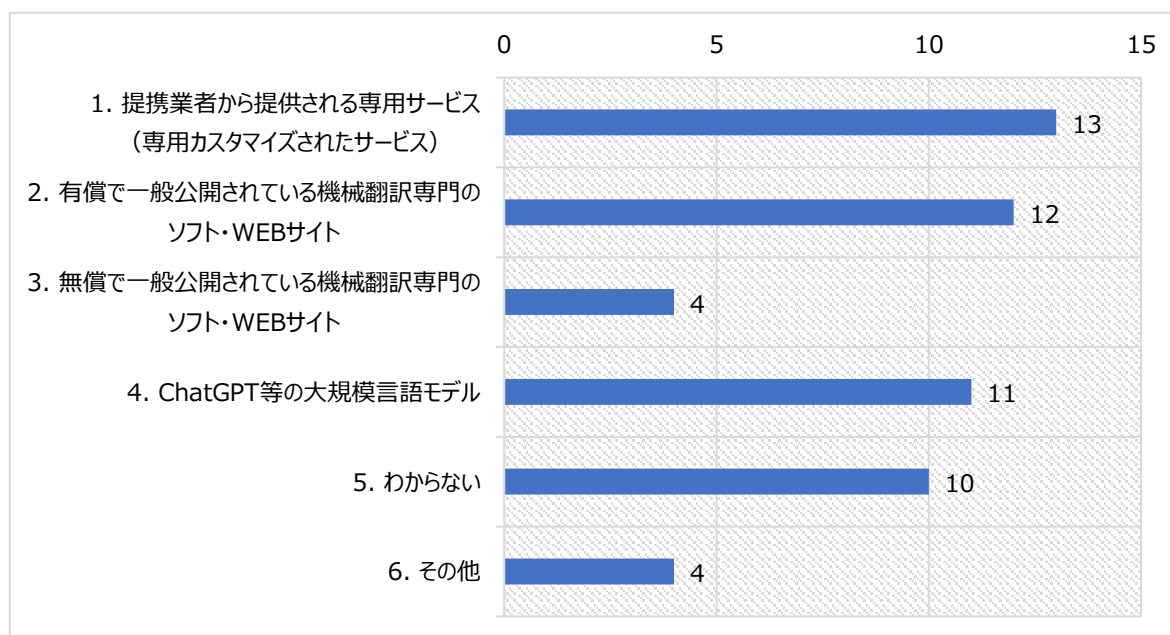
(その他・詳細不明)

- ・ 外注している。
- ・ 委託をしているので、詳細は不明
- ・ 外部委託をしているため
- ・ C2-1 の回答については社内で回答が分散

(2-3) 機械翻訳の種類

質問 C2-3 において、回答者に、使用している機械翻訳の種類について質問したところ、【図表 1-24】の結果を得た。「提携業者から提供される専用サービス」が 13 者、「有償で一般公開されている機械翻訳専門のソフト・WEB サイト」が 12 者、「ChatGPT 等の大規模言語モデル」が 11 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-24】 C2-3: 出願書類の日本語への翻訳に機械翻訳を利用している方への質問です。貴組織で使用している機械翻訳の種類を選んでください (複数回答可)。(回答者数 43)



(2-4) 自由回答

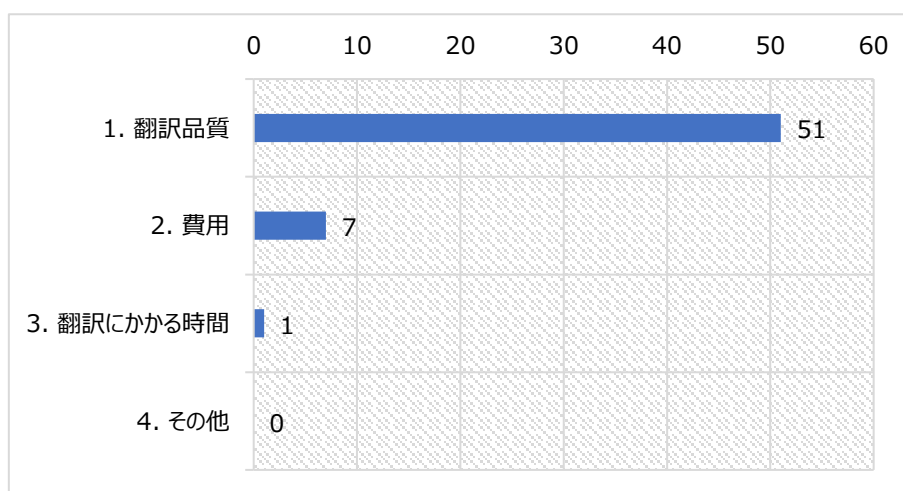
C2-4: 前の質問で「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 6）

- ・ 出願書類の翻訳に機械翻訳は使わない
- ・ 自社出願を外国語で行うことはほぼなく、日本語への翻訳もほぼ想定されない。
- ・ 翻訳会社の機械翻訳＋人手のプランを利用するため、どのようなシステムを使っているかは非開示のため
- ・ 日本語翻訳を自組織内で行っていない
- ・ 特許事務所に依頼している
- ・ 特許事務所に一任している

(3-1) 翻訳の際に重視している点

質問 C3-1 において、回答者に、翻訳者や翻訳手法の選択において最も重要視しているものについて質問したところ、【図表 1-25】の結果を得た。「翻訳品質」が 51 者と最も多かったほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-25】 C3-1: 貴組織において、翻訳者や翻訳手法の選択において最も重要視しているものはどれでしょうか。（回答者数 59）



(3-2) 自由回答

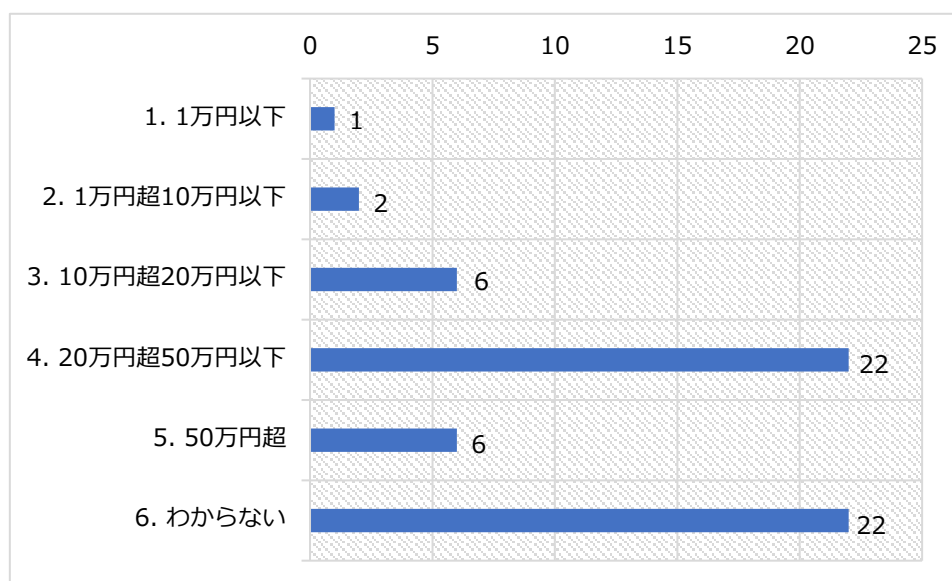
C3-2: 前の質問で「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 1）

- ・ 特許の堅牢性は重要市場における売上を支える重要なものであるため、品質を優先する

(4) 翻訳費用の金額

質問 C4 において、回答者に、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用について質問したところ、【図表 1-26】の結果を得た。「20 万円超 50 万円以下」、「わからない」が 22 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

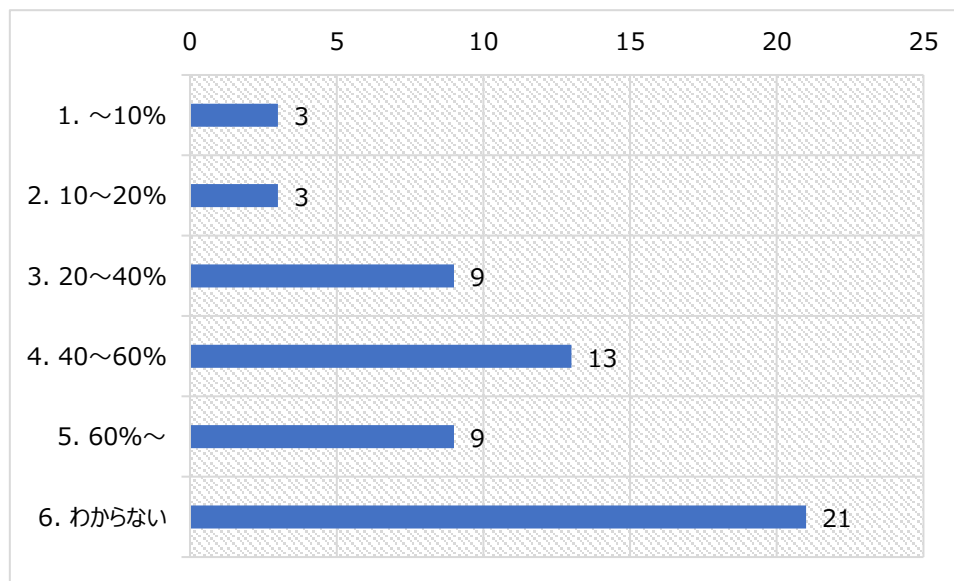
【図表 1-26】 C4: 貴組織では、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用はどの程度でしょうか。（回答者数 59）



(5) 翻訳費用が占める割合

質問 C5 において、回答者に、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用が、1 出願あたりの全費用に占める割合について質問したところ、【図表 1-27】の結果を得た。「わからない」が 21 者と最も多く、「40～60%」が 13 者、「20～40%」及び「60%～」が 9 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

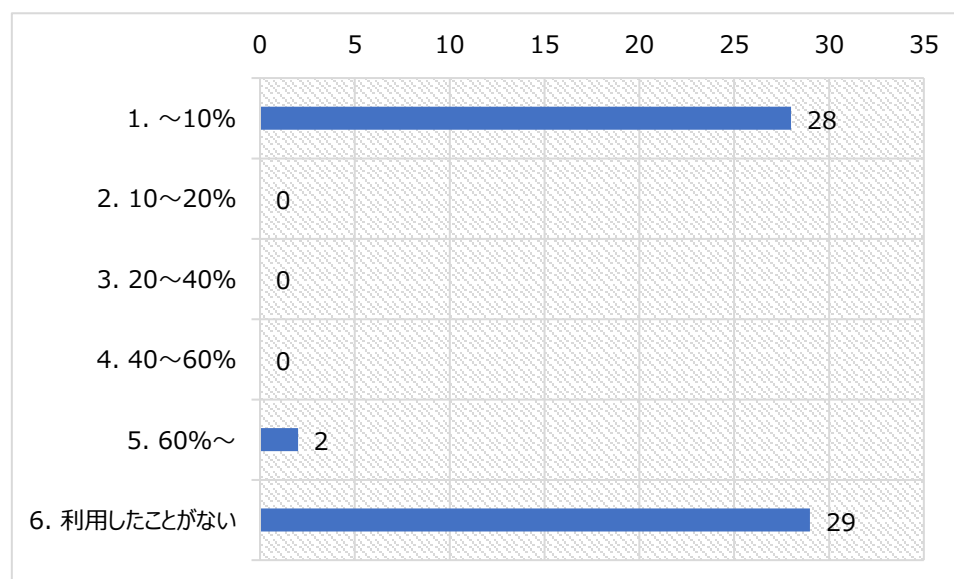
【図表 1-27】 C5: 元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用が、1 出願あたりの全費用に占める割合はどの程度でしょうか。(回答者数 58)



(6) 外国語書面出願の割合

質問 C6 において、回答者に、日本への特許出願における外国語書面出願の割合について質問したところ、【図表 1-28】の結果を得た。「利用したことがない」が 29 者と最も多く、「~10%」が 28 者、「60%~」が 2 者と続いた。

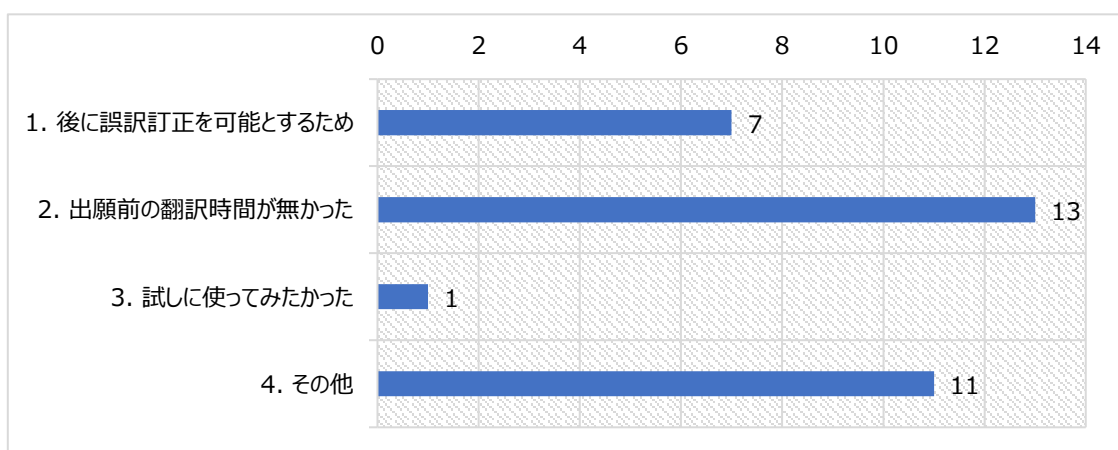
【図表 1-28】 C6: 日本への特許出願のうち、外国語書面出願はどの程度の割合で利用していますでしょうか。(回答者数 59)



(7-1) 外国語書面出願を利用した理由

質問 C7-1 において、回答者に、外国語書面出願を利用した理由について質問したところ、【図表 1-29】の結果を得た。「出願前の翻訳時間が無かった」が13者と最も多く、「その他」が11者、「後に誤訳訂正を可能とするため」が7者、「試しに使ってみたかった」が1者と続いた。

【図表 1-29】 C7-1: なぜ外国語書面出願を利用したのでしょうか（複数回答可）。（回答者数 28）



(7-2) 自由回答

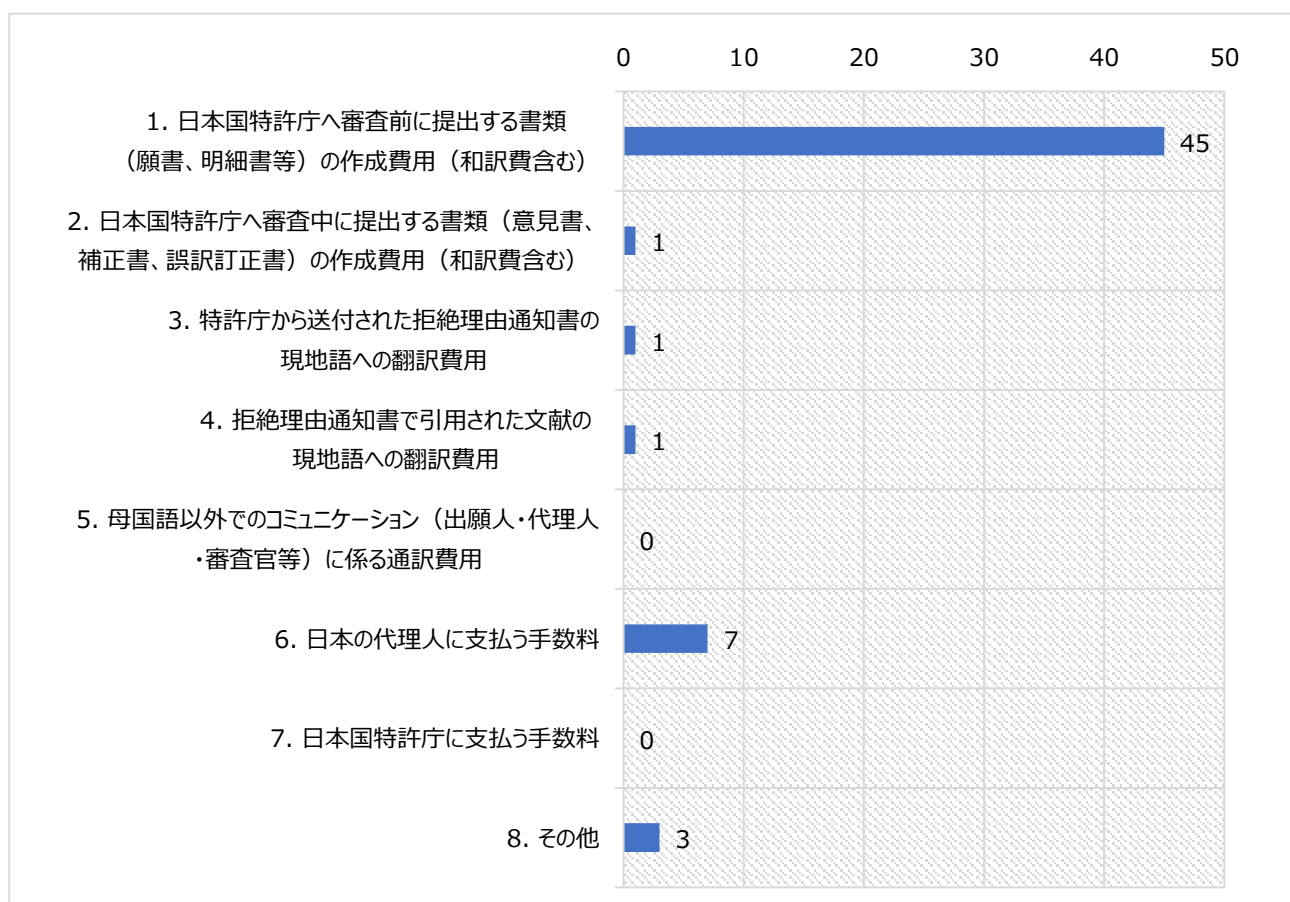
C7-2: 前の質問で「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 6）

- ・ 発明の生まれた国・地域において、第一国出願に制限があったため。また、譲受等によって出願時は日本語以外の言語の出願を扱ったケースもある
- ・ 海外拠点から外国語でされた出願を日本でも権利化するため
- ・ 発明者が外国人であり、内容を発明者が精査しながら出願手続きを進めたため
- ・ 発明者のほとんどが非日本語話者のため、第一国出願を日本に行う際にほとんどが外国語書面出願になる
- ・ 共同出願人が米国法人であったため
- ・ 発明地が外国であったこと／共同出願相手が海外企業であったため

(8-1) 外国語特許出願の日本出願における主な費用負担

質問 C8-1 において、回答者に、元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いものについて質問したところ、【図表 1-30】の結果を得た。「日本国特許庁へ審査前に提出する書類」が 45 者と最も多く、「日本の代理人に支払う手数料」が 7 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-30】 C8-1: 元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いものを選択してください。(回答者数 58)



(8-2) 自由回答

C8-2: 前の質問で「8. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください (自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 2)

- ・ 不明
- ・ 日本の出願人又は日本代理人向けの質問でないと思う

(9) 外国語特許出願の日本出願における最大の負担要因

C9: 元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、何が最も負担となっているでしょうか（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 8）

（翻訳に係るコスト）

- ・ 和訳翻訳費用
- ・ 翻訳がマストであるためその分の負担が増える
- ・ 翻訳
- ・ 外国語書面出願から PCT 出願を日本を受理官庁として行う場合、庁費用の減免制度が活用できない。優先権証明のために、PCT 出願段階で機械翻訳の提出が必要になり、費用がかかる
- ・ 請求項および明細書の翻訳文の誤訳チェック
- ・ 翻訳内容の確認作業
- ・ PCT を英語で出願した場合、国内移行時の代理人が作成した和訳文の社内確認作業

（その他）

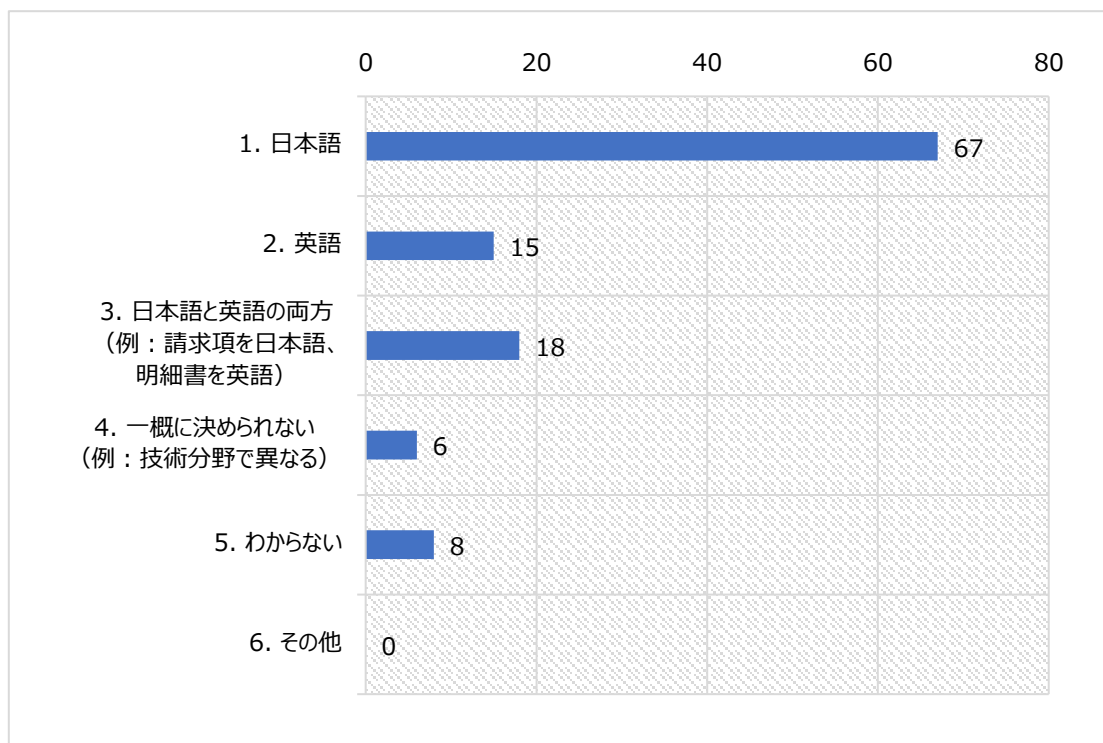
- ・ 日本語のみでの審査

4. 質問項目 D 外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する質問

(1-1) 英語特許出願の審査に用いる明細書等の言語

質問 D1-1 において、回答者に、元が英語の特許出願の審査は、何語の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）に基づいて行われるのがよいかについて質問したところ、【図表 1-31】の結果を得た。「日本語」が 67 者と最も多く、「日本語と英語の両方」が 18 者、「英語」が 15 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-31】 D1-1: 元が英語の特許出願の審査は、何語の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）に基づいて行われるのがよいでしょうか。（回答者数 114）



(1-2) 自由回答

D1-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 8）

(日本語での審査・権利確定が望ましい)

- ・ 日本の第三者が日本の特許公報を見る場合には、日本語であることが便利であり、したがって、審査も日本語で行ったほうが、日本の第三者としてはわかりやすい
- ・ 国内企業が FTO 調査をする場合の負荷を考慮すると、日本語で特許権が付与されることが望ましく、現行制度から変更する理由はないと考えます。出願人が提出した適切な翻訳文のもと、日本語で審査が行われるべきであると考えます
- ・ 日本出願ですので当然のこととして日本語に基づき審査されるべき
- ・ 日本の特許に影響を最も受けるのは日本国民である以上、日本国民が最も理解しやすい日本語で特許権の権利範囲が確定されるべきと考えます。したがって権利解釈に影響する審査手続きも日本語の書類に基づいてなされるべきと考えます

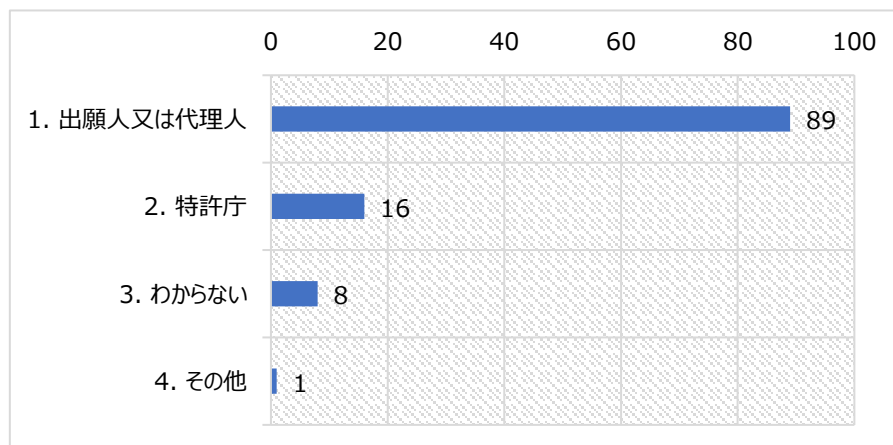
(その他)

- ・ 各国で特許制度自体が違うと思われるので、分からない
- ・ オリジナルの明細書で審査できるのが最も好ましい。機械翻訳でなければ翻訳精度はどの言語にするのが良いのかは翻訳者の能力によるので、一概には決められない
- ・ 社内関係者は日本人が多いため
- ・ 元が英語の特許出願を基本的に行わないため

(2-1) 明細書等の翻訳文作成者

質問 D2-1 において、回答者に、元が英語の特許出願の審査の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面中の説明）の日本語への翻訳は誰が作成するとよいかについて質問したところ、【図表 1-32】の結果を得た。「出願人又は代理人」が 89 者と最も多く、「特許庁」が 16 者、「わからない」が 8 者、「その他」が 1 者と続いた。

【図表 1-32】 D2-1: 元が英語の特許出願の審査の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面中の説明）の日本語への翻訳は誰が作成するとよいでしょうか。（回答者数 114）



(2-2) 自由回答

D2-2: 前の質問で「3. わからない」、「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 10）

（出願人側が翻訳責任を負うのが好ましい）

- ・ 権利範囲に直結するため、現行制度から変わらず翻訳は出願人側で品質を含めて担保すべきであると考えます
- ・ 権利取得により利益を得る出願人が翻訳の責任を負うべきもの

- ・ 日本語で特許が成立するとの前提のもと、翻訳の責任は出願人側で負うべきと考えるためです
- ・ 出願人又は代理人でなければ、明細書の各文言の意図を適切に反映した細かい調整ができないため
- ・ 出願人、代理人、特許庁、AI を含め誰が翻訳してもよいが、最終的な責任は、出願人・特許権者が持つべきであると考え

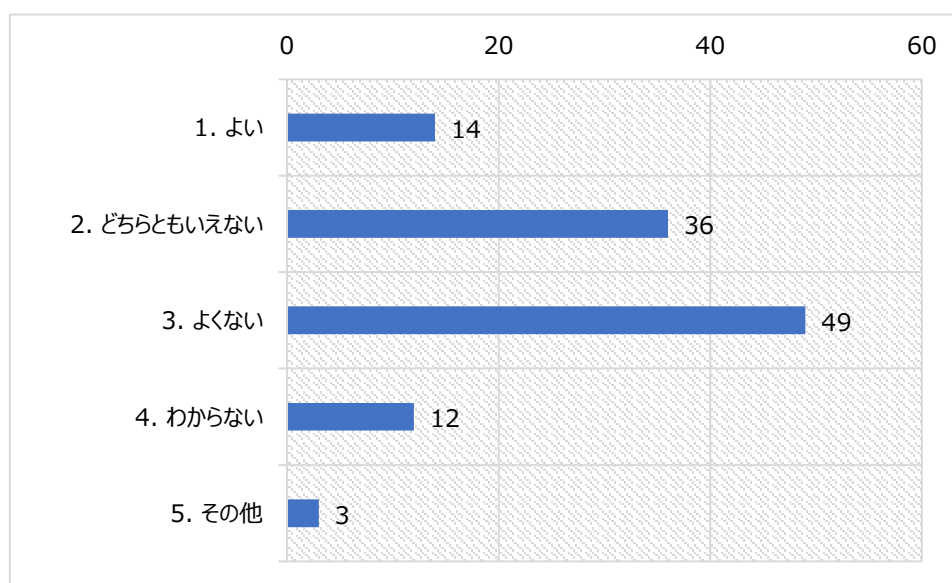
(その他)

- ・ 客観的翻訳と出願人意図反映も必要なので、庁の機械翻訳（原文の技術用語等を機械的に訳語に置換した原語・訳語混合文と翻訳文）①と出願人提出翻訳②を庁が AI で（逆翻訳も加味して）統合し、内容に齟齬やブレの生じる部分については注釈等でより適切な翻訳・対訳で把握し易い様③にするのが望ましい
- ・ 第三者の視点では、翻訳が正確なら誰でもよいと考えるが、出願人の立場ではあまり経験がないので、わからない
- ・ 場合によると思われる
- ・ 元が英語の特許出願を基本的に行わないため

(3-1) 英語特許出願の審査における機械翻訳の可否

質問 D3-1 において、回答者に、元が英語の特許出願の審査の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）の日本語への翻訳は機械翻訳（人手による編集無し）でもよいかについて質問したところ、【図表 1-33】の結果を得た。「よくない」が 49 者と最も多く、「どちらともいえない」が 36 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-33】 D3-1: 元が英語の特許出願の審査の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）の日本語への翻訳は機械翻訳（人手による編集無し）でもよいでしょうか。（回答者数 114）



（3-2）自由回答

D3-2: 前の質問で「4. わからない」、「5. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 13）

（機械翻訳の精度次第）

- ・ 機械翻訳の精度による
- ・ 機械翻訳の精度が不明
- ・ 翻訳の品質を判断出来ないのわからない

（将来の精度向上を前提に許容）

- ・ 権利範囲に関係するため、正確な翻訳が求められるが、人の翻訳でもミスはあり得るし、現状の機械翻訳ではまだ不自然な翻訳になることもありうるが、将来的に機械翻訳がより正確になれば、問題ないかもしれない
- ・ 機械翻訳の精度は日進月歩で向上しているが、今はまだ人の目での確認が不可欠。しかし今後、更に技術が進んだら、人手による確認は不要になるかもしれない
- ・ 機械翻訳の品質は年々向上していると思うが、人手による翻訳との良し悪し度合いや許容範囲はケースバイケースと思います

（出願人が責任を負うなら採用可）

- ・ 出願人自身が機械翻訳の内容に責任を持つのであれば、採用しても良いと考えます。
- ・ 機械翻訳を利用するのはよいが、最終的な出力の責任は出願人が持つべきである
- ・ 機械翻訳による不利益を出願人が負うことについて出願人の合意があれば、機械翻訳でも構わないと考える
- ・ 日本語で審査され権利が確定する前提のもとでは、日本語の翻訳文に責任を負うのが出願人であるべきなので、翻訳手法も出願人が決めるべき事項と考えます。したがって出願人が機械翻訳を選択することを排除する理由はありません

(現状では不十分)

- ・ 参考資料として機械翻訳を参照するのは良いかもしれないが、確定版とする際に人手を入れずに問題ないとするレベルには達していないと考えるため
- ・ 翻訳の精度に疑問を感じるため

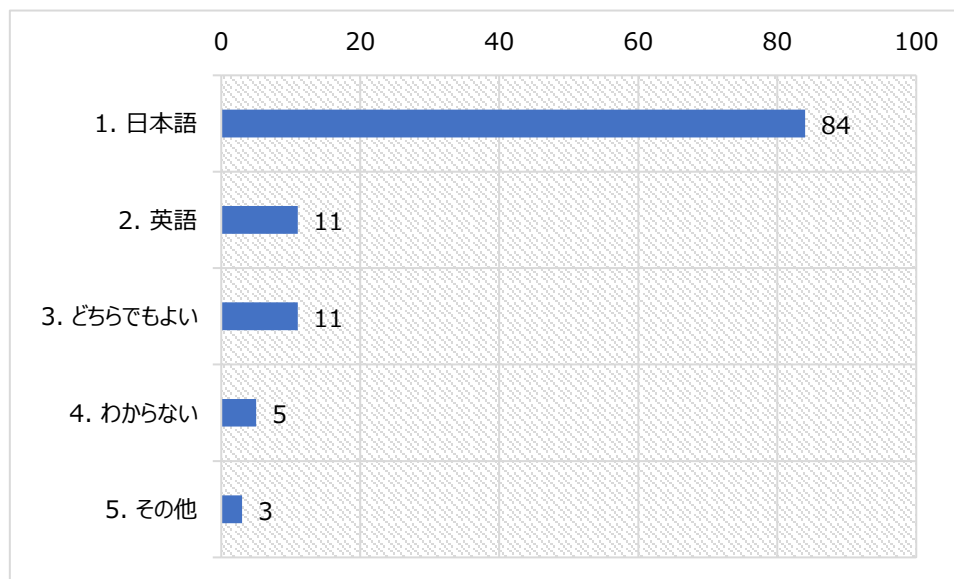
(第三者の不利益を懸念)

- ・ 出願人側が機械翻訳による不明瞭さなどによる影響（明確性により拒絶されたり、意図しない翻訳による権利範囲が減縮される等）を甘受するのであれば手段は問わないものの、外国からの出願に係る日本特許について FTO 調査をする国内企業の立場からすると一見して読みがたい機械翻訳は望ましくないと考えます

(4-1) 英語特許出願の審査手続における使用言語の在り方

質問 D4-1 において、回答者に、元が英語の出願の審査に係る手続（意見書、補正書、拒絶理由通知書等の特許庁からの通知、審査官との面接・応対等）は、何語で行われるのがよいかについて質問したところ、【図表 1-34】の結果を得た。「日本語」が 84 者と最も多く、「英語」、「どちらでもよい」が 11 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-34】 D4-1: 元が英語の出願の審査に係る手続（意見書、補正書、拒絶理由通知書等の特許庁からの通知、審査官との面接・応対等）は、何語で行われるのがよいでしょうか。（回答者数 114）



（4-2）自由回答

D4-2: 上記の質問で「4. わからない」、「5. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 10)

（日本語での手続が望ましい）

- ・ 日本語の書面に基づいて取得された特許の権利範囲について権利解釈にあたり手続書面（意見書等）を参照することを想定すると、手続にかかる書面についても一貫して日本語で記載され、特許公報の内容と対応付けられるべきと考えます
- ・ 最終的に日本の権利になるところ、日本語以外の請求項の翻訳では本来意図する権利と外れてくる可能性がある。また審査経過が権利解釈に影響するため、審査経過の英語と最終権利の日本語の整合性がとれない懸念もある
- ・ D-1 と同じで、日本出願ですので当然のこととして日本語で審査されるべき
- ・ 日本の特許に影響を最も受けるのは日本国民である以上、日本国民が最も理解しやすい日本語で特許権の権利範囲が確定されるべきと考えます。したがって権利解釈に影響する審査手続きも日本語でなされるべきと考えます
- ・ 社内関係者は日本人が多いため
- ・ 自国が日本であり、母語日本語での出願が基本であるため、特に外国語のニーズがないため

(日英併記・英語対応を支持)

- ・ 対応は英語が親切だと思う。一般公開は日本語を付けてもらうのがよい
- ・ 日本語ベースでも英語の対訳が添えられていれば良いと思います

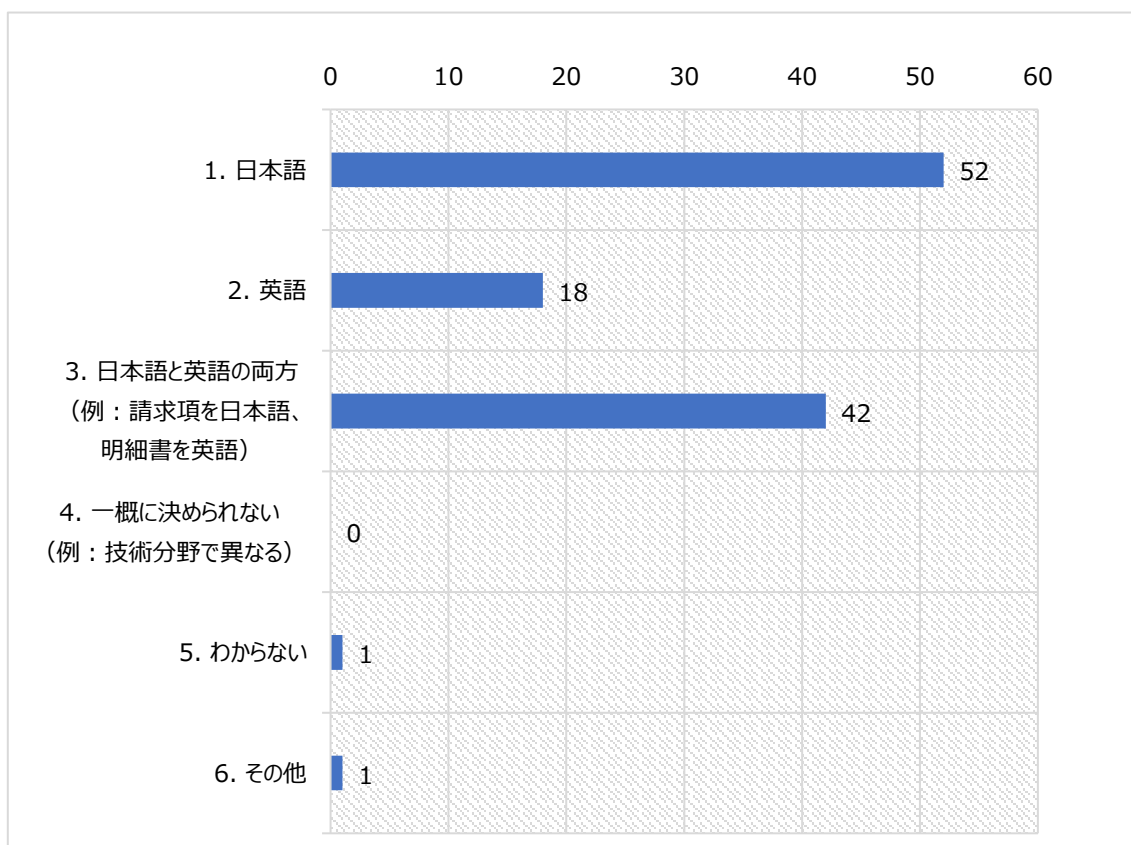
(その他)

- ・ 意思の疎通が可能である言語が適切と思うため
- ・ 前提として、元が英語の出願について翻訳文で審査しているのか原文で審査しているのかが明確でないのでわからない

(5-1) クリアランス調査の際の公開言語

質問 D5-1 において、回答者に、クリアランス調査を行う場合に元が英語の特許出願の公開公報について、何語で公開されるのが最も好ましいかについて質問したところ、【図表 1-35】の結果を得た。「日本語」が 52 者と最も多く、「日本語と英語の両方」が 42 者、「英語」が 18 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-35】 D5-1: 貴組織でクリアランス調査を行う場合を念頭に御回答下さい。元が英語の特許出願の公開公報について、何語で公開されるのが最も好ましいでしょうか。(回答者数 114)



(5-2) 自由回答

D5-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 8）

(日本語での公開が望ましい)

- ・ 日本人であれば、当然日本語の方が検索・調査しやすいため
- ・ 現行制度から変える必要性がなく、日本語での翻訳文提出を必要とする立場からすると、当然に日本語で公開されるべきであると考えます
- ・ 権利請求の範囲は日本語で判断されるべき
- ・ 日本の特許に影響を最も受けるのは日本国民である以上、日本国民が最も理解しやすい日本語で出願公開もされるべきと考えます
- ・ 社内関係者は日本人が多いため

(日英併記・地域に応じた言語公開を支持)

- ・ 請求項も明細書も日本語と英語の両方がいい
- ・ 日本では日本語で、英語圏では英語で公開されるのが望ましい

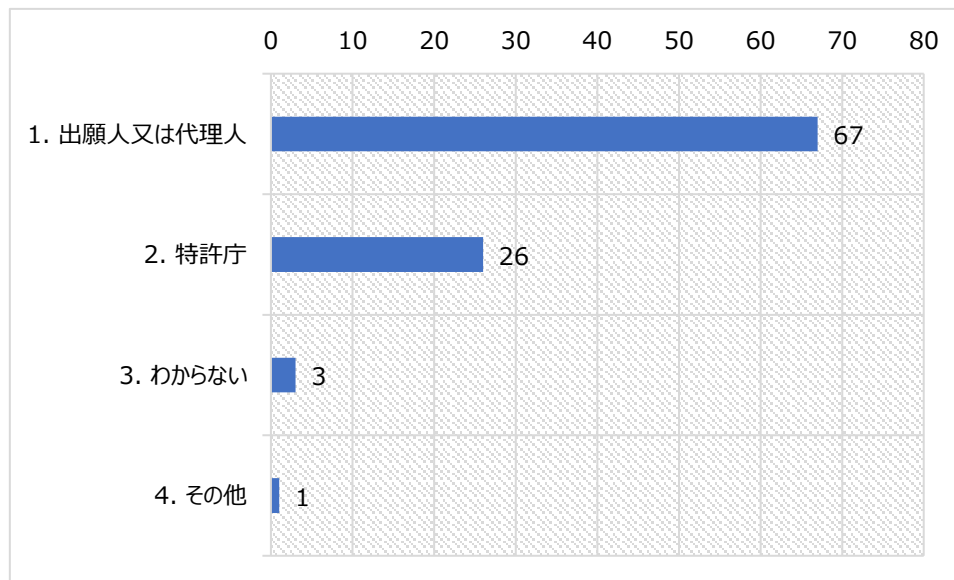
(その他)

- ・ アカデミアなので、クリアランス調査は行っていない

(5-3) 英語特許出願に係る公開公報の日本語翻訳の作成主体

質問 D5-3 において、回答者に、元が英語の出願について、公開公報の日本語への翻訳は誰が作成するのが最も好ましいかについて質問したところ、【図表 1-36】の結果を得た。「出願人又は代理人」が 67 者と最も多く、「特許庁」が 26 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-36】 D5-3: 質問 D5-1 で、元が英語の特許出願の公開公報について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。元が英語の出願について、公開公報の日本語への翻訳は誰が作成するのが最も好ましいでしょうか。(回答者数 97)



(5-4) 自由回答

D5-4: 前の質問で「3. わからない」、「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 5)

(出願人側が翻訳責任を負うのが望ましい)

- ・ 現行制度から変わらず、出願時に出願人の責任において翻訳が行われるべきであると考えます
- ・ 日本語で権利が確定するとの前提のもと、日本語への翻訳の責任は出願人が負うのが妥当であるからです
- ・ 出願人又は代理人でなければ、明細書の各文言の意図を適切に反映した細かい調整ができないため

(その他)

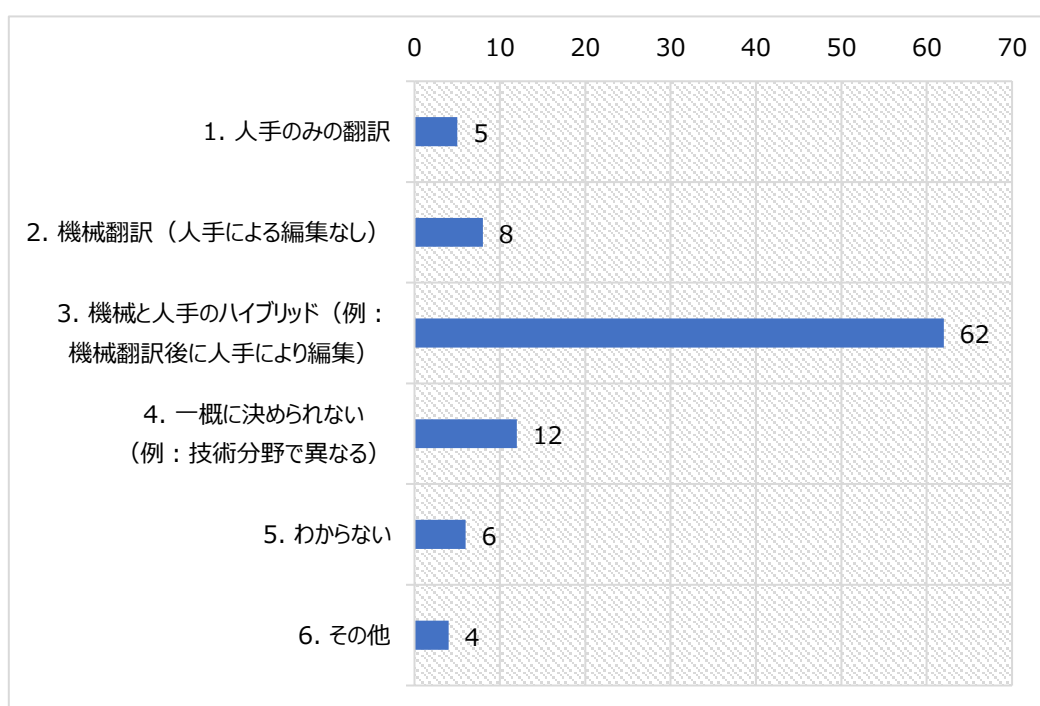
- ・ 出願人によってはクオリティが低いものが含まれるため、品質担保は誰かが責任を持つべきです
- ・ 機械翻訳と AI の能力向上により D2-2 の事が出願直後にできるとして、AI で統合した注釈付きの翻訳・対訳③を庁が出力し、出願人は注釈についてのコメントや全文の再翻

訳・対訳④を提出する。庁は、出願人の再翻訳④と AI で統合した再度の注釈付きの翻訳・対訳⑤（提出なければ先の翻訳等②③）を公開する

（5-5）翻訳文の作成手段

質問 D5-5 において、質問 D5-1 で、元が英語の特許出願の公開公報について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した回答者に、当該翻訳文はどのように作成するのが最も好ましいかについて質問したところ、【図表 1-37】の結果を得た。「機械と人手のハイブリッド」が 62 者と最も多く、「一概に決められない」が 12 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-37】 D5-5: 質問 D5-1 で、元が英語の特許出願の公開公報について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。その日本語への翻訳はどのように作成するのが最も好ましいでしょうか。(回答者数97)



(5-6) 自由回答

D5-6: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 15）

(機械翻訳の精度次第)

- ・ 機械翻訳の精度の影響が大きい
- ・ 翻訳の精度次第
- ・ 機械翻訳の精度は日進月歩で向上しているが、今はまだ人の目での確認が不可欠。しかし今後、更に技術が進んだら、人手による確認は不要になるかもしれない
- ・ 効率性と正確性を考えると、機械翻訳の上で、人が精査するのが、一般的にはよさそうと思う。しかし、機械翻訳の精度が低ければ、最初から人のみがいかがよいかもしれないし、反対に精度が高ければ機械翻訳に任せてもいいかもしれない

(出願人の責任・選択に委ねるのが望ましい)

- ・ 出願人が指定したやり方で翻訳すればよい（翻訳の良否は出願人が責任を負うべき）
- ・ 出願人の責任で翻訳するのであれば、出願人に任せればよい
- ・ 出願人が機械翻訳のみでよいと思えばそれでよい
- ・ 出願人側が機械翻訳による不明瞭さなどによる影響（明確性により拒絶されたり、意図しない翻訳による権利範囲が減縮される等）を甘受するのであれば手段は問わない
- ・ 日本語への翻訳文の責任を出願人が負うとの前提のもと、どのような手段で翻訳するかは出願人側の選択に任せるべきと考えます
- ・ 出願人又は代理人が翻訳を作成するのであればどのような手段であっても良いと考える

(ハイブリッド（機械＋人手）が望ましい)

- ・ 最後に人手が入った方が真意が伝わると思うが、費用面を考えると、ハイブリッドが望ましい
- ・ D3-2 に記載の通り、確定版とするには人手が必要な段階と考えるものの、省力化の観点では機械翻訳は有用と考えるため

(その他)

- ・ クオリティを担保する必要がある
- ・ 特許庁が翻訳を作成する場合は、出願人の合意のもとで機械翻訳するのであれば問題な

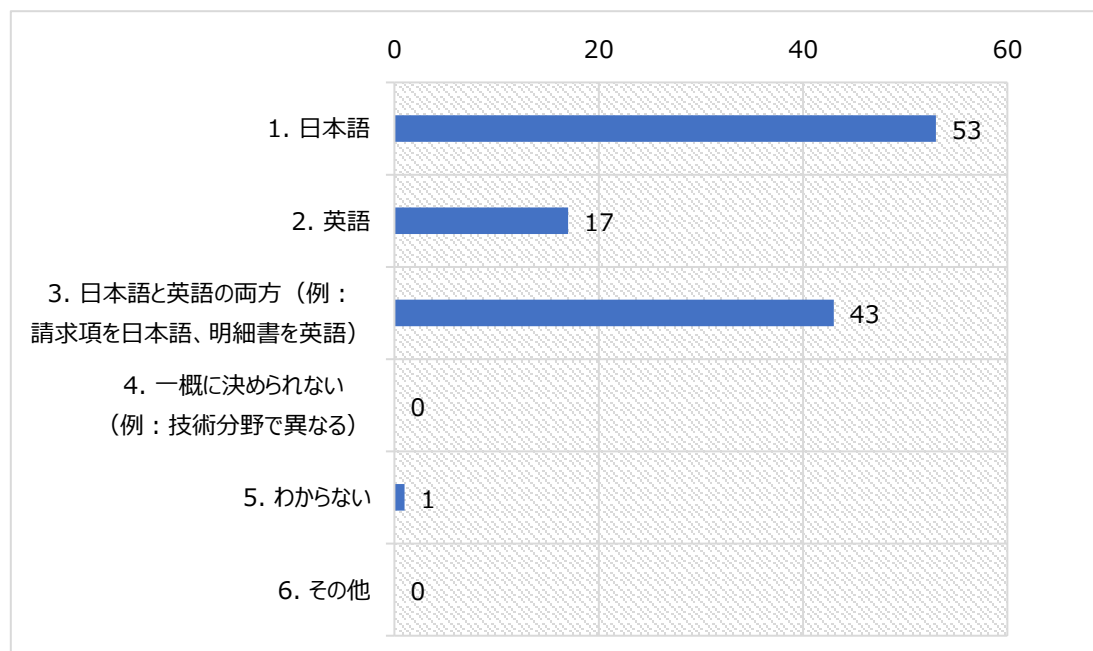
いと考える。すなわち、出願人が不利益を承諾する範囲で、どのような方法でも良いと考える。なお、どのような方法で作成したのかを明示していただきたい

- D2-2 や D5-4 に記した様に、出願人提出の翻訳（機械翻訳か人手翻訳かハイブリッド翻訳か不問）④（④が無ければ②）と、庁の機械翻訳①を併せて AI で庁が統合した（注釈付き）翻訳・対訳⑤（⑤無ければ③）を公開翻訳にする等。尚、③⑤では全文対訳に対訳付注釈を付ける等
- 理想は 3 ですが、元の英語を同時に参照できるなら 2 で構いません

（6-1）英語出願に基づく特許公報（権利公報）の公開言語

質問 D6-1 において、回答者に、クリアランス調査の際、元が英語の出願の特許公報（権利公報）について、何語で公開されるのが最も好ましいかについて質問したところ、【図表 1-38】の結果を得た。「日本語」が 53 者と最も多く、「日本語と英語の両方」が 43 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-38】 D6-1: 貴組織でクリアランス調査を行う場合を念頭に御回答ください。元が英語の出願の特許公報（権利公報）について、何語で公開されるのが最も好ましいでしょうか。（回答者数 114）



(6-2) 自由回答

D6-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 8）

(日本語での公開が望ましい)

- ・ 当然に日本語の方が検索・調査しやすいため。また、自社技術が権利範囲に属するか否かがグレーの場合は、外国語では認識しづらいケースもあるのではないか
- ・ 現行制度から変える必要性がなく、出願時に翻訳文を提出のうえ審査・権利取得が成されたものであれば日本語での権利範囲が確定することを前提とすると、当然に日本語で公開されるべきであると考えます
- ・ 特許公報も公開公報も同じく権利請求の範囲は日本語で判断されるべき
- ・ 日本語で権利が確定することを回答の前提としているため、特許公報が日本語で発行される必要があります
- ・ 関係者は日本人が多く、現状日本語が最も使い勝手がよいため。英語が必要な際は、対応外国の明細書を使用すれば足るため

(日英併記・地域に応じた言語公開を支持)

- ・ D6-1 では 3 を選択したが、例にあるような部分的な日本語翻訳ではなく、全文が日本語と英語の両方で公開されるべきである
- ・ 翻訳には翻訳ミスが生じることがあるため、英語圏の英語の特許公報は英語で公開されるのが望ましい。日本語で特許権・明細書の概要を理解したいのであれば、必要に応じて機械翻訳を使えばよい

(その他)

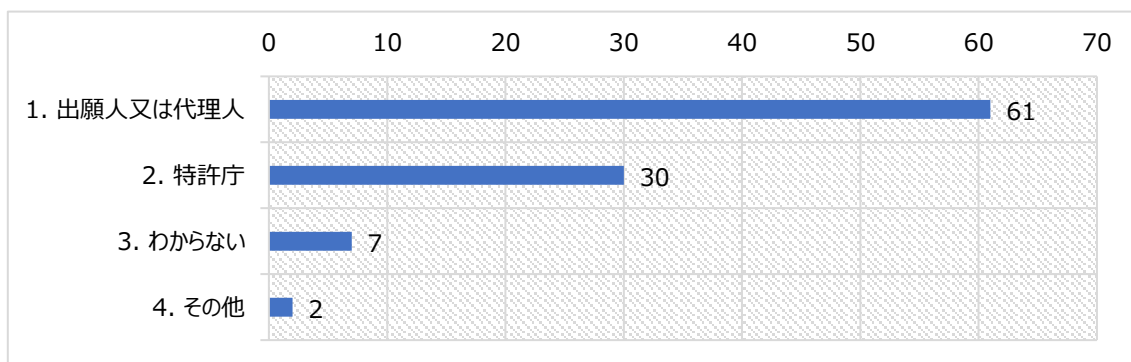
- ・ アカデミアなので、クリアランス調査は行っていない

(6-3) 特許公報（権利公報）の作成主体

質問 D6-1 において、元が英語の出願の特許公報（権利公報）について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した回答者に、当該日本語への翻訳は誰が作成するのが最も好ましいかについて質問したところ、【図表 1-39】の結果を得た。「出願人又は代理人」が 61 者と最も多く、「特許庁」が 30 者と続くほか、様々な

回答が含まれる。

【図表 1-39】 D6-3: 質問 D6-1 で、元が英語の出願の特許公報（権利公報）について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。その日本語への翻訳は誰が作成するのが最も好ましいでしょうか。(回答者数 100)



(6-4) 自由回答

D6-4: 前の質問で「3. わからない」、「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。(回答者数 8)

(出願人側が翻訳責任を負うのが望ましい)

- 本設問は英語の出願書面で登録されたうえでその日本語翻訳がされることを前提とされているように思います。上述した通り、そもそも現行の翻訳文を提出のうえ、日本語で審査、権利取得を行う制度からの変更の必要性がありません。したがって、現行制度のとおり、出願時に出願人の責任において翻訳が行われるべきであると考えます
- D-2 と同じです。権利取得により利益を得る出願人が翻訳の責任を負うべきものと思います
- 日本語で権利が確定することを前提としているため、日本語翻訳の責任は出願人が負うべきだからです
- 出願人又は代理人でなければ、明細書の各文言の意図を適切に反映した細かい調整ができないため
- 出願人又は代理人が翻訳を作成するのであればどのような手段であってもよく、特許庁が作成する場合でも出願人の合意のもとであれば機械翻訳でも問題ない。ただし、その不利益は出願人が負うことが前提である

(その他)

- D2-2、D5-4、D5-6 に記した様に、出願人提出の翻訳④（④が無ければ②）と、庁の機械

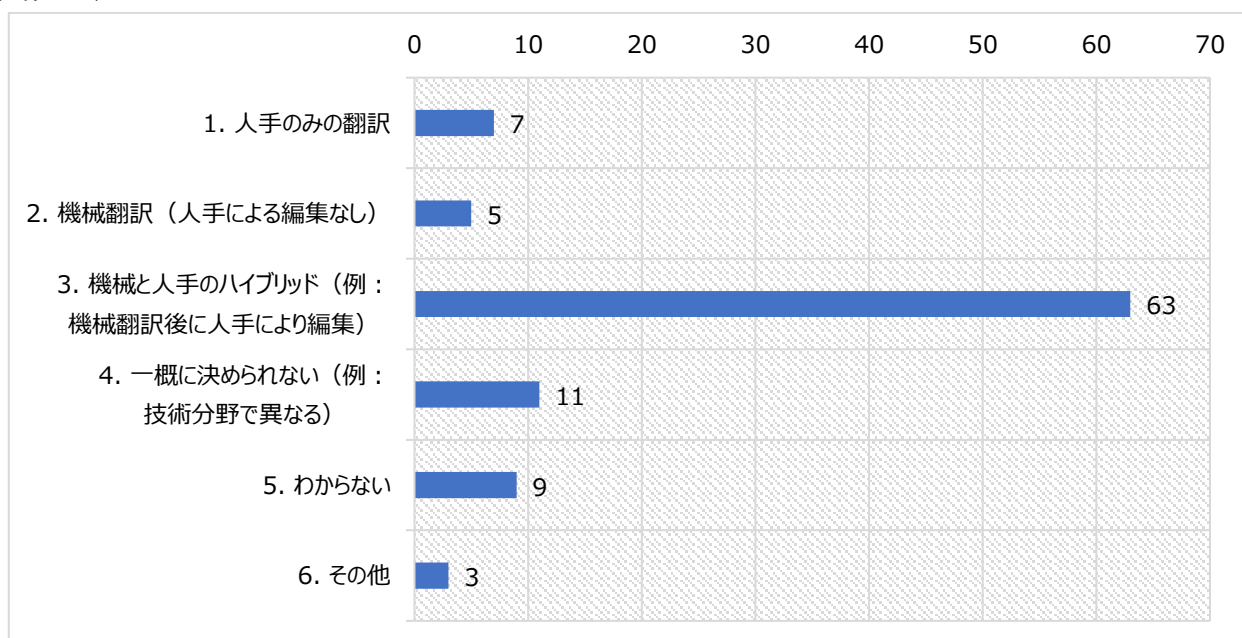
翻訳①を併せて AI で序が統合した（注釈付き）翻訳・対訳⑤（⑤無ければ③）を公開翻訳にする等。これにより、機械翻訳が異なるシステムにより翻訳が多様にブレようが、出願人が出鱈目な翻訳を出そうが、信用可能になる

- ・ 出願人によってはクオリティが低いものが含まれるため、品質担保は誰かが責任を持つべきです
- ・ 出願人又は代理人、特許庁で社内の意見が拮抗した

（6-5）特許公報（権利公報）の翻訳文の作成手段

質問 D6-5 において、質問 D6-1 で元が英語の出願の特許公報（権利公報）について「1. 日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した回答者に、その日本語への翻訳はどのように作成するのが最も好ましいかについて質問したところ、【図表 1-40】の結果を得た。「機械と人手のハイブリッド」が 63 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-40】 D6-5: 質問 D6-1 で、元が英語の出願の特許公報（権利公報）について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。その日本語への翻訳はどのように作成するのが最も好ましいでしょうか。（回答者数 98）



(6-6) 自由回答

D6-6: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 15）

(機械翻訳の精度次第)

- 機械翻訳の精度の影響が大きい
- 翻訳の精度次第
- 機械翻訳の精度は日進月歩で向上しているが、今はまだ人の目での確認が不可欠。しかし今後、更に技術が進んだら、人手による確認は不要になるかもしれない
- 効率性と正確性を考えると、機械翻訳の上で、人が精査するのが、一般的にはよさそうと思う。しかし、機械翻訳の精度が低ければ、最初から人のみがいかがよいかもしれないし、反対に精度が高ければ機械翻訳に任せてもいいかもしれない

(出願人の責任・選択に委ねる)

- 出願人が指定したやり方で翻訳すればよい（翻訳の良否は出願人が責任を負うべき）
- 権利公報の日本語書面は出願人側が用意すべきと考えますので、どのように翻訳するかは出願人によると思います
- 出願人の責任で翻訳するのであれば、出願人に任せればよい（[4] の意見）
- 出願人側が機械翻訳による不明瞭さなどによる影響（明確性により拒絶されたり、意図しない翻訳による権利範囲が減縮される等）を甘受するのであれば手段は問わない
- 日本語で権利が確定するとの前提のもとでは、日本語翻訳手法の選択は出願人が負うべきであり、特に指定すべきではないと考えます

(その他)

- 案件の状況（重要度、新技術 or 成熟分野、競合他社動向）により一概に決まるものではない
- 出願人又は代理人が翻訳を作成するのであればどのような手段であってもよく、特許庁が作成する場合でも出願人の合意のもとであれば機械翻訳でも問題ない。ただし、その不利益は出願人が負うことが前提である
- 出願人によってはクオリティが低いものが含まれるため、品質担保は誰かが責任を持つべきです
- D2-2、D5-4、D5-6、D6-4 に記した様に、庁は機械翻訳により省力・高速・質の担保を得つつ、機械翻訳に反映できなかった出願人の意向（機械翻訳か人手翻訳かハイブリッ

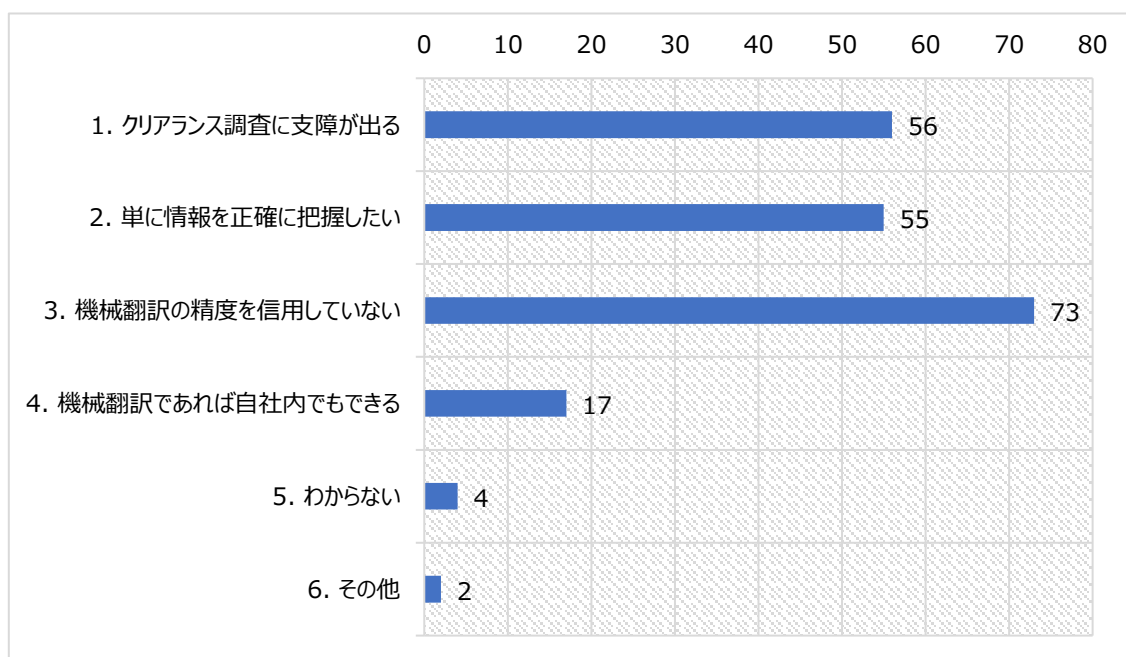
ド翻訳か不問)も翻訳で読める様にする。③を経た④⑤ならより適切な翻訳になっている事が期待できる

- ・ 理想は3ですが、元の英語を同時に参照できるなら2で構いません
- ・ D5-6と同様

(7-1) 機械翻訳のみで支障が出る理由

質問 D7-1 において、回答者に、元が英語の出願の特許公報（権利公報）の日本語への翻訳が機械翻訳（人手による編集無し）だけになると困る場合、その理由が何だと考えるかについて質問したところ、【図表 1-41】の結果を得た。「機械翻訳の精度を信用していない」が73者と最も多く、「クリアランス調査に支障が出る」が56者、「単に情報を正確に把握したい」が55者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-41】 D7-1: 元が英語の出願の特許公報（権利公報）の日本語への翻訳が機械翻訳（人手による編集無し）だけにすると困る場合があったとします。その理由は何だと考えますか（複数回答可）。(回答者数 112)



(7-2) 自由回答

D7-2: 前の質問で「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 5）

- ・ 専門用語の翻訳精度
- ・ 審査を経ての登録であれば、少なくとも審査官は困らず登録しているはず（困っているとすると何らかのやりとりをしているはず）。なので困らないと考えている。本設問の意図が良くわからない（選択肢を見るとさらにわかり難くなる）
- ・ （特許権者、第三者に限らず）語訳による損害もしくは損失が出た場合の責任所在が不明確になる
- ・ クリアランスにおけるノイズ除去や関係性の有無判断に影響が出る恐れがある
- ・ 困らない。クリアランス調査の場合は、翻訳文をあてにしない

(8) 翻訳文提出の必要性と機械翻訳活用に関するニーズ・課題

D8: 翻訳文の提出の必要性、外国語書面に基づく審査や公開、特許実務における機械翻訳の積極的な活用に係るニーズや課題に関して、特に考えていることはありますか（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 13）

（機械翻訳は活用可だが、重要部分は人手確認が必要）

- ・ 機械翻訳の精度が上がって来ているので出願や審査に活用するのはよいが、権利範囲を正確に把握する必要がある場面においては、内容が不明確にならないよう人手をかけることが必要だと思う。逆にそのような場面ではなければ、機械翻訳だけでも問題ないと思う
- ・ 大意が把握できれば問題ない所は機械翻訳でも十分であるが、精緻な理解が必要な部分（例えば、クレーム等）は機械翻訳だけでなく、人手によるチェックがある方が望ましい
- ・ 機械翻訳（AI 翻訳）は（企業側であれ特許庁・裁判所側であれ）特許関連の実務へ積極的に活用されており、今後の AI 翻訳のさらなる精度向上にも大いに期待できると思いますが、現状では最終的な人による確認なしで、公開、審査、登録、権利行使ができるレベルではないと考えます

（品質担保・責任所在の明確化が必要）

- ・ ニーズはあるがその内容（翻訳の精度）に対する責任の所在が不明瞭なのは良くない。

(誤訳により) 記載内容が変化することは好ましくない

- 出願人によってはクオリティが低いものが含まれるため、品質担保は誰かが責任を持つべきです
- 機械翻訳の積極的な活用は重要であるが、品質を維持することが前提
- 日本での権利活用を考えているのであれば、特に特許公報の日本語の翻訳文提出は必要と考える(特許請求の範囲の翻訳は必須)。機械翻訳の活用は否定しないが、最終的な特許権の権利範囲の翻訳は特許権者が持つべきであると考え

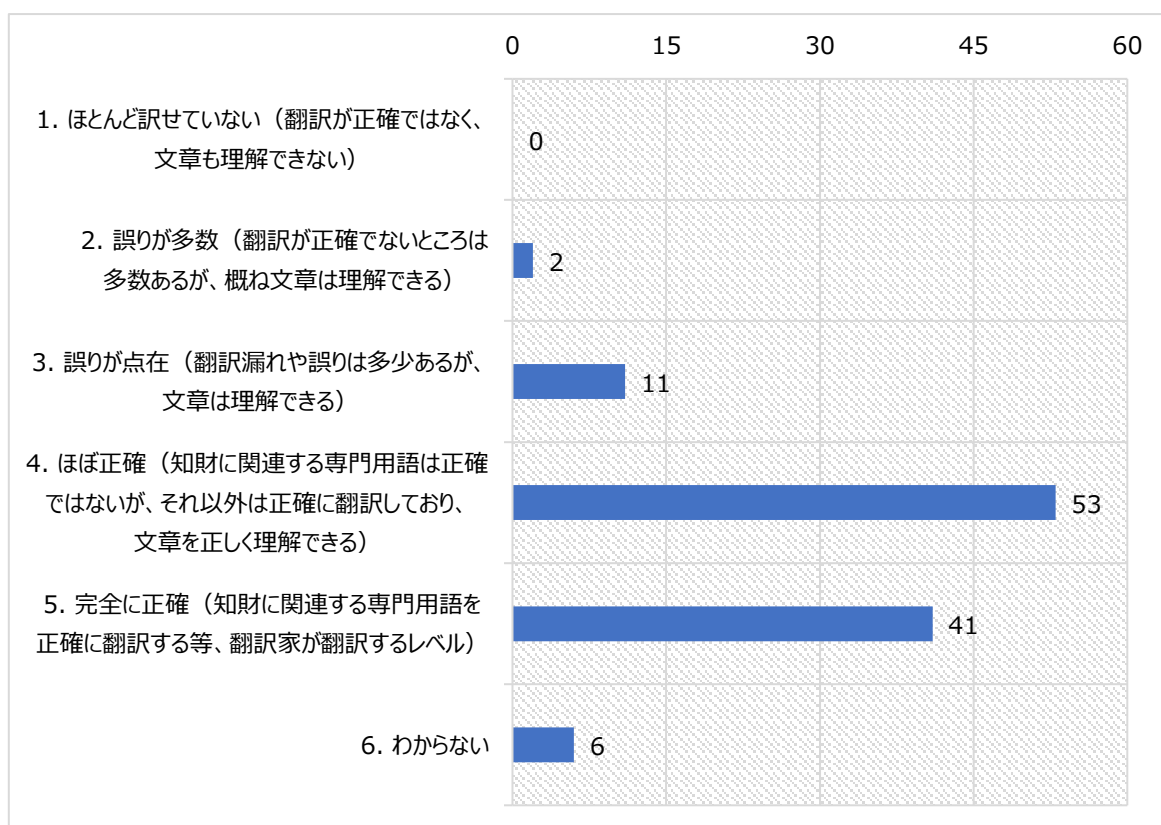
(その他)

- 翻訳の課題は特許権の取得により利益を得る出願人が機械翻訳による省力化や費用削減を考えるのが良い
- 新制度を創設する場合であっても、外国語書面出願制度と同様、あくまで日本語が主であるべきと考える。出願人の負担軽減を考慮するのであれば、期限内に翻訳文が提出されない場合でも取下擬制することなく、特許庁が職権で翻訳文を作成するなど、新たな制度を創出することが望まれる。ただし、誤訳による不利益は出願人の責任とすべきである。従来と同様に、期限内に出願人又は代理人の責任で翻訳文を作成すれば、本来の利益は享受できると考える
- 我が国において特許権を取得するにあたり、日本語の翻訳文を提出する現行の制度を維持することが適切であると考えます。英語を理解できる者が一般化しているとはいえ難しく、特に技術的に高度な特許明細書を正確に理解することは依然として困難です。生成AIや機械翻訳の進展により翻訳の利便性は向上しているものの、専門的文脈における用語の一貫性や文意の再現性には課題が残っています。その結果、請求項の文言解釈に曖昧さが生じ、権利範囲の予測可能性を損なうおそれがあります。このような状況で翻訳文を不要とすれば、国内の事業者が他社権利の内容を正確に把握できず、結果として正当な模倣回避や技術開発活動を萎縮させる懸念があります。また、海外出願人が負担しない翻訳コストを日本企業が負担することにもなります。さらに、審査や無効審判、訴訟等においても、言語解釈を巡り、「英語原文をどう解釈するか」といった不確実性が増し、審理の長期化や司法や官公庁含めてコスト増大を招くおそれがあります。現行制度の下でも、外国出願の明細書にはしばしば不明瞭な記載が見受けられますが、これらは日本語の翻訳文を前提に、明確性・サポート要件等の観点から適切に審査されることで解消可能です。審査の実効性および権利の安定性確保の観点からも、翻訳文提出制度を維持することが望ましいと考えます
- 機械翻訳の精度
- D2-2、D5-4、D5-6、D6-4、D6-6 に記した通り
- 特になし

(9-1) 公開公報の翻訳精度

質問 D9-1 において、回答者に、元が外国語の出願について、日本語の出願公開公報を公開するにあたり、日本語への翻訳精度はどの程度まで許容できるかについて質問したところ、【図表 1-42】の結果を得た。「ほぼ正確」が 53 者と最も多く、「完全に正確」が 41 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

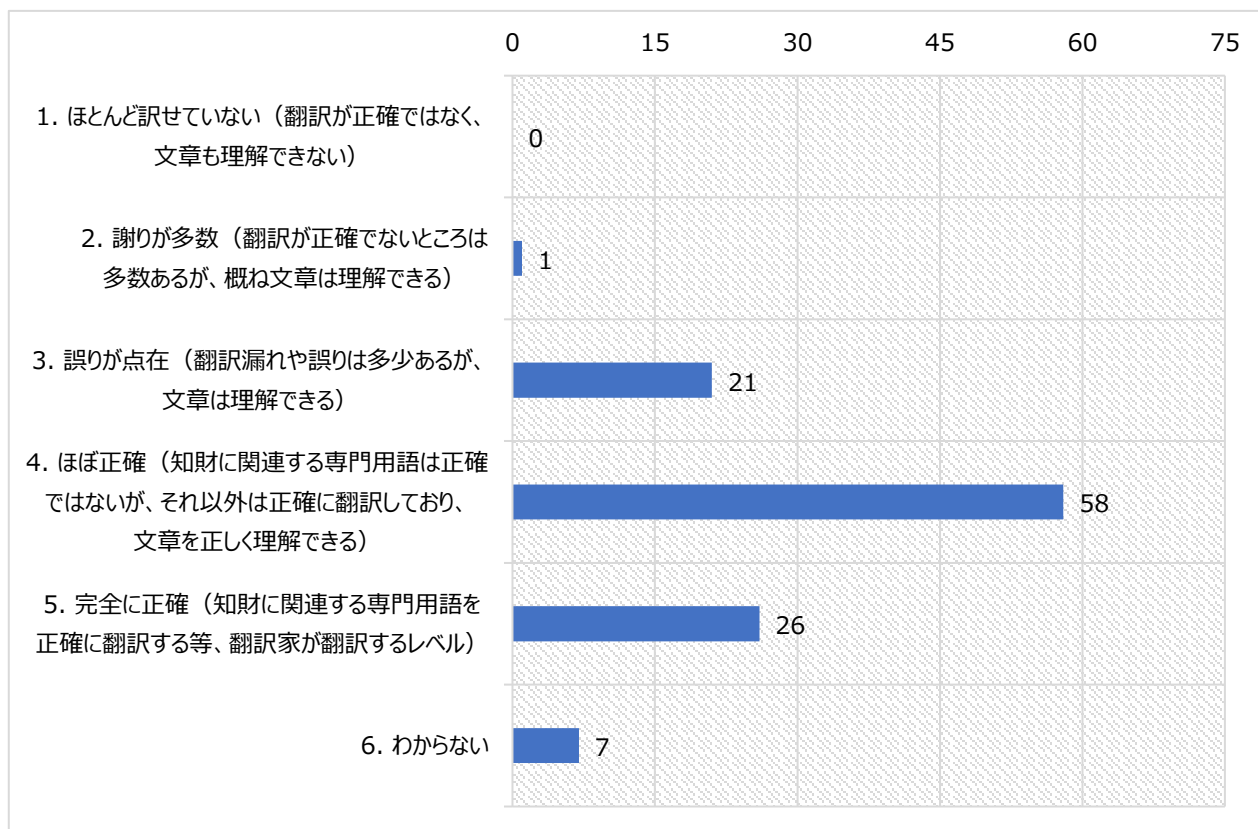
【図表 1-42】D9-1:元が外国語の出願について、日本語の出願公開公報を公開するにあたり、日本語への翻訳精度はどの程度まで許容できますでしょうか（元の外国語の明細書等は J-PlatPat 等で公開されない(特許庁内でないと閲覧できない)という前提で御回答ください)。(回答者数 113)



(9-2) J-PlatPat 等の翻訳精度

質問 D9-2 において、回答者に、元が外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合、翻訳の精度はどの程度まで許容できるかについて質問したところ、【図表 1-43】の結果を得た。「ほぼ正確」が 58 者と最も多く、「完全に正確」が 26 者、「誤りが点在」が 21 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

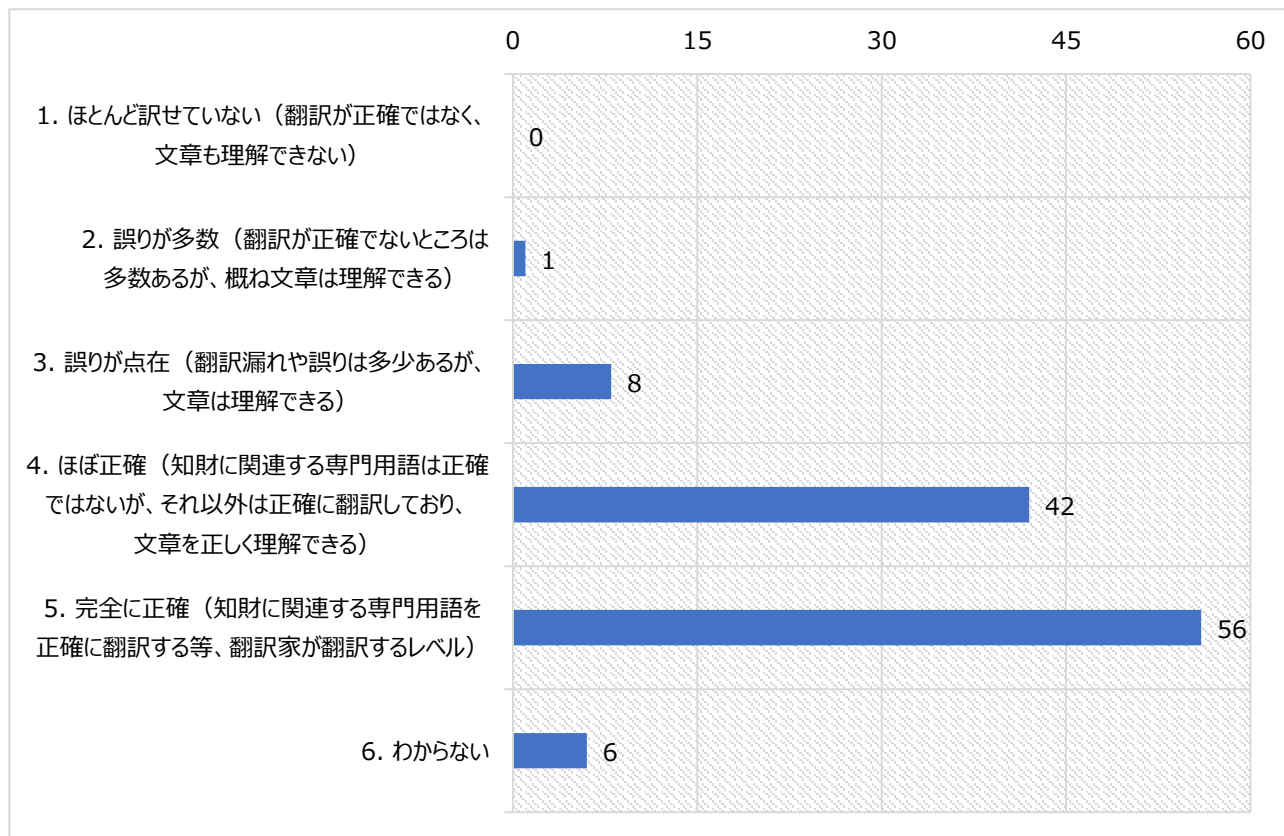
【図表 1-43】 D9-2: 前の質問に関連して、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合、翻訳の精度はどの程度まで許容できますでしょうか。(回答者数 113)



(10-1) 特許公報 (権利公報) の翻訳精度

質問 D10-1 において、回答者に、元が英語の出願について、日本語の特許公報 (権利公報) を公開するにあたり、日本語への翻訳精度はどの程度まで許容できるかについて質問したところ、【図表 1-44】の結果を得た。「完全に正確」が 56 者と最も多く、「ほぼ正確」が 42 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

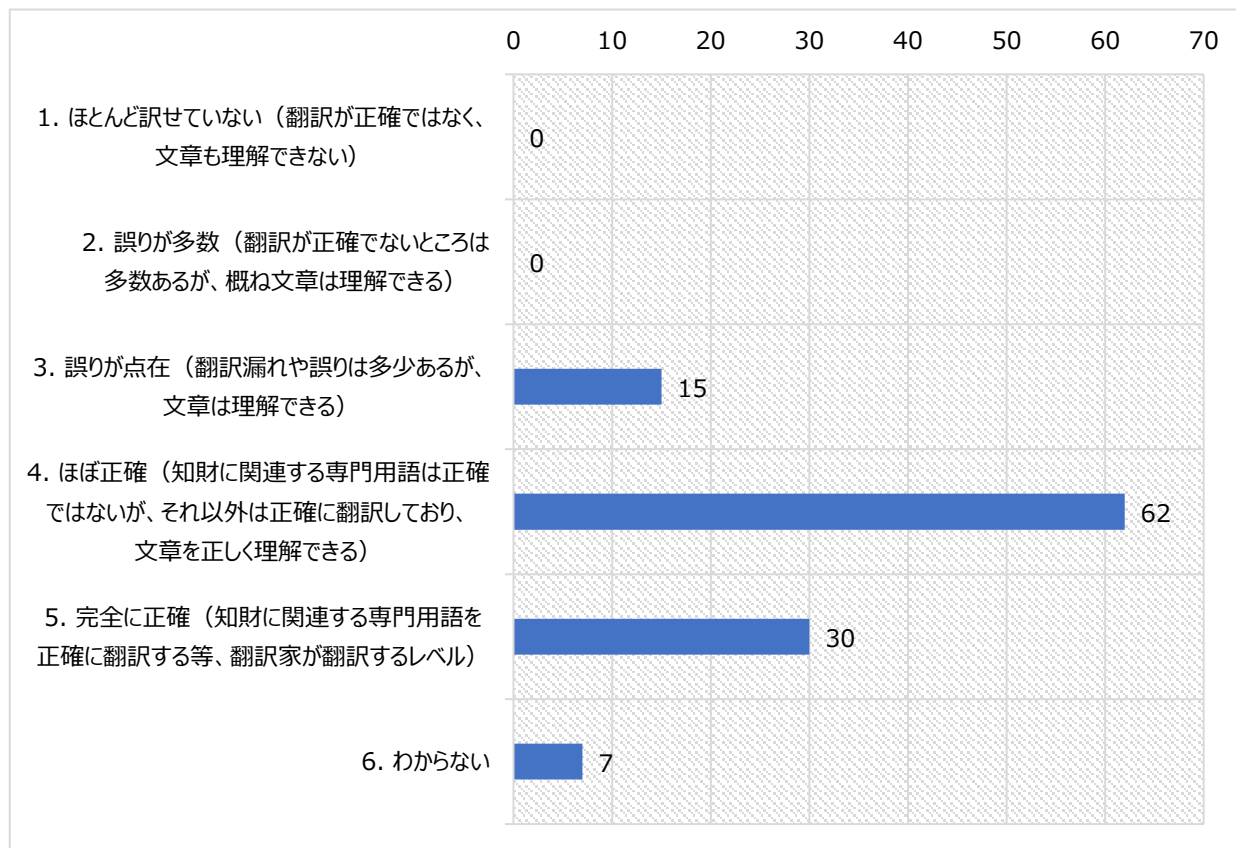
【図表 1-44】 D10-1: 元が英語の出願について、日本語の特許公報（権利公報）を公開するにあたり、日本語への翻訳精度はどの程度まで許容できますでしょうか（元の外国語の明細書等は J-PlatPat 等で公開されない（特許庁内でないと閲覧できない）という前提でご回答ください）。（回答者数 113）



（10-2）J-PlatPat 等の翻訳精度

質問 D10-2 において、回答者に、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合、翻訳の精度はどの程度まで許容できるかについて質問したところ、【図表 1-45】の結果を得た。「ほぼ正確」が 62 者と最も多く、「完全に正確」が 30 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

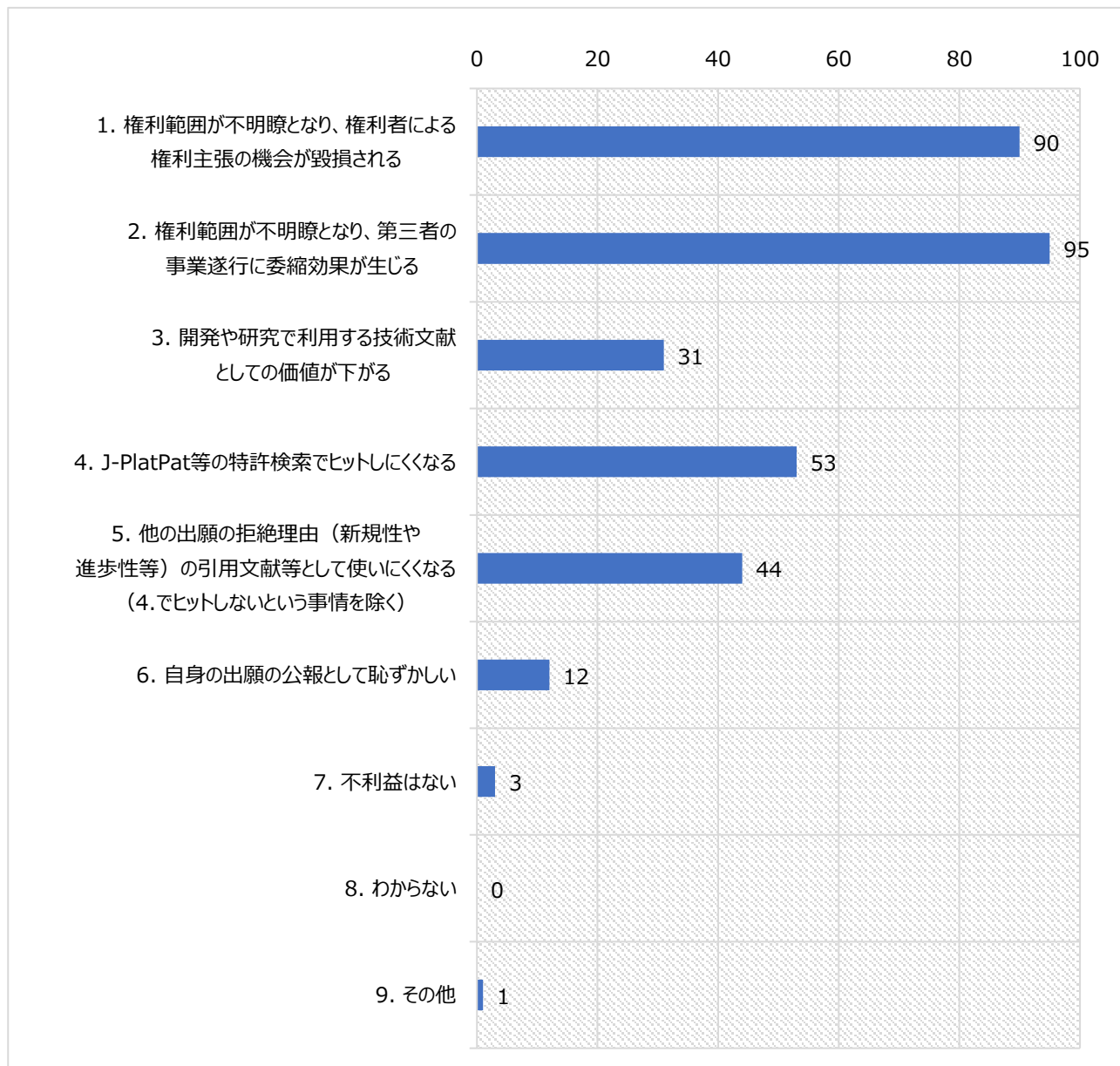
【図表 1-45】 D10-2: 前の質問に関連して、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合、翻訳の精度はどの程度まで許容できますでしょうか。(回答者数 114)



(1 1-1) 誤訳が含まれる公開公報に伴う不利益

質問 D11-1 において、回答者に、誤訳が含まれる日本語の特許出願の公開公報や特許公報が公開される場合に生じる不利益として、看過できないものについて質問したところ、【図表 1-46】の結果を得た。「権利範囲が不明瞭となり、第三者の事業遂行に委縮効果が生じる」が 95 者と最も多く、「権利範囲が不明瞭となり、権利者による権利主張の機会が毀損される」が 90 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-46】 D11-1: 誤訳が含まれる日本語の特許出願の公開公報や特許公報が公開される場合に生じる不利益として、看過できないものを選んでください（複数回答可）（元の外国語の明細書等は J-PlatPat 等で公開しない（特許庁内でないと閲覧できない）という前提でご回答ください）。（回答者数 114）



（1 1-2）自由回答

D11-2: 前の質問で「8. わからない」、「9. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 2）

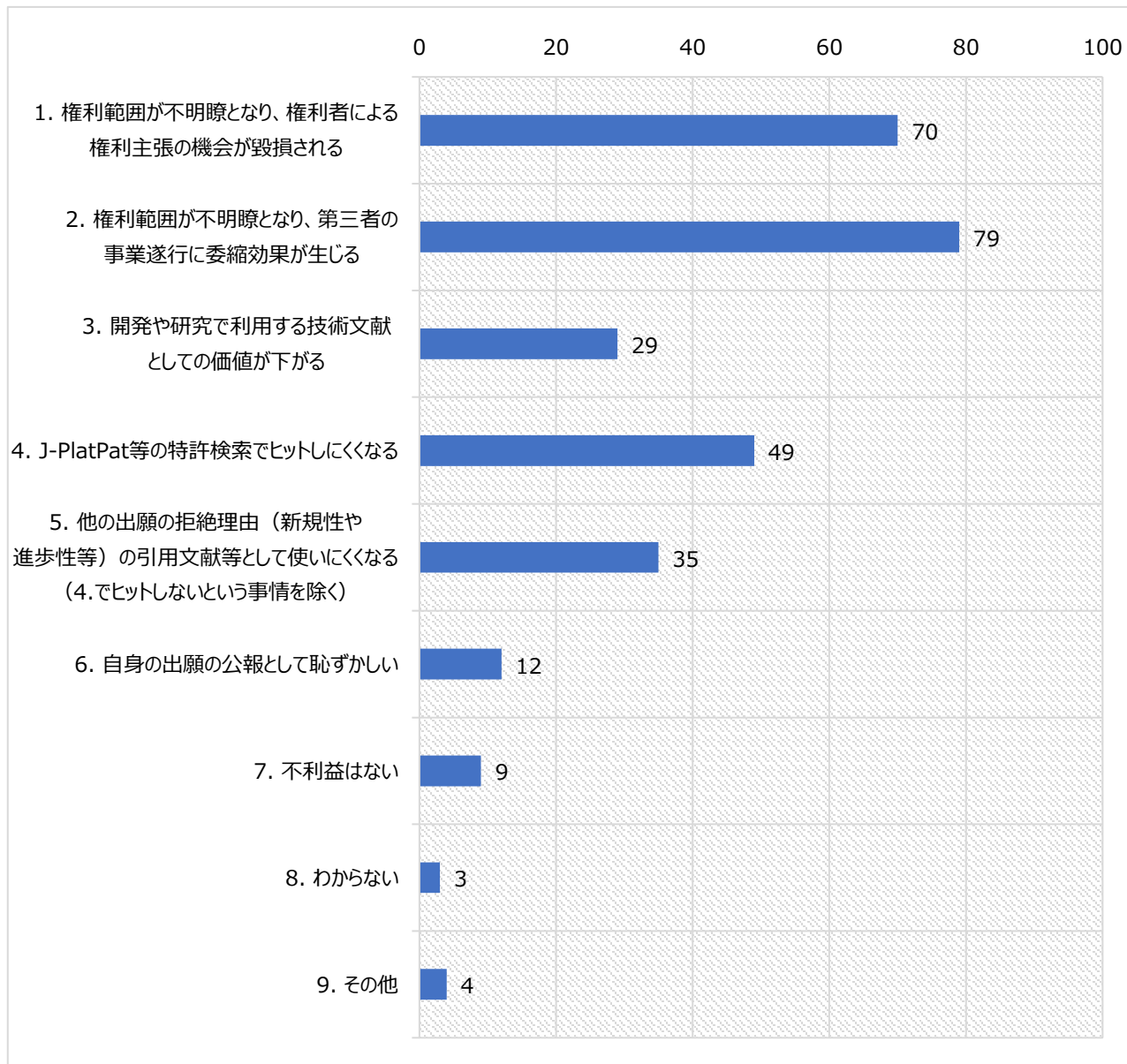
- ・ 誤訳があったとしたら、その責めは出願人が負うべきもの

- ・ 侵害訴訟において、翻訳後の日本語請求項の解釈が不明瞭となる場合、裁判所が権利範囲を合理的に解釈するため、元の外国語の明細書を参酌したことがあった（例：キルビー特許事件）。したがって、クリアランス調査を行う場合を想定すると、元の外国語の明細書は公開すべきではないか？・その裁判例の明細書は、出願人提出の翻訳であったにもかかわらず、請求項の解釈に疑義が生じた。しかし、機械翻訳による翻訳結果を正式な公報として扱う場合、その文責を出願人に持たせたとしても、不明瞭な明細書が増加する懸念があるのではないか？

（1 1-3）誤訳が含まれる公開公報に伴う不利益

質問 D11-3 において、回答者に、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合に、誤訳が含まれる日本語の特許出願の公開公報や特許公報が公開される場合に生じる不利益として、看過できないものについて質問したところ、【図表 1-47】の結果を得た。「権利範囲が不明瞭となり、第三者の事業遂行に委縮効果が生じる」が 79 者と最も多く、「権利範囲が不明瞭となり、権利者による権利主張の機会が毀損される」が 70 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-47】 D11-3 質問 D11-1 につき、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合はどうでしょうか。この場合に、誤訳が含まれる日本語の特許出願の公開公報や特許公報が公開される場合に生じる不利益として、看過できないものを選んでください（複数回答可）。（回答者数 113）



（1 1-4）自由回答

D11-4: 前の質問で「8. わからない」、「9. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 5）

- 日本の出願で日本語以外（元の言語）を合わせて公開した場合、日本語以外の明細書により日本語誤訳を許容することに使われるのは、権利の拡大解釈につながるおそれがある

るため適切ではないと考える。出願人は責任をもって日本語に翻訳をし、誤訳の責任は出願人が負うべきと考える。翻訳により権利が広がることは防止すべきと考える

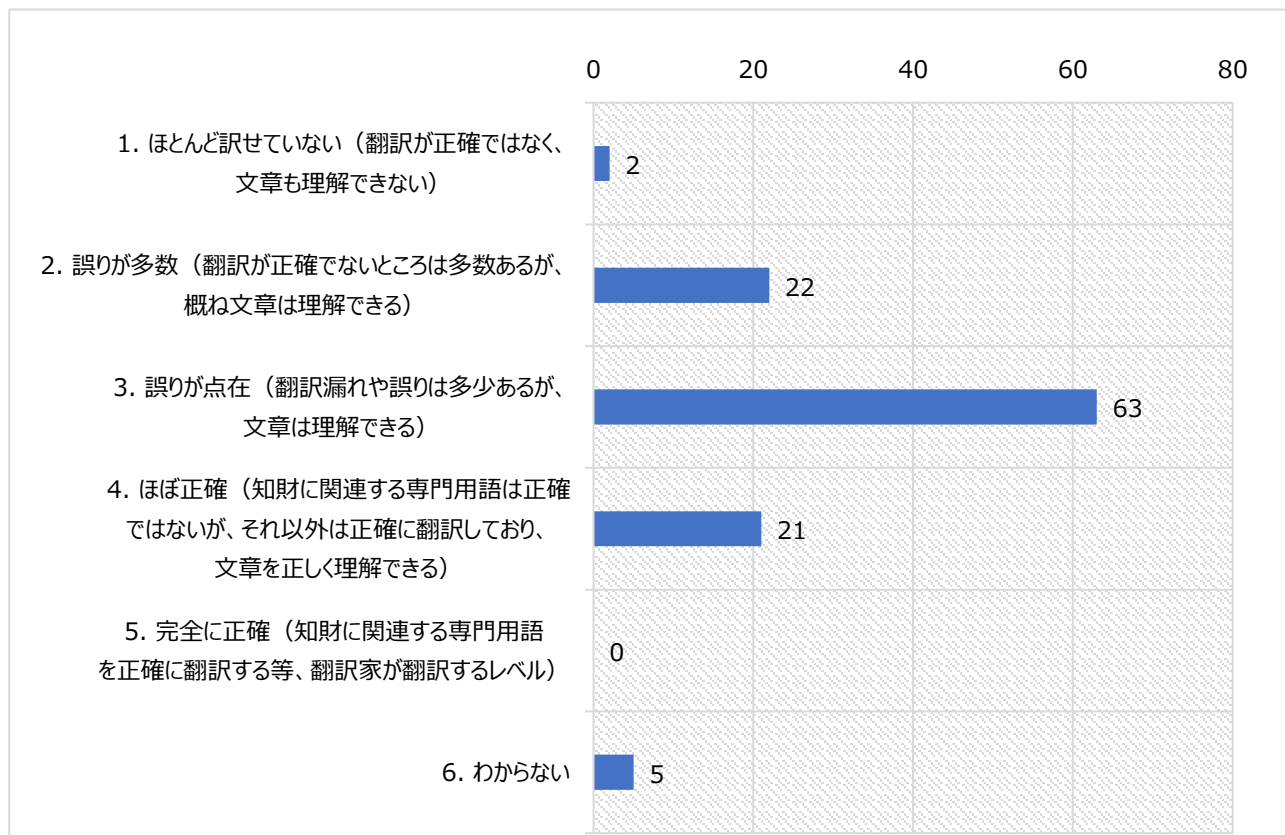
- ・ 外国企業の便宜のため、第三者が機械翻訳を行いそれを公報掲載する場合、明細書品質が低下し不明瞭な明細書が増えるおそれがある。それは国内企業にとってはむしろデメリットとなり、例えばクリアランス負担が増加するなど悪影響が考えられる。特許明細書の権利書類という性質からして、自国民への影響を考慮し慎重にすべきではないか？翻訳に関し外国企業に便宜が図られたとしても、国内企業が外国出願する際の翻訳負担は依然として大きい。翻訳の扱いについては、海外庁との間で、相互に便宜が図られる方向性も模索すべきではなかろうか？
- ・ 日本語と英語の特許出願と特許公報を見比べて誤訳ミス等の検証を行う手間がかかる。
- ・ 外国語と日本語のどちらが権利範囲の解釈に用いられるのか不明であるため。もし日本語が解釈に用いられるのであれば、D11-1と同様の回答となる
- ・ D11-3の設問の前提として権利範囲が原文と翻訳文のどちらで規定されるのかが不明のため

(12) 現在の機械翻訳による英文和訳能力に対する感想

質問 D12 において、回答者に、現在の機械翻訳（人手による編集無し）による英文和訳の能力はどの程度だと感じているかについて質問したところ、【図表 1-48】の結果を得た。

「誤りが点在」が 63 者と最も多く、「誤りが多数」が 22 者、「ほぼ正確」が 21 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-48】 D12: 現在の機械翻訳（人手による編集無し）による英文和訳の能力はどの程度だと感じていますか。（回答者数 113）



（13）機械翻訳を利用する場合の留意点

D13: 元が英語の出願を日本に出願するにあたって機械翻訳を利用する場合に、留意している（留意すべき）点があれば御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 15）

（権利範囲・クレームへの影響防止）

- ・ クレーム解釈に影響しないことが必須であり、その意味で、現状は機械翻訳のみとはしていない
- ・ 言語の変化による、権利範囲の拡大・縮小が生じないこと。誤訳の防止
- ・ 特許請求の範囲の記載の正確性
- ・ 請求項の記載確認が最も重要であり、次に、請求項に用いられる用語の明細書内の対応記載の確認を行う。
- ・ 翻訳文が原文の内容と一致しているか否か

（専門用語・用語統一）

- ・ 専門用語の取り扱い

- ・ 専門用語が統一されていること。用語（単語）が統一されていること
- ・ 単語の誤訳
- ・ 翻訳漏れ、訳語の対応（生活習慣等の文化の相違や慣用等の相違に基づくものも含む）

（その他）

- ・ 訳抜けや誤訳が起り得ることを前提に利用し、人手によるチェックは現時点では必須と考える
- ・ あくまでも参考程度。一次翻訳として扱い、人によるチェック修正が必要
- ・ 誤訳抑制のため複数の機械翻訳を使用している
- ・ プロンプトの工夫。
- ・ 誤訳の問題や不利益はあくまで出願人の責任と位置付けるべきである。権利範囲の解釈に影響がある部分については、誤訳チェックを慎重に行っている
- ・ 特になし

（14）自由回答

D14: 特許請求の範囲、明細書、図面中の説明を、英語から日本語に翻訳する場合の機械翻訳について、思うところがあれば御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 11）

（権利範囲に懸念）

- ・ 正確に権利範囲を把握するのが難しい
- ・ 記載されている内容はほぼ理解できますが、権利範囲として見た場合にはほとんど使用不可能だと思います。機械翻訳の種類にもよるかもしれませんが
- ・ 特に特許請求の範囲はわずかな誤訳でも保護範囲が変わってしまい重大な影響を及ぼすリスクがある。専門的な用語の誤訳や係り受けの間違いなど注意すべき点がある
- ・ 翻訳の揺らぎや翻訳ミスは、権利が不安定になる。例えば、言葉の係り受けを1つ間違えるだけで権利範囲が大きく変わってくるため小さな翻訳ミスでも権利範囲に与える影響が大きい
- ・ 特許請求の範囲は、表現で権利対象や範囲に争いがでるので、出願人が同意したものにしてほしい

（専門用語・表現上の問題）

- ・ 専門用語の取り扱い
- ・ 英語をカタカナにただけで日本語に訳せていないことがあり、なんとかしてほしい

- ・ 一般的な文章であれば機械翻訳の精度はかなり高いと感じている。しかし、医薬分野の化合物発明の場合、置換基の説明が多くなり、機械翻訳の場合、どの置換基がどの置換基に置換するのか正確に翻訳されるか不安が大きい

(その他)

- ・ あくまでも参考程度。一次翻訳として扱い、人によるチェック修正が必要
- ・ 機械翻訳の能力・癖は評価し切れないので、複数の機械翻訳や適切な人手翻訳や辞書等による語義を比較する事によって、適切な翻訳にする必要がある。この比較や統合も最近の AI によって実現しそうな勢いなので、この統合までも含めて機械翻訳のシステムとなって欲しい。少なくとも一つの機械翻訳は質の統制が取れる様に庁での翻訳であって欲しい
- ・ 図面中の説明も機械翻訳できると良い

(15) 自由回答

D15: 海外知財庁が行っている、外国からの出願の促進に資する制度・課題として御存知のものがあれば御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数2)

- ・ 海外からの出願人の負担が大きい米国の IDS 制度や、実施的に自国の審査を優先しているドイツの制度等、海外からの出願の障壁になっている制度はあっても積極的に海外からの出願を促進する施策があることは存じません
- ・ 海外からの出願を促進する制度：PPH などの早期審査制度

第2節 外資系企業

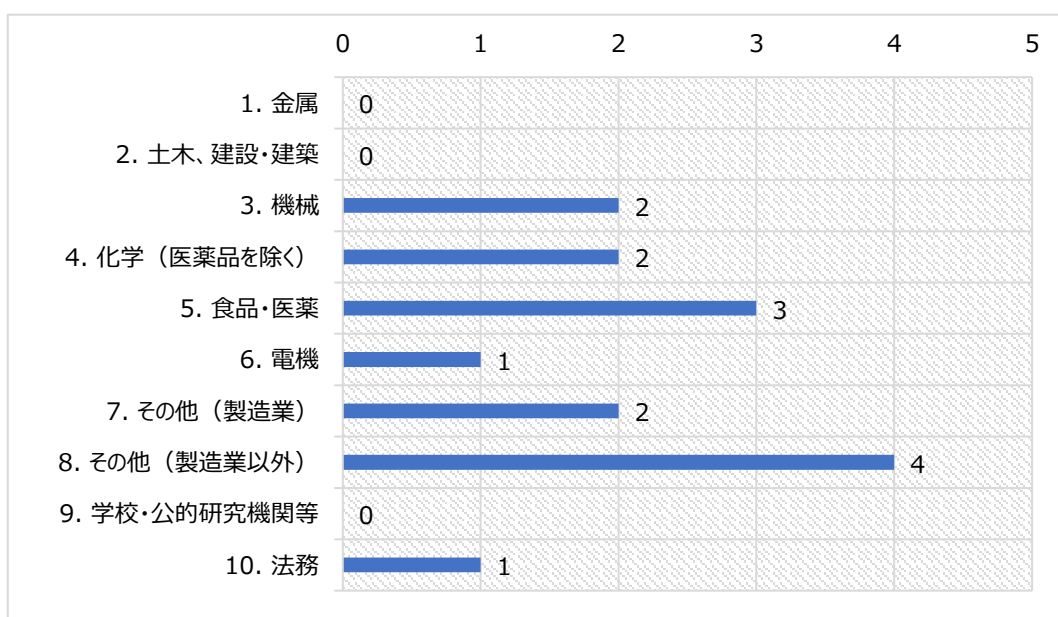
本節では、日本に拠点を有する外資系企業を対象に実施したアンケート調査の結果を紹介する。アンケート調査質問票は、質問項目 A (回答者の属性等に関する質問)、質問項目 B (外国からの特許出願に係る課題)、質問項目 C (現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題/対応に関する質問) の三項目により構成される。各質問項目について寄せられた回答を分析した結果は以下のとおり。

1. 質問項目 A 回答者の属性

(1) 回答者の事業分野

質問 A1 において、回答者の事業分野について質問したところ、【図表 1-49】の結果を得た。「その他（製造業以外）」が 4 者と最多であった。これに続いて「食品・医薬」が 3 者、「機械」、「化学（医薬品を除く）」、「その他（製造業）」が各 2 者、「電機」、「法務」が 1 者であった。

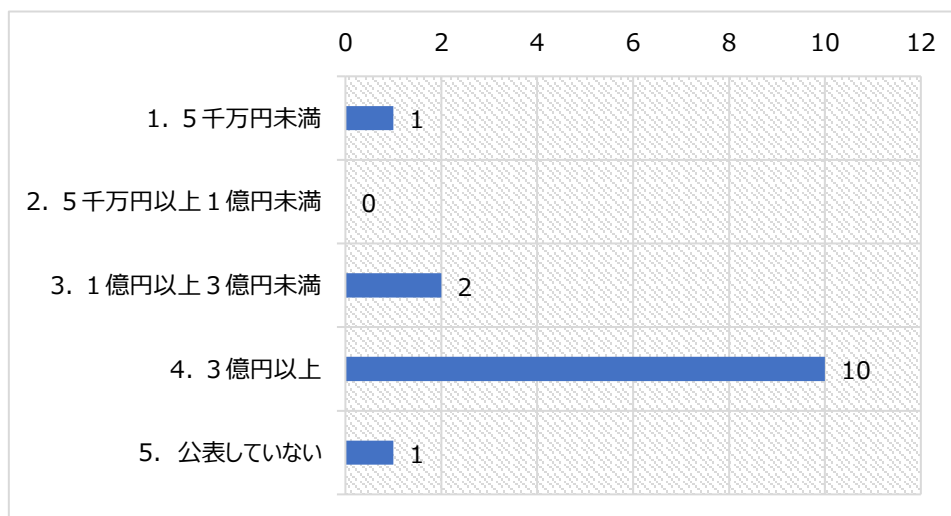
【図表 1-49】 A1: 貴組織の事業分野を選んでください。(回答者数 15)



(2) 回答者の資本金

質問 A2 において、回答者の資本金について質問したところ、【図表 1-50】の結果を得た。14 者からの回答があり、「3 億円以上」が 10 者と最多であった。これに続いて、「1 億円以上 3 億円未満」が 2 者、「5 千万円未満」、「公表していない」が各 1 者であった。

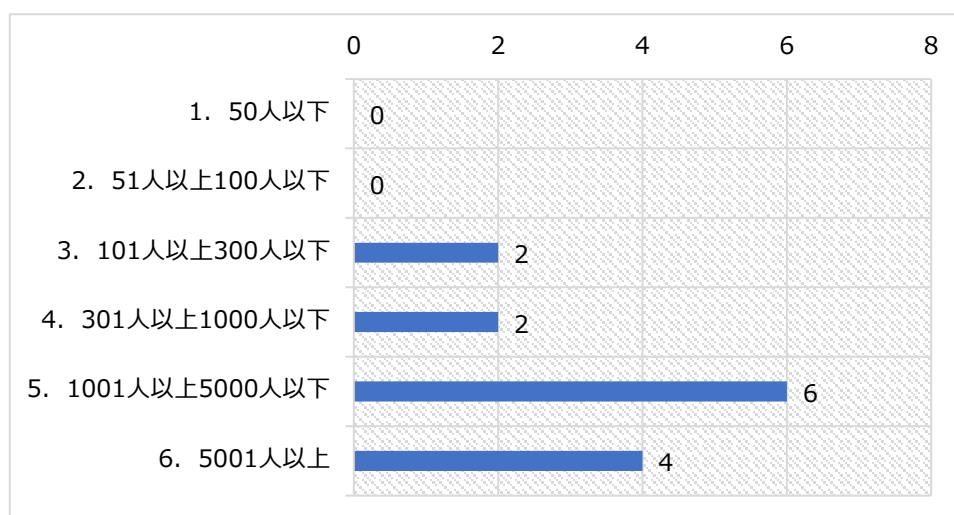
【図表 1-50】 A2: 貴組織の資本金区分は、以下のいずれに該当しますでしょうか。(回答者数 14)



(3) 回答者の従業員数

質問 A3 において、回答者の従業員数について質問したところ、【図表 1-51】の結果を得た。「1001人以上5000人以下」が6者と最も多く、「5001人以上」が4者と続くほか、それ以下の様々な従業員規模の者も含まれる。

【図表 1-51】 A3: 貴組織の従業員数は、以下のいずれに該当しますでしょうか。(回答者数 14)

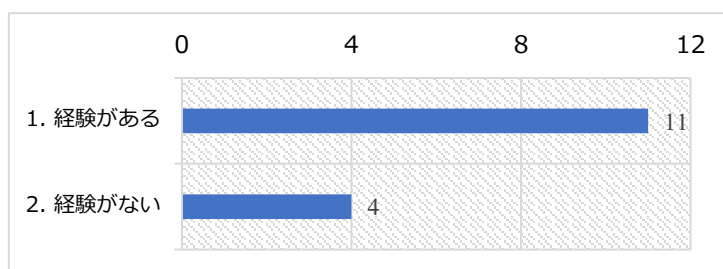


(4) 回答者の特許出願経験

質問 A4 において、回答者の特許出願の経験について質問したところ、【図表 1-52】の結

果を得た。「経験がある」が11者で「経験がない」が4者であった。

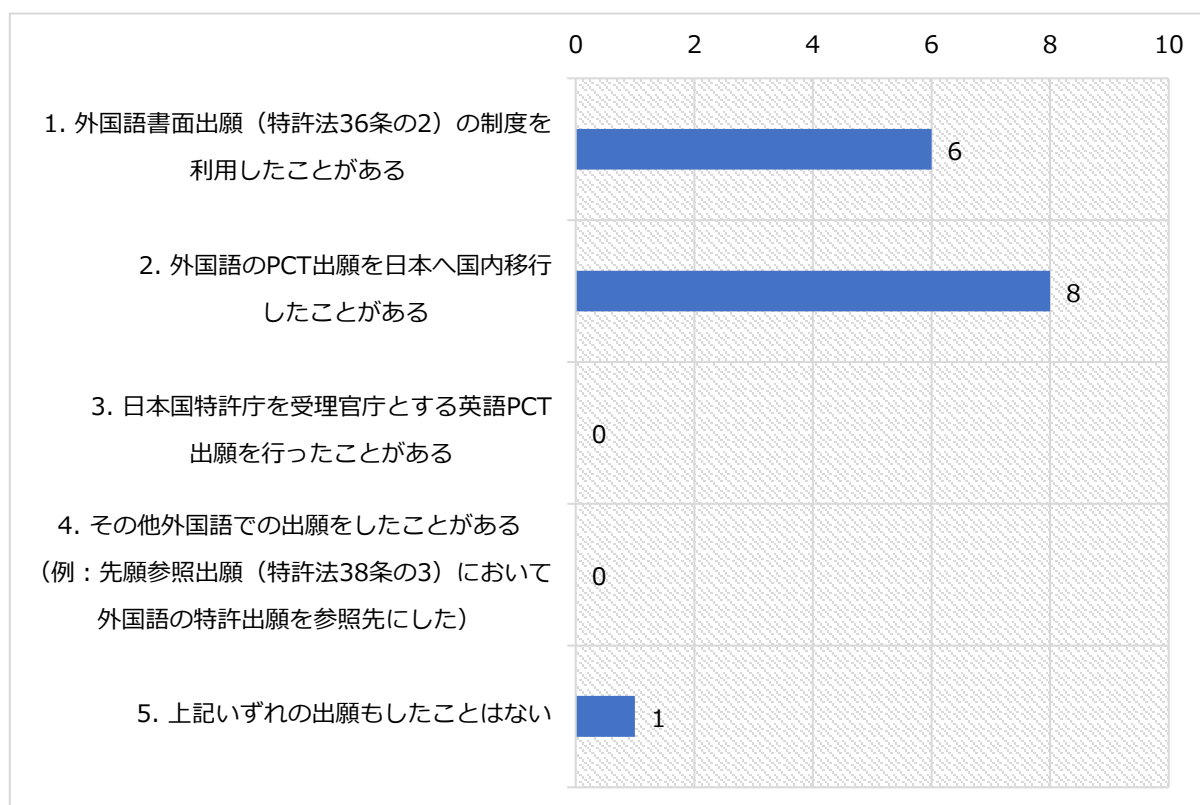
【図表 1-52】A4: 貴組織では、特許出願をした経験はございますでしょうか。(回答者数15)



(5) 回答者の外国語書面での特許出願経験

質問 A5 において、回答者の外国語の書面での特許出願の経験について質問したところ、【図表 1-53】の結果を得た。「外国語の PCT 出願を日本へ国内移行したことがある」が8者と最も多く、「外国語書面出願（特許法 36 条の 2）の制度を利用したことがある」が6者、「上記のいずれの出願もしたことはない」が1者と続いた。

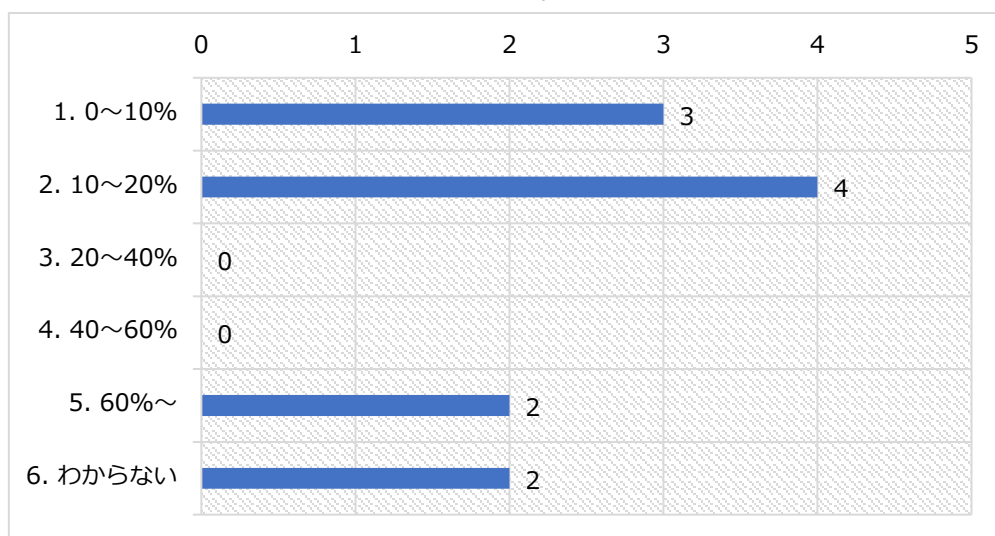
【図表 1-53】 A5: 貴組織では、外国語の書面で日本へ出願した経験はございますでしょうか（複数回答可）。(回答者数 11)



(6) 回答者の出願件数のうち、日本国特許庁への出願が占める割合

質問 A6 において、回答者の世界各国の特許庁への出願件数のうち、日本国特許庁への出願件数が占める割合について質問したところ、【図表 1-54】の結果を得た。「10%~20%」が4者と最も多く、「0~10%」が3者、「60%~」が2者、「わからない」が2者と続いた。

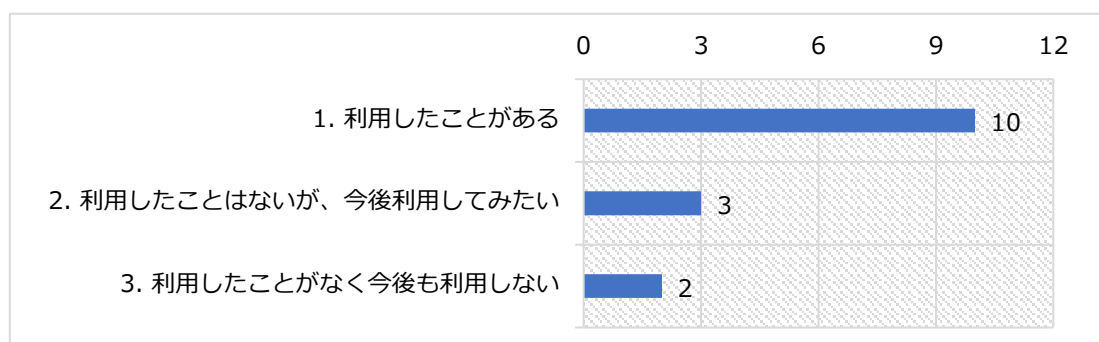
【図表 1-54】 A6: 貴組織における世界各国の特許庁への出願件数のうち、日本国特許庁への出願件数が占める割合はどの程度でしょうか。(回答者数 11)



(7) 回答者の機械翻訳の利用経験の有無

質問 A7 において、回答者の機械翻訳の利用経験について質問したところ、【図表 1-55】の結果を得た。「利用したことがある」が10者と最も多く、「利用したことはないが、今後利用してみたい」が3者、「利用したことがなく今後も利用しない」が2者であった。

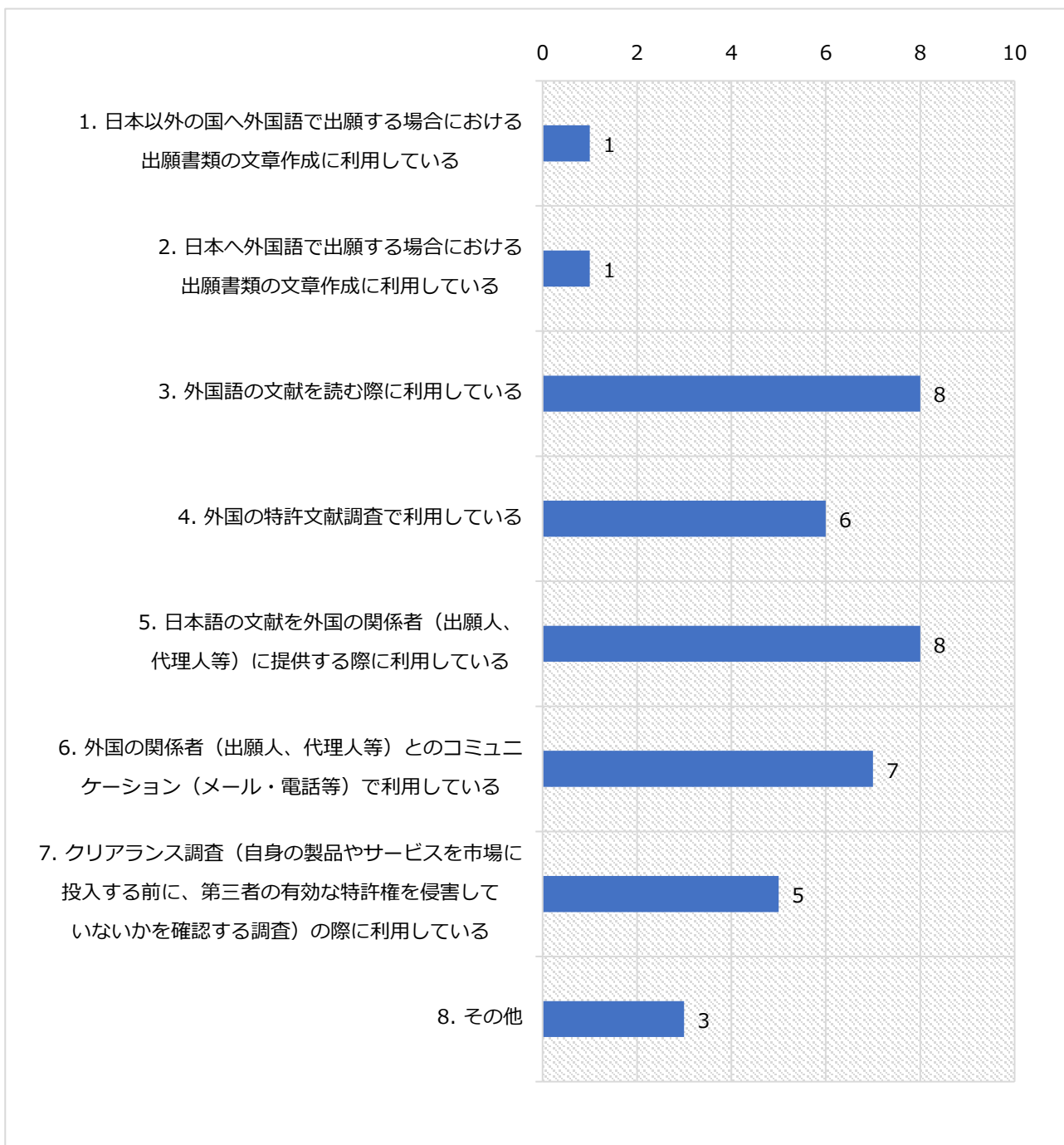
【図表 1-55】 A7: 貴組織では、特許に関する業務で機械翻訳を利用した経験はございますでしょうか。(回答者数 15)



(8-1) 回答者の機械翻訳の利用態様

質問 A8 において、回答者の機械翻訳の利用方法について質問したところ、【図表 1-56】の結果を得た。「外国語の文献を読む際に利用している」、「日本語の文献を外国の関係者（出願人、代理人等）に提供する際に利用している」が各 8 者と最も多く、「外国の関係者（出願人、代理人等）とのコミュニケーション（メール・電話等）で利用している」が 7 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-56】 A8: 貴組織では、機械翻訳を特許に関する業務でどのように利用していますでしょうか（又は、どのように利用する想定をしておりますでしょうか）（複数回答可）。
（回答者数 13）



(8-2) 自由回答

前の質問で「8. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 3）

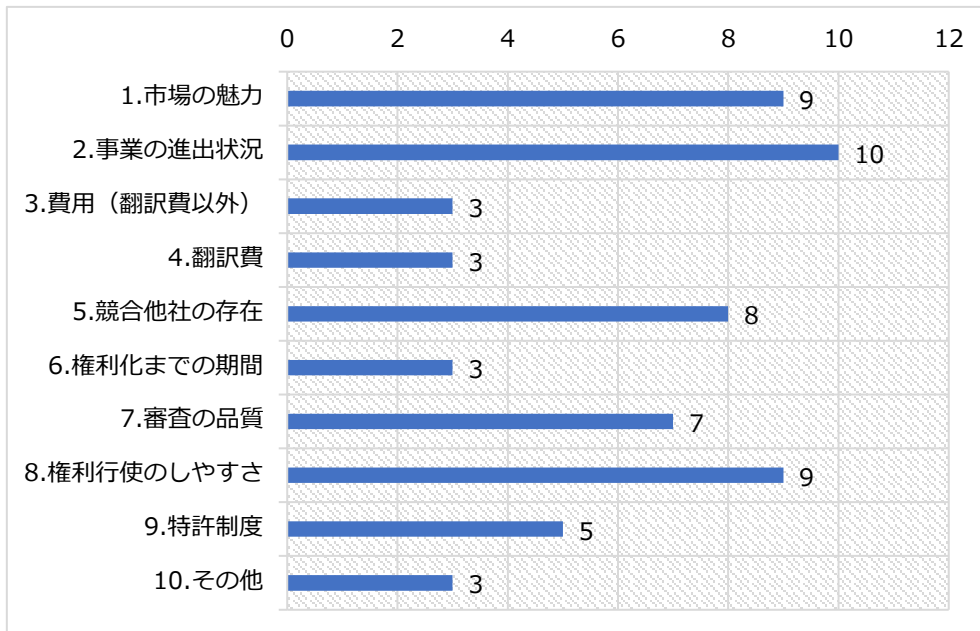
- ・ 特許調査を行ったことがない
- ・ 日本登録クレームの英訳
- ・ 国内移行時の英→日翻訳

2. 質問B 外国からの特許出願に係る課題

(1-1) 対象国選定にあたっての重要な要素

質問 B1-1 において、回答者が特許出願する対象国の選定について重要な要素について質問したところ、【図表 1-57】の結果を得た。「事業の進出状況」が 10 者と最も多く、「市場の魅力」、「権利行使のしやすさ」が 9 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-57】 B1-1: 特許出願をする対象国の選定に重要な要素は何でしょうか（複数回答可）。（回答者数 14）



(1-2) 自由回答

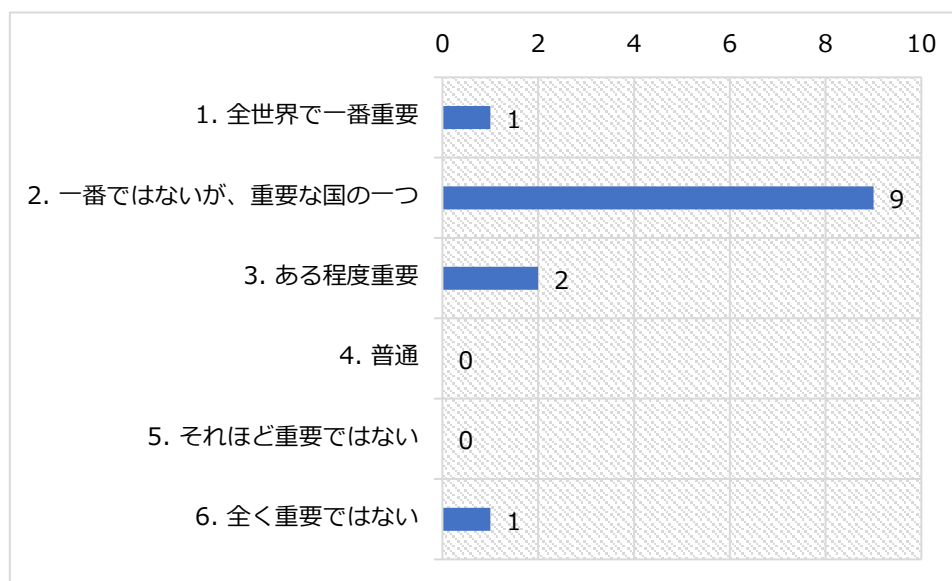
B1-2: 前の質問で「10. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 3）

- ・ 特許出願をしたこともなく、そのような革新技術もなく、よくわからない
- ・ 事業の将来性
- ・ 本社が所在する米国にて出願を管理しているため、日本支社では回答不可

(2) 特許出願先における日本の重要度

質問 B2 において、回答者にとって、特許の出願先として、日本の重要度について質問したところ、【図表 1-58】の結果を得た。「一番ではないが、重要な国の一つ」が 9 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

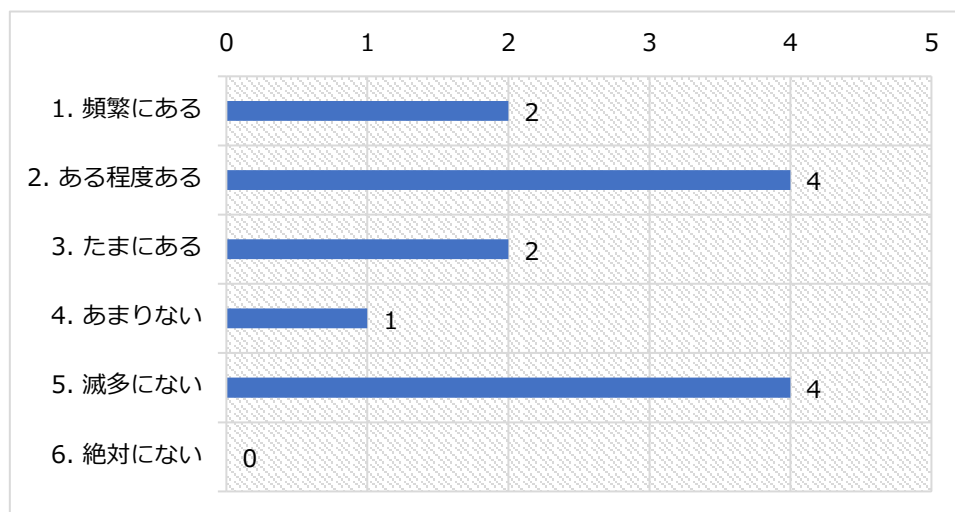
【図表 1-58】B2: 貴組織にとって、特許の出願先として、日本はどの程度重要でしょうか。（回答者数 13）



(3) 日本を除外した特許出願の有無

質問 B3 において、回答者が外国（自国以外）に特許を出願する際、日本を出願先として選ばないことがあるのかについて質問したところ、【図表 1-59】の結果を得た。「ある程度ある」、「滅多にない」が各 4 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

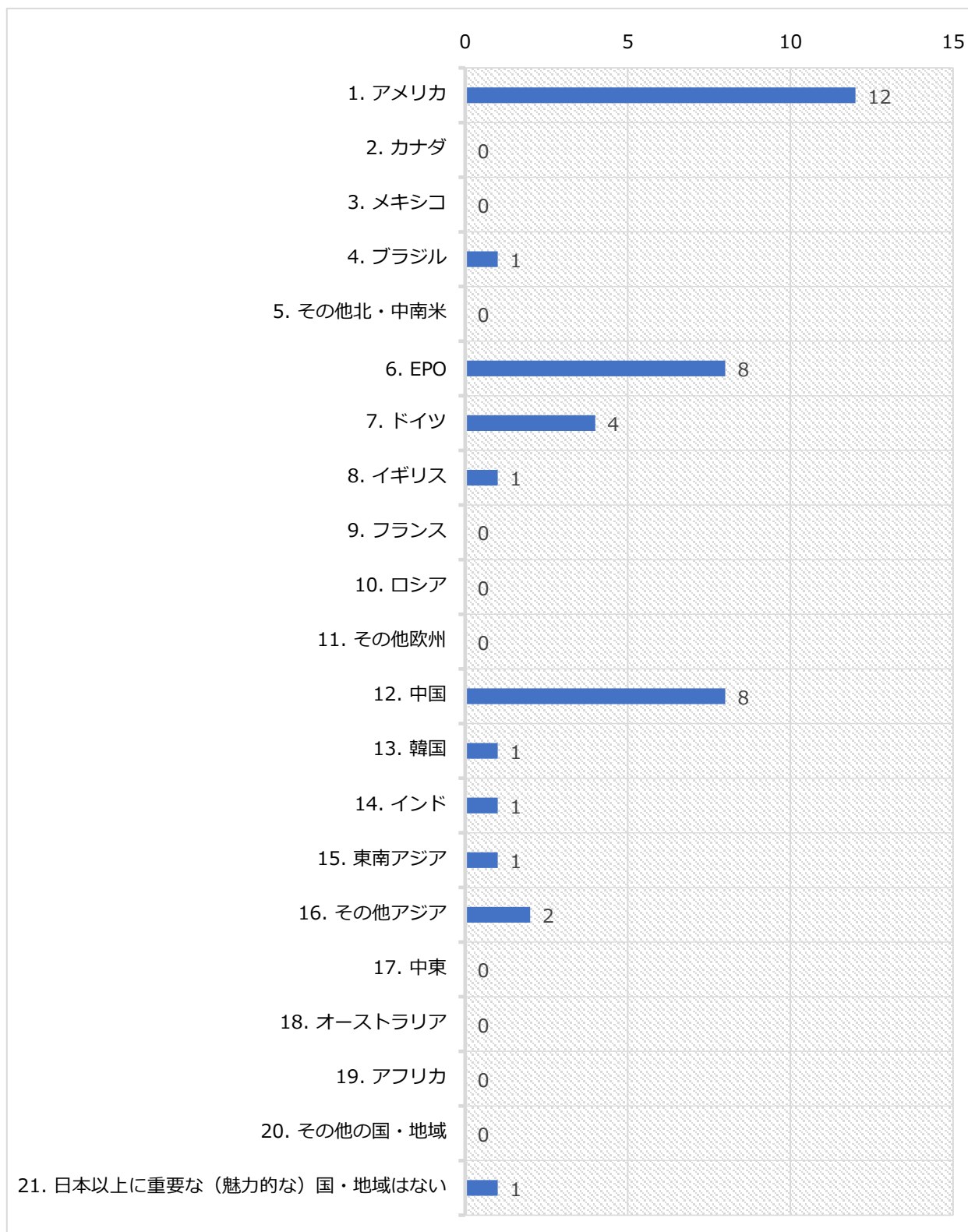
【図表 1-59】 B3: 貴組織では、外国（自国以外）に特許を出願する際、日本を出願先として選ばないことはございますでしょうか。（回答者数 13）



（4）日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域

質問 B4 において、回答者にとって、特許出願先として日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域（自国又は自国を含む地域を除く）について質問したところ、【図表 1-60】の結果を得た。「アメリカ」が 12 者と最も多く、「EPO」、「中国」が 8 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

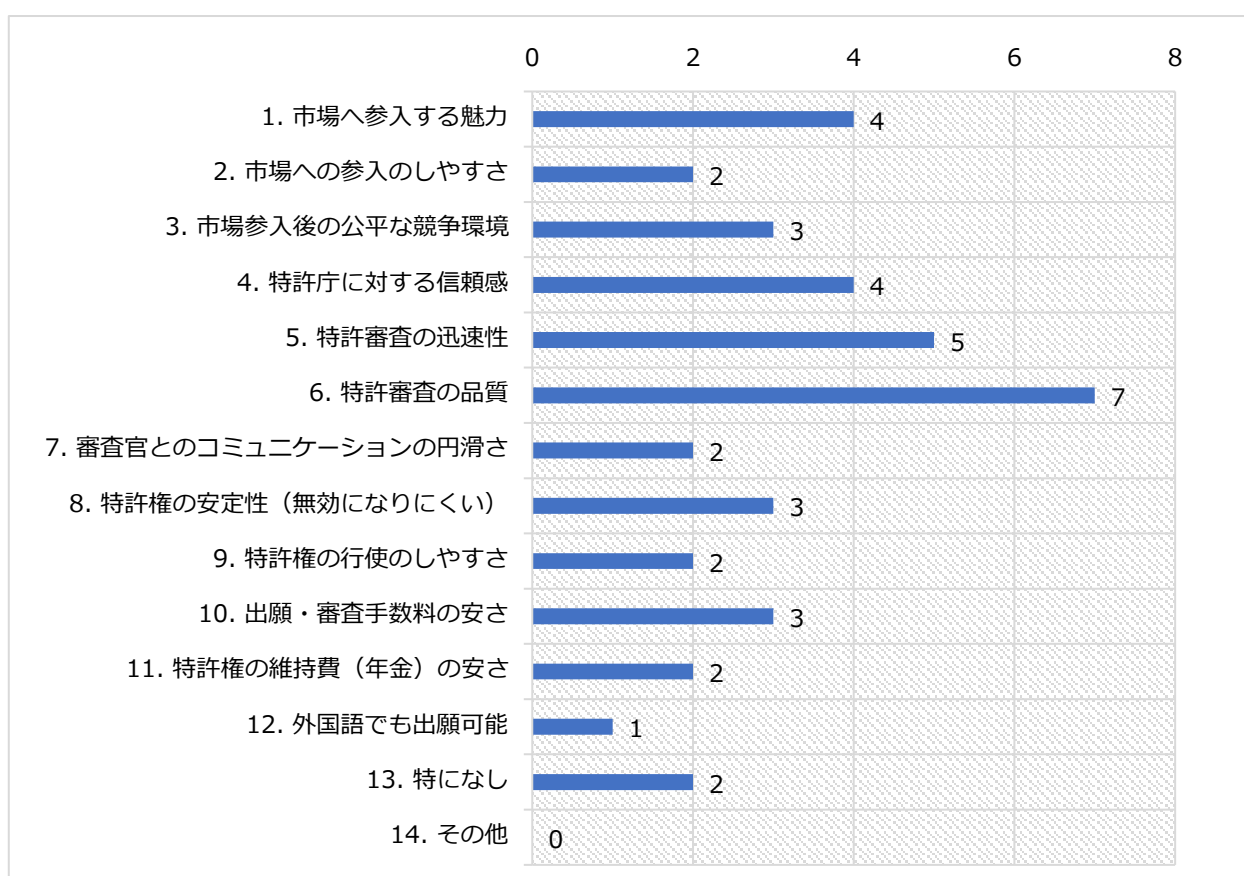
【図表 1-60】 B4: 貴組織にとって、特許出願先として日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域（自国又は自国を含む地域を除く）を選んでください（複数回答可）。（回答者数 13）



(5-1) 日本の市場・特許制度の魅力等

質問 B5-1 において、回答者にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて優れている又は魅力的であると感じているものについて質問したところ、【図表 1-61】の結果を得た。「特許審査の品質」が7者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-61】 B5-1: 貴組織にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて優れている又は魅力的であると感じているものを選んでください（複数回答可）。（回答者数 13）



(5-2) 自由回答

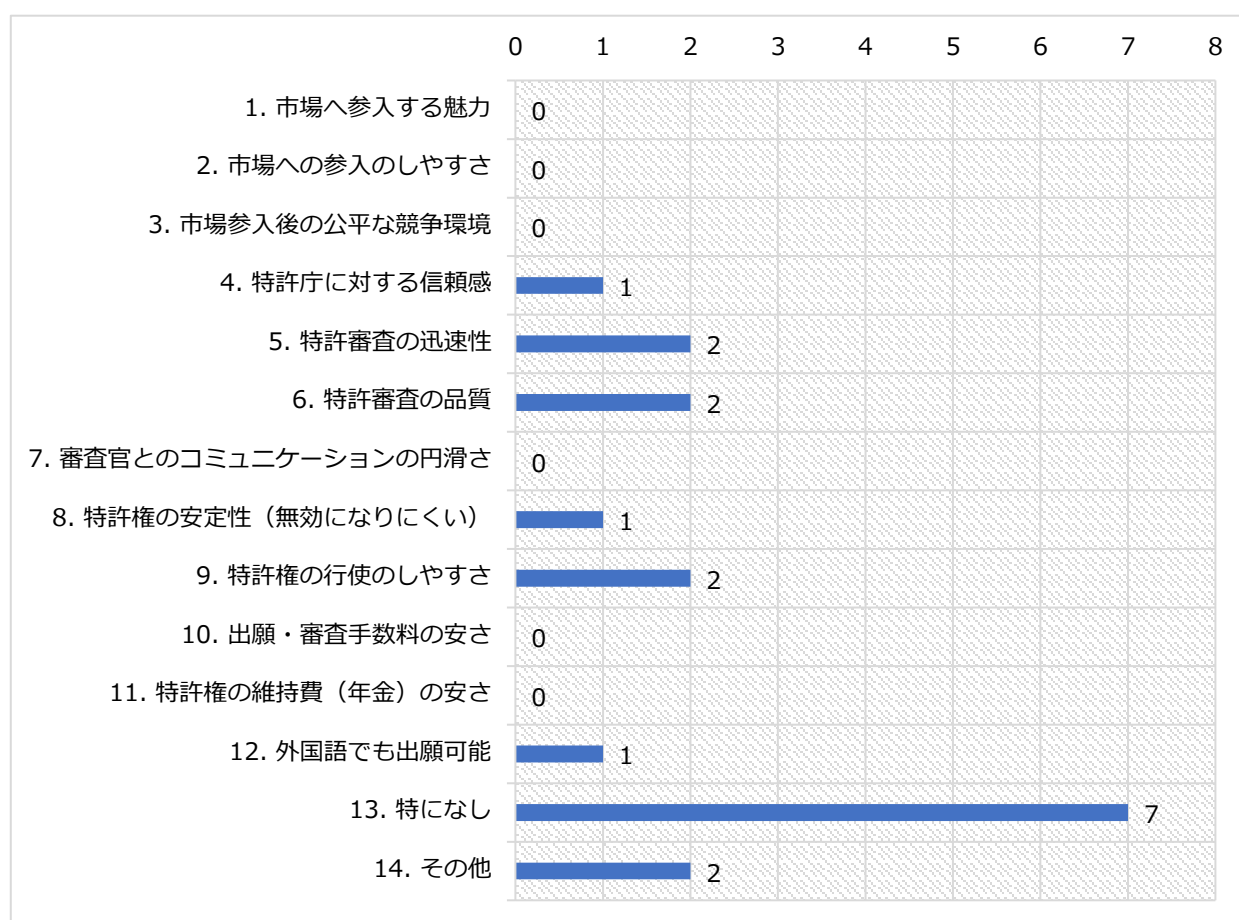
B5-2: 前の質問で「14. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 1）

- 偽物や侵害品が少なく製品の信頼度が高い。

(5-3) 日本の市場・特許制度の劣っている点

質問 B5-3 において、回答者にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて劣っている又は魅力的でないと感じているものについて質問したところ、【図表 1-62】の結果を得た。「特になし」が7者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-62】 B5-3: 貴組織にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて劣っている又は魅力的でないと感じているものを選んでください（複数回答可）。（回答者数 13）



(5-4) 自由回答

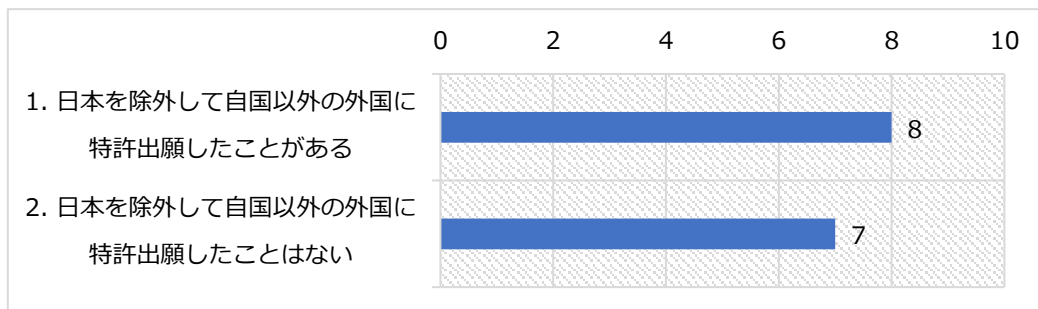
B5-4: 前の質問で「14. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 1）

- ・ 賠償額が低い、SEP の戦場にならない、日本の裁判所は積極的にワールドワイドの料率を設定しようとなし、日本企業は提訴しない

(6-1) 日本を除外して特許出願した経験の有無

質問 B6-1 において、回答者に、外国（自国以外）に特許出願する際に日本を除外した経験の有無について質問したところ、【図表 1-63】の結果を得た。「日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことがある」が 8 者で、「日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことはない」が 7 者であった。

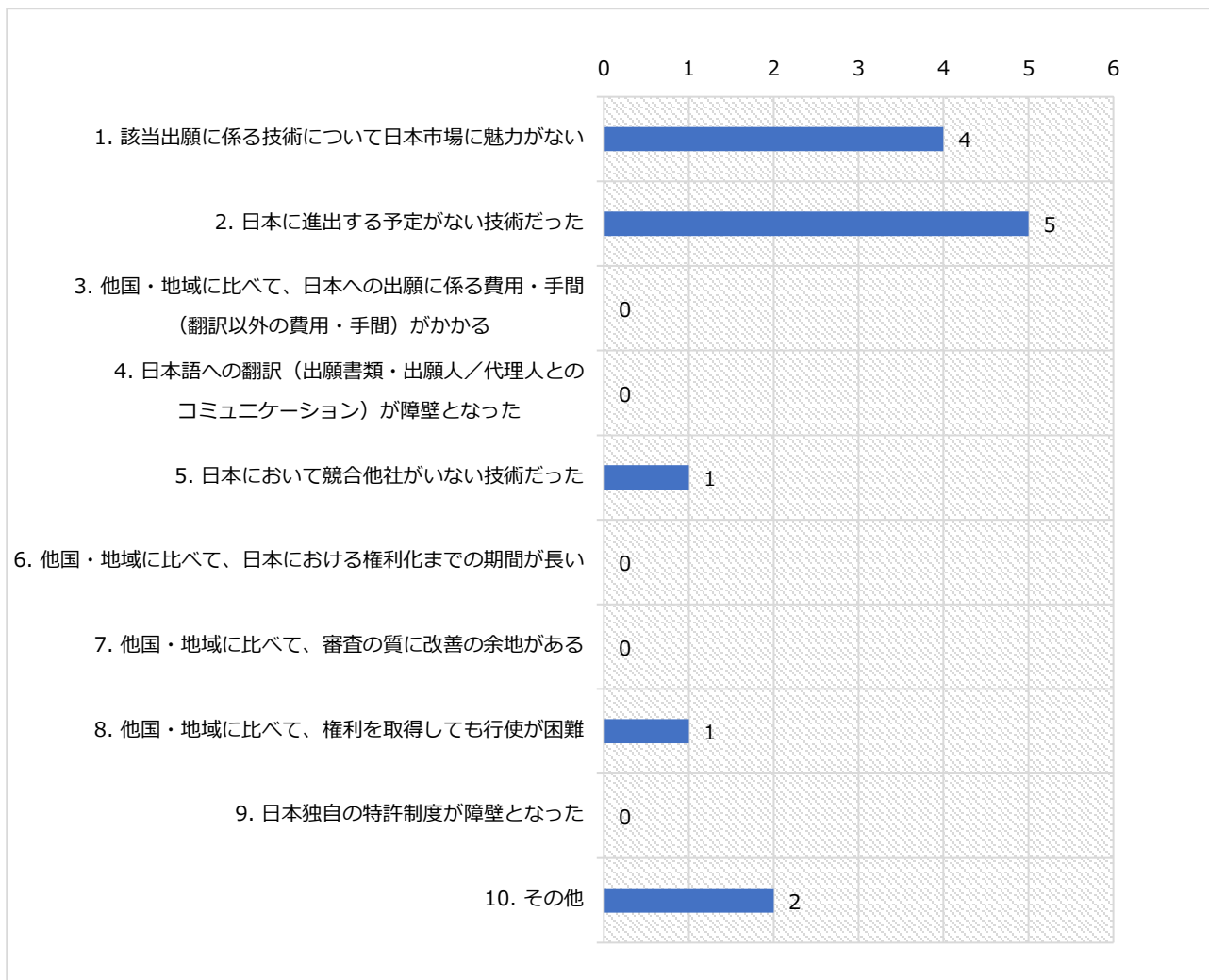
【図表 1-63】 B6-1: 貴組織において、実際に、外国（自国以外）に特許出願する際に日本を除外したことはございますでしょうか。（回答者数 15）



(6-2) 日本を除外して特許出願した理由

質問 B6-2 において、回答者に、日本を除外して自国以外の外国に出願した理由（日本に出願しなかった要因）について質問したところ、【図表 1-64】の結果を得た。「日本に進出する予定がない技術だった」が 5 者と最も多く、「該当出願に係る技術について日本市場に魅力がない」が 4 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-64】 B6-2: 日本を除外して自国以外の外国に出願した理由（日本に出願しなかった要因）は何でしょうか（複数回答可）。（回答者数 8）



（6-3）自由回答

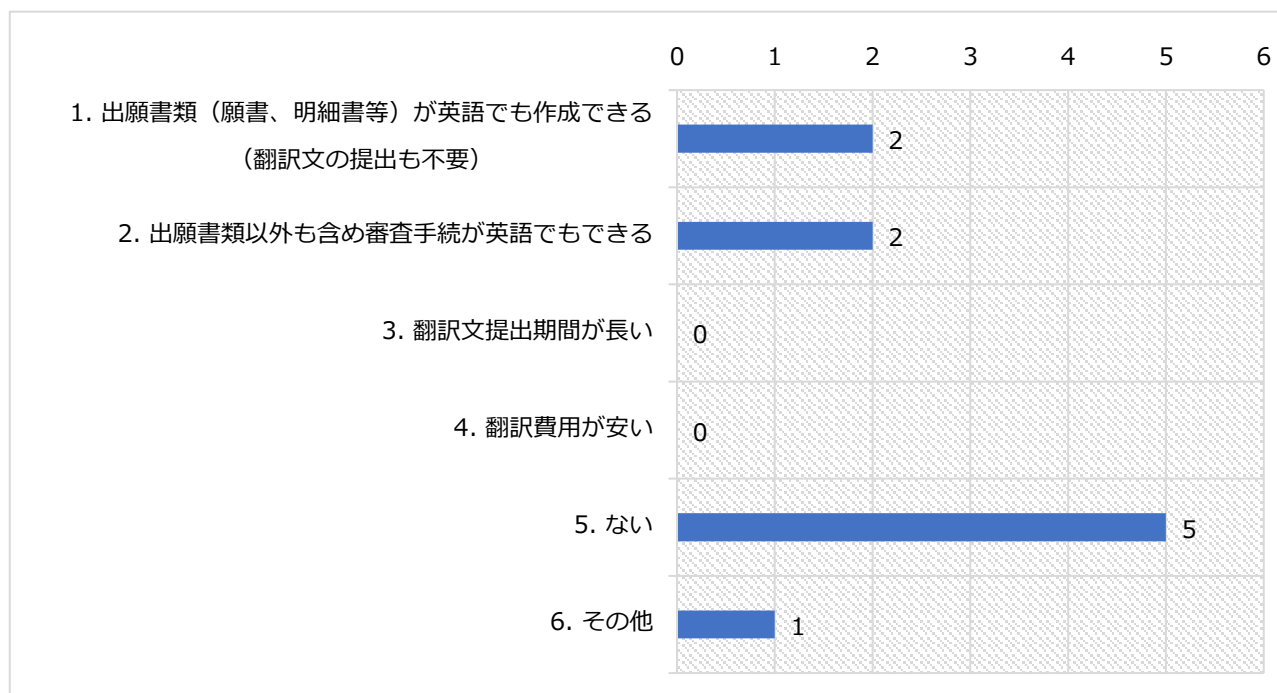
B6-3: 前の質問で「9. 日本独自の特許制度が障壁となった」、「10. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 1）

- 限られた費用で、係争が多い国へ優先的に出願をせざるを得ない。積極的な理由から除外したわけではなく、単にコストの面という消極的な理由から結果的に除外された

(7-1) 日本を除外しなかった場合の判断要因

質問 B7-1 において、回答者に、この事情があったら日本を除外しなかった、という事情について質問したところ、【図表 1-65】の結果を得た。「ない」が 5 者と最も多く、その他、様々な回答が含まれる。

【図表 1-65】 B7-1: この事情があったら日本を除外しなかった、という事情はございますでしょうか（複数回答可）。（回答者数 8）



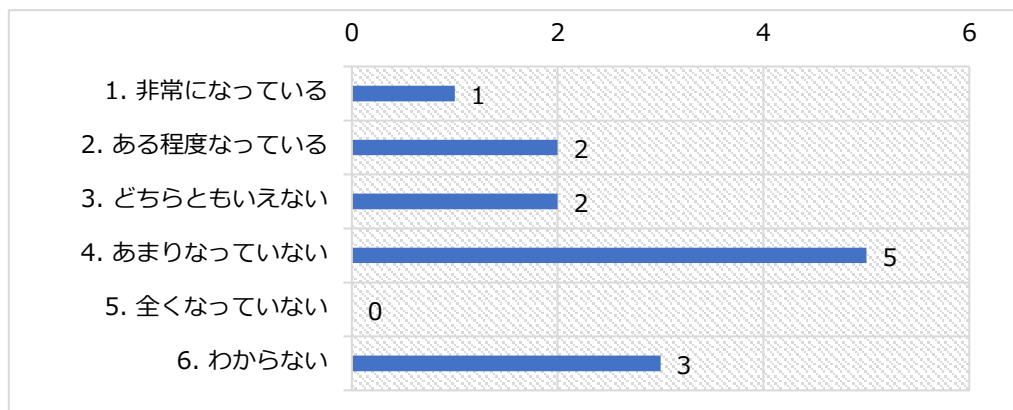
(7-2) 自由回答

B7-2: 前の質問で「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 0）

(8) 日本出願への動機（外国語書面出願の制度、英語 PCT の制度）

質問 B8 において、回答者に、外国語書面出願の制度、英語 PCT の制度は、日本へ出願する動機になっているかについて質問したところ、【図表 1-66】の結果を得た。「あまりない」が 5 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

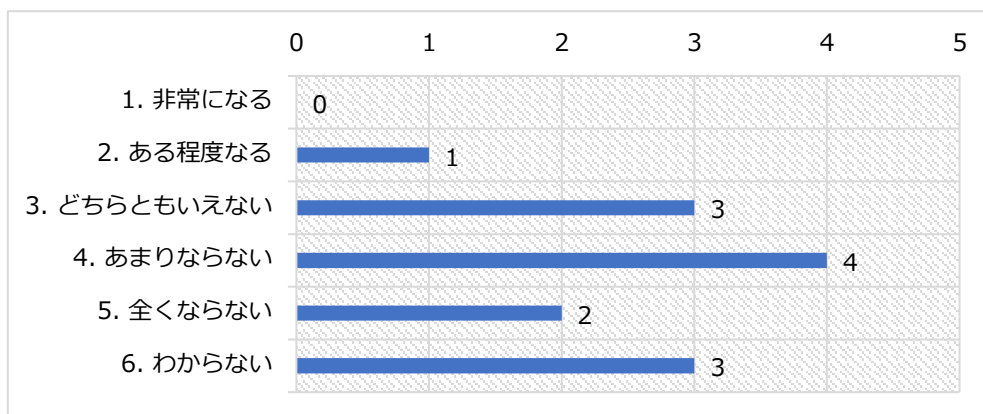
【図表 1-66】 B8: 貴組織において、外国語書面出願の制度、英語 PCT の制度は、日本へ出願する動機になっていますでしょうか。(回答者数 13)



(9) 日本出願への動機（翻訳文提出期間の延長）

質問 B9 において、回答者に、仮に翻訳文提出期間が延長された場合、それが日本へ出願する動機になるかについて質問したところ、【図表 1-67】の結果を得た。「あまりならない」が 4 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

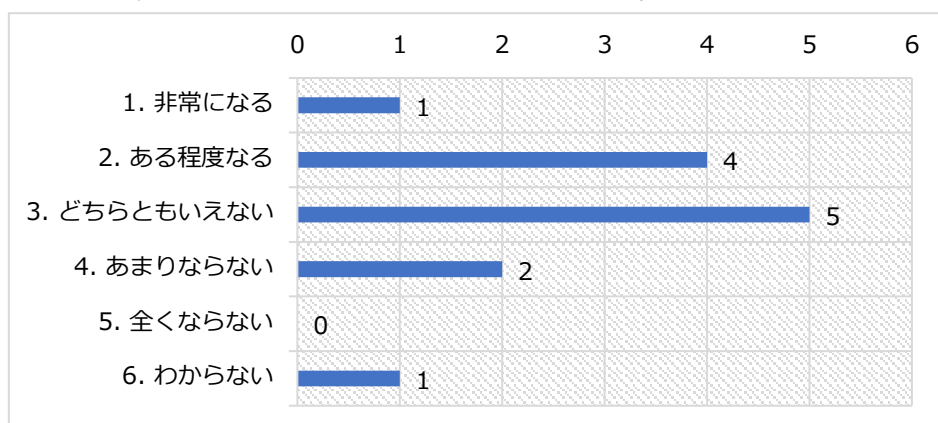
【図表 1-67】 B9: 仮に翻訳文提出期間が延長された場合、それは貴組織が日本へ出願する動機になりますでしょうか。(回答者数 13)



(10) 翻訳費用の低減に伴う出願数の増加

質問 B10 において、回答者に、翻訳費用が軽減されることは、元が外国語の出願を日本に出願する件数を増加する動機になるかについて質問したところ、【図表 1-68】の結果を得た。「どちらともいえない」が 5 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-68】 B10: 貴組織にとって、翻訳費用が軽減されることは、元が外国語の出願を日本に出願する件数を増加する動機になりますでしょうか。(回答者数 13)



(1 1) 出願国選定における最終決断

B11: 貴組織において出願先とする国を選ぶにあたって、社内等で意見が割れた場合、どのように最終決断に至るのか御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 2)

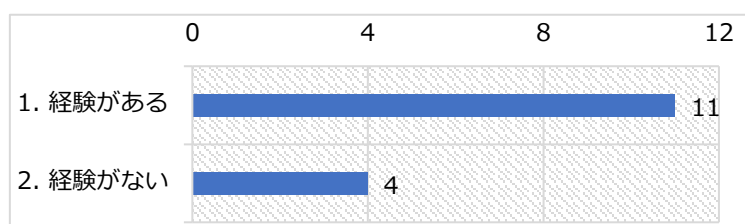
- ・ 訴訟のリスクがあるかどうか、事業の将来性があるかどうか
- ・ 技術分野毎の担当が一元的に次二国出願を判断しております

3. 質問 C 現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題/対応に関する質問

(1-1) 翻訳経験の有無

質問 C1-1 において、回答者に、元が外国語の出願を日本に出願する場合に、出願書類を日本語へ翻訳した経験はあるかについて質問したところ、【図表 1-69】の結果を得た。「経験がある」が 11 者、「経験がない」が 4 者であった。

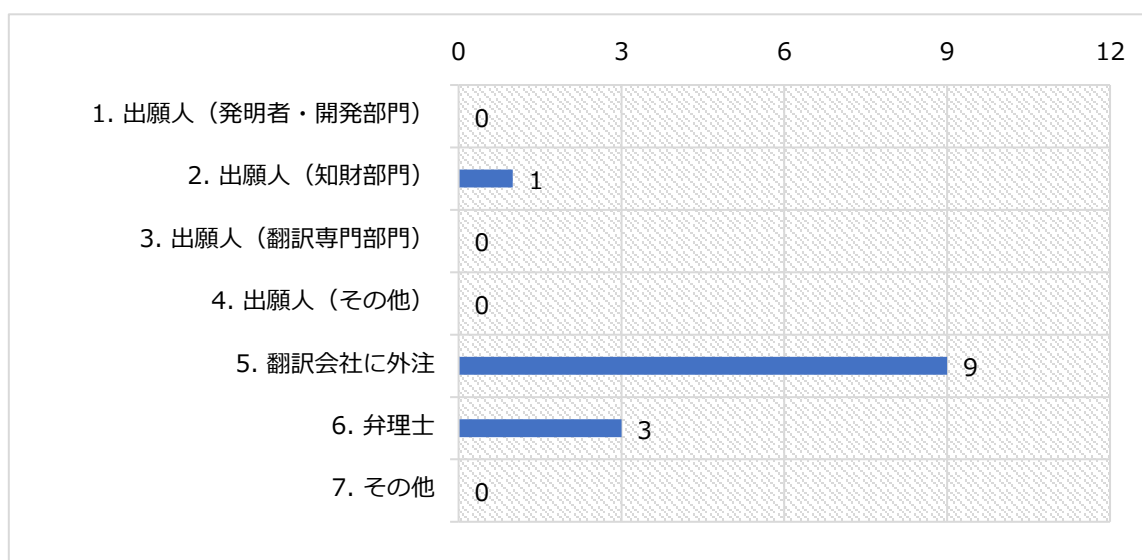
【図表 1-69】 C1-1: 貴組織では、元が外国語の出願を日本に出願する場合に、出願書類を日本語へ翻訳した経験はございますでしょうか。(回答者数 15)



(1-2) 翻訳の主体

質問 C1-2 において、回答者に、元が外国語の出願を日本に出願する場合に、出願書類の日本語への翻訳は誰が行っているかについて質問したところ、【図表 1-70】の結果を得た。「翻訳会社に外注」が9者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-70】 C1-2: 貴組織では、元が外国語の出願を日本に出願する場合、出願書類の日本語への翻訳は誰が行っていますでしょうか（複数回答可）。（回答者数 10）



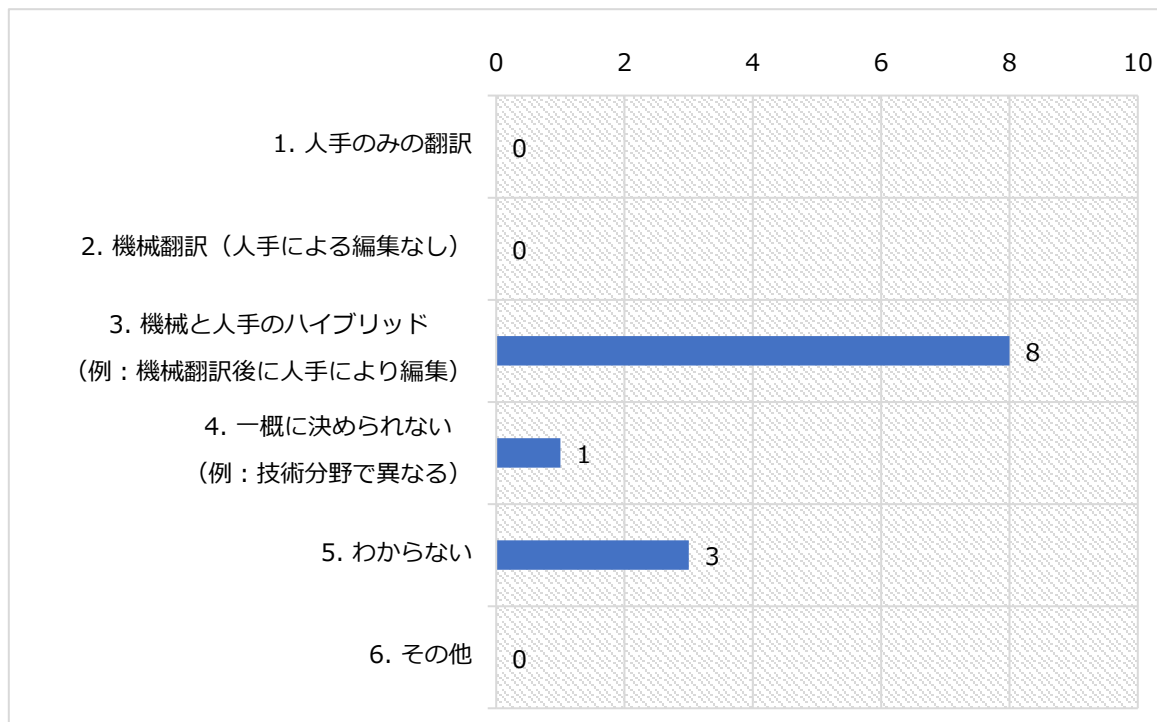
(1-3) 自由回答

C1-3: 前の質問で「4. 出願人 (その他)」又は「7. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 0）

(2-1) 翻訳の手段

質問 C2-1 において、回答者に、出願書類の日本語への翻訳をどのように行っているかについて質問したところ、【図表 1-71】の結果を得た。「機械と人手のハイブリッド」が8者、「わからない」が3者、「一概に決められない」が1者と続いた。

【図表 1-71】 C2-1: 貴組織では、出願書類の日本語への翻訳はどのように行っていますでしょうか（複数回答可）。（回答者数 10）



（2-2）自由回答

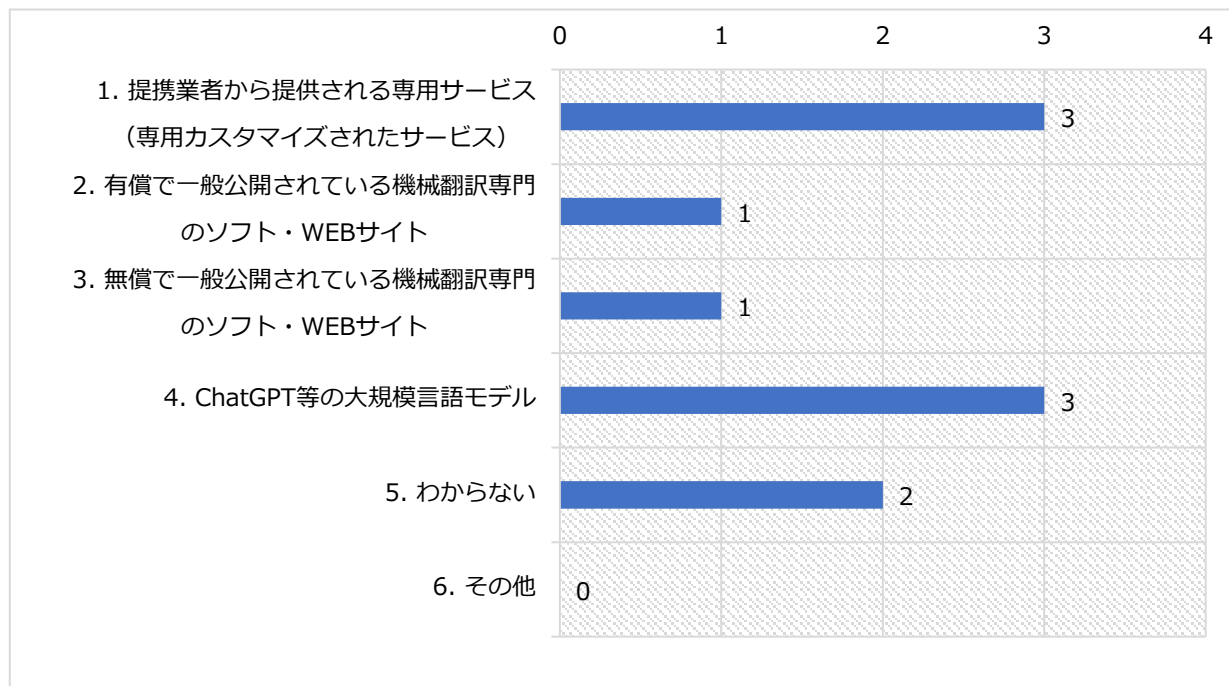
C2-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 1）

- ・ 外注の為、外注先に委ねている

（2-3）機械翻訳の種類

質問 C2-3 において、回答者に、使用している機械翻訳の種類について質問したところ、【図表 1-72】の結果を得た。「提携業者から提供される専用サービス」、「ChatGPT 等の大規模言語モデル」が 3 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-72】 C2-3: 出願書類の日本語への翻訳に機械翻訳を利用している方への質問です。貴組織で使用している機械翻訳の種類を選んでください（複数回答可）。（回答者数 8）



(2-4) 自由回答

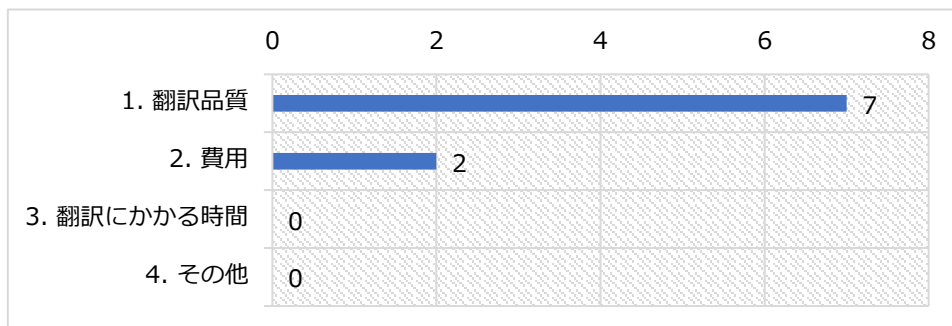
C2-4: 前の質問で「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 1）

- ・ 翻訳会社が行っているため

(3-1) 翻訳の際に重視している点

質問 C3-1 において、回答者に、翻訳者や翻訳手法の選択において最も重要視しているものについて質問したところ、【図表 1-73】の結果を得た。「翻訳品質」が 7 者と最も多く、「費用」が 2 者と続いた。

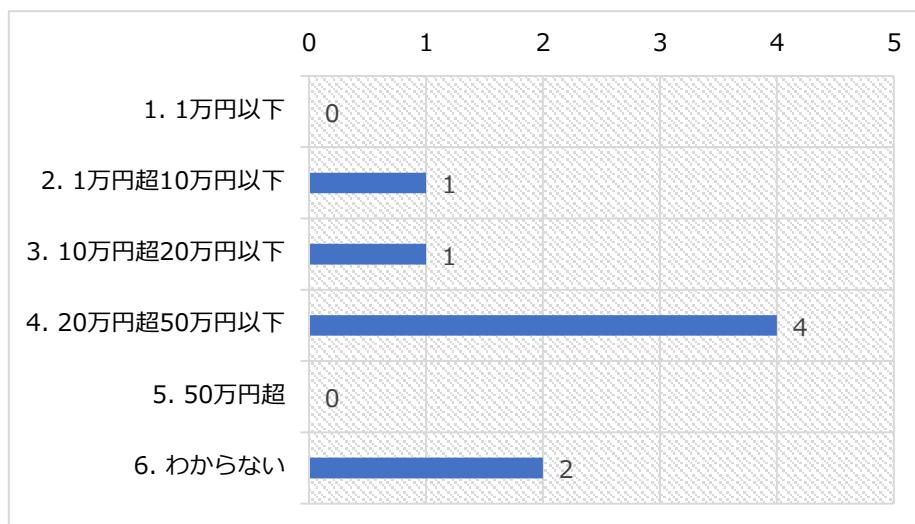
【図表 1-73】 C3-1: 貴組織において、翻訳者や翻訳手法の選択において最も重要視しているものはどれでしょうか。(回答者数 9)



(4) 翻訳費用の金額

質問 C4 において、回答者に、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用について質問したところ、【図表 1-74】の結果を得た。「20 万円超 50 万円以下」が 4 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

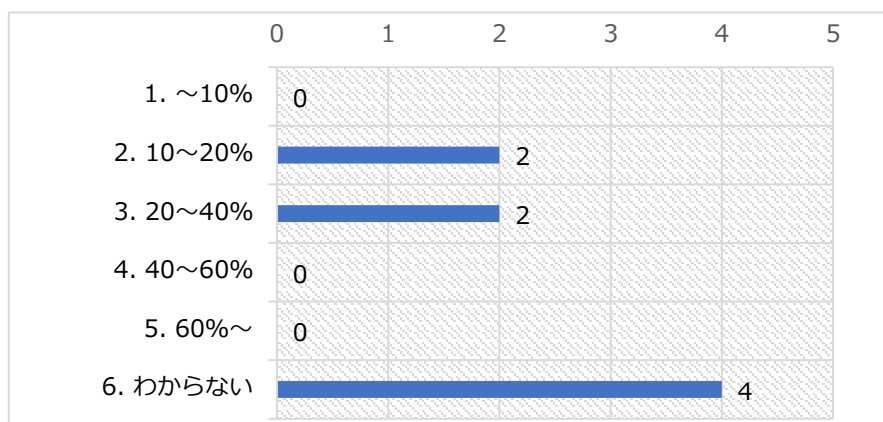
【図表 1-74】 C4: 貴組織では、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用はどの程度でしょうか。(回答者数 8)



(5) 翻訳費用が占める割合

質問 C5 において、回答者に、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用が、1 出願あたりの全費用に占める割合について質問したところ、【図表 1-75】の結果を得た。「わからない」が 4 者と最も多く、「10～20%」、「20～40%」が 2 者と続いた。

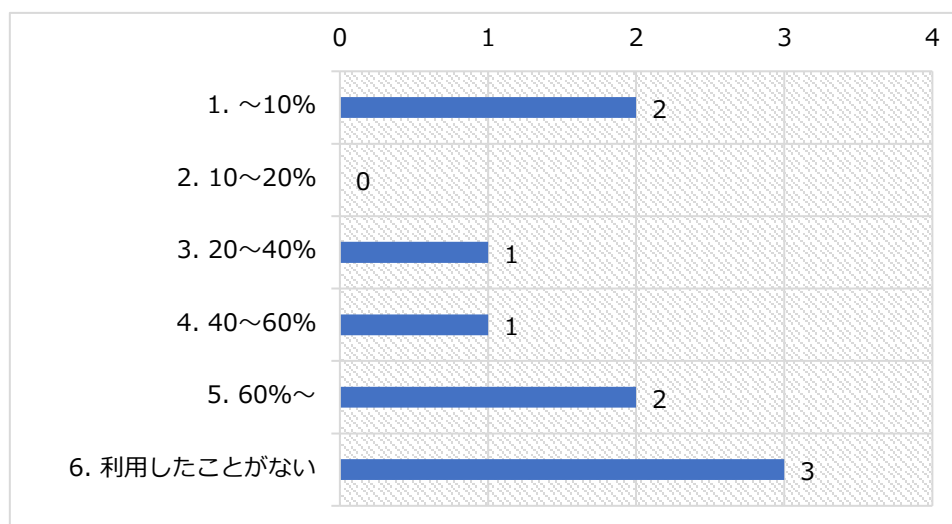
【図表 1-75】 C5: 元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用が、1 出願あたりの全費用に占める割合はどの程度でしょうか。(回答者数 8)



(6) 外国語書面出願の割合

質問 C6 において、回答者に、日本への特許出願における外国語書面出願の割合について質問したところ、【図表 1-76】の結果を得た。「利用したことがない」が 3 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-76】 C6: 日本への特許出願のうち、外国語書面出願はどの程度の割合で利用していますでしょうか。(回答者数 9)

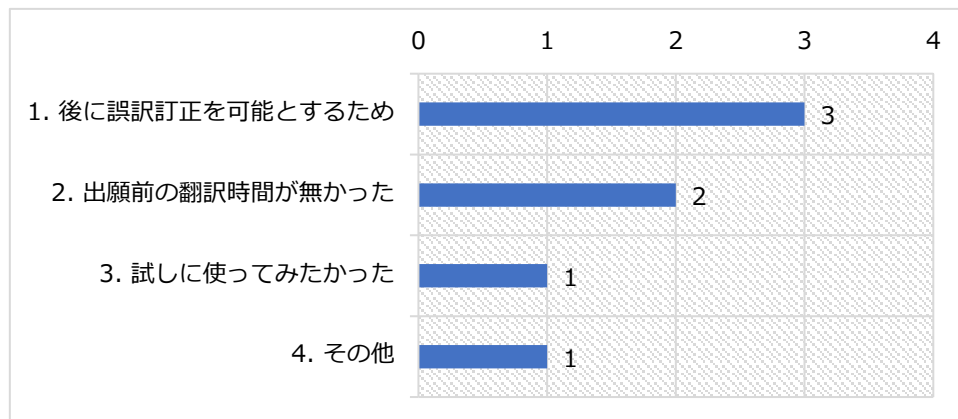


(7-1) 外国語書面出願を利用した理由

質問 C7-1 において、回答者に、外国語書面出願を利用した理由について質問したところ、【図表 1-77】の結果を得た。「後に誤訳訂正を可能とするため」が 3 者と最も多いほか、

様々な回答が含まれる。

【図表 1-77】 C7-1: なぜ外国語書面出願を利用したのでしょうか（複数回答可）。（回答者数 5）



(7-2) 自由回答

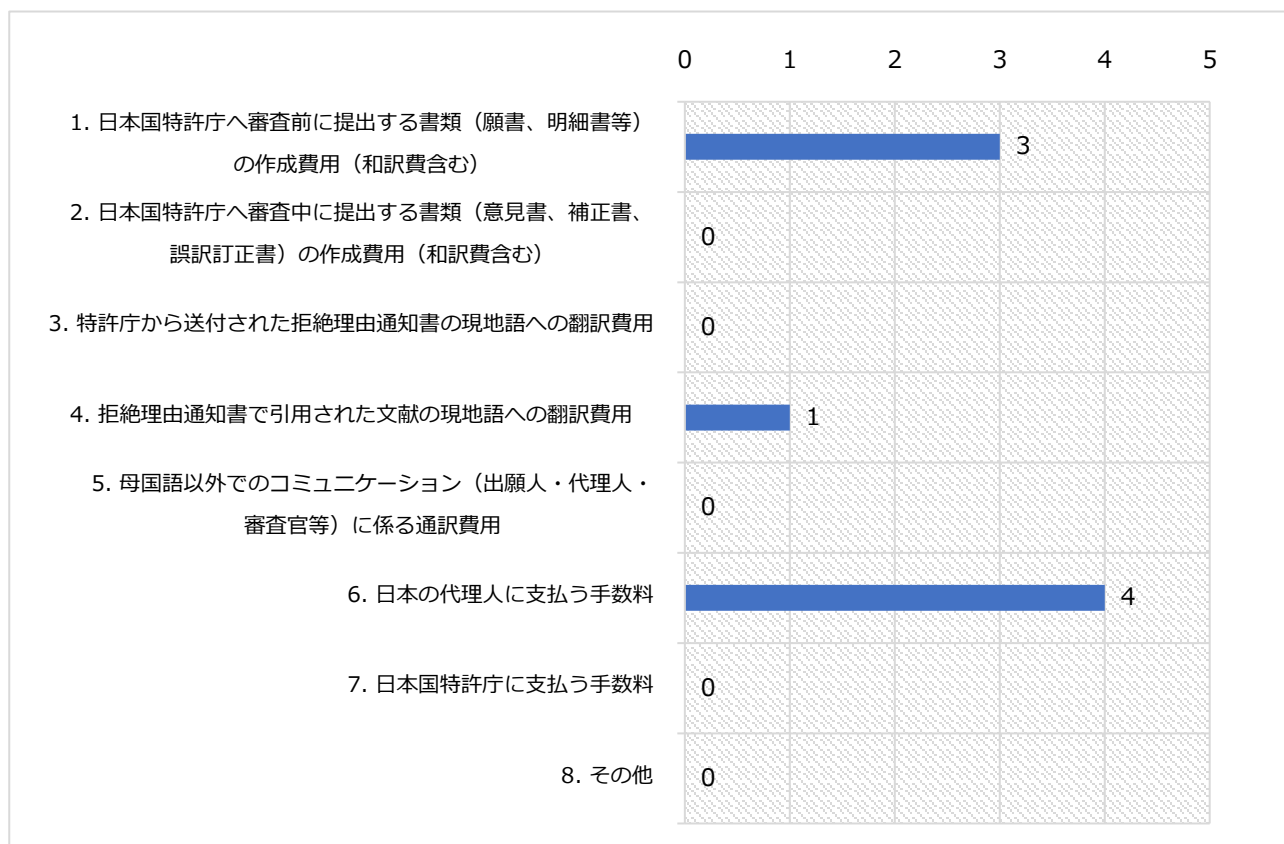
C7-2: 前の質問で「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 1）

- ・ 米国を第一国として出願することが多いため

(8-1) 外国語特許出願の日本出願における主な費用負担

質問 C8-1 において、回答者に、元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いものについて質問したところ、【図表 1-78】の結果を得た。「日本の代理人に支払う手数料」が 4 者と最も多く、「日本国特許庁へ審査前に提出する書類（願書、明細書等）の作成費用（和訳費含む）」が 3 者、「拒絶理由通知書で引用された文献の現地語への翻訳費用」が 1 者と続いた。

【図表 1-78】 C8-1: 元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いものを選択してください。(回答者数 8)



（8-2）自由回答

C8-2: 前の質問で「8. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。(回答者数 0)

（9）外国語特許出願の日本出願における最大の負担要因

C9: 元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、何が最も負担となっているでしょうか（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。(回答者数 1)

- ・ 方式含めた翻訳

第3節 代理人・代理人事務所

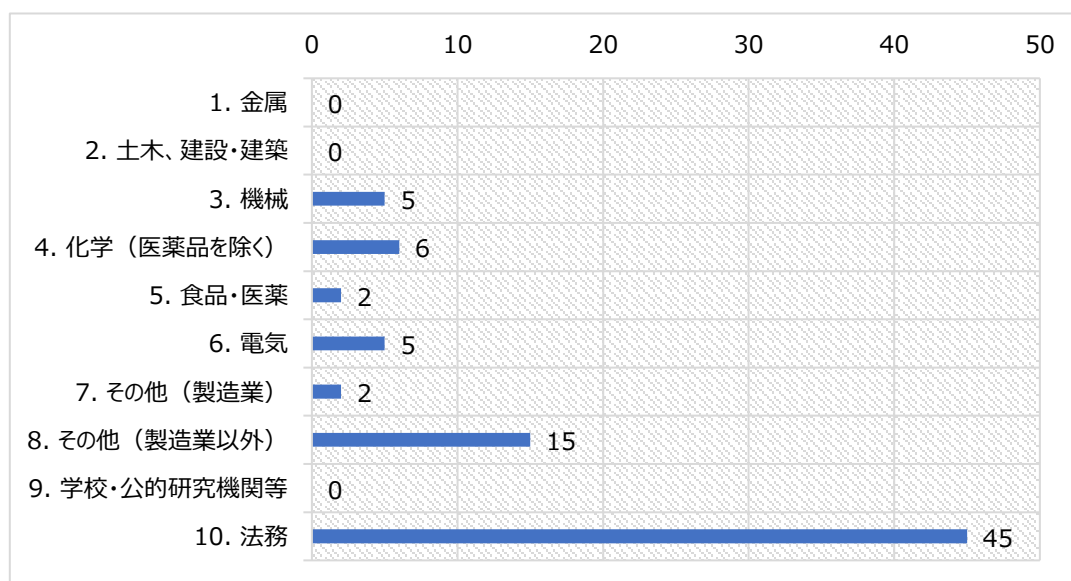
本節では、国内の代理人・代理人事務所を対象に実施したアンケート調査の結果を紹介する。アンケート調査質問票は、質問項目 A（回答者の属性等に関する質問）、質問項目 B（外国からの特許出願に係る課題）、質問項目 C（現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問）、質問項目 D（外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する質問）の四項目により構成される。各質問項目について寄せられた回答を分析した結果は以下のとおり。

1. 質問項目 A 回答者の属性等に関する質問

（1）回答者の事業分野

質問 A1 において、回答者の事業分野について質問したところ、【図表 1-79】の結果を得た。「法務」が 45 者と最多であった。

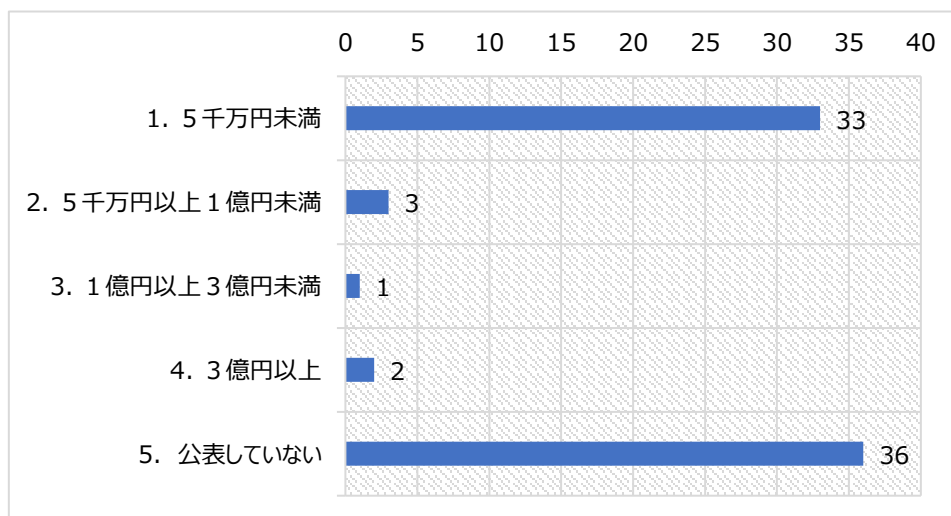
【図表 1-79】 A1: 貴組織の事業分野を選んでください（回答者数 80）



（2）回答者の資本金区分

質問 A2 において、回答者の資本金区分について質問したところ、【図表 1-80】の結果を得た。「公表していない」が 36 者と最も多く、「5 千万円未満」が 33 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

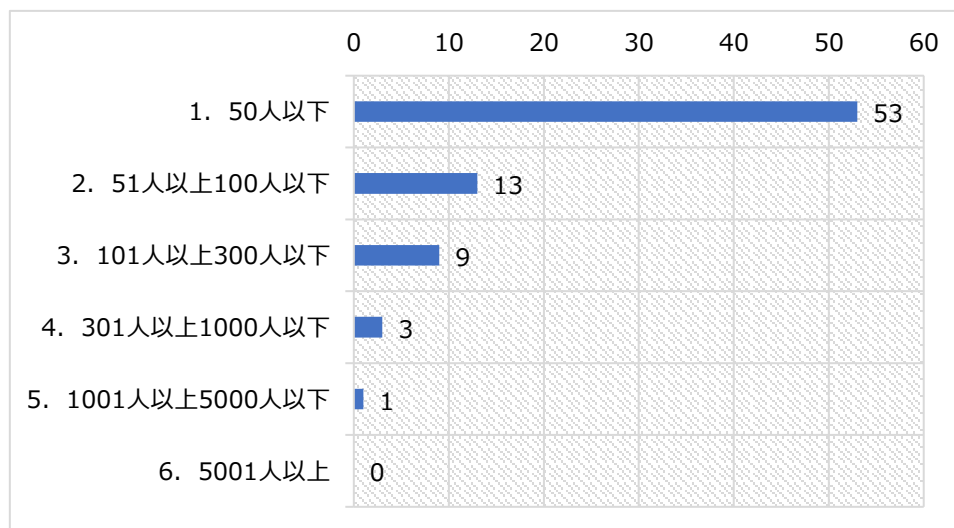
【図表 1-80】 A2: 貴組織の資本金区分は、以下のいずれに該当しますでしょうか。(回答者数 75)



(3) 回答者の従業員数

質問 A3 において、回答者の従業員数について質問したところ、【図表 1-81】の結果を得た。「50人以下」が53者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

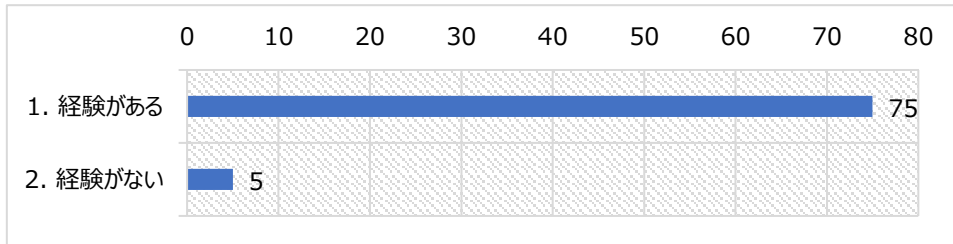
【図表 1-81】 A3: 貴組織の従業員数は、以下のいずれに該当しますでしょうか。(回答者数 79)



(4) 回答者の特許出願経験

質問 A4 において、回答者の特許出願の経験について質問したところ、【図表 1-82】の結果を得た。「経験がある」が75者、「経験がない」が5者であった。

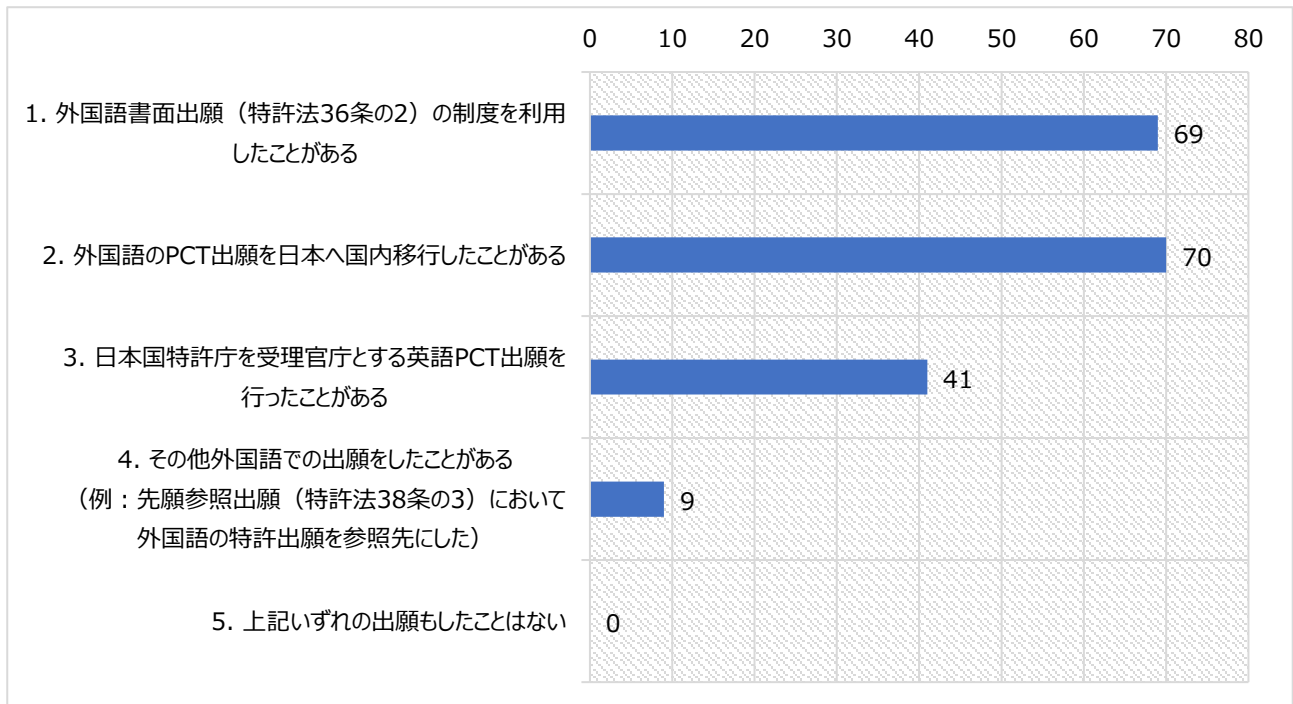
【図表 1-82】A4: 貴組織では、特許出願をした経験はございますでしょうか。(回答者数 80)



(5) 回答者の外国語書面での日本への出願経験

質問 A5 において、回答者の外国語の書面での特許出願の経験について質問したところ、【図表 1-83】の結果を得た。「外国語の PCT 出願を日本へ国内移行したことがある」が 70 者と最も多く、それに次いで「外国語書面出願（特許法 36 条の 2）の制度を利用したことがある」が 69 者、「日本国特許庁を受理官庁とする英語 PCT 出願を行ったことがある」が 41 者、「その他外国語での出願をしたことがある（例：先願参照出願（特許法 38 条の 3）において外国語の特許出願を参照先にした）」が 9 者であった。

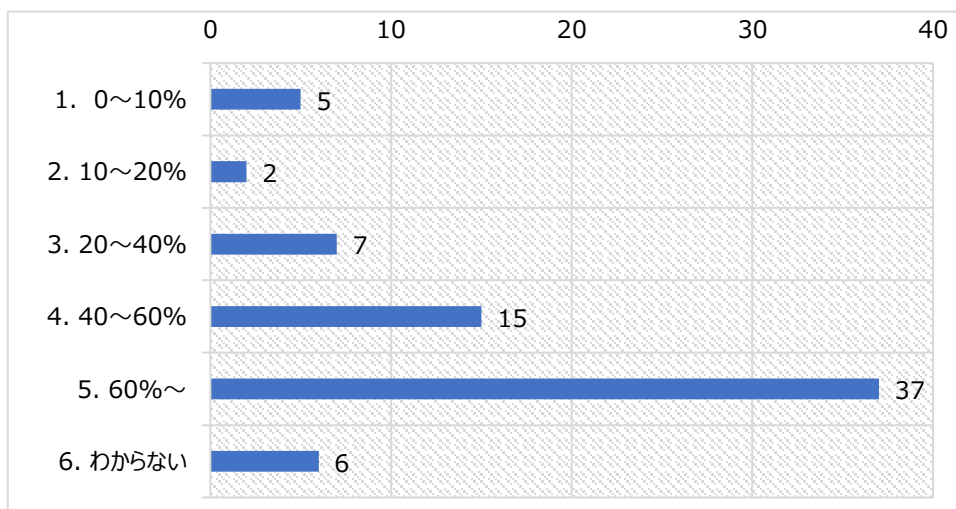
【図表 1-83】 A5: 貴組織では、外国語の書面で日本へ出願した経験はございますでしょうか（複数回答可）。(回答者数 75)



(6) 回答者の日本国特許庁への出願件数が占める割合

質問 A6 において、回答者の世界各国の特許庁への出願件数のうち、日本国特許庁への出願件数が占める割合について質問したところ、【図表 1-84】の結果を得た。「60%～」が37者と最も多く、「40～60%」が15者と続くほか、様々な回答が含まれる。

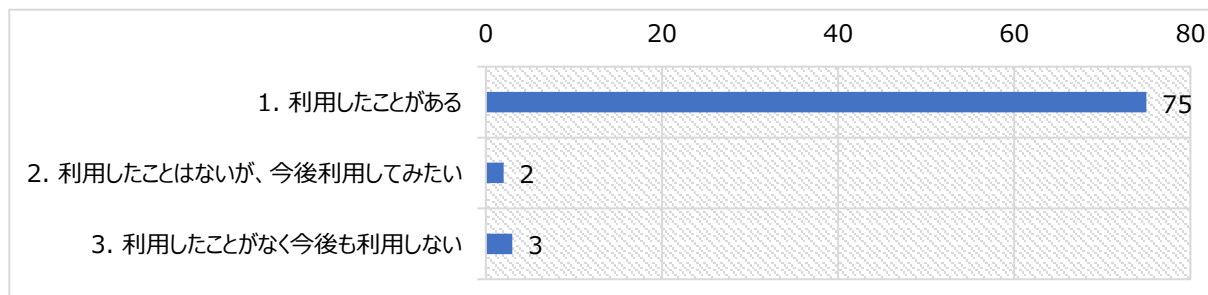
【図表 1-84】 A6: 貴組織における世界各国の特許庁への出願件数のうち、日本国特許庁への出願件数が占める割合はどの程度でしょうか。(回答者数 74)



(7) 回答者の機械翻訳の利用経験

質問 A7 において、回答者の機械翻訳の利用経験について質問したところ、【図表 1-85】の結果を得た。「利用したことがある」が75者と最も多く、「利用したことがなく今後も利用しない」が3者、「利用したことがなく今後利用してみたい」が2者であった。

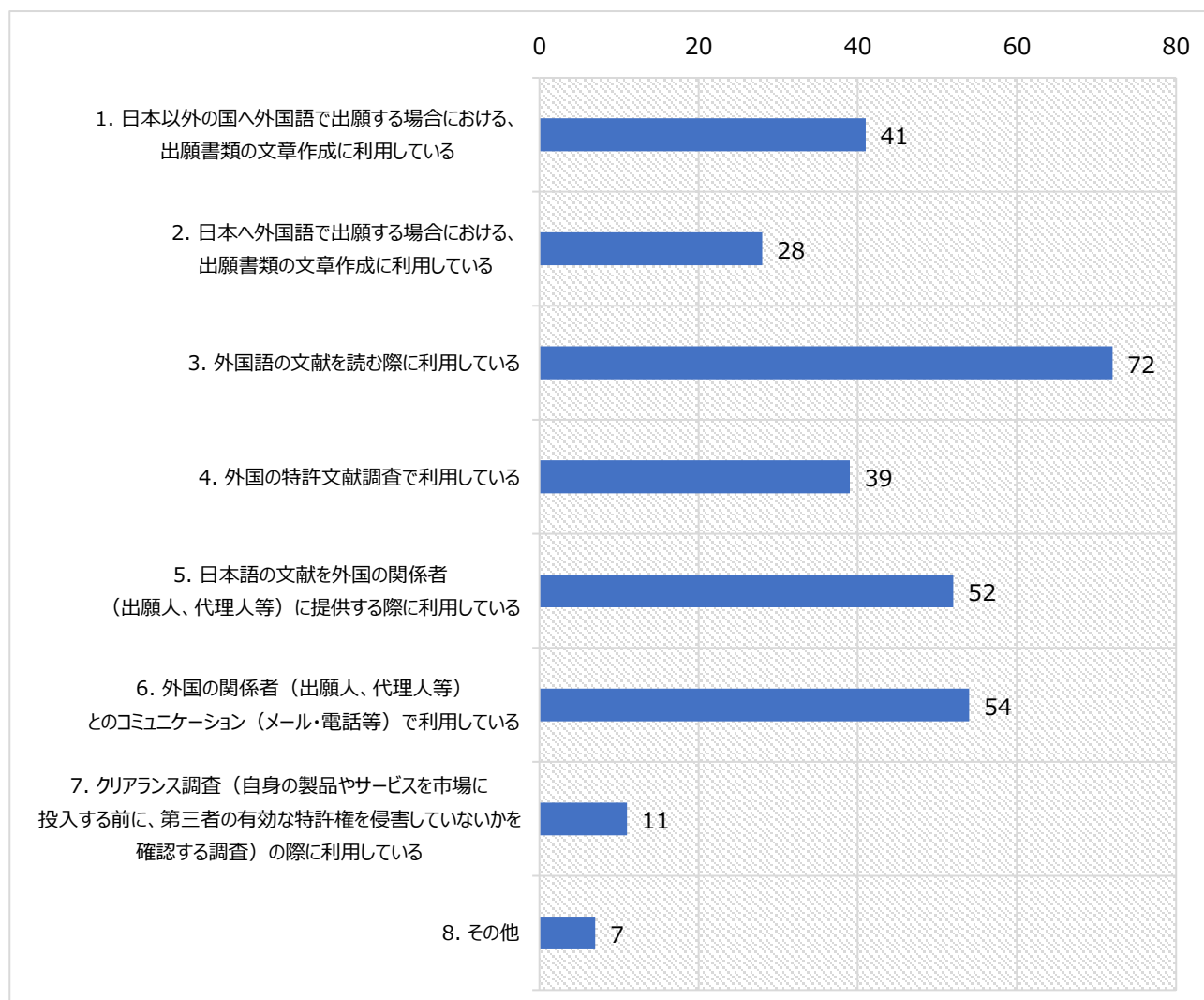
【図表 1-85】 A7: 貴組織では、特許に関する業務で機械翻訳を利用した経験はございますでしょうか。(回答者数 80)



(8-1) 回答者の機械翻訳の利用方法

質問 A8 において、回答者の機械翻訳の利用方法について質問したところ、【図表 1-86】の結果を得た。「外国語の文献を読む際に利用している」が 72 者と最も多く、「外国の関係者（出願人、代理人等）とのコミュニケーション（メール・電話等）で利用している」が 54 者、「日本語の文献を外国の関係者（出願人、代理人等）に提供する際に利用している」が 52 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-86】 A8-1: 貴組織では、機械翻訳を特許に関する業務でどのように利用していますでしょうか（又は、どのように利用する想定をしておりますでしょうか）。（複数回答可）（回答者数 77）



(8-2) 自由回答

A8-2: 前の質問で「8. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数9)

(オフィスアクション・通知書等の翻訳)

- ・ 外国オフィスアクションの日本語訳、日本拒絶理由の英語訳
- ・ 5.の回答と重複しますが、特許庁からの通知書の翻訳にも利用します

(引用文献・先行技術文献の翻訳)

- ・ 外国語出願において、引用文献の和→英訳に特許庁の機械翻訳を利用
- ・ 米国特許案件で情報開示 (IDS) を指示する際に、英語以外の先行技術文献について機械翻訳を添付している

(その他)

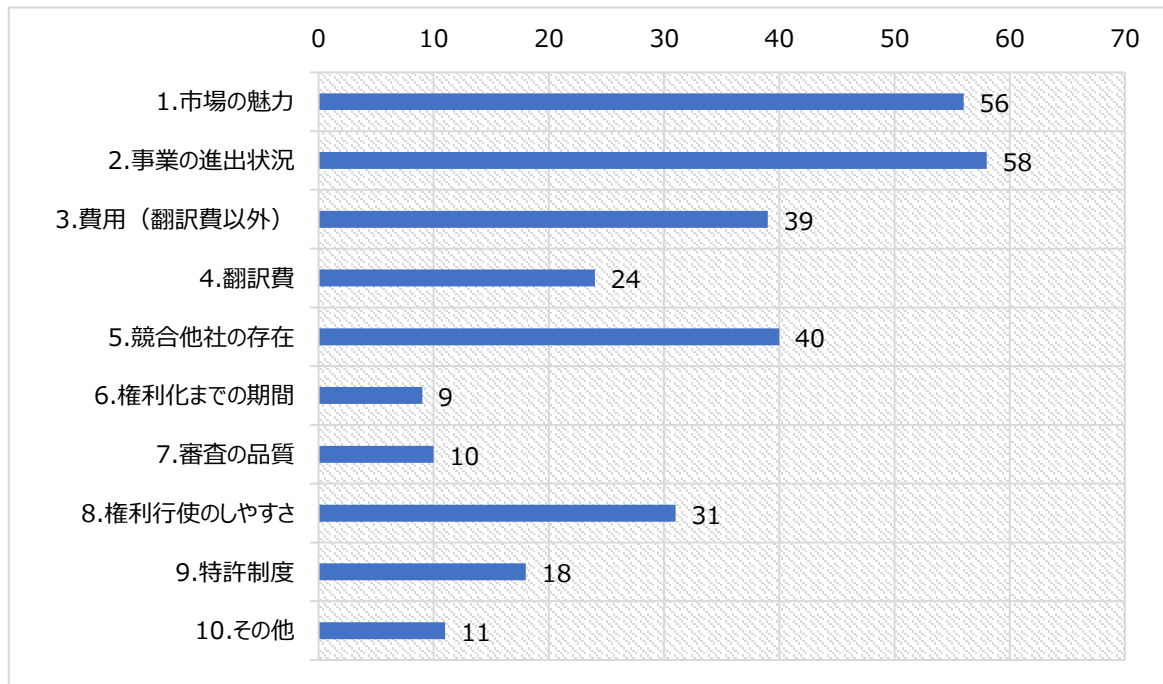
- ・ 取り敢えずの迅速な情報提供のために利用 (その後時間をかけた人力翻訳を行うなど)
- ・ 出願書類の文章作成では、あくまでも、参考や一次原稿としている
- ・ 日本語の意見書 (反論) を英語に翻訳する際に利用している
- ・ 現地代理人とのコレポンで使用している
- ・ 回答者は特許事務所であり、出願の代理業務について回答せざるを得ない。設問は発明を特許出願して特許を取得する企業に向けたものと考えられるため、おかしい回答となっているかもしれない

2. 質問項目 B 外国からの特許出願に係る課題

(1-1) 対象国の選定にあたっての重要な要素

質問 B1-1 において、回答者が特許出願する対象国の選定について重要な要素について質問したところ、【図表 1-87】の結果を得た。「事業の進出状況」が 58 者と最も多く、「市場の魅力」が 56 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-87】 B1-1: 特許出願をする対象国の選定に重要な要素は何でしょうか（複数回答可）。（回答者数 76）



（1-2）自由回答

B1-2: 前の質問で「10. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 15）

（クライアント・出願人の意向・指示）

- ・ クライアント（企業）から指示に従っている
- ・ クライアントの意向
- ・ クライアントの意向により異なる
- ・ クライアントの意向
- ・ 代理人なので、クライアントからの依頼に基づき対象国を決めている
- ・ クライアントの指示
- ・ 出願人の意向
- ・ 代理人（特許事務所）なので、クライアントの指示に従う（代理向けアンケートなのに、質問 A は前提はちがうように思う）
- ・ 私は代理人なので、上記はクライアントの動向についての回答です

（費用）

- ・ 費用対効果を総合的に勘案して定める

- ・ 審査請求費が高いことを指摘されることがあります
- ・ 権利行使した際に回収できる費用の大きさ

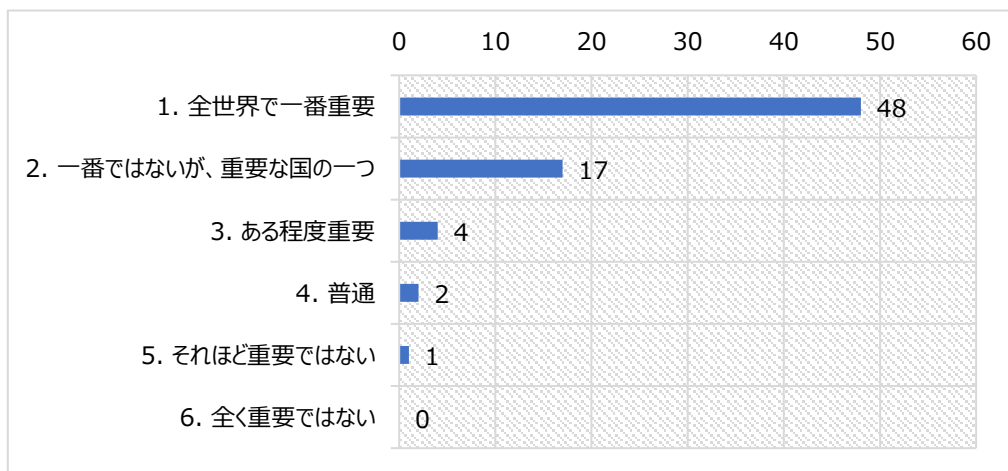
(その他)

- ・ 権利化のし易さ
- ・ 外国代理人が指示してくる
- ・ 名譽的な理由で特許権を取得するのではなく、当該国の市場に魅力があり且つ当該国へ進出している、進出予定があるか、或いは当該国に競合他社が存在するかのいずれかである。前記に該当するならば取得費用にとらわれない

(2) 特許出願先における日本の重要度

質問 B2 において、回答者にとって、特許の出願先として、日本の重要度について質問したところ、【図表 1-88】の結果を得た。「全世界で一番重要」が 48 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

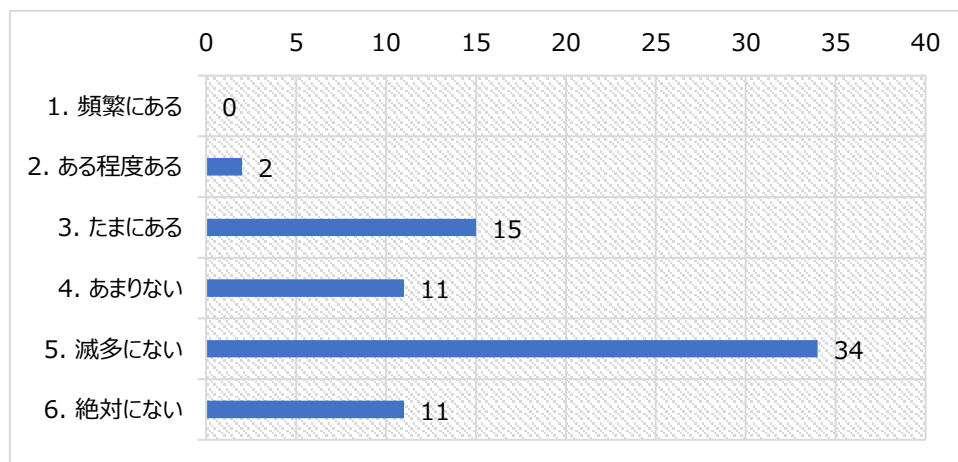
【図表 1-88】B2: 貴組織にとって、特許の出願先として、日本はどの程度重要でしょうか。
(回答者数 73)



(3) 日本を除外した特許出願の有無

質問 B3 において、回答者が外国（自国以外）に特許を出願する際、日本を出願先として選ばないことがあるのかについて質問したところ、【図表 1-89】の結果を得た。「滅多にない」が 34 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

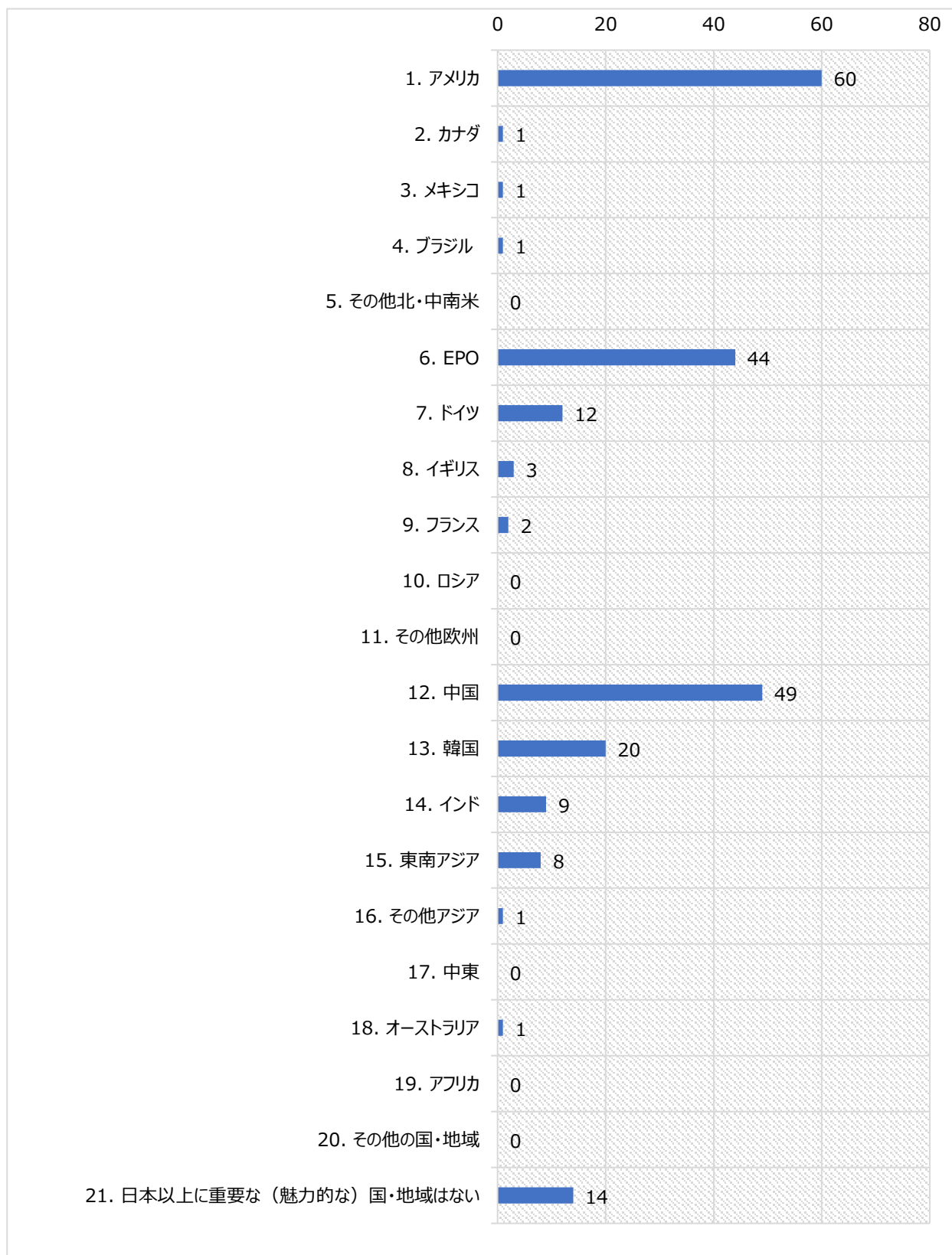
【図表 1-89】 B3: 貴組織では、外国（自国以外）に特許を出願する際、日本を出願先として選ばないことはございますでしょうか。（回答者数 73）



（4）日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域

質問 B4 において、回答者にとって、特許出願先として日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域（自国又は自国を含む地域を除く）について質問したところ、【図表 1-90】の結果を得た。「アメリカ」が 60 者と最も多く、「中国」が 49 者、「EPO」が 44 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

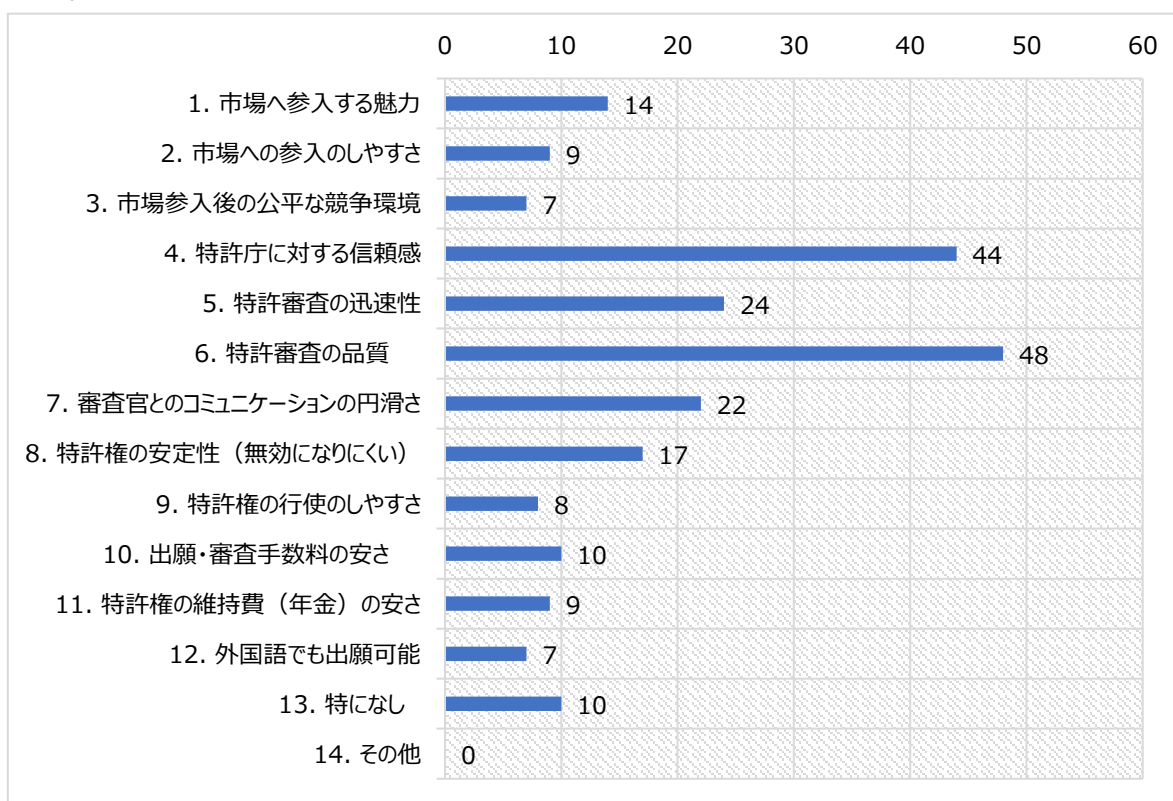
【図表 1-90】 B4: 貴組織にとって、特許出願先として日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域（自国又は自国を含む地域を除く）を選んでください（複数回答可）。（回答者数 73）



(5-1) 日本の市場・特許制度の魅力等

質問 B5-1 において、回答者にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて優れている又は魅力的であると感じているものについて質問したところ、【図表 1-91】の結果を得た。「特許審査の品質」が 48 者と最も多く、「特許庁に対する信頼感」が 44 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-91】 B5-1: 貴組織にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて優れている又は魅力的であると感じているものを選んでください（複数回答可）。（回答者数 76）



(5-2) 自由回答

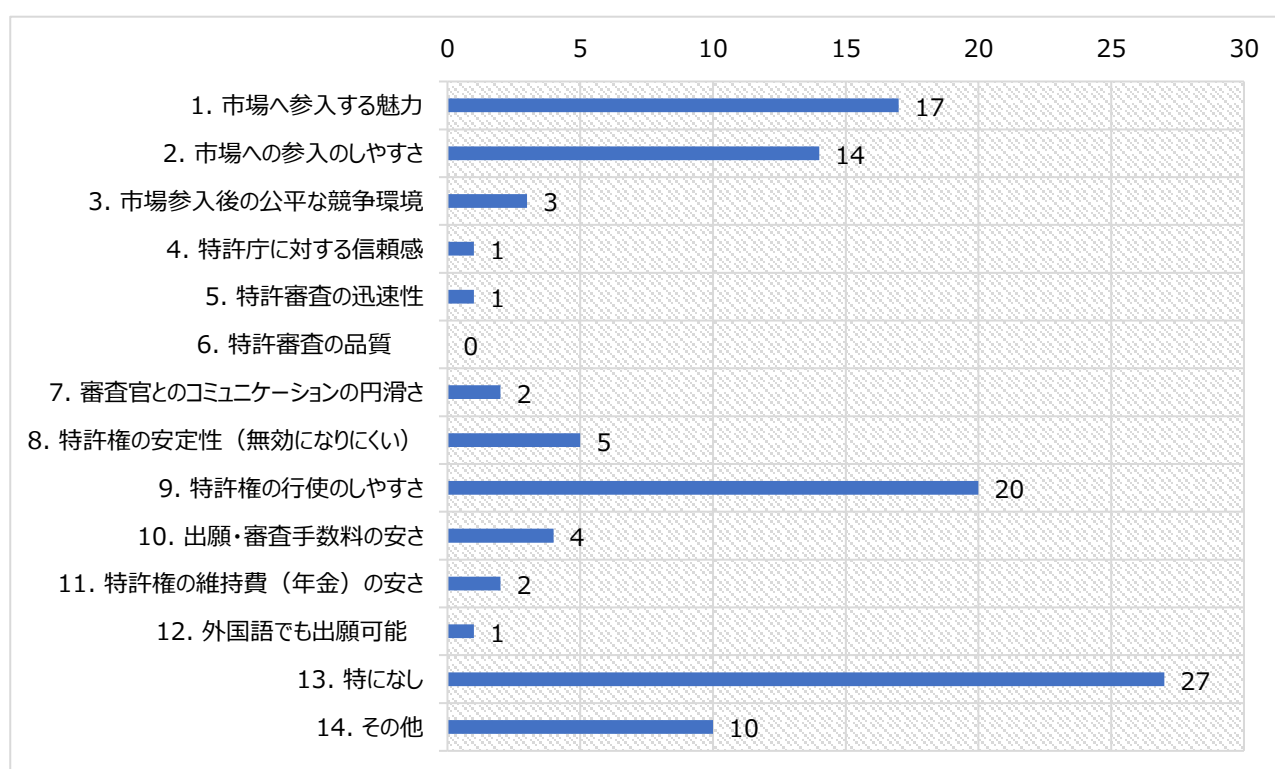
B5-2: 前の質問で「14. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 1）

- 市場価格が小さければ、外国からの日本の出願は減少する。現にその傾向が現れている。日本の経済力・経済の活発性は長期減退傾向にある

(5-3) 日本の市場・特許制度の劣っている点

質問 B5-3 において、回答者にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて劣っている又は魅力的でないと感じているものについて質問したところ、【図表 1-92】の結果を得た。「特になし」が 27 者と最も多く、「特許権の行使のしやすさ」が 20 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-92】 B5-3: 貴組織にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて劣っている又は魅力的でないと感じているものを選んでください（複数回答可）。（回答者数 72）



(5-4) 自由回答

B5-4: 前の質問で「14. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 11）

（権利行使の実効性）

- ・ 侵害訴訟で認められる損害賠償時の金額（損害以上の賠償額が認められない、懲罰的加算がない）
- ・ 損害賠償額が低い

- ・ 侵害に対する罰則が弱いこと。懲罰的賠償が弱いこと
- ・ 特許権の侵害訴訟における賠償金額の低さ
- ・ 侵害訴訟をしても損害賠償額が安すぎる
- ・ 権利行使の際の総費用と賠償額

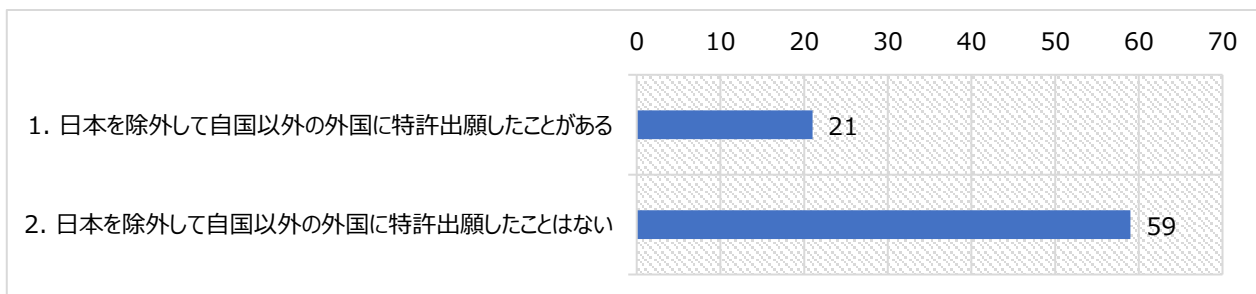
(その他)

- ・ 特許を含む産業財産権の制度において在外者の出願人に酷なものが存在する。また、シンプルさを欠いている点もある
- ・ 市場参入の可能性及び特許制度の信頼性について、他国に比して劣っているという理由は見当たらない
- ・ 日本市場への参入障壁は規制や言語等、無数にある。しかし、規制自体はどの国にも複雑な存在、言語は国の根幹を定めるものであり、日本語が問題になることはない
- ・ コミュニケーションが基本的に日本語圏の人相手
- ・ EPO のように期限を徒過した場合でも、費用を払えば何らかの救済措置があると望ましい

(6-1) 日本を除外して特許出願した経験の有無

質問 B6-1 において、回答者に、外国（自国以外）に特許出願する際に日本を除外した経験の有無について質問したところ、【図表 1-93】の結果を得た。「日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことはない」が 59 者、「日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことがある」が 21 者であった。

【図表 1-93】 B6-1: 貴組織において、実際に、外国（自国以外）に特許出願する際に日本を除外したことはございますでしょうか。（回答者数 80）

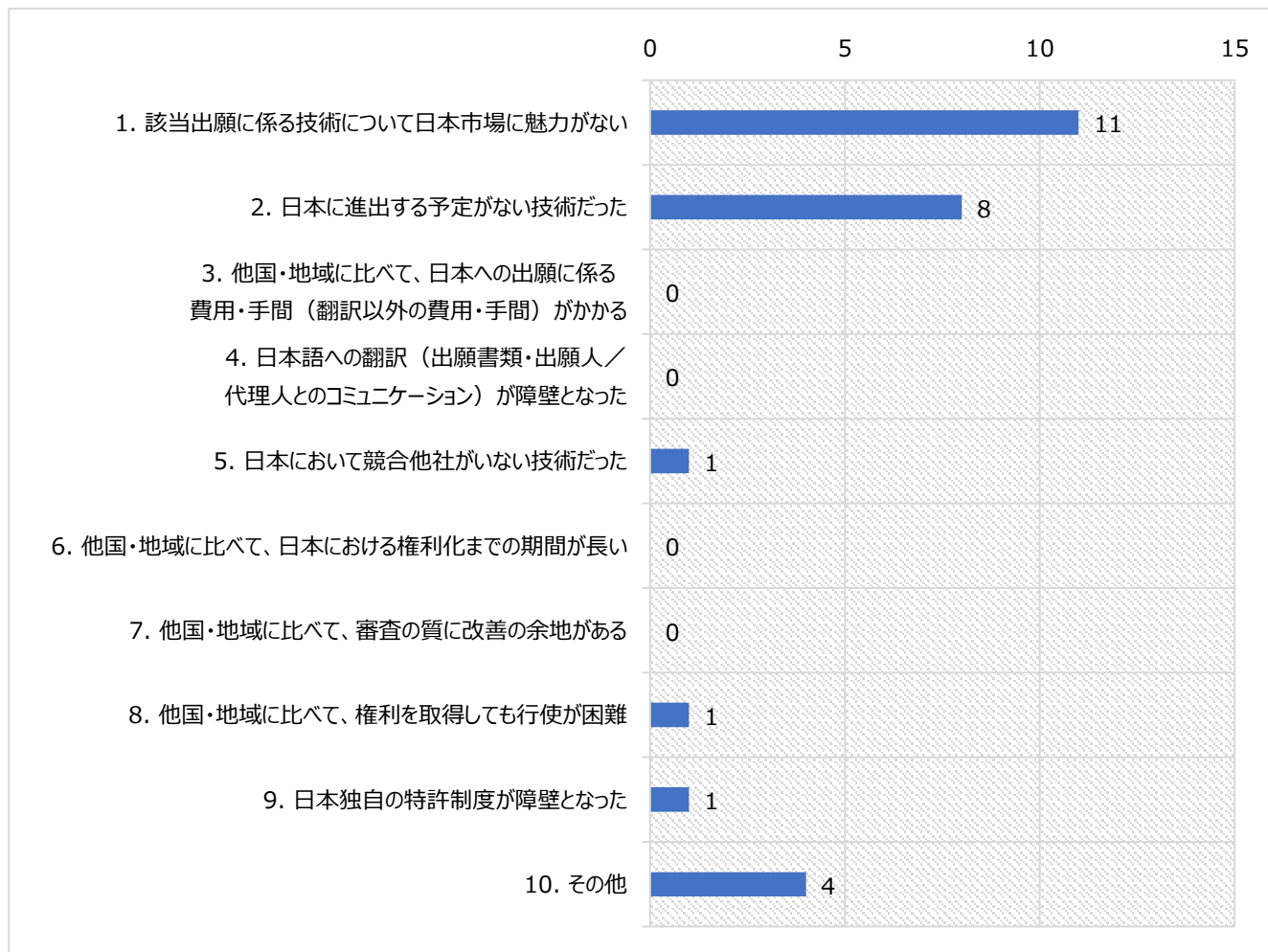


(6-2) 日本を除外して特許出願した理由

質問 B6-2 において、回答者に、日本を除外して自国以外の外国に出願した理由（日本に

出願しなかった要因) について質問したところ、【図表 1-94】の結果を得た。「該当出願に係る技術について日本市場に魅力がない」が 11 者と最も多く、「日本に進出する予定がない技術だった」が 8 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-94】 B6-2: 日本を除外して自国以外の外国に出願した理由（日本に出願しなかった要因）は何でしょうか（複数回答可）。（回答者数 18）



（6-3）自由回答

B6-3: 前の質問で「9. 日本独自の特許制度が障壁となった」、「10. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 4）

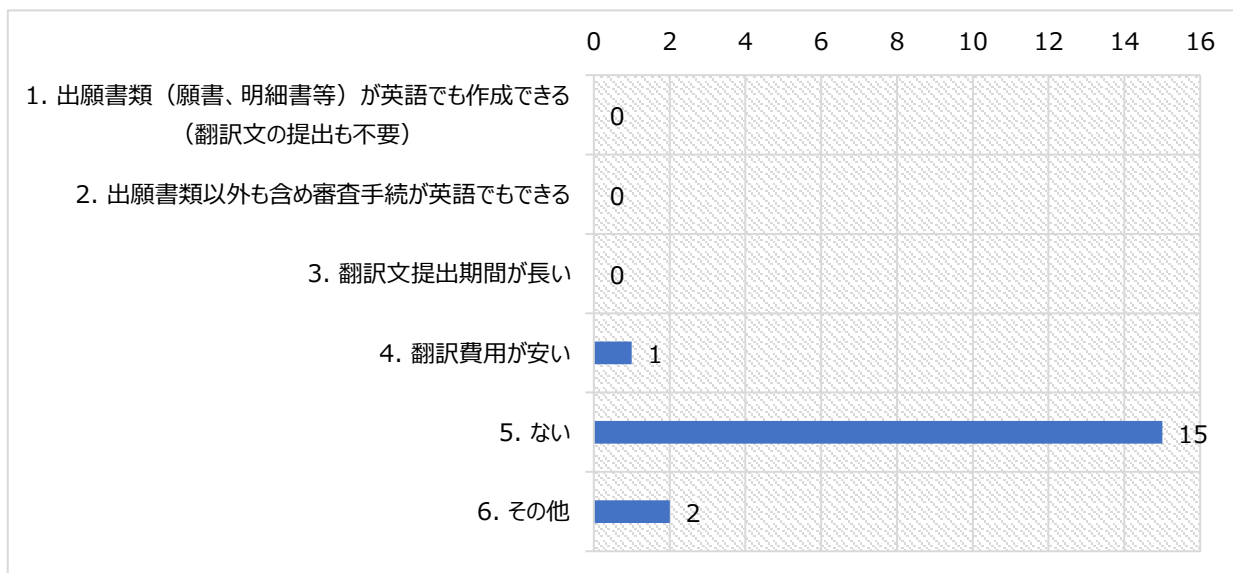
- 基礎出願をそのまま生かしたため
- 日本には既に出願している場合
- 代理人の立場では理由不明

- ・ 単一性とシフト補正禁止の組み合わせは厳しすぎるし、進歩性があるのに記載不備を厳しく指摘するのは先進国では日本だけである

(7-1) 日本を除外しなかった場合の判断要因

質問 B7-1 において、回答者に、この事情があったら日本を除外しなかった、という事情について質問したところ、【図表 1-95】の結果を得た。「ない」が 15 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-95】 B7-1: この事情があったら日本を除外しなかった、という事情はございますでしょうか (複数回答可)。(回答者数 18)



(7-2) 自由回答

前の質問で「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます）。(回答者数 1)

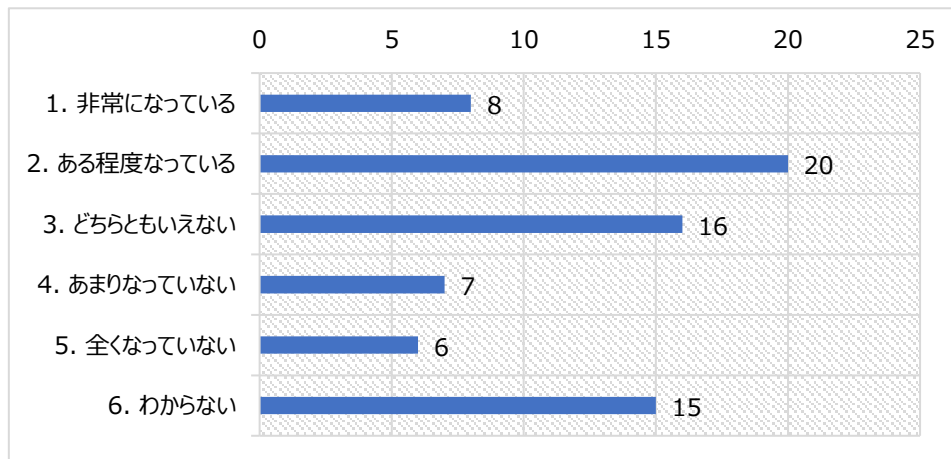
- ・ 1~4 の選択肢は、単に費用面や手続面だが、実際に除外する理由は、日本の市場への魅力の有無、日本市場への参入の有無、競合他社の有無による

(8) 日本出願への動機 (外国語書面出願の制度、英語 PCT の制度)

質問 B8 において、回答者に、外国語書面出願の制度、英語 PCT の制度は、日本へ出願

する動機になっているかについて質問したところ、【図表 1-96】の結果を得た。「ある程度なっている」が 20 者、「どちらともいえない」が 16 者、「わからない」が 15 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

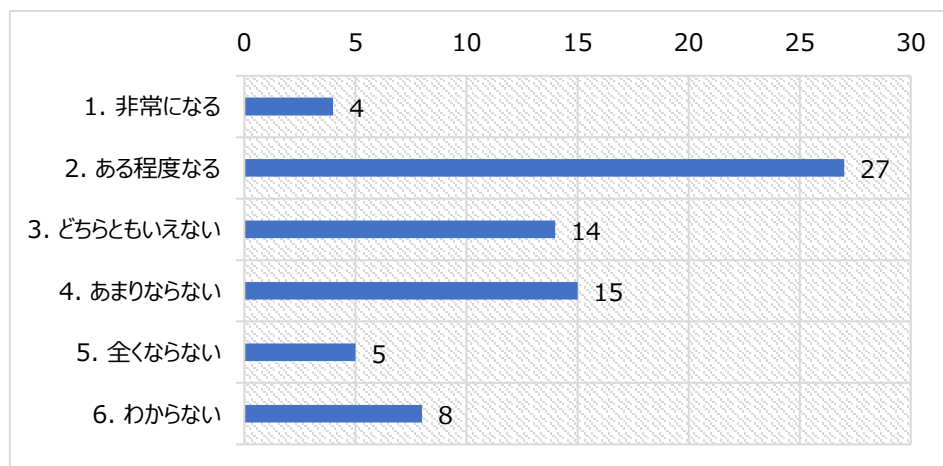
【図表 1-96】 B8: 貴組織において、外国語書面出願の制度、英語 PCT の制度は、日本へ出願する動機になっていますでしょうか。(回答者数 72)



(9) 日本出願への動機 (翻訳文提出期間の延長)

質問 B9 において、回答者に、仮に翻訳文提出期間が延長された場合、それが日本へ出願する動機になるかについて質問したところ、【図表 1-97】の結果を得た。「ある程度なる」が 27 者、「あまりならない」が 15 者、「どちらともいえない」が 14 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

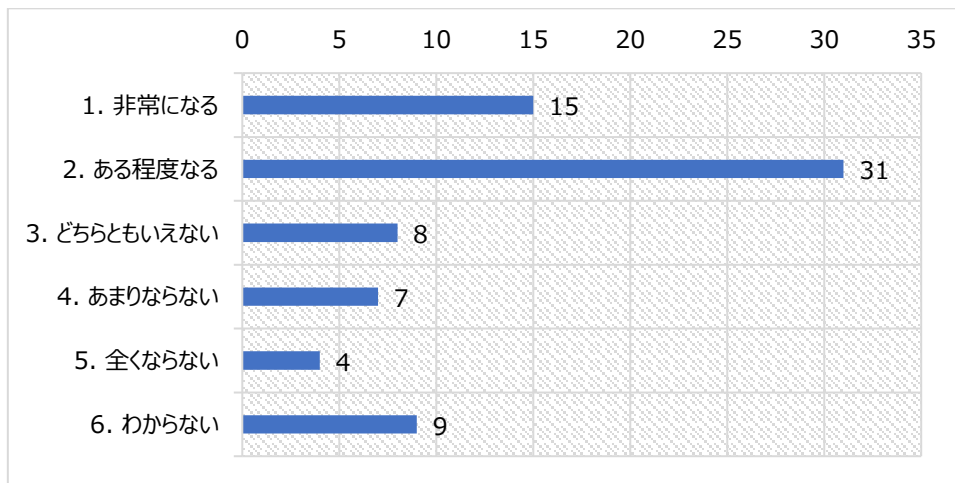
【図表 1-97】 B9: 仮に翻訳文提出期間が延長された場合、それは貴組織が日本へ出願する動機になりますでしょうか。(回答者数 73)



(10) 翻訳費用の低減に伴う出願数の増加

質問 B10 において、回答者に、翻訳費用が軽減されることは、元が外国語の出願を日本に出願する件数を増加する動機になるかについて質問したところ、【図表 1-98】の結果を得た。「ある程度なる」が 31 者と最も多く、「非常になる」が 15 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-98】 B10: 貴組織にとって、翻訳費用が軽減されることは、元が外国語の出願を日本に出願する件数を増加する動機になりますでしょうか。(回答者数 74)



(11) 出願国選定における最終決断

B11: 貴組織において出願先とする国を選ぶにあたって、社内等で意見が割れた場合、どのように最終決断に至るのか御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 8)

(事業戦略・クライアント(出願人)の決定に委ねる)

- ・ 出願先の選定は、クライアントである会社の事業戦略によって決定されるものであり、最終的に会社の決定に委ねる
- ・ クライアントの意向
- ・ 代理人の立場では、助言するに留まるが、出願人の事業の将来の展開のみ込みなどを勘案する。外国出願の費用(対効果)も大きなファクタになる

(市場性等)

- ・ 市場規模
- ・ 市場の存在と市場での優位性確保
- ・ 当該国の市場の魅力の有無、将来も含めて当該国の市場への参入の有無、当該国におけ

る競合他社の有無により判断する

(その他)

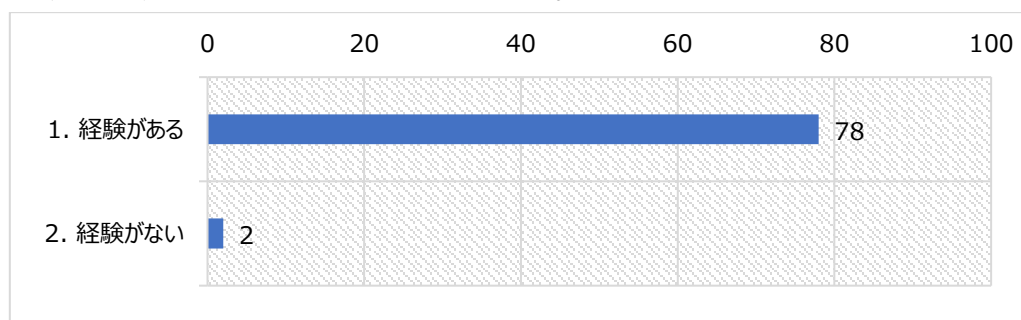
- ・ 費用、将来の進出可能性
- ・ 特許事務所のため非該当

3. 質問項目 C 現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問

(1-1) 翻訳経験の有無

質問 C1-1 において、回答者に、元が外国語の出願を日本に出願する場合に、出願書類を日本語へ翻訳した経験はあるかについて質問したところ、【図表 1-99】の結果を得た。「経験がある」が 78 者、「経験がない」が 2 者であった。

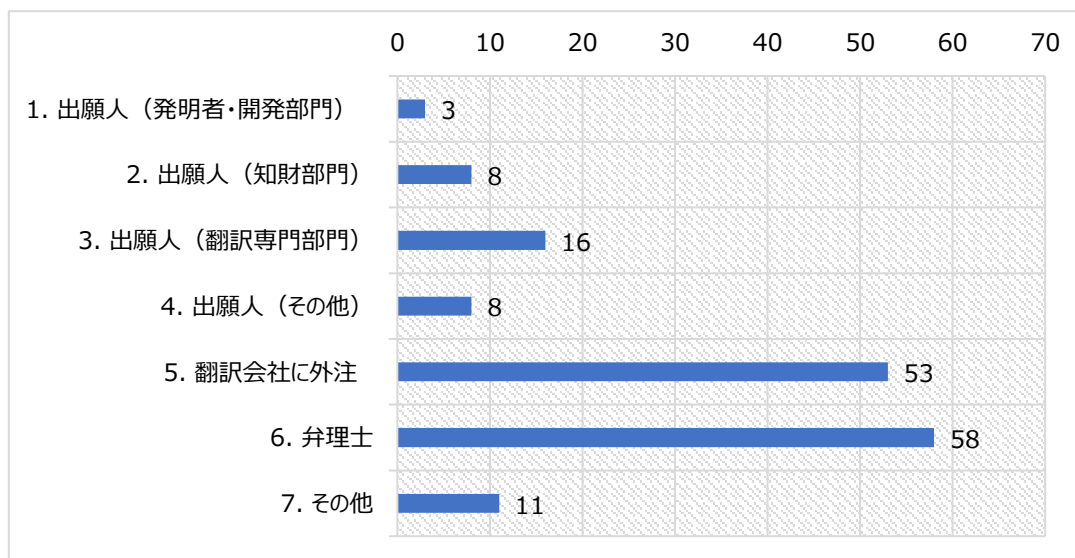
【図表 1-99】 C1-1: 貴組織では、元が外国語の出願を日本に出願する場合に、出願書類を日本語へ翻訳した経験はございますでしょうか。(回答者数 80)



(1-2) 翻訳の主体

質問 C1-2 において、回答者に、元が外国語の出願を日本に出願する場合に、出願書類の日本語への翻訳は誰が行っているかについて質問したところ、【図表 1-100】の結果を得た。「弁理士」が 58 者、「翻訳会社に外注」が 53 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-100】 C1-2: 貴組織では、元が外国語の出願を日本に出願する場合、出願書類の日本語への翻訳は誰が行っていますでしょうか（複数回答可）。（回答者数 77）



（1-3）自由回答

C1-3: 前の質問で「4. 出願人（その他）」又は「7. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 13）

（事務所内の翻訳担当）

- ・ 組織内の翻訳専門職者
- ・ 翻訳担当者
- ・ 所内の翻訳者
- ・ 事務所の非弁理士所員（翻訳担当者）
- ・ 翻訳は事務所の翻訳専門社及び担当弁理士で行っている
- ・ 弊所（国内代理人）翻訳専門部門、現地代理人

（出願人側で対応）

- ・ 出願人が翻訳会社に外注
- ・ 出願人が外注、特許事務所の翻訳者、特許事務所で機械翻訳
- ・ 弊所内で翻訳を行う場合の他、出願人が自社で翻訳したものを用いて出願依頼をする場合（選択肢3）も、出願人が翻訳会社を使用して作成した翻訳文にて出願依頼をする場合（選択肢5）もあります

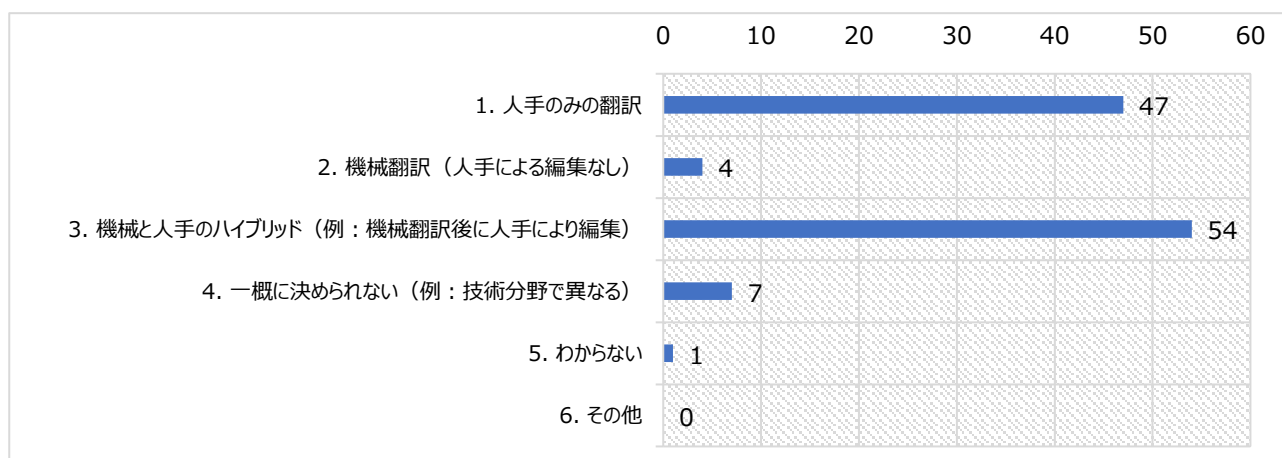
(その他)

- 日本の代理人（弁理士法人）が翻訳を行う（広義の6弁理士に含まれるが、弁理士法人内で、弁理士が作業を行うとは限らないため）
- 特許技術者（当該技術・外国語に精通）の下訳を弁理士がチェック。さらに特許の専門翻訳（但し、最終チェックは弁理士）
- 米国の法律事務所
- 翻訳文は、審査段階では審査対象、権利化後は権利範囲・権利の内容の判断に使用される最重なりーガルドキュメントにて正確性が要求される

(2-1) 翻訳の手段

質問 C2-1 において、回答者に、出願書類の日本語への翻訳をどのように行っているかについて質問したところ、【図表 1-101】の結果を得た。「機械と人手のハイブリッド」が 54 者、「人手のみの翻訳」が 47 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-101】 C2-1: 貴組織では、出願書類の日本語への翻訳はどのように行っていますでしょうか（複数回答可）。（回答者数 78）



(2-2) 自由回答

C2-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 6）

(分野に応じて)

- ・ 化学分野等では機械翻訳に向かない案件もある
- ・ 専門分野以外の案件については、ある程度、機械翻訳に頼らざるを得ない
- ・ 機械翻訳が得意な分野と不得意な分野があるように思われるので、得意分野については機械翻訳に頼る割合が多くなる

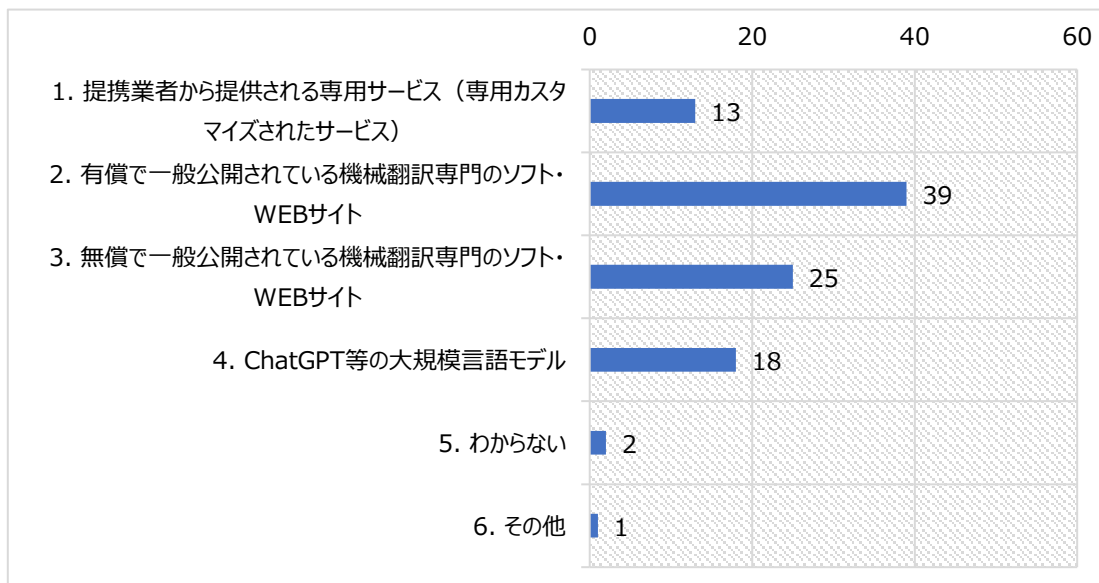
(その他)

- ・ 機械訳のみでは、全く不完全であり、機械訳の利用できる範囲は限られる。少し複雑になると人手でやった方が早くなる
- ・ 外注のため、翻訳者がどのように翻訳しているかは不明。ただし、納品された翻訳文は所員（人手）により詳細にチェックしている

(2-3) 機械翻訳の種類

質問 C2-3 において、回答者に、使用している機械翻訳の種類について質問したところ、【図表 1-102】の結果を得た。「有償で一般公開されている機械翻訳専門のソフト・WEB サイト」が 39 者、「無償で一般公開されている機械翻訳専用のソフト・WEB サイト」が 25 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-102】 C2-3: 出願書類の日本語への翻訳に機械翻訳を利用している方への質問です。貴組織で使用している機械翻訳の種類を選んでください（複数回答可）。（回答者数 62）



(2-4) 自由回答

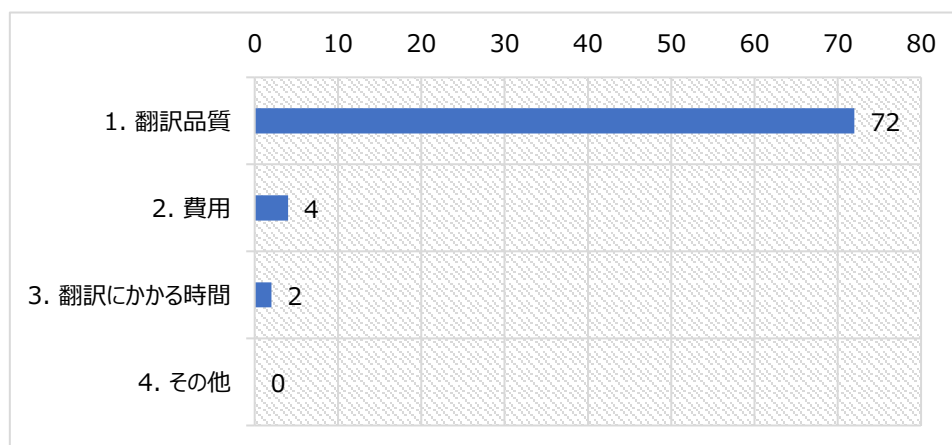
C2-4: 前の質問で「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 3）

- ・ 機械翻訳は、用語の確認等の限定された範囲でのみ利用している
- ・ 翻訳担当者が使用している機械翻訳については、特に確認していない
- ・ 無償で一般公開されている機械翻訳専門のソフト・WEB サイトや、ChatGPT 等の大規模言語モデルを使用した場合、秘密保持が図れない場合がある

(3-1) 翻訳の際に重視している点

質問 C3-1 において、回答者に、翻訳者や翻訳手法の選択において最も重要視しているものについて質問したところ、【図表 1-103】の結果を得た。「翻訳品質」が 72 者と最も多かったほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-103】 C3-1: 貴組織において、翻訳者や翻訳手法の選択において最も重要視しているものはどれでしょうか。（回答者数 78）



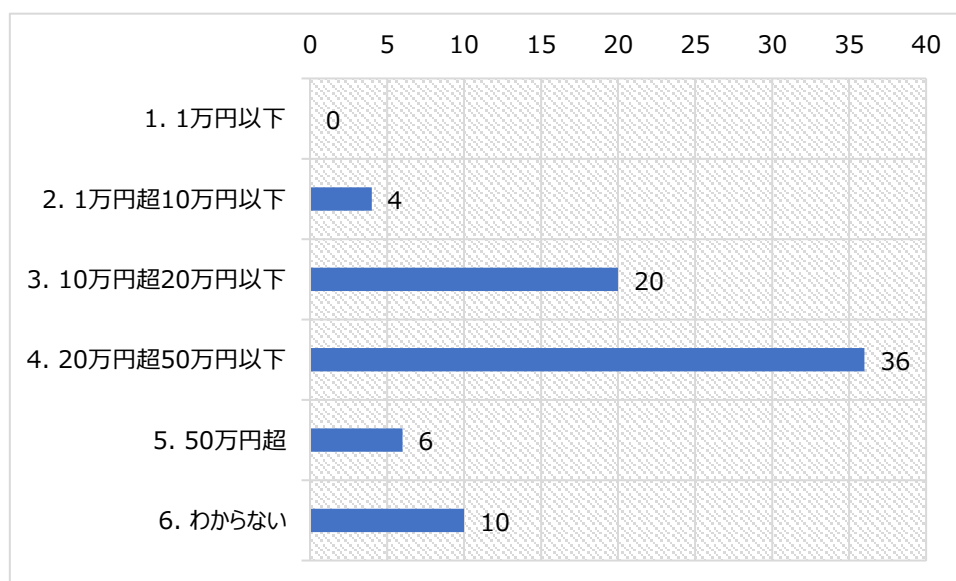
(3-2) 自由回答

C3-2: 前の質問で「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 0）

(4) 翻訳費用の金額

質問 C4 において、回答者に、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用について質問したところ、【図表 1-104】の結果を得た。「20 万円超 50 万円以下」が 36 者と最も多く、「10 万円超 20 万円以下」が 20 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

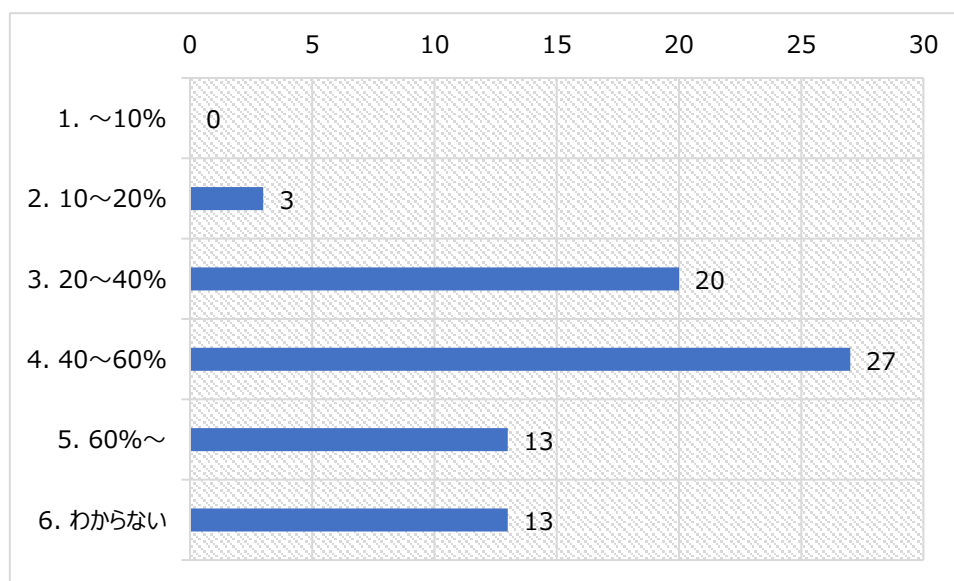
【図表 1-104】 C4: 貴組織では、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用はどの程度でしょうか。(回答者数 76)



(5) 翻訳費用が占める割合

質問 C5 において、回答者に、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用が、1 出願あたりの全費用に占める割合について質問したところ、【図表 1-105】の結果を得た。「40～60%」が 27 者と最も多く、「20～40%」が 20 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

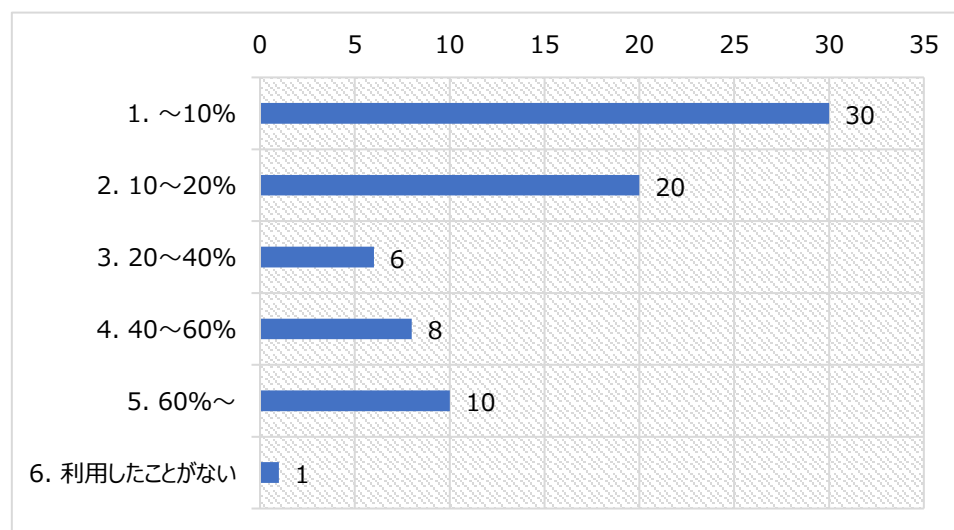
【図表 1-105】 C5: 元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用が、1 出願あたりの全費用に占める割合はどの程度でしょうか。(回答者数 76)



(6) 外国語書面出願の割合

質問 C6 において、回答者に、日本への特許出願における外国語書面出願の割合について質問したところ、【図表 1-106】の結果を得た。「~10%」が 30 者と最も多く、「10%~20%」が 20 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

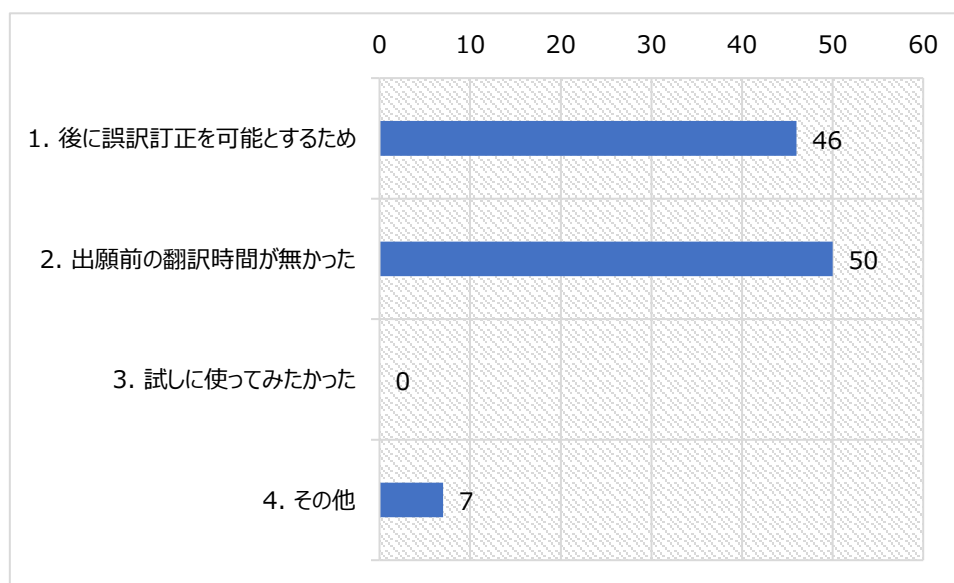
【図表 1-106】 C6: 日本への特許出願のうち、外国語書面出願はどの程度の割合で利用していますでしょうか。(回答者数 75)



(7-1) 外国語書面出願を利用した理由

質問 C7-1 において、回答者に、外国語書面出願を利用した理由について質問したところ、【図表 1-107】の結果を得た。「出願前の翻訳時間が無かった」が 50 者と最も多く、「後に誤訳訂正を可能とするため」が 46 者と続き、「その他」が 7 者であった。

【図表 1-107】 C7-1: なぜ外国語書面出願を利用したのでしょうか（複数回答可）。（回答者数 74）



(7-2) 自由回答

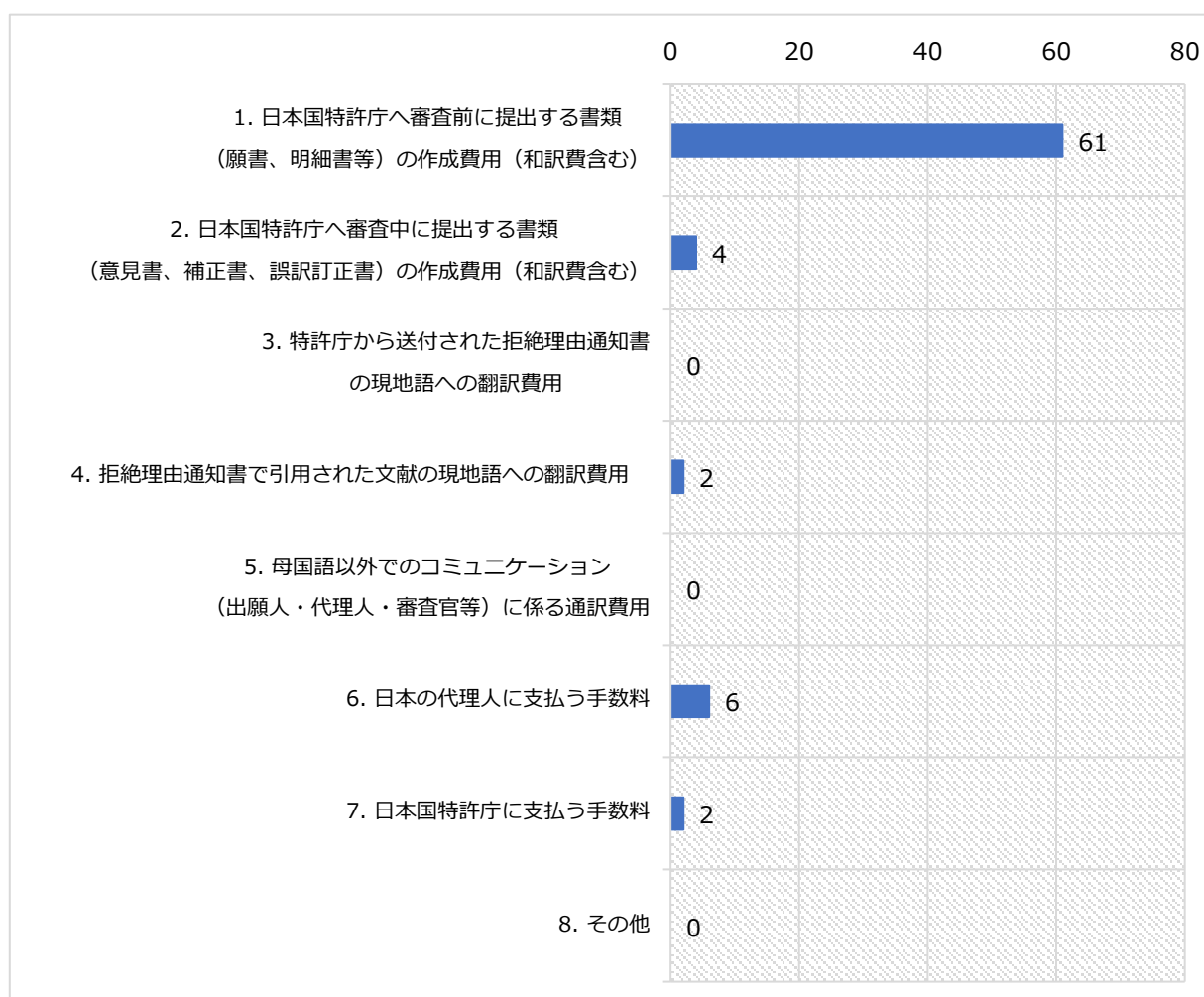
C7-2: 前の質問で「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 7）

- ・ クライアントの希望
- ・ 依頼人からの要求
- ・ 我々は代理人なので、クライアントが外国語書面を選択した理由までは把握していません
- ・ 出願人からの指示
- ・ 誤訳した場合でも訂正できる
- ・ PCT ルートが多い
- ・ 出願国が少ないこと

(8-1) 外国語特許出願の日本出願における主な費用負担

質問 C8-1 において、回答者に、元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いものについて質問したところ、【図表 1-108】の結果を得た。「日本国特許庁へ審査前に提出する書類」が 61 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-108】 C8-1: 元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いものを選択してください。(回答者数 75)



(8-2) 自由回答

C8-2: 前の質問で「8. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 0)

(9) 外国語特許出願の日本出願における最大の負担要因

C9: 元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、何が最も負担となっているでしょうか（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 14）

(翻訳)

- ・ 翻訳費
- ・ 外国語から日本語への翻訳と、その翻訳の正確性の確認
- ・ 日本語への翻訳
- ・ 外国出願人から翻訳文が提供されない場合、明細書翻訳文作成
- ・ 翻訳の質と時間
- ・ 翻訳がネックであることは間違いない。日本語翻訳文を作成しても日本にしか出願できないので、外国人にとっては旨味がないのだと思われる
- ・ 明細書翻訳費用、拒絶理由の回数の多さ、拒絶理由の文章量の多さ（翻訳費用の増大につながる）

(費用（翻訳以外）)

- ・ 審査請求費用
- ・ クレームが多くなった場合の出願審査請求料
- ・ 外国からの出願の場合、外国代理人の費用。日本の代理人の費用に比べて非常に高い。特に米国、欧州
- ・ 外国出願人から翻訳文が提供される場合、意見書補正書作成料
- ・ 費用対効果。日本での権利行使のしにくさや損害賠償金額の低さ

(その他)

- ・ 特許技術と英語の両方を熟知している人が少ない
- ・ 中間処理
- ・ 日本及び外国企業の経済状況により、日本への外国からの出願が急減している分野が多数ある。この点が最大の問題

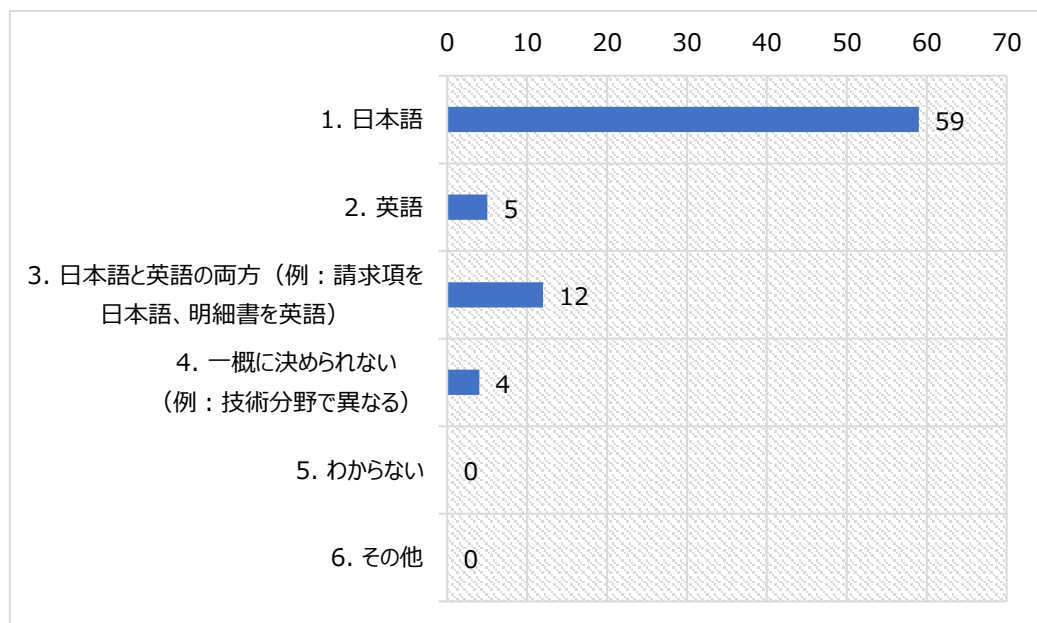
4. 質問項目 D 外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する質問

(1-1) 英語特許出願の審査に用いる明細書等の言語

質問 D1-1 において、回答者に、元が英語の特許出願の審査は、何語の明細書等（特許請

求の範囲、明細書、図面)に基づいて行われるのがよいかについて質問したところ、【図表 1-109】の結果を得た。「日本語」が 59 者と最も多く、「日本語と英語の両方」が 12 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-109】 D1-1: 元が英語の特許出願の審査は、何語の明細書等(特許請求の範囲、明細書、図面)に基づいて行われるのがよいでしょうか。(回答者数 80)



(1-2) 自由回答

D1-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 5)

- 日本語に基づいて行われた場合、費用と誤訳の問題が残る。また、外国出願人はそのまま理解することができない。英語に基づいて行われた場合、審査官と日本の代理人の理解不足・誤解の問題が生じる。また、日本人が行う特許調査の場合の調査負担も飛躍的に増大する。特に、範囲の解釈については重大な問題が生じかねない。内容的には、現行の制度がベストだと思われるが、費用を考慮して変えるのであれば、明細書だけを英語にすることが考えられる。範囲の解釈や調査で問題が起きないように、請求項は日本語とするのがよい
- 日本国内の第三者としては日本語で審査経過が理解できることが最も便利です。とりわけ、意見書の内容は権利範囲に直結します。一方で、英語に基づいて審査を行うことは、不可能ではなく、重大な問題も孕まないと考えます
- 和訳の品質に自信がある場合は日本語でお願いしたいし、自信がないときや不明のとき

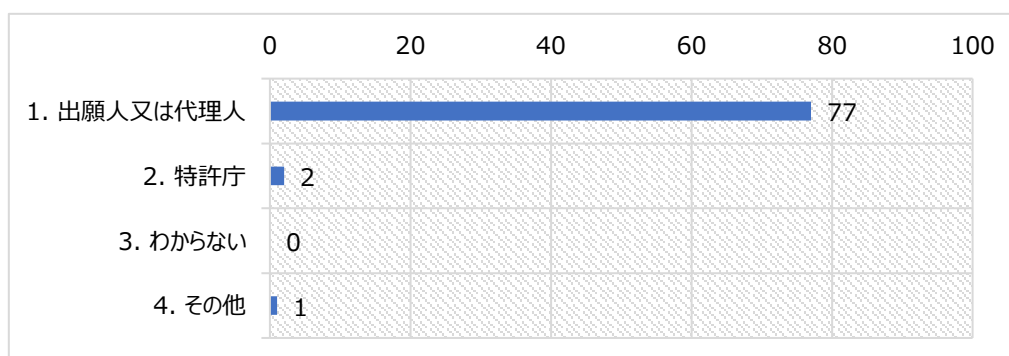
(現地から和訳がおくられてきたとき等)は英語でお願いしたい

- JPO の長年におわたるご尽力の結果、アジアを中心に JPO の審査結果に対する信頼度が非常に高い。そのため、JPO で特許になった場合、許可クレームに合わせる補正をすることで、当該国で直ぐに特許になるという実態がある。しかしながら、日本語以外の言語で JPO が簡便な審査を行うことで、審査の質が低下すれば、これまで築き上げた信頼を損ねることが懸念される
- 明細書は英語のままが良いが、特許請求の範囲は日本語に訳すべき。権利は日本語で解釈されるから

(2-1) 明細書等の翻訳文作成者

質問 D2-1 において、回答者に、元が英語の特許出願の審査の明細書等(特許請求の範囲、明細書、図面中の説明)の日本語への翻訳は誰が作成するとよいかについて質問したところ、【図表 1-110】の結果を得た。「出願人又は代理人」が 77 者と最も多かった。

【図表 1-110】 D2-1: 元が英語の特許出願の審査の明細書等(特許請求の範囲、明細書、図面中の説明)の日本語への翻訳は誰が作成するとよいでしょうか。(回答者数 80)



(2-2) 自由回答

D2-2: 前の質問で「3. わからない」、「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 4)

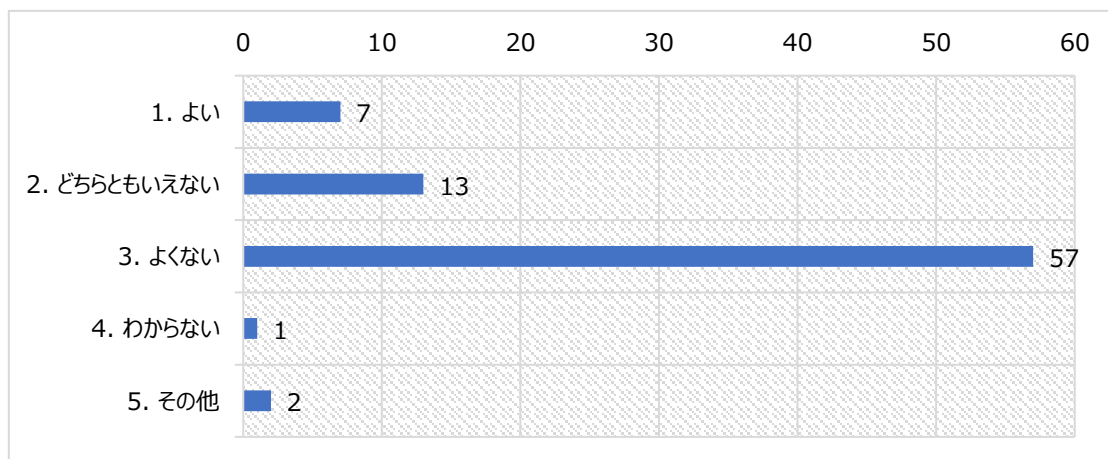
- 日本語で PCT 出願すると WIPO が要約書の英訳を作成するが、出願人の意図と異なる内容になることが多いと感じている。和訳でもおそらく同じことになると思う。明細書等の翻訳は技術を理解した出願人又は代理人でなければ正しく翻訳できない。2025 年時点の機械翻訳の品質ではそう思う

- ・ 本体を英語とするならば（つまり、和訳はただの参考文）、特許庁が作成してもよい。しかし、本体を翻訳文とする現行の制度のままとするならば、特許庁が翻訳を作成してしまうと、特許庁の翻訳能力如何によって、特許発明の範囲や特許性が定められることになり、極めて不当と言える
- ・ 日本語の翻訳文に基づいて審査されるため、出願人か代理人が責任を持って翻訳する必要がある
- ・ 日本代理人または出願人 理由：翻訳の内容を精査する能力があり、内容に責任を持つ立場にあるため

（3-1）英語特許出願の審査における機械翻訳の可否

質問 D3-1 において、回答者に、元が英語の特許出願の審査の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）の日本語への翻訳は機械翻訳（人手による編集無し）でもよいかについて質問したところ、【図表 1-111】の結果を得た。「よくない」が 57 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-111】 D3-1: 元が英語の特許出願の審査の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）の日本語への翻訳は機械翻訳（人手による編集無し）でもよいでしょうか。（回答者数 80）



(3-2) 自由回答

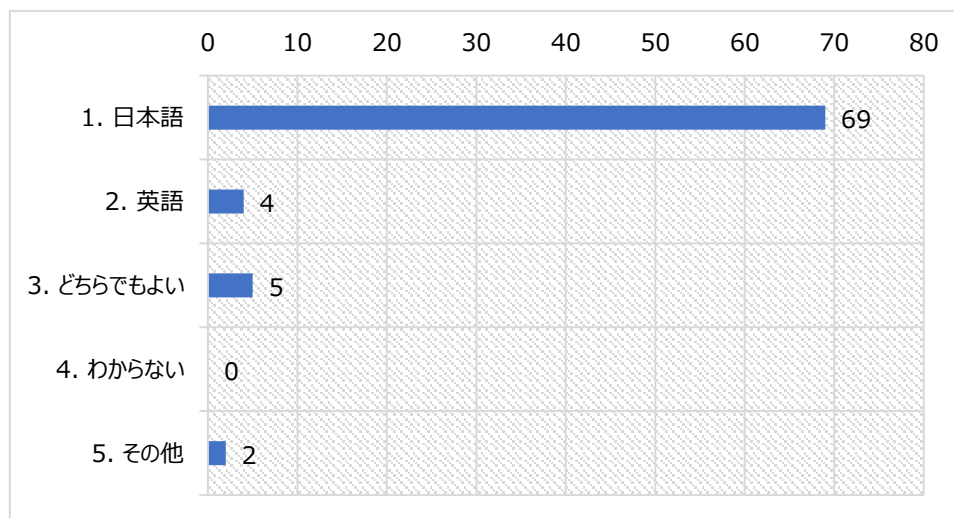
D3-2: 前の質問で「4. わからない」、「5. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 5）

- ・ 質問 44 の回答に準じる。すなわち、参考文献としての扱いならば、機械翻訳でよいが、それが、権利の実体に影響するのであれば、機械翻訳は不適切である
- ・ 機械翻訳では、酷い誤訳が発生することがある。人手は現状では必須に思える
- ・ 現状の機械翻訳の精度では難しいが将来的には可能性あり
- ・ 特許請求の範囲は権利書面そのものであり、機械翻訳に基づいて審査することは妥当ではないと考えます。明細書及び図面に関しては、機械翻訳に基づいて審査することも不可能ではないと考えます
- ・ 日本語の翻訳文に基づいて審査されるため、機械翻訳といった安易な翻訳文を使用すべきではない。また、権利化後は、機械翻訳がそのまま権利書になるのであれば、なおさら翻訳の正確性が担保されるべきである

(4-1) 英語特許出願の審査手続における使用言語の在り方

質問 D4-1 において、回答者に、元が英語の出願の審査に係る手続（意見書、補正書、拒絶理由通知書等の特許庁からの通知、審査官との面接・応対等）は、何語で行われるのがよいかについて質問したところ、【図表 1-112】の結果を得た。「日本語」が 69 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-112】 D4-1: 元が英語の出願の審査に係る手続（意見書、補正書、拒絶理由通知書等の特許庁からの通知、審査官との面接・応対等）は、何語で行われるのがよいでしょうか。（回答者数 80）



（4-2）自由回答

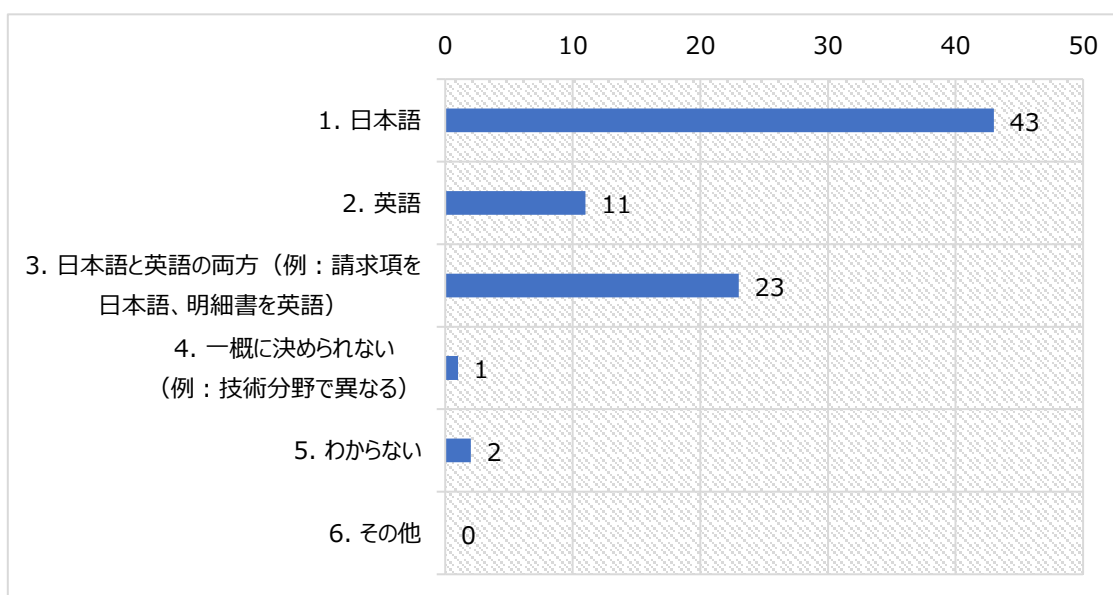
D4-2: 上記の質問で「4. わからない」、「5. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 4）

- ・ 正しく英語で表現することができるのであれば、英語が好ましい。 他方、英語では正しく表現することができないのであれば、日本語で表現し、代理人等がその解釈を説明することが好ましい。また、日本語での拒絶理由との間に不公平が生じないことも担保する必要がある。すなわち、日本語での拒絶理由の方が詳しく解説される、あるいは、文脈や文間のニュアンスも含めて、より情報が多く有用となってしまうとか、あるいは、逆に、日本語での拒絶理由通知の方が、より細かいことが指摘されてしまう、といったような不公平は生じない方がよい（その点で言えば、いっそ、日本人、原語が日本語に対しても全て英語で通知した方が公平とは言える）。これまで通り拒絶理由通知の日本語を本体とし、参考文として英語も併せて特許庁が送付してくれる分には非常に助かる
- ・ 適切な応対が可能であれば何語でも構いませんが、英語で適切な応対が可能かといえは現状では疑問があります
- ・ 英語で行われる場合、日本語と同様の拒絶理由通知や面接がなされるのか、JPO の体制に疑問、不安を感じる
- ・ 日本語及び英語

(5-1) クリアランス調査の際の公開言語

質問 D5-1 において、回答者に、クリアランス調査を行う場合に元が英語の特許出願の公開公報について、何語で公開されるのが最も好ましいかについて質問したところ、【図表 1-113】の結果を得た。「日本語」が 43 者と最も多く、「日本語と英語の両方」が 23 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-113】 D5-1: 貴組織でクリアランス調査を行う場合を念頭に御回答下さい。元が英語の特許出願の公開公報について、何語で公開されるのが最も好ましいでしょうか。(回答者数 80)



(5-2) 自由回答

前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください (自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 2)

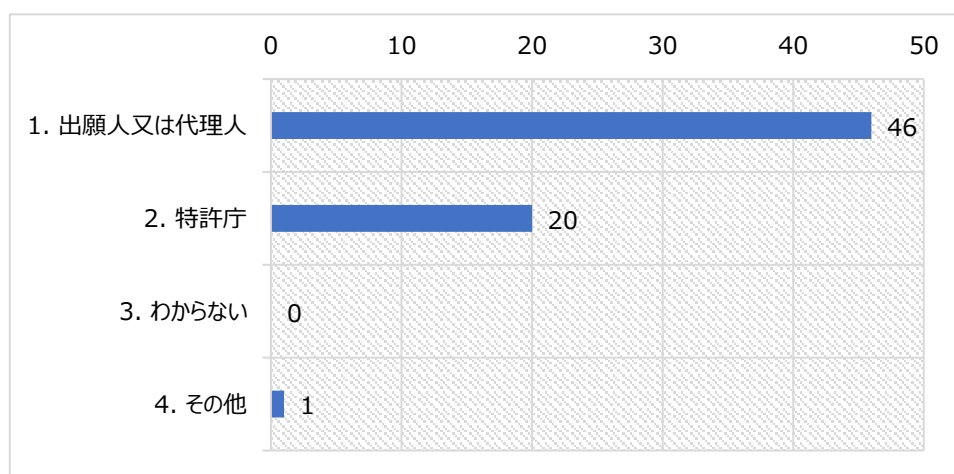
- ・ 「元が英語の特許出願」が日本国特許庁への外国語書面出願である前提で回答しています
- ・ 技術分野によっては、適切な日本語技術用語の選択に迷う場合があると感じております。原語である英語明細書を公開する意義はあると思います

(5-3) 英語特許出願に係る公開公報の日本語翻訳の作成主体

質問 D5-3 において、回答者に、元が英語の出願について、公開公報の日本語への翻訳は誰が作成するのが最も好ましいかについて質問したところ、【図表 1-114】の結果を得た。

「出願人又は代理人」が 46 者と最も多く、「特許庁」が 20 者、「その他」が 1 者と続いた。

【図表 1-114】 D5-3: 質問 D5-1 で、元が英語の特許出願の公開公報について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。元が英語の出願について、公開公報の日本語への翻訳は誰が作成するのが最も好ましいでしょうか。(回答者数 67)



(5-4) 自由回答

D5-4: 前の質問で「3. わからない」、「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 2)

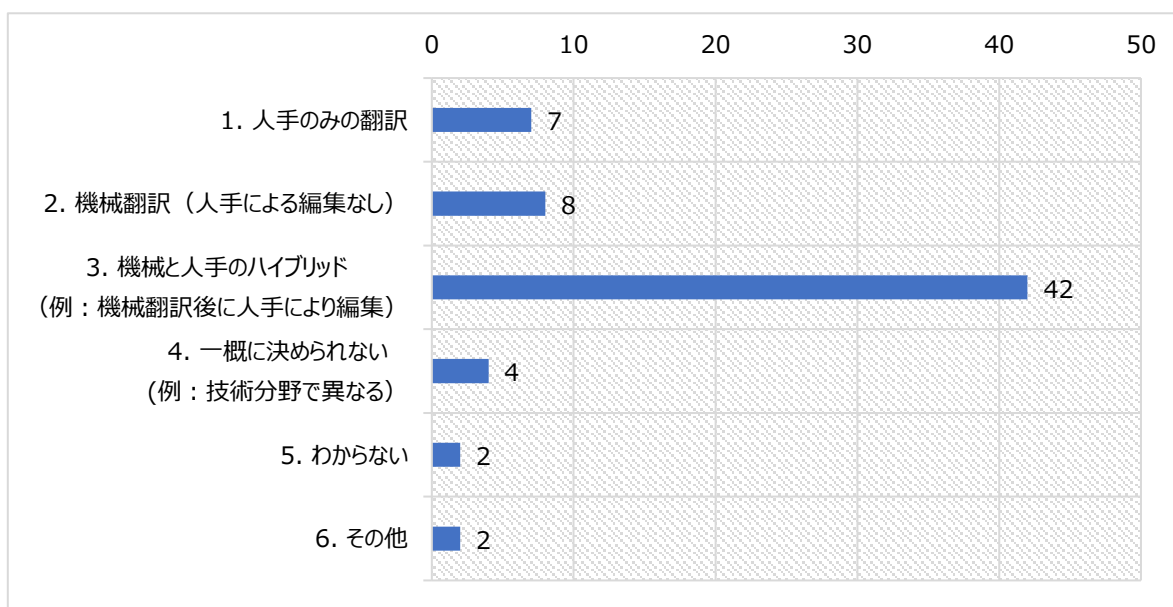
- ・ これまでと同様に、本体として翻訳文であるのか、参考文献としての翻訳文であるのかによって、作成すべき者は異なる
- ・ 日本語の翻訳文に基づいて審査されるため、機械翻訳といった安易な翻訳文を使用すべきではない。また、権利化後は、機械翻訳がそのまま権利書になるのであれば、なおさら翻訳の正確性が担保されるべきである

(5-5) 翻訳文の作成手段

質問 D5-5 において、質問 D5-1 で、元が英語の特許出願の公開公報について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した回答者に、当該翻

訳文はどのように作成するのが最も好ましいかについて質問したところ、【図表 1-115】の結果を得た。「機械と人手のハイブリッド」が42者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-115】D5-5: 質問 D5-1 で、元が英語の特許出願の公開公報について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。その日本語への翻訳はどのように作成するのが最も好ましいでしょうか。(回答者数65)



(5-6) 自由回答

D5-6: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください (自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数8)

(一概に決められない)

- これまでと同様に、本体として翻訳文であるのか、参考文献としての翻訳文であるのかによって、作成すべき方法は異なる (本体としてであるならば、人手又は人手と機械翻訳にせざるを得ない)
- 公開公報の翻訳は一定の質が求められるものである。それはいずれの手法を用いるかではなく、結果として十分な質を提供できるかであり、作成手法を一概に決めることができるものではない
- 分野による
- 機械翻訳の質が随分と良くなってきているが、まだ完全な翻訳になっていないことがある。費用対効果について分からないので、一概にどれが良いとは言えない

- 品質次第ではあるが、クリアランス調査であれば、英語を参照できるので、一概に決める必要がない

(出願人の責任・判断に委ねる)

- 出願人が決めるべき事項
- 機械翻訳でも構いませんが、いずれにせよ出願人の責任で作成されるべきものと考えます

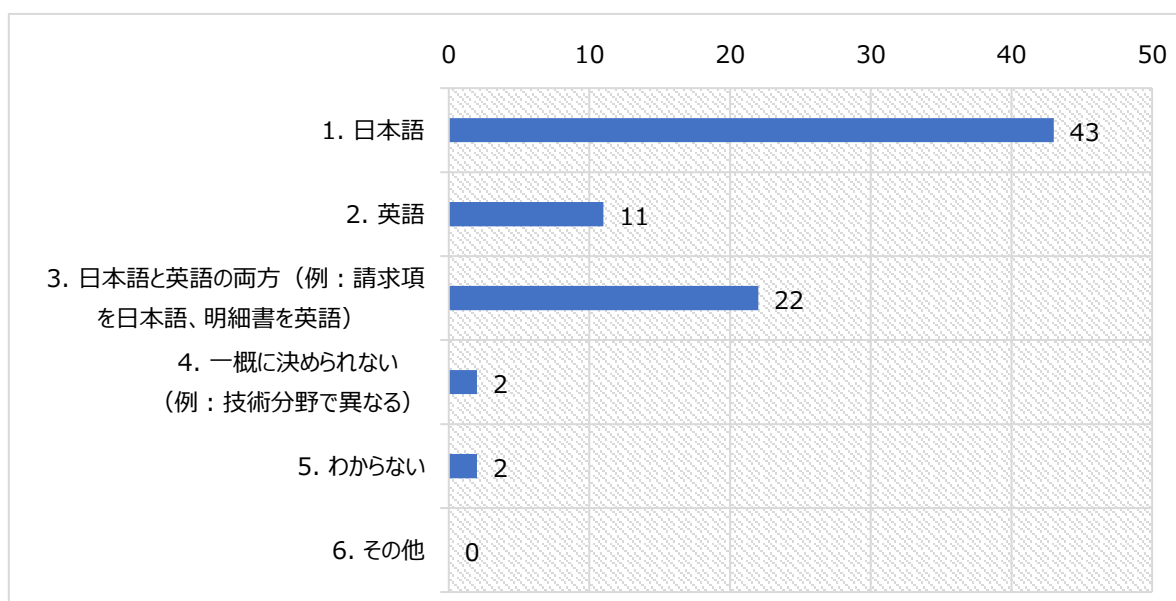
(機械翻訳の利用を否定)

- 日本語の翻訳文に基づいて審査されるため、機械翻訳といった安易な翻訳文を使用すべきではない。また、権利化後は、機械翻訳がそのまま権利書になるのであれば、なおさら翻訳の正確性が担保されるべきである

(6-1) 英語出願に基づく特許公報（権利公報）の公開言語

質問 D6-1 において、回答者に、クリアランス調査の際、元が英語の出願の特許公報（権利公報）について、何語で公開されるのが最も好ましいかについて質問したところ、【図表 1-116】の結果を得た。「日本語」が 43 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-116】 D6-1: 貴組織でクリアランス調査を行う場合を念頭に御回答ください。元が英語の出願の特許公報（権利公報）について、何語で公開されるのが最も好ましいでしょうか。（回答者数 80）



(6-2) 自由回答

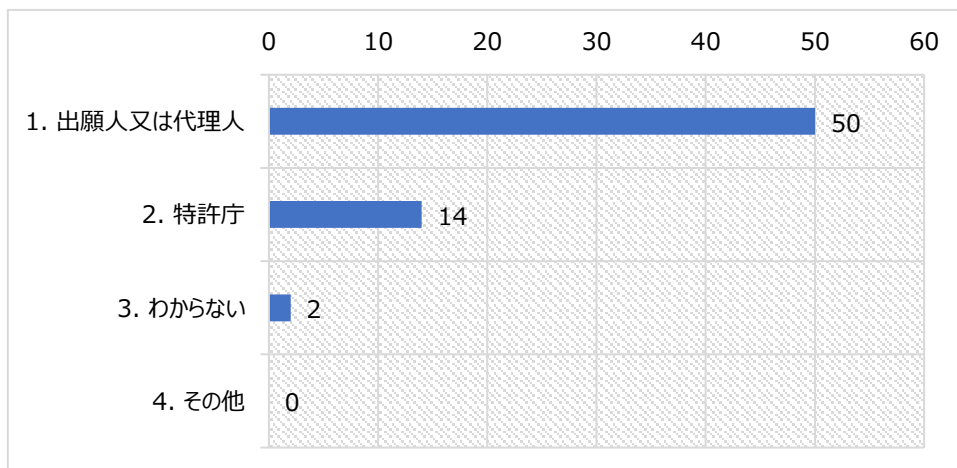
D6-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 3）

- 権利公報であるため、英語を原本とするというような規定とし、単なる参考として日本語を付加する
- 日本で権利が認められたものを公開する特許公報であるのだから、日本の権利書として第1言語である日本語で記載されるべきである
- D5-2 と同じ

(6-3) 特許公報（権利公報）の作成主体

質問 D6-1 において、元が英語の出願の特許公報（権利公報）について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した回答者に、当該日本語への翻訳は誰が作成するのが最も好ましいかについて質問したところ、【図表 1-117】の結果を得た。「出願人又は代理人」が 50 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-117】 D6-3: 質問 D6-1 で、元が英語の出願の特許公報（権利公報）について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。その日本語への翻訳は誰が作成するのが最も好ましいでしょうか。（回答者数 66）



(6-4) 自由回答

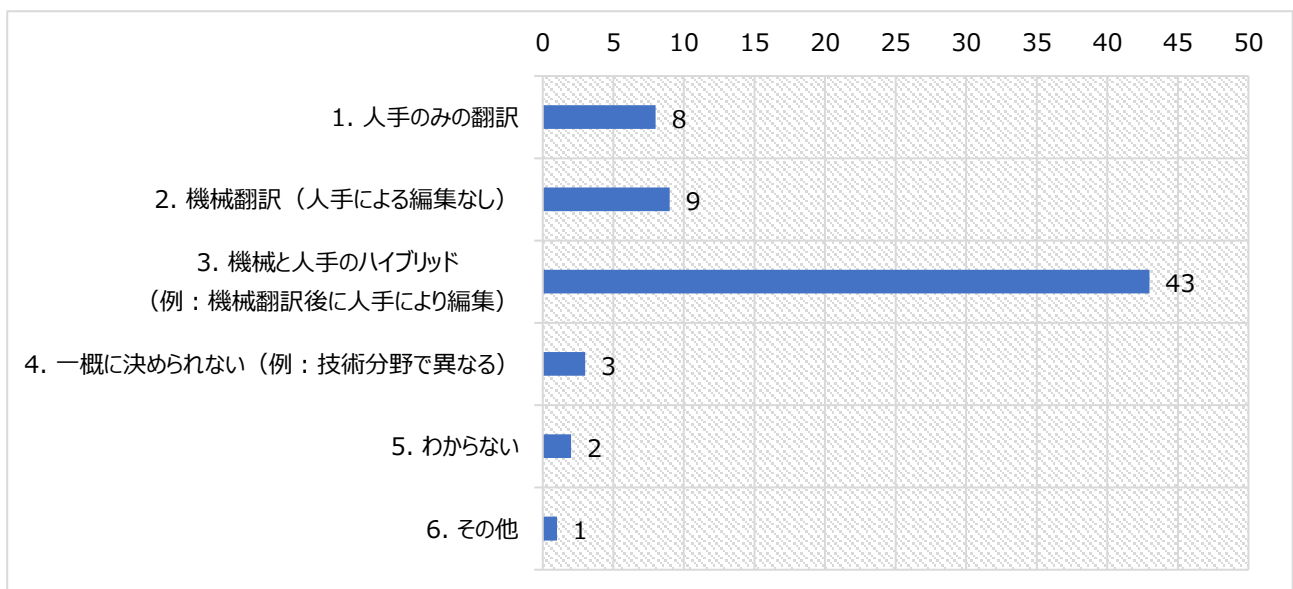
D6-4: 前の質問で「3. わからない」、「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 1）

- ・ 権利化後は、一義的には日本語で権利範囲が確定するため翻訳の正確性が担保されるべきである

(6-5) 特許公報（権利公報）の翻訳文の作成手段

質問 D6-5 において、質問 D6-1 で元が英語の出願の特許公報（権利公報）について「1. 日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した回答者に、その日本語への翻訳はどのように作成するのが最も好ましいかについて質問したところ、【図表 1-118】の結果を得た。「機械と人手のハイブリッド」が 43 者と最も多いほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-118】 D6-5: 質問 D6-1 で、元が英語の出願の特許公報（権利公報）について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。その日本語への翻訳はどのように作成するのが最も好ましいでしょうか。（回答者数 66）



(6-6) 自由回答

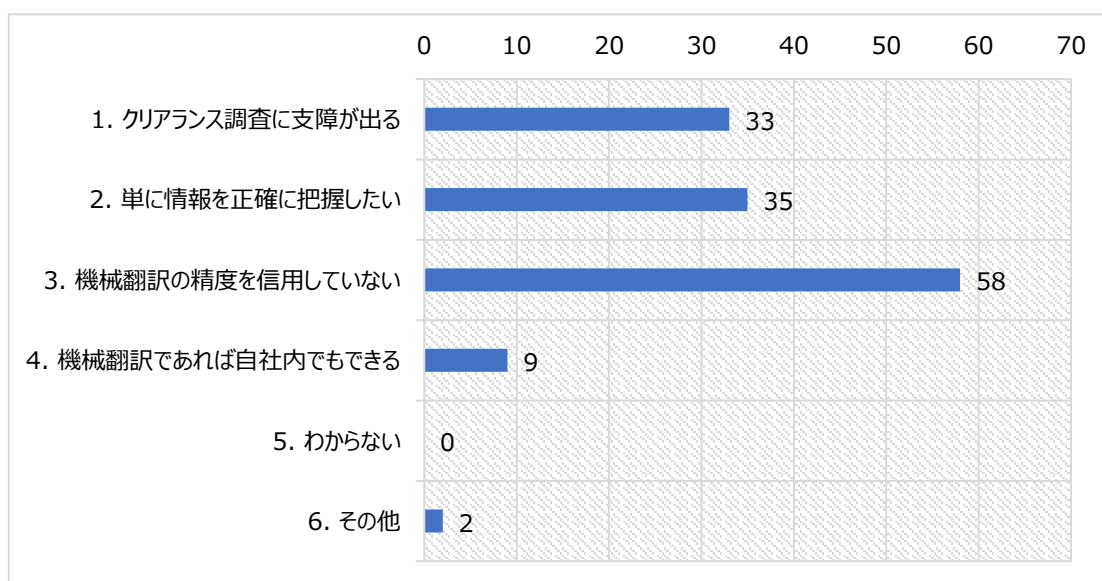
D6-6: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 3）

- ・ 機械翻訳でも構いませんが、いずれにせよ出願人の責任で作成されるべきものと考えます
- ・ 翻訳の質次第であるゆえ
- ・ D5-6 と同じ

(7-1) 機械翻訳のみで支障が出る理由

質問 D7-1 において、回答者に、元が英語の出願の特許公報（権利公報）の日本語への翻訳が機械翻訳（人手による編集無し）だけになると困る場合、その理由が何だと考えるかについて質問したところ、【図表 1-119】の結果を得た。「機械翻訳の精度を信用していない」が 58 者と最も多く、「単に情報を正確に把握したい」が 35 者、「クリアランス調査に支障が出る」が 33 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-119】 D7-1: 元が英語の出願の特許公報（権利公報）の日本語への翻訳が機械翻訳（人手による編集無し）だけにすると困る場合があったとします。その理由は何だと考えますか（複数回答可）。（回答者数 78）



(7-2) 自由回答

D7-2: 前の質問で「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 3）

- ・ 機械翻訳の不備に起因して発生する問題に対して法的にどのように手当ができるのか、極めて疑問である
- ・ 特許公報は、わが国（日本）における特許権（排他権）の範囲を規定する権利文書である。したがって、このような質問は特許制度の本質を看過するものである！
- ・ 特許権が対世的効力を有することから、日本国民が理解できる正確な日本語で権利公報が出されるべきである

(8) 翻訳文提出の必要性と機械翻訳活用に関するニーズ・課題

D8: 翻訳文の提出の必要性、外国語書面に基づく審査や公開、特許実務における機械翻訳の積極的な活用に係るニーズや課題に関して、特に考えていることはありますか（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 12）

(機械翻訳の精度・信頼性に懸念)

- ・ 機械翻訳ソフトは進歩しているが、いまだに完全とは言い難い。権利行使の基礎とするには信頼性に欠けるのではないかと思う
- ・ 少なくとも現時点における機械翻訳の精度では、機械翻訳のみに基づくクレーム解釈は判断を誤るリスクが高いと考えています
- ・ 日本語のやり取りでさえ齟齬の生じる審査状況では、外国語書面にに基づく審査は非常に危ういものと考えられる。また、外国語からの翻訳文において、日本ではその対象とする文言がない場合も少なくなく、機械翻訳による逐語訳では対応できないことも多い
- ・ 機械翻訳は精度が低いので採用しがたい。不正確なものに基づいて判断するのは避けたい。
- ・ AI 翻訳はずいぶん進んできました。しかし、まだまだ誤訳や訳抜けはあるので、人手チェックは欠かせないレベルと感じます
- ・ 機械訳はあくまで参考情報として利用されるべきものであり、日本語の特許文書に代置されるものではない。

(その他)

- ・ 翻訳文がなくては外国語を読んで認識した内容が人によって異なる可能性が大であり、

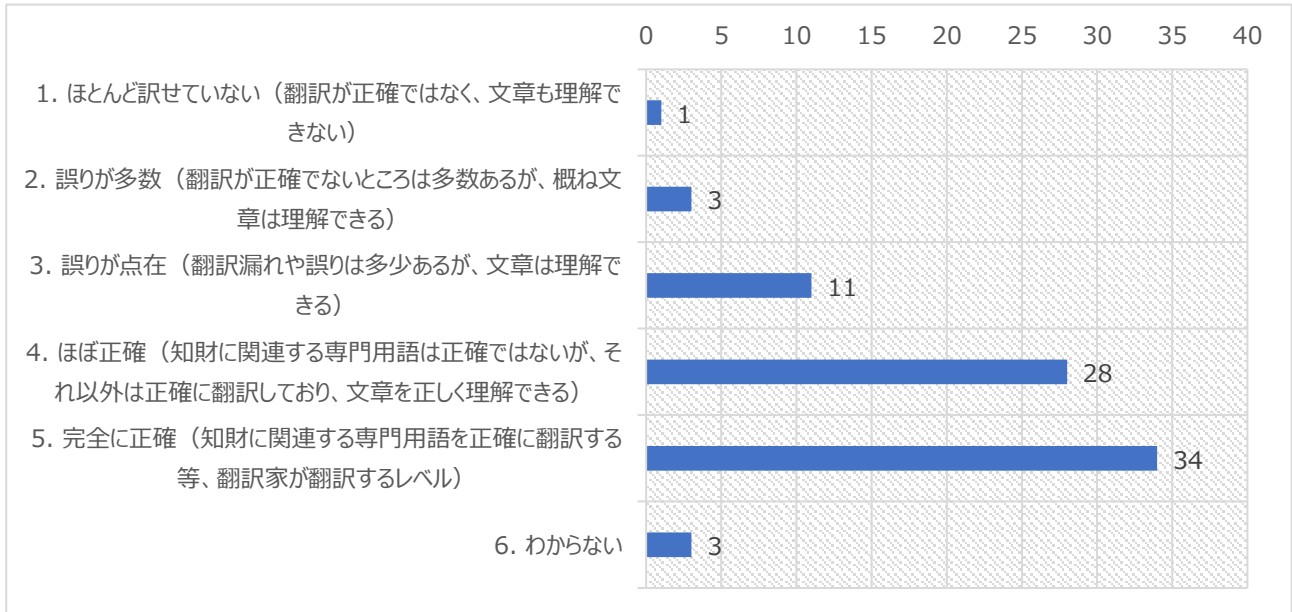
誰が訳しても同じ翻訳になるとは限らないので、日本語に翻訳しないと共通の認識が持てないから、翻訳文の提出の必要性大であると思う

- ・ 機械翻訳の精度を上げるには、生成 AI が不可欠だと思う。精度が上がった同じ AI を使用（たとえば JPO が標準翻訳 AI エンジンを開示して関係者が全員同じ自動翻訳をすれば、認定誤りは、減る。又は、不公平なく全員誤る。）するならば、それなりに安定性、予見性の備わった環境になると思う
- ・ 機械翻訳も最近の AI の活用などから飛躍的に進歩しており、最新の技術に関する情報を提供して頂けるとよいと思う
- ・ 積極的に活用すべき。誤訳については使用者の自己責任。
- ・ 機械翻訳に基づく審査は可能であると考えますが、誤訳に基づく不利益は全て出願人が負うように設計されるべきと考えます
- ・ 日本語への翻訳の精度、品質の確保、訴訟（争訟）時における基準とすべき文書の言語と権利を制定（正定）する請求の範囲の言語（日本語）とに相違点があった場合の対応及び判断

（9-1）公開公報の翻訳精度

質問 D9-1 において、回答者に、元が外国語の出願について、日本語の出願公開公報を公開するにあたり、日本語への翻訳精度はどの程度まで許容できるかについて質問したところ、【図表 1-120】の結果を得た。「完全に正確」が 34 者と最も多く、「ほぼ正確」が 28 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

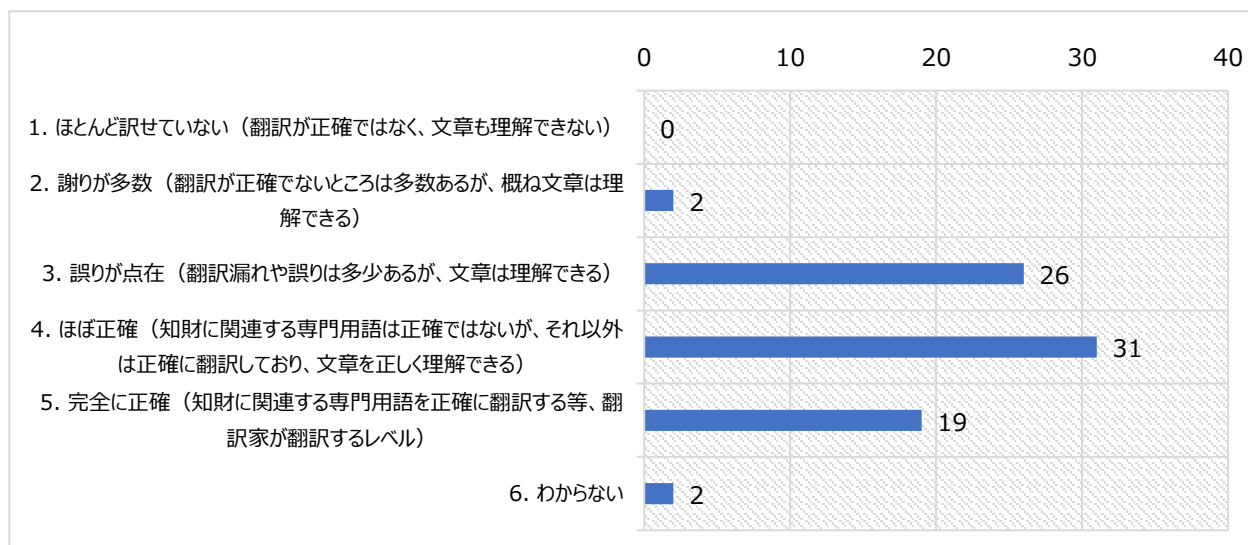
【図表 1-120】 D9-1: 元が外国語の出願について、日本語の出願公開公報を公開するにあたり、日本語への翻訳精度はどの程度まで許容できますでしょうか（元の外国語の明細書等は J-PlatPat 等で公開されない（特許庁内でないと閲覧できない）という前提で御回答ください）。（回答者数 80）



（9-2） J-PlatPat 等の翻訳精度

質問 D9-2 において、回答者に、元が外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合、翻訳の精度はどの程度まで許容できるかについて質問したところ、【図表 1-121】の結果を得た。「ほぼ正確」が 31 者と最も多く、「誤りが点在」が 26 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

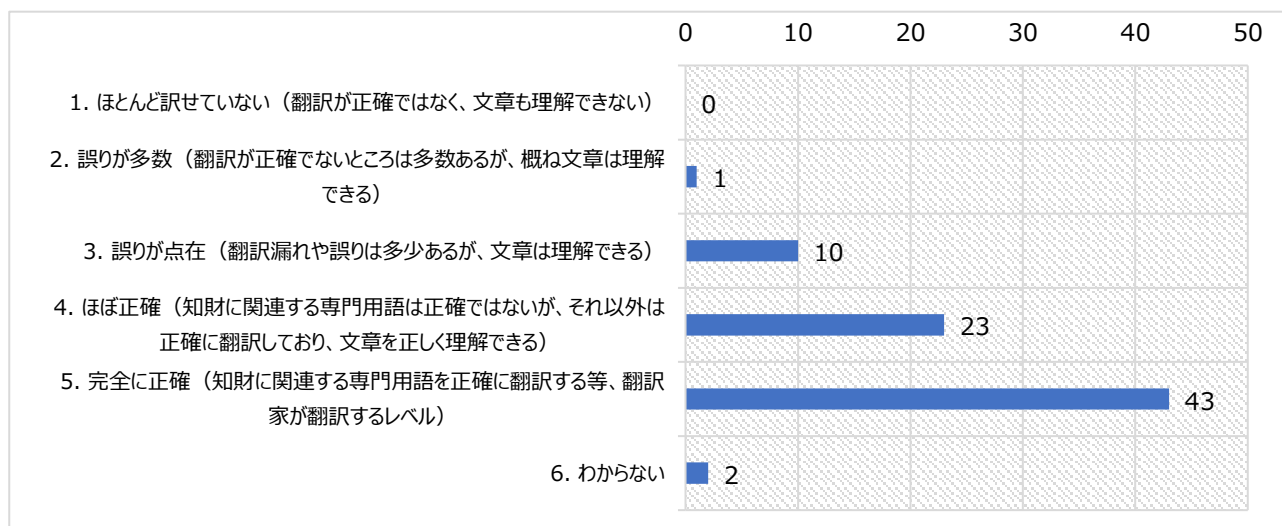
【図表 1-121】 D9-2: 前の質問に関連して、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合、翻訳の精度はどの程度まで許容できますでしょうか。(回答者数 80)



(10-1) 特許公報 (権利公報) の翻訳精度

質問 D10-1 において、回答者に、元が英語の出願について、日本語の特許公報 (権利公報) を公開するにあたり、日本語への翻訳精度はどの程度まで許容できるかについて質問したところ、【図表 1-122】の結果を得た。「完全に正確」が 43 者と最も多く、「ほぼ正確」が 23 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

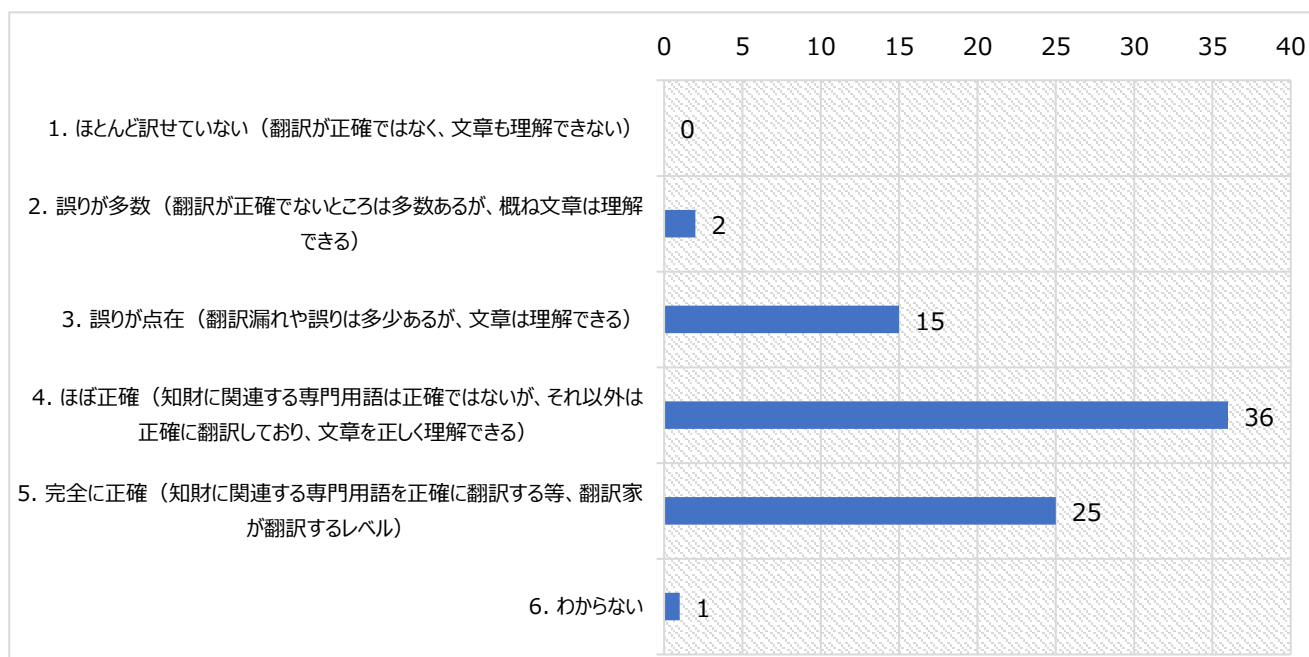
【図表 1-122】 D10-1: 元が英語の出願について、日本語の特許公報 (権利公報) を公開するにあたり、日本語への翻訳精度はどの程度まで許容できますでしょうか (元の外国語の明細書等は J-PlatPat 等で公開されない (特許庁内でないと閲覧できない) という前提でご回答ください)。(回答者数 79)



(10-2) J-PlatPat 等の翻訳精度

質問 D10-2 において、回答者に、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合、翻訳の精度はどの程度まで許容できるかについて質問したところ、【図表 1-123】の結果を得た。「ほぼ正確」が 36 者と最も多く、「完全に正確」が 25 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

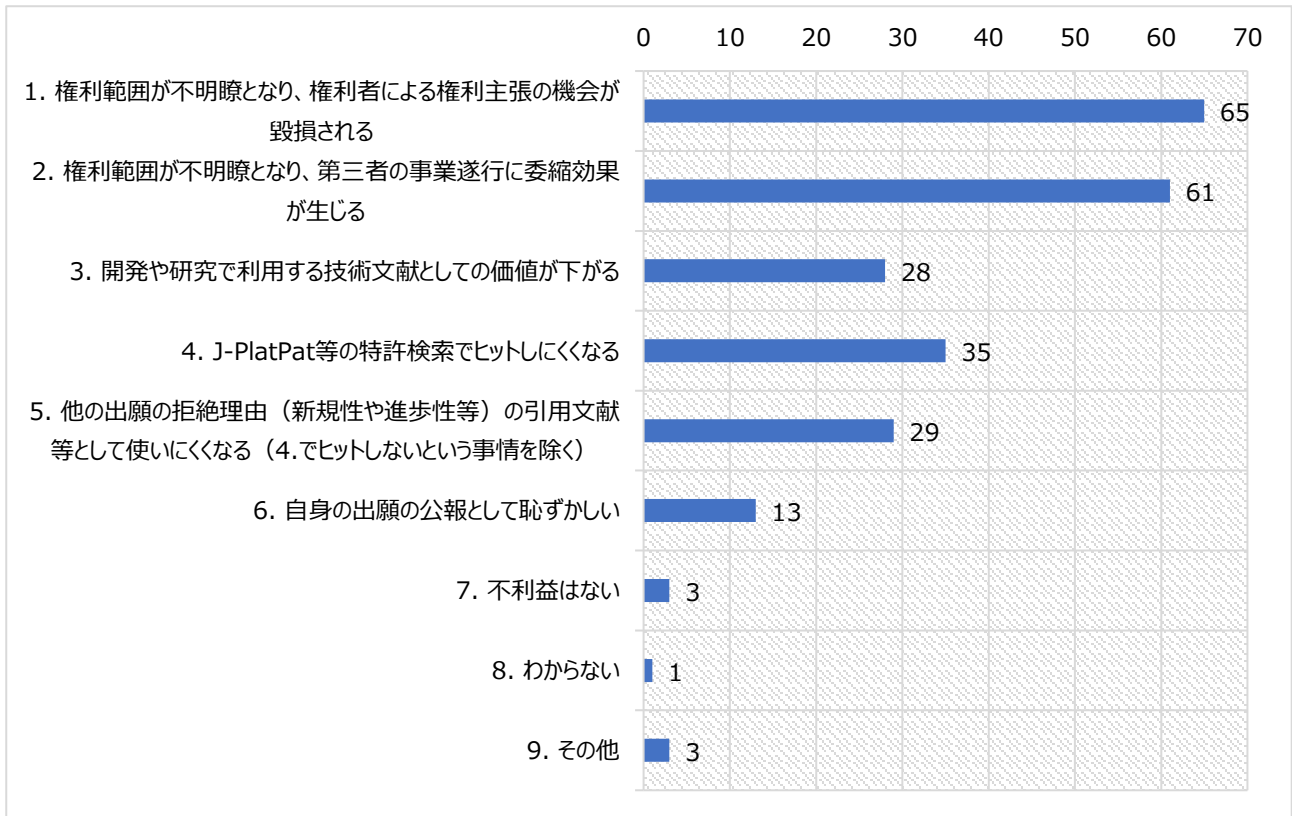
【図表 1-123】 D10-2: 前の質問に関連して、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合、翻訳の精度はどの程度まで許容できますでしょうか。(回答者数 79)



(11-1) 誤訳が含まれる公開公報に伴う不利益

質問 D11-1 において、回答者に、誤訳が含まれる日本語の特許出願の公開公報や特許公報が公開される場合に生じる不利益として、看過できないものについて質問したところ、【図表 1-124】の結果を得た。「権利範囲が不明瞭となり、権利者による権利主張の機会が毀損される」が 65 者と最も多く、「権利範囲が不明瞭となり、第三者の事業遂行に委縮効果が生じる」が 61 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-124】 D11-1: 誤訳が含まれる日本語の特許出願の公開公報や特許公報が公開される場合に生じる不利益として、看過できないものを選んでください（複数回答可）（元の外国語の明細書等は J-PlatPat 等で公開しない（特許庁内でないと閲覧できない）という前提でご回答ください）。（回答者数 80）



(1 1-2) 自由回答

D11-2: 前の質問で「8. わからない」、「9. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 3）

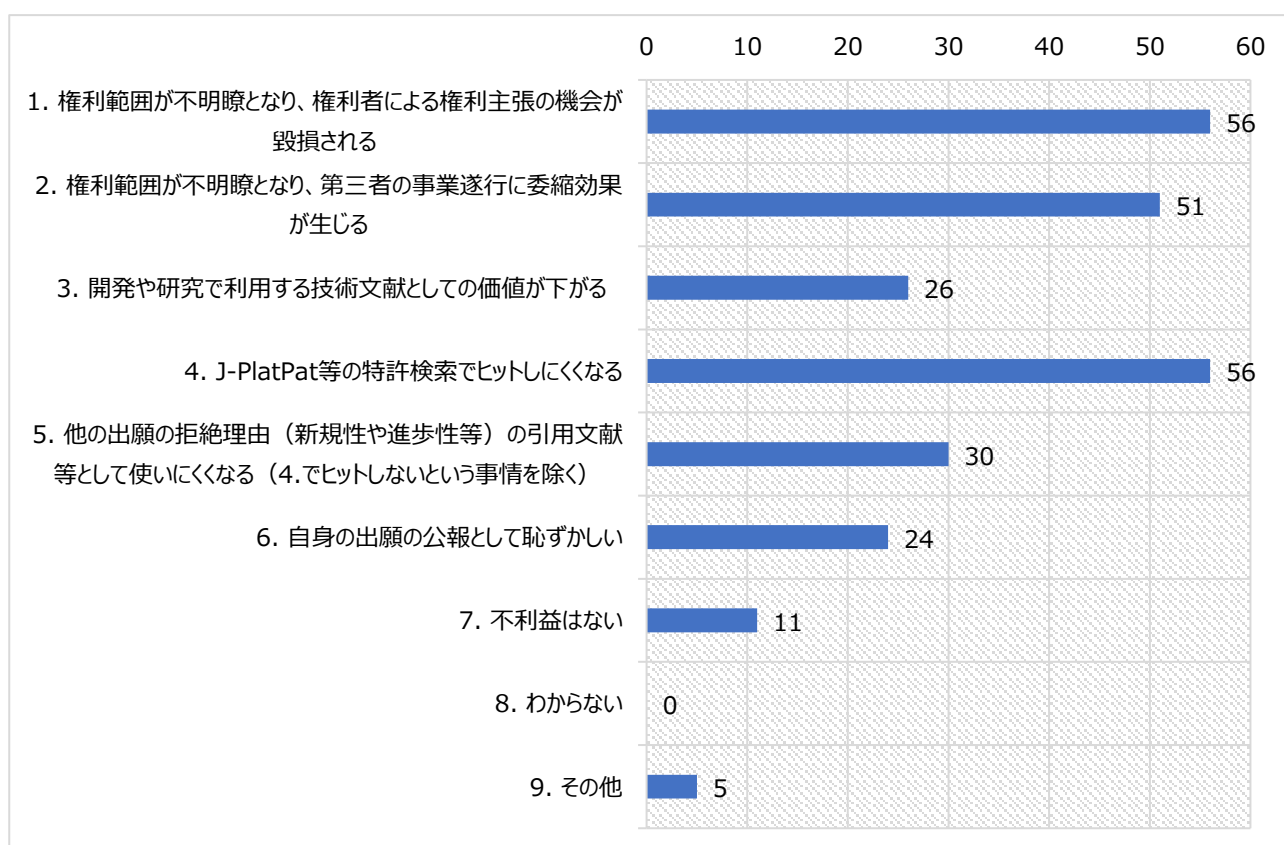
- ほとんど運用されていないとはいえ、特許権侵害は 10 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金またはその両方が科される非親告罪の重罪である。重罪の根拠となる文書に誤訳が含まれていたり公用語でない言語で書かれていたりするのはいかがなものか
- 公告は特許の権利範囲を定める権利書であり、公開公報は補償会議請求権の範囲と共に先願の地位（後願排除力）を定めるものである。ここに誤訳を含む翻訳があれば、出願人にも第三者にも不慮の損害・不利益を与えることになり、特許制度の混乱崩壊になる。したがって、翻訳が含まれる公告・公開は原則としてあってはならない
- 公開された公開公報や特許公報が公開されたという事実があるだけであり、第三者に不

利益はない（誤訳による出願人への不利益はある）

（1 1-3）誤訳が含まれる公開公報に伴う不利益

質問 D11-3 において、回答者に、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合に、誤訳が含まれる日本語の特許出願の公開公報や特許公報が公開される場合に生じる不利益として、看過できないものについて質問したところ、【図表 1-125】の結果を得た。「権利者による権利主張の機会が毀損される」、「J-PlatPat 等の特許検索でヒットしにくくなる」がそれぞれ 56 者と最も多く、「権利範囲が不明瞭となり、第三者の事業遂行に萎縮効果が生じる」が 51 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-125】 D11-3 質問 D11-1 につき、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合はどうでしょうか。この場合に、誤訳が含まれる日本語の特許出願の公開公報や特許公報が公開される場合に生じる不利益として、看過できないものを選んでください（複数回答可）。（回答者数 80）



(1 1-4) 自由回答

D11-4: 前の質問で「8. わからない」、「9. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 6）

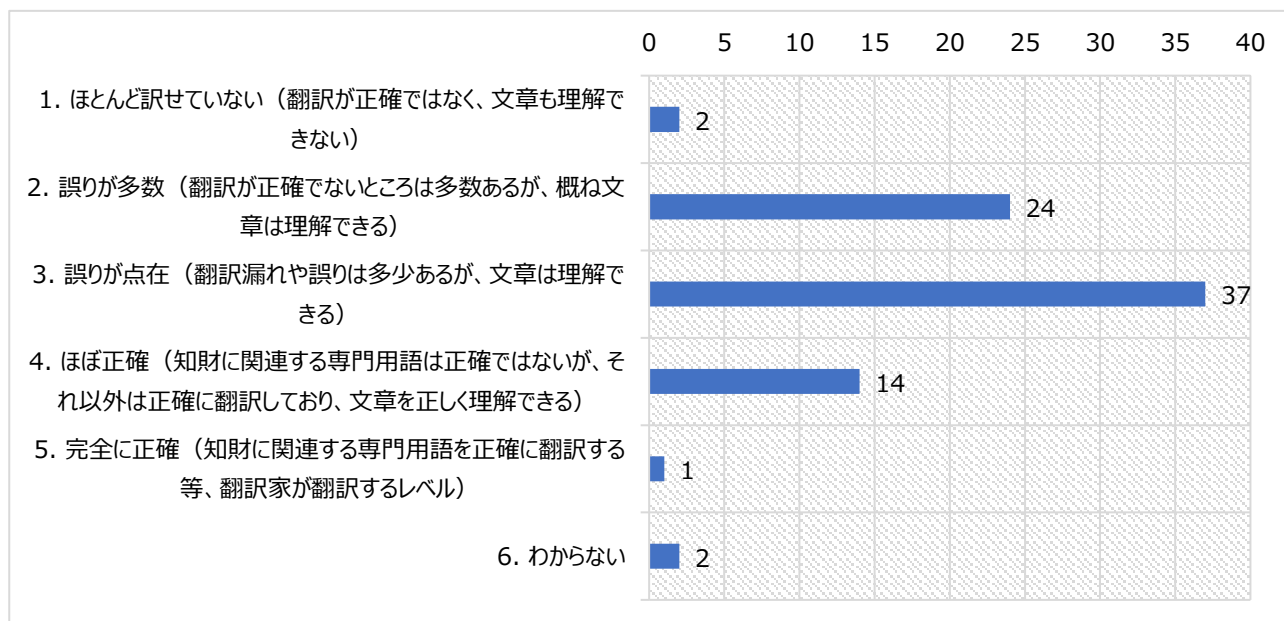
- ・ ほとんど運用されていないとはいえ、特許権侵害は 10 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金またはその両方が科される非親告罪の重罪である。重罪の根拠となる文書に誤訳が含まれていたり公用語でない言語で書かれていたりするのはいかがなものか
- ・ 本来は権利者が完全に正しい日本語翻訳文を提出すべきところ、D11-3 の【1】【2】の不利益を解消するために第三者に正確な翻訳を行う負担を負わせることは衡平の理念に反する。
- ・ 出願元本は「日本語出願書類」であり、誤訳がある場合にいたずらに混乱を招く。
- ・ 原文と照合する手間が増える。
- ・ 日本語明細書に基づくクレーム解釈と外国語明細書に基づくクレーム解釈は必ずしも一致しないことが多いと考えます。一方で、日本語クレームの解釈を外国語明細書に基づいて行うことも、容易ではないように思います

(1 2) 現在の機械翻訳による英文和訳能力に対する感想

質問 D12 において、回答者に、現在の機械翻訳（人手による編集無し）による英文和訳の能力はどの程度だと感じているかについて質問したところ、【図表 1-126】の結果を得た。

「誤りが点在」が 37 者と最も多く、「誤りが多数」が 24 者、「ほぼ正確」が 14 者と続くほか、様々な回答が含まれる。

【図表 1-126】 D12: 現在の機械翻訳（人手による編集無し）による英文和訳の能力はどの程度だと感じていますか。（回答者数 80）



(13) 自由回答

D13: 元が英語の出願を日本に出願するにあたって機械翻訳を利用する場合に、留意している（留意すべき）点があれば御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 20）

(用語・訳語の選択／統一)

- ・ 機械翻訳は訳語が一般的な訳を使うので、専門的な技術用語が正確に訳せていないことがある
- ・ 用語の統一。ニュアンスが分かる日本語にすること
- ・ 複数訳語が可能な単語、技術分野独特の単語、特許文献特有の表現、などに注意すること
- ・ 専門用語、特許用語が正しく使われているか
- ・ 用語の選択、統一、正確性
- ・ 訳抜け、用語の適切性、用語の統一、語順の変更などによる意味の取り違い
- ・ 同じ英単語が様々な日本語の単語に訳されること、すなわち訳揺れが極めて多いです。また、概ね正確に訳されるものの、大規模な訳抜けが存在することがあります
- ・ 同一の用語を同一用語に翻訳すること
- ・ 機械翻訳の揺れ、勘違い、訳抜け

(機械翻訳は下訳・参考)

- ・ 仮翻訳として利用することは可能であるが最終的にはチェックが不可欠となる
- ・ 機械翻訳を利用した場合、一から訳すのと同程度の修正が必要になる
- ・ 機械翻訳の提案する通りに使用することは絶対にしない
- ・ 原語（英語）の文章を理解してから機械翻訳文を参照し、訳文の入力の手間を少なくする
- ・ 機械翻訳はあくまでも下訳であり、そのままは利用しない

（クレーム（請求項）は機械翻訳に不向き）

- ・ 請求の範囲の翻訳は無理な場合が多いので、人間が翻訳している
- ・ クレームは機械翻訳をかけない

（誤訳訂正）

- ・ 誤訳訂正できるタイプの出願であれば、機械翻訳のみで問題ない
- ・ 誤訳の訂正

（その他）

- ・ 翻訳が段落ごと抜ける等の大きな翻訳ミス
- ・ D12 の回答について 正しくは少し複雑な文章が 1、 簡単なものに限り 2

（14）自由回答

D14: 特許請求の範囲、明細書、図面中の説明を、英語から日本語に翻訳する場合の機械翻訳について、思うところがあれば御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）。（回答者数 15）

（正確性不足・誤訳／限界の指摘）

- ・ 機械翻訳について、95%以上の正確訳という翻訳業務の広告があるが、仮に 95%とすると 5%も誤訳が含まれる
- ・ 日本語でも表現が複雑な事項を、英語の意を汲んで訳せているか？を判定すると、未だ道遠い感じ
- ・ 修飾関係を間違っていることがある。一文が長い場合は特にそういった間違いが生じやすい
- ・ 人手による文章は書き手のくせが表われるが、機械翻訳はそれを理解して翻訳しているとは思えない
- ・ 特許文章を機械に翻訳させるとだいたい間違っているのでは信用できない。ただし、和英

翻訳の間違ひは、元の日本語が理由である（主語述語のかかり方がおかしい、主語がない、等日本語に特有の問題が理由である）ことも多いので、自分で日本語を書くときは、英語に翻訳したらどうなるだろうと考えながら書くようにしている。注意して書いた日本語であれば、機械は間違いなく翻訳してくれるという感触を持っている

（権利書としては不十分）

- ・ ざっと内容を把握する程度であれば、機械翻訳で十分な場合があるが、特に権利書としてみる場合は正確性が必要なため機械翻訳では不十分
- ・ いちばん大事な請求項の機械翻訳は未だに困難です。また、明細書の翻訳も権利書として考えたとき人間によるチェックは必須であると考えます
- ・ 明細書はかなりの精度で翻訳できるが、請求項は正しく翻訳できないことがほとんど。図面は画像の場合翻訳してくれない

（人手チェック・修正が必要）

- ・ 上記のように専門的な技術用語の翻訳が出来ていないため、修正が必要
- ・ 機械翻訳後の人手チェックは必須と思われま

（第三者不利益・制度組込みへの懸念）

- ・ 機械翻訳は第三者の不利益が多すぎる
- ・ 機械翻訳の利用は出願人サイドで進めればよいのであって、国が特許制度に積極的に組み込む必要は現状ではないと思います

（その他）

- ・ 本文よりも表、化学式中の文字列や図中の文字列が正確に認識できていないことが気になる
- ・ 特許の代償としての発明公開を果たすように、発明の内容を把握できるようにする目的であれば、現状の機械翻訳は十分な精度を持っていると考えます。一方で、明細書等を日本語訳することについて依頼者が期待する精度（すなわち、訳抜けは全くなく、複数の解釈が可能な場合により適切な訳を選択できる）には、現状の機械翻訳は達していないと考えます
- ・ 機械翻訳では、正確でなかったり誤訳があったりするので、独占権となる特許の範囲が正しくないことがあり得る。これでは政府が与える特許の権利の範囲が不明確になるので、それはあってはならないことである。したがって、そのような瑕疵を正すための異議申立のような手続きをできるようにする必要である

(15) 自由回答

D15: 海外知財庁が行っている、外国からの出願の促進に資する制度・課題として御存知のものがあれば御記入ください(自由記入/回答せずに次の質問に進むことができます)。(回答者数 5)

- ・ 公用語での翻訳文の提出が基本であると理解している。特許制度は国家経済の基本制度を成すものであり、その言語は、正確でなければならない。
- ・ 明細書、図面の説明は、ほぼ問題なく機械翻訳されている。但し、長文になると誤訳の確立が高い。特許請求の範囲の機械訳は、ほとんど使い物にならない。したがって、人の介入が絶対必要
- ・ EPO、アジア圏の文献の翻訳作成など
- ・ 当該国が、外国出願に対して、補助金を出している
- ・ 海外の代理人によると、権利侵害に基づく損害賠償額が日本では低いため、日本への国内移行は後回しとなっているようです

第3章 ヒアリング調査

本章では、国内企業等5者、外資系企業5者、代理人・代理人事務所5者、法学者5者を対象に実施したヒアリング調査の結果を紹介する。ヒアリング先は下表のとおり。

【図表2】 ヒアリング先の業種

種別	対象者 ⁵⁴
国内企業等	A者 株式会社島津製作所
国内企業等	B者 株式会社大林組
国内企業等	C者 製造業（機械）
国内企業等	D者 製造業（機械）
国内企業等	E者 学校・公的研究機関等
外資系企業	F者 情報通信業
外資系企業	G者 製造業（食品・医薬）
外資系企業	H者 製造業（食品・医薬）
外資系企業	I者 製造業（化学（医薬品を除く））
外資系企業	J者 製造業（その他）
代理人・代理人事務所	山本修弁理士、渡邊誠弁理士 （ユアサハラ法律特許事務所）
代理人・代理人事務所	石岡利康弁理士（園田・小林弁理士法人）
代理人・代理人事務所	新居広守弁理士（新居国際特許事務所）
代理人・代理人事務所	轟木哲弁理士（英立特許事務所）
代理人・代理人事務所	蔵田昌俊弁理士、井上正弁理士、飯野茂弁理士 （鈴榮特許事務所）
法学者	小山隆史弁護士・弁理士（大江橋法律事務所）、 大塚康德弁理士（大塚国際特許事務所）
法学者	相良由里子弁護士・弁理士、山本泰史弁理士 （中村合同特許法律事務所）
法学者	佐々木真人弁理士（弁理士法人深見特許事務所）
法学者	前田健教授（東京大学大学院）
法学者	服部誠弁護士・弁理士（阿部・井窪・片山法律事務所）

⁵⁴ 業種は、アンケート調査の回答に基づいて分類した。

ヒアリング調査の質問項目は、特許出願の機械翻訳文に対する品質評価、外国からの特許出願に係る課題（質問 A）、機械翻訳の活用に係る現状及び課題（質問 B）、外国語書面に基づいた手続に対する法制面の課題（質問 C）に関するものから構成され、質問者の種別に応じて選択した。

各ヒアリング先から聴取した結果を、質問内容に沿って整理すると以下のとおり。

なお、以下回答者として記載した「国内企業等 1」等と上記図表におけるヒアリング対象者の順序は対応するものではない。

第 1 節 具体的な出願の英日機械翻訳

外国で出願された英語の公開公報から、特許請求の範囲の記載及び明細書中の発明の特徴部分に係る記載を抽出した上で、当該抽出した箇所を人手及び機械翻訳により翻訳し、英語原文、人手による翻訳文及び機械翻訳文を並べたものを提示し、品質について聴取した。

質問対象者：国内企業等、代理人・代理人事務所

※ 対象者に提示する際に用いた英語の特許公報について、国内企業等及び代理人・代理人事務所に対しては、それぞれの対象者による出願の公報を、法学者に対しては、全対象者に共通した出願の公報を用いた。

※ 機械翻訳としては、一般に広く利用されている「DeepL」及び特許庁と研究の連携を行ってきた自動翻訳エンジンである「みんなの自動翻訳@TexTra[®]」の 2 種類を用い、機械翻訳のユーザー評価は、特許庁が公開している「特許文献機械翻訳の品質評価手順」⁵⁵に沿って行った。

1. 評価結果

(1) DeepL

	内容の伝達レベル (1～5)	流暢さ (1～5)	重要技術用語の翻訳精度 (A～D)
国内企業等 1	3	3	C
国内企業等 2	4	5	B

⁵⁵ 特許庁 特許文献機械翻訳の品質評価手順について https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/kikaihonyaku/tokkyohonyaku_hyouka.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 17 日]

国内企業等 3	4	5	A
国内企業等 4	3	3	B or C
国内企業等 5	4	5	B
代理人・代理人事務所 1	5	4	B
代理人・代理人事務所 2	3	4	C
代理人・代理人事務所 3	4	4	C
代理人・代理人事務所 4	4	4	B
代理人・代理人事務所 5	3 (請求の範囲 2)	4	C
法学者 1	4	4	A
法学者 2	4	5	B
法学者 3	4 or 5	4	B
法学者 4	4	4. 5 ~ 5	B
法学者 5	5	4	B

(2) みんなの自動翻訳@TexTra®

	内容の伝達レベル (1 ~ 5)	流暢さ (1 ~ 5)	重要技術用語の翻 訳精度 (A ~ D)
国内企業等 1	2	2	C
国内企業等 2	4	4	B
国内企業等 3	概要 3 : 請求項 5	4	概要 D : 請求項 A
国内企業等 4	1 or 2	2	C or D
国内企業等 5	3	5	B
代理人・代理人事務所 1	5	4	B or C
代理人・代理人事務所 2	3	3	B or C
代理人・代理人事務所 3	5	5	B
代理人・代理人事務所 4	4	5	B
代理人・代理人事務所 5	4	4	C
法学者 1	4	4	A
法学者 2	3	4	B
法学者 3	3	4 or 5	B
法学者 4	4	4. 5 ~ 5	B
法学者 5	5	4	B

2. 具体的な意見等

共通

- ・ 翻訳が自然でないところが点在しているものの、全体的に意味は通じていると思う。
- ・ 同じ単語を違う意味で訳しており、翻訳の訳揺れが気になるところではある。
- ・ 請求項の翻訳について、不自然なところは散見されたものの、権利範囲が変わる・権利範囲に影響を及ぼすほどの内容ではなく、特段の問題はないと感じた。
- ・ DeepL とみんなの自動翻訳@TexTra[®]に対して、翻訳した箇所によって異なる評価となった。
- ・ 業界特有の技術用語を理解せずに、翻訳していると感じた箇所があった。
- ・ 誤訳により別の意味になっている箇所があった。
- ・ 概ね意味が通じ、翻訳自体は流暢であるものの、時折り致命的なミスをする印象を持った。
- ・ いずれもよく翻訳できており、内容の伝達という点については、特に問題ないと思った。
- ・ とともに、用語が不統一なところが散見される。1つの単語に対して、同一の日本語で翻訳されていない箇所がある点について課題を感じる。特に、特許の場合は、同じ単語を同じ用語で表記しないと、それだけで拒絶理由が通知されることがあるし、また、そのまま特許査定となった場合であっても、権利解釈において影響が生じる可能性がある。
- ・ 不要な句点が入っているところが気になった。
- ・ とともに文章の意味は通じている。ただし、内容をスムーズに理解できるわけではないので、審査官がこれらを活用する場合は苦勞するだろう。また、which を使った入れ子構造や、複文構造等、複雑な文章だと機械翻訳は難しいという印象である。
- ・ 特許出願書類を翻訳する際には、正しい訳語を選択するために技術的背景や文脈の理解が必要となる場合がある。そのため、背景事情を知らない第三者が明細書を客観的に読んだだけでは、どの訳語が正解か判別できないこともある。
- ・ 内容の概略を把握する目的であれば大きな支障はない。しかし、翻訳結果を権利解釈に用いる場合には、表現が曖昧な部分が多く、正確性に課題があると感じた。
- ・ みんなの自動翻訳@TexTra[®]と DeepL を比較した結果、翻訳品質については両者の間に大きな差はないとの印象を得た。いずれのサービスも内容の伝達レベルは高く、重要な情報の大部分を正確に翻訳できていると評価できる。また、翻訳文の流暢さについても水準は高く、実務上、概ね問題のないレベルに達している。さらに、重要な技術用語の翻訳精度についても、概ね問題はないと考えられる。
- ・ 機械翻訳において最も懸念される点は、「利用者が予期しない誤訳が発生する可能性があること」である。外見上は適切に翻訳されているように見えても、詳細に確認すると、

原文とは全く異なる内容に翻訳されている事例が存在する。このため、現在、複数の AI 翻訳サービスを試験的に利用しているが、誤訳のリスクを考慮し、翻訳結果については弁理士が人手で確認を行っている。

- 現状の機械翻訳の精度を踏まえると、機械翻訳のみで実務にそのまま使用できる水準には、未だ到達していないと考えられる。また、今後、機械翻訳の精度がさらに向上したとしても、予期しない誤訳が生じる可能性に対する根本的な懸念は、完全には解消されないと考えている。
- 特許翻訳の場合、1 つ問題があっただけでも権利行使が難しくなったりすることもあるため、翻訳の精度が高ければよいといったものでもない。また、そもそも翻訳というものの、点数は付けづらい。
- 特許の文章の翻訳においては、単語の選択に不十分などところがあることよりも、文章の構造を取り違える方が致命的であり、そういった観点では、みんなの自動翻訳@TexTra[®]よりも DeepL の方が使い勝手が良いと感じた。
- ともに翻訳の精度自体は高い。特許用に調整されているかは定かではないが、文末の「ことである」といった表現等、独特の言い回しも用いられて翻訳されている。一方、同じ文章の中で同じ単語を違う言葉に訳すことがあり、訳語にブレが生じている。複雑な文章では、そのような訳語の違いがあると、同じものなのかすぐには判断できない場合があり、それが難点である。
- 翻訳する際は、忠実に翻訳をすることが大原則である。その原則に則って考えると、日本語に翻訳したときに、良いか悪いか、読みやすいか読みやすすくないかというのは、原文の質（どういう英語になっているか）が大きく関係している。必ずしも、読みやすさを求めているということが前提にある。
- 翻訳の正確性は、請求の範囲だけを見ても判断できず、明細書全体の記載や当該技術分野の技術常識を踏まえなければ評価が難しい。
- 重要技術用語の翻訳精度について、一定程度の評価はできる。しかし、請求の範囲において重要技術用語の翻訳の評価が A と B で異なるだけでも、権利行使の場面では大きな違いとなり得る。したがって、権利行使までを見据えると、評価 A と B の差は極めてクリティカルな問題になると考えられる。総合的に見ると、現時点で特許の出願・審査・公開等において機械翻訳をそのまま利用することは難しいと思うが、コスト削減の観点からは、十分に活用できる段階に近づいていると考えられる。

DeepL

- 接続詞が連続している部分等はあるが、みんなの自動翻訳@TexTra[®]と比較して翻訳文は流暢である。
- 概要 (summary) の箇所だけを見ると、訳抜けがほとんど見られず、一部に用語の統一が

なされていない箇所はあるものの、意味内容が欠落している部分は確認されなかったもので、正確性という観点では特段の問題はないと感じた。一方で、請求項 (claim) の箇所では、人手で翻訳した場合には整然としたト書きになると考えられる箇所が、統一感のない形で翻訳されている。また、一部において符号や読点の欠落が見られ、その結果、構成が不明瞭となるおそれがある。さらに、表記ゆれが散見され、請求項内では表記を統一すべきであるという観点からも、請求項 (claim) の箇所については、適切な翻訳文とは言い難いと感じた。

- 誤訳はあるものの意味が通じている。
- 同じ英単語を異なる日本語に翻訳している箇所がある等、翻訳に揺れがあり、対応関係が分かりにくい。6～7割程度、読み手側が補ったり、推測したりしなければ理解できず、特に請求項の翻訳には使えないという印象である。一方、明細書については、理解することはできるので、参考資料として活用する分には問題ないと思う。ただし、明細書の解釈がこの機械翻訳文に縛られるとなると、上記の問題があり困る。
- 重要用語の翻訳として致命的な誤訳であると感じた箇所があった。
- 意味は通じるのであまり問題はないが、1つの文が2つの文になって翻訳される等、英語・日本語の文法構造が異なることに起因して、読みにくさ、流暢さが欠けていると感じた箇所があった。
- 同一の単語が、異なる日本語に翻訳されている箇所が散見された。
- 文章全体の趣旨は概ね把握できるため、翻訳としては流暢であると評価できる。一方で、表現の統一性に欠けるため、やや理解しにくい印象を受けた。
- 「central body」という1つの言葉に対して、「中心体」、「中央体」、「中央本体」と翻訳しており、読み手にとっては訳語の揺れによるものか、原文で異なる用語が使われているのか判別できず、混乱を招くおそれがある。また、「前記」に相当する定冠詞「the」が翻訳されていない箇所も見受けられた。このような訳抜けが生じると、権利書、特に特許請求の範囲における解釈の明確性が損なわれるため、翻訳として不適切である。したがって、目的や概要についての翻訳はある程度理解できるものの、請求の範囲の翻訳については、正しく翻訳できていないという評価である。
- 全体的に文意は正確に翻訳されており、みんなの自動翻訳@TexTra[®]で散見されたような係り受けが不明確な箇所はあまり見受けられず、みんなの自動翻訳@TexTra[®]と比較して文章の構造を正確に反映できている印象を持った。一方で、日本語として不自然な箇所が見受けられるほか、専門用語の選択が必ずしも適切でない点が課題であると考えられる。
- 理解しやすいように原文にはない言葉が翻訳文に足されている。請求の範囲にこのようなものがあると、ニュアンスが異なるがゆえに、権利範囲に含まれるか否か問題になりかねない。正確に訳すという原則に立ち返ると、特許の翻訳において、このような訳が

含まれるのは好ましくない。

みんなの自動翻訳@TexTra®

- 日本語としては流暢だが、「claim」を「支払い申請」と翻訳する等、形式的に見て不安なところや翻訳の精度に違和感があるところがある。
- 概要 (summary) の翻訳だけを見ると、一部に訳抜けが見られたり、原文では翻訳対象となる語句や文が存在しているにもかかわらず、翻訳文に十分反映されていない、あるいは翻訳自体が行われていないと思われる箇所も確認された。さらに、原文ではト書き (箇条書き的な記載) で整理されている部分が、翻訳文では一文にまとめられて記載されており、その結果として、逐語訳から逸脱していると考えられる。一方で、請求項 (claim) の翻訳では、正確な対応語が用いられていない箇所も見られるものの、当該箇所が解釈に支障を来すような問題はなく、全体としては人手翻訳に近い仕上がりになっていると感じた。
- 英語原文では、複数の構成要素を列挙した上で、それぞれを分節して説明しているにもかかわらず、翻訳においてはこれらを一つの文にまとめて訳出している。このような翻訳は、原文が意図する構成関係を正確に反映していないため、翻訳文としての信用性に欠けると思う。
- 誤訳によって意味が通じなくなっており、内容の伝達レベルを DeepL よりも低い評価にした。
- 英単語をカタカナ用語に翻訳しているところが気になった。カタカナ用語にすると何を意味しているのか分からなくなる可能性や、広辞苑に掲載されていない言葉になる可能性があるため、カタカナ用語をできる限り使わない翻訳の方が望ましいと考える。
- あまり流暢でないと思われる。特に、文章として完成されていない箇所があり、特許の明細書を読み慣れた人であれば理解できるかもしれないが、そうでない人には理解しづらと思われる。また、請求項に「前記」等が無いことから、複雑なクレームになると、用語の対応関係が分かりにくくなると思われる。一方で、DeepL と比較すると、あまり翻訳に揺れがなく、むしろ人手翻訳よりも優れている気もする。請求項の翻訳も、一応は採用可能なレベルであると思う。
- DeepL より訳質が良い印象を持った。
- カタカナ用語で翻訳している箇所があり、それについては前後の文脈から正しい日本語に翻訳して欲しいと思ったが、それ以外は非常に読みやすいという印象を持った。
- 人手翻訳とは異なる訳語が用いられている箇所はあるものの、どちらが正しいか判断が難しい部分であり、許容範囲と考えられる。
- DeepL と同様に、同一の単語が異なる日本語に翻訳されている箇所が見られた。また、原文にない余分な語句が訳文に加わっている例もあるため、重要な技術用語の翻訳精度

については評価をやや下げた。

- DeepL と比較するとエラーが少なく、多少は理解しやすい印象である。
- 一部の技術用語がカタカナ表記で訳出されている箇所が見受けられるものの、文脈を踏まえて読めば意味の理解に大きな支障はない。
- 係り受け・修飾関係がしっかりと翻訳されておらず、不正確な翻訳と思われる箇所が散見された。また、複雑な構文について、正確にその構造を反映した翻訳ができない場合があると思われる。なお、日本語に翻訳せず、カタカナ語で翻訳している箇所があったが、個人的には問題だと捉えておらず、同業者であれば元の英語が何だったのか推察できるため、単語の選択の点においては DeepL よりも適切だと思う。

第2節 外国からの特許出願に係る課題（質問 A）

1. 特許出願をする対象国の選定に重要な要素（A1）

特許出願をする対象国の選定に重要な要素として、以下の 1～10 から選択してもらった上で、その理由について意見を聴取した。

1. 市場の魅力、2. 事業の進出状況、3. 費用（翻訳費以外）、4. 翻訳費
5. 競合他社の存在、6. 権利化までの期間、7. 審査の品質、8. 権利行使のしやすさ
9. 特許制度、10. その他

質問対象者：国内企業等、外資系企業、代理人・代理人事務所

共通

- 知財を有効に取得するにあたっては、複合的な要素があり、どれも欠かせない。
- どの選択肢も重要だと思うものの、限られた出願リソースの中で海外の出願国を選定する必要があるため、出願国の選定にあたって、一定の社内基準（目安）を設けている。
- 「1. 市場の魅力」、「2. 事業の進出状況」、「5. 競合他社の存在」について、出願国の選定にあたり、その国での事業展開をどのようにするかという観点や、その国で特許を取得することが、出願コストに見合っているかという観点で重要だと思っている。
- 「1. 市場の魅力」、「2. 事業の進出状況」、「5. 競合他社の存在」の3つが対象国の選定に一番重要であり、次に、「8. 権利行使のしやすさ」であり、最後に費用（翻訳費含む）の問題であると認識している。ただし、円安であることから、以前と比較して費用の問題がさほど問題ではないと感じている。
- 弊社では、「事業のために特許を活用する」という考え方がある。そのため、出願先として選択する際に考慮する観点としては、事業をする意味がある市場かどうか、競合他社

が存在する市場かどうか、競合他社がいる場合に権利活用しやすい環境かという順で重要となっている。

- ・日本への出願は第二国出願である。どこの国に出願するかについては、PPM (Patent Portfolio Management) が決めており、弊社のビジネス環境がその国で特許構築を必要としているかどうかを見て決めている。そして、各国にそれぞれ何件出願するかについては、その国の特許に係る制度の成熟度を見ている。また、権利行使の透明性という観点として、例えば、その国の行政・裁判所がうまく機能しているか等の成熟度も踏まえて検討している。なお、費用・翻訳費はあまり考慮していない。安いに越したことはないが、欧米に出願する場合と比べて翻訳コストがかかることを理由に、日本への出願を少なくすることはない。
- ・分野によって異なると思う。当業界では、1つの製品の売上規模が数百億円から数千億円に達する場合であっても、その製品に関連する特許の数は1~4件程度と比較的少ない。したがって、当業界では、一度出願を決定した場合、出願に伴う費用（翻訳費を含む）をあまり考慮せず、必要な権利を確実に取得することを優先する傾向がある。以上を踏まえると、弊社においても、出願国の選定に際しては、選択肢のうち「3. 費用（翻訳費以外）」及び「4. 翻訳費」以外の要素を総合的に考慮して判断している。
- ・一般論としての回答ではあるが、特許は重要と考えており、翻訳費用の多寡のみで出願国を決定するのではなく、当該市場で事業展開・販売を行う意思があるか、また、取得した特許権を実際に権利行使できるかといった観点から、出願国を選定していると思われる。
- ・クライアントは、その国に出願する趣旨や目的を、自社事業との関連性等を踏まえて判断するため、クライアントの視点で考えると、評価項目のうち「1. 市場の魅力」、「2. 事業の進出状況」、「5. 競合他社の存在」が特に重要な要素であると考えられる。
- ・日本で特許権を取得する目的は名譽的な権利の取得ではなく、取得した権利に基づいて日本市場へ参入できるか、日本市場で競争優位を維持できるか、競合他社との関係において優勢を保てるかといった市場戦略上の観点にある。そのため、日本に出願すると決まった場合には、費用が多少高額であってもやむを得ないものと考えている。

1. 市場の魅力

- ・出願した特許技術をライセンスする際に、市場は重要な判断要素である。
- ・「1. 市場の魅力」と「2. 事業の進出状況」を選択した理由は共通しており、いずれも特許権による権利行使が実際に想定される市場・地域であるかが重要と捉えている。
- ・主に、米国、中国、欧州に出願しており、たまに韓国、台湾に出願しているが、それぞれ、一般的に、市場として魅力的であるとされており、弊社としても、製品の販売数が多いため。

- ・顧客から聞く分では一番大きい要素である。顧客の多くは、市場が大きいところに出願している。例えば、中国は、中国語への翻訳が必要でコストが高いにもかかわらず、たくさん出願されているのに対して、インドは、英語で出願ができ、翻訳文が不要で出願コストが低いにもかかわらず、あまり出願されていないことを考えると、市場の魅力が重要であると感じる。
- ・各国における納入先企業の販売計画数が、実質的な市場規模となるため

2. 事業の進出状況

- ・日本への出願や、日本企業の進出先や進出予定先として多いアメリカなどに出願しているため。
- ・弊社が既に進出している、あるいは、これから進出しようとしているところも含めて出願するため。
- ・実際に獲得可能なビジネスの市場は、特許出願において、重要な判断要素となるため。

3. 費用（翻訳費以外）

- ・特許庁等へ支払う費用が負担だと感じている。特に EPO に支払う費用が高く、米国と欧州のどちらかを選択しなくてはいけない場合には、市場の魅力も込みで米国を選択することになる。
- ・どの会社にとっても、特許の出願から権利化、そして、特許の維持というのは限られた予算の中で運用しているものであり、重要な要素だと考える。
- ・「4. 翻訳費」はクライアントが内製で翻訳したり、代理人事務所以外に翻訳を依頼したりすることによって節約することができるが、代理人費用や庁費用は節約することができない。そのため、欧州のように出願費用や年金が高額な地域と比べて、日本はそれらの費用が安く、コストパフォーマンスの観点で、「4. 翻訳費」よりも優先度が高いと思っている。
- ・昨今、欧州への出願費用が高額という理由から、出願件数がかなり減少している。

4. 翻訳費

- ・翻訳費については、ある程度かかるのは仕方ない。
- ・弊社では、外国への出願は外部の特許事務所に委託しており、その中で翻訳に係るコストが全体の中で大きな割合を占めている。

5. 競合他社の存在

- ・特許権による権利行使を想定する対象国において、他者排除という特許制度の目的・要因となる競合他社が存在するか否かが、特許出願を検討する上での重要な判断要素であ

ると考えている。

- ・ 発明の内容にもよるが、競合他社がいるところ（製造拠点があるところや、実際に製造販売しているところ）に出願するため。
- ・ 市場規模の大きい国で、自社技術を権利化して、収益を上げることは重要な要素であると考えている。

6. 権利化までの期間

特になし。

7. 審査の品質

- ・ 審査の質は大変重要視している。
- ・ 制度や審査の品質について強い懸念は抱いておらず、米欧中に比べて、日本の審査の水準は高いと思っている。ただし、制度や審査の品質が優れているからといって、それを直接の理由として出願国として選択されることにはならないと考えている。

8. 権利行使のしやすさ

- ・ ライセンスした際に、権利行使のしやすさは重要な要素である。
- ・ 費用対効果を鑑みて、権利行使がしにくいところ（ブラジル、東南アジア等）にはあまり出願していない。
- ・ 日本は損害賠償の金額が安く、訴えられることも少ないので、この点から日本で特許を取得するメリットは高くない。
- ・ 侵害訴訟において日本企業が不利に扱われないかという観点から、中国、台湾、東南アジアをみたところ、特に中国では、日本企業に対する差別的な扱いが見られなくなってきており、出願件数が増加しているという実情があるため。

9. 特許精度

- ・ 方法特許しかないような場合に、ディスカバリー制度がある米国を選択するような議論になることがある。

10. その他

特になし。

2. 外国からの特許の出願先としてみた日本の位置づけ (A2)

外国からの特許の出願先として現在の日本をみた場合における日本の位置づけについて

意見を聴取した。

質問対象者：国内企業等、外資系企業、代理人・代理人事務所

- 日本のマーケットの規模や魅力の観点で、他国に比べると日本の位置がすごく高い位置づけでなくなってきたのではないかと思う。
- 特許は、現在の市場の魅力だけでなく、10年後、20年後の市場の魅力を見据えて出願するものだと考えているが、海外の出願人と情報共有をする中で、20年後の日本の市場を検討したことで、出願するのをやめたという話を何度も耳にしたことがある。
- 重要ではあるものの、最優先とまではいかないのが現状であると考えており、アジアの中で1国を選択する際、中国に競り負けているとも思われる。
- 今後、日本市場は人口減少等を踏まえると、規模の拡大はあまり見込めない。また、日本向け仕様といったドメスティックな製品・技術が多いことから、それらに特化した技術については、海外企業による出願は少なくなっているように思われる。ただし、通信分野や医薬品分野など、具体的な製品・サービス展開が見込まれる場合には、日本向けの出願が増えていると認識しており、これらは例外に当たると考えられる。
- 市場としての魅力を有しており、実際に事業進出が行われている状況にある。さらに、外国企業にとっての競業他社も存在している市場であると認識している。
- 日本は、訴訟をするにしても、弁護士費用が安く、フォーラム・ショッピングもなく、在外者差別もない等、特許を取得する点においては、魅力的であると考えている。ただし、経済状況の観点から出願が減っていると考えている。
- 自動車の製造販売台数は、中国、アメリカが上位を占めており、日本は3、4番目に位置しているものの、市場規模の観点から見ると、日本への特許出願の魅力は、上位国と比較して小さくなっていると感じている。
- 弊社に限った話だが、弊社では、米国、中国、ドイツを中心とする欧州を市場規模や係争の多さの観点からトップティア（最優先国）と位置付けている。一方、日本は、係争件数が相対的に少なく、近年はインド、韓国、台湾等と並びティア2として位置づけられていることから、出願国としての優先度が高くない。
- 弊社にとっては、日本は極めて重要な市場であり、継続的に出願している。会社の予算の関係で出願数は増減するが、全体として増減するものであり、日本だけ減るということはない。
- 日本はトップクラスの重要な国であり、売上も世界でトップ5に入っている。そのため、弊社にとって重要な特許の出願先には全て日本が入っている。なお、米国だけに競争相手がいる場合は、米国だけに出願することもあるが、製品特許としては100%日本に出願している。
- 当業界において、日本は特許出願先として優先順位が高い。当業界における日本の市場

規模はアメリカに次いで世界第2位とされている。そのため、製品化を前提とする技術については、特許制度上の制約や、日本国内で権利行使が困難である等の特別な事情がある場合を除き、日本を出願先として選定しているという印象である。

- 日本は、円安ということもあるが、欧米に比べて代理人費用や庁費用がリーズナブルであるため、出願先として選択しやすい国であると思っている。しかし、事業の展開という観点で、日本は残念ながら、従来に比べるとマイナスといえる部分があるかもしれない。ただし、日本は、依然として世界でもトップレベルに魅力的な市場を持つ国として認められていると思う。
- 日本は、市場としての価値が失われつつあり、出願する意味がなくなっていると思う。一方、製薬やバイオの分野では、相変わらず日本を重要で魅力的な市場として捉えており、日本への出願は世界的に見ても多い方である。また、製薬会社は、ジェネリックから守る必要があるため、日本に出願している。しかし、化学や電機分野等は、円安なども理由となり、出願コストが以前より安くなったものの、市場の魅力がないために出願数を減らしている傾向があると思う。
- 以前は、海外の大企業が、日本で事業を行ってなくても、ブランド価値・技術アピールという意味で日本を含む主要国に出願していたが、最近ではコストカットを理由にそのような出願がされなくなっている。
- 日本での出願状況等を踏まえて、出願するか否かを判断する位置づけにあると考えられる。日本には高い技術力があるため、諸外国から見ると、技術立国として先進性を有する日本の優位性に釘を打ちたいという意図があると考えられる。
- 弊所が長年関与してきた外国企業の事例では、日本は、かつて最重要国だったものの、現在は厳選的に出願する国の1つへと位置付けが大きく変化している。同社のPCT出願件数自体は近年増加しているものの、日本への国内移行件数は急速に減少しており、その要因は翻訳費用ではなく、市場環境や産業構造の変化にあると考えられる。日本の端末市場は成熟し、日本メーカーの撤退により、規格特許の主要なライセンス先が減少した結果、同社が日本で権利行使を行う実益が低下していると思われる。
- その他、例えば、家電・電子分野における日本企業の国際的な存在感低下や国内開発活動の縮小も日本を出願先とする意義を弱めていると思われる。今後、外国企業の出願を呼び込むためには、日本企業の研究開発と国内出願の活性化が不可欠であり、翻訳費用の影響はこれらの構造的要因に比べ小さいと考えられる。
- 日本は、米国、中国、欧州と並んで、重要な出願先の1つであると考えている。

3. 外国から日本への特許出願が伸び悩む原因 (A3)

外国から日本への特許出願が伸び悩む原因があるとするれば、その原因は何であると考え

か、意見を聴取した。

質問対象者：国内企業等、外資系企業、代理人・代理人事務所

- ・ 手続よりも、外部的な要因だろうと考えられる。各社の事業戦略や狙いにもよるだろうが、日本のマーケットの魅力や規模が原因だろう。
- ・ 法制度や権利行使に関する制度は充実している方だと思うので、市場の魅力だと考える。
- ・ 侵害訴訟があった場合に、勝訴したとしても、他国のように懲罰賠償規定があるわけではなく、特許を取得するメリットが阻害されている。特に、化学系の発明における、用途発明や、他国が進歩性の論理で判断する効果を記載要件で判断するといった、日本独自の運用は、外国の出願人にとって理解しがたく、拒絶理由に対する反論をあきらめてしまう傾向があり、それも一因だと考える。
- ・ 日本では知財訴訟が少なく、また裁判官も和解に舵をきる傾向があり、外国企業にとって日本は魅力的な提訴地ではないと思う。
- ・ 国ごとに使用言語が異なることから、翻訳作業が必要となり、その結果として、特許出願に伴う手続の遅延、出願コストの増加、翻訳業務を担う人的資源の確保・負担といった課題が生じていると考えている。
- ・ 欧米や中国の企業がアジアのどこに出願するのかという話になった際に、日本と韓国の選択になる事があると思う。従来に比べて、韓国への出願が増えている現状を鑑みると、上記の選択において、日本が選択される機会が減っているのかもしれない。韓国は、最近、輸入の水際対策がしっかりしてきており、侵害訴訟も多くなってきている。国の選択になった場合、日本は負けるかもしれない。もっとも、翻訳費用について、出願国の選択に影響があるだろうが、日本と韓国で大差無いと思っている。
- ・ 当業界においては、日本は中国やアメリカなどの上位国と比較して市場規模が小さいことから、外国からの特許出願数が伸び悩む一因であると考えている。
- ・ 優先順位の問題だろう。20～30年前は中国の優先順位が低く、欧米はまず日本に出願していた。しかし、この20年で日本のポジションは完全に中国に取られた。最近では、インドも日本との優先順位争いに入っている。企業にとっては係争が重要な観点となる場所、インドは係争が多く、出願先として優先順位が上がっていると思う。
- ・ 考慮する優先度は低くなるが、翻訳に関係する観点もある。欧州は英語で対応できるようになったし、インドは元々英語で対応できる中、中国については翻訳費が発生しているという事情から、出願国を決める最後の決め手として翻訳費も考慮対象になることがあるかもしれない。
- ・ 弊社の場合、日本への出願を減らすという話は聞いておらず、出願が伸び悩んでいるイメージがない。他社の情報は分からず、実際に聞いたこともないが、外国企業から見ると日本の司法システムは権利行使に消極的という意識があるのではないかと思う。

- ・「1. 市場の魅力」、「2. 事業の進出状況」、「5. 競合他社の存在」の3点であり、日本に競合他社がおらず日本に出願をしてもあまり意味がないと思う。
- ・当業界に限って言えば、日本市場への特許出願が伸び悩んでいるという印象は特にない。また、現時点では、そのような状況を具体的に想起することも難しい。もっとも、仮に伸び悩みが生じるとすれば、そもそも新薬が創出されない場合や、ベンチャー企業が資金不足のため日本での開発を行わない場合等、経済的事情が背景にある可能性は考えられる。
- ・①日本市場自体の魅力が昨今停滞している点、②日本語という言語の壁がある点、③権利化した後の権利行使によるリターンが少ない点が、外国からの出願が伸び悩む原因だと考えている。
- ・①「市場価値の減少」、②「損害賠償額が少ない」、③「訴訟が少ない」の3点だと思う。中国のように訴訟が多いと、防衛のために出願が必要になるが、日本は訴えられることが少ないので特許を取得する意味が薄いという状況にある。2010年頃までは、無効審判で無効になる確率が高いことも、日本に出願しない理由の一つであったが、最近は無効審判で無効になることも少なくなったので、その点は変わった。なお、その代わりに、裁判所の無効の抗弁で無効と判断されて権利行使できないことが多くなってきた。
- ・日本の市場の魅力が無くなってきているのが1番の原因だと考えている。また、日本の産業力及びライバルメーカーとしての力が弱くなっている点も原因だと考える。特に中国のクライアントをはじめとする外国の出願人からは、日本の審査が厳しく、記載不備の指摘や最終拒絶理由通知に対する補正の制限が分かりにくい等、審査制度が複雑であるとの不満が寄せられている。もっとも、それが外国からの出願数の減少に繋がっているかどうかは分からない。
- ・翻訳料や翻訳に係る手続きの負担が、特許出願件数が伸び悩む一因になっていると考えられる。
- ・特許出願件数が伸び悩む背景には技術分野との関連性もあり、例えばAI分野では日本が諸外国に比べて遅れをとっているため、そのような状況下で日本に出願する意義があるのかという点も考慮されると思う。
- ・市場の魅力が低下してきていることが最大の要因であると考えている。昨年、日本人研究者がノーベル賞を受賞した際、日本では基礎研究に対する理解や支援が十分とは言えず、近年その傾向が強まっているとの指摘がなされた。ノーベル賞の受賞に至った研究成果は、約20年前から継続して取り組まれてきた基礎研究が長い年月を経て結実したものであり、短期的な収益を目的とした研究ではないとされている。したがって、目先の収益だけに捉われるのではなく、将来的な成果につながる基礎研究に対して、長期的な視点で資金や支援を投入することが重要であると考えている。

仮に、今後、翻訳費用が安くなった場合や、出願人による翻訳文の提出を不要とする外国出願の受入れ環境の整備がなされた場合に、外国からの特許出願は増えるかと考えるか聴取した。

質問対象者：外資系企業、代理人・代理人事務所

- ・弊社にとっては、翻訳費用は外国への出願の選定要素の1つになっており、翻訳費用が安くなった場合には、外国からの特許出願は増える傾向になると考える。ただし、市場規模を出願国の選定の最も重要な要素と捉えている企業にとっては、さほど影響しないと考える。
- ・翻訳費が安くなったからといって、急に出願数を増やすことはないと思う。出願するかどうか迷っている時の最後の決め手として、翻訳費が影響することもあるといった感覚である。
- ・翻訳不要というのが、審査段階の意見書や補正書まで含めて不要ということになると、翻訳費の低減だけでなく、代理人費用の低減にも繋がるので、インパクトが大きいと考える。特に、日本出願の請求項を、同じ英語で、外国の出願と横並びで本社米国社員が見ることができるようになるので、安心感や信用度の向上につながると思う。
- ・翻訳費用は日本への出願件数に直接影響しないと考えている。翻訳費用が安くなって浮いたリソースをどこに割り振るかは、全体最適の中で考えるため、日本語への翻訳費用が浮いたからといって日本への出願件数が増えるわけではないと思う。
- ・他業界ではあるかもしれない。一方、当業界では、製品一つに含まれる特許が1～3個くらいであるため、翻訳費用を考えないまま日本に出願していることを踏まえると、あまり影響はないと思う。
- ・出願に伴う翻訳費用が低減すること、あるいは翻訳が不要となることは、出願者側にとってプラスの要素になると考えられる。しかし、それによって特許出願件数が直接的に増加するとまでは言い切れない。
- ・逆の立場で、日本から中国や韓国のような独自の言語での翻訳文の提出が必要な国への出願について、翻訳費用を理由に出願を控えているかということ、そうではないと思う。外国から日本への出願についてもこれと同様であり、出願に伴う翻訳文の翻訳費用だけを理由に日本への出願を控えているところは多くないと思う。
- ・仮に翻訳費が安くなった場合に、それに伴って出願を増やす動機付けとなるところは、中規模・スタートアップ企業等のような、出願費用をしっかりと管理する必要があるところだけだと考えられ、GAFA等の大企業からの出願が増えるとはいえないと思う。
- ・翻訳費用が安くなった場合に、外国からの特許出願は増えるとは思いますが、劇的には増えないだろう。例えば、日本に出願することを無駄なコストと考えている会社は、翻訳費用が安くなったからといって日本に出願することはないだろう。

- ・ 翻訳費用が安くなることで日本に出願するというケースは、元々市場の魅力等の観点で日本に出願しようと思っていたが、翻訳費用がネックで出願しなかったという出願人だけと考えられるところ、そのような出願人は少ないという印象である。
- ・ 明細書が長大な医薬分野の出願については、翻訳費用の低下に伴うコスト削減の影響は大きいと思われるが、医薬分野は、現在もほとんど日本に出願されている分野であるから、そもそも日本に出願しないものが少なく、コスト削減に伴って日本への出願数が増えることはあまりないだろう。
- ・ 増えると思う。
- ・ 出願する場合だけでなく、拒絶理由通知への対応等についてはどうするのかといった残課題はあると思うものの、出願する際の費用が安くなることで、出願自体は増えると思う。
- ・ 増えないと思う。そもそも、外国の出願人のニーズとして、翻訳費を下げたい、翻訳文を出したくないといったニーズを聞いたことがない。外国の出願人が最も重視しているのは、質の高い権利を確実に取得することであり、翻訳はそのための重要な手段の一つに含まれるものの、翻訳サービスの選定において本質的に問題となるのは価格ではない。
- ・ 弊所が問題視しているのは、海外において翻訳と出願業務を一体的に提供する企業の動きである。これらの企業が低価格で翻訳を請け負い、そのまま日本出願を行うことにより、本来求められる出願実務とは異なる対応が助長されるおそれがある。また、このような翻訳に基づく出願が増加すれば、それを審査する JPO 側の負担が増大する可能性も否定できない。さらに、仮に翻訳文の提出が不要となり、機械翻訳文のみで足りる制度とした場合、外国出願人には内容が十分に精査されないまま権利が付与される一方、日本の出願人には適切な権利が付与されることとなり、内外で権利内容に差が生じるおそれがある。
- ・ 外国から日本への出願は欧米からの案件が多いと思うが、とりわけ米国の大手特許事務所では、タイムチャージが約 1,500 ドルに達する等、代理人費用が非常に高額である。そのような状況を踏まえると、日本で権利を取得する際に必要となる翻訳費用は、全体のコストの中での比重は小さい。また、日本側だけでなく欧州・米国側でも代理人費用が発生することから、権利取得に要する総費用を考えれば、翻訳費用は微々たるものと考えられる。翻訳費用が低いに越したことはないものの、権利取得の重要性を踏まえれば、一定程度は許容され得る費用であり、出願判断に大きな影響を与える要素ではないと思われる。

外国からの特許出願を増やす上で、日本国特許庁にはどのような対応が求められると考えるか聴取した。

質問対象者：外資系企業、代理人・代理人事務所

- 日本の特許庁の審査は、他国と比較して審査期間が短く、かつ審査の質も高いと認識しており、他国と比較して有利であると考えているため、特に意見はない。
- 請求項だけでも英語対応可となると、各国の請求項を横並びで見ることができるようになるため、外国人からするとありがたいと思う。
- 既にやってもらっている対応だが、JPO の審査が国際的な平準になるとありがたい。日本での判断が他の国でも認められ、競合他社の特許が日本の基準で拒絶されるという自信が持てると良いと考える。また、拡大先願など、アメリカ人にピンとこない用語や考え方についても共通化されるとありがたい。
- 係争について、例えば中国における係争で、日本の審査結果を示すことによる効果が得られるとありがたい。この点は、現在でも一定程度効果があると感じているが、より一層効果的になることを期待している。
- JPO は、クオリティ、スピード共に非常に高いと思っている。グローバルでも同様の意見だろう。審査の質やスピードは十分と考える。これ以上何を改良したらよいかは考えつかない。
- 日本語が壁になっているのかという点について、初めて日本に出願するのであれば日本語は壁になるかもしれないが、慣れてしまえば、翻訳ベンダーや機械翻訳の活用を通じて、それほど大きい壁にはならないと思っている。
- 弊社は、製品特許を全て日本に出願しているので、特にない。
- 審査の質を下げることや、権利行使を容易にすることで外国から日本の出願件数自体は増えるかもしれないが、制度全体として望ましいとはいえないと思う。
- 英語による出願や、英語による審査ができるようになると、海外の出願人にとって日本は身近な出願先になると思う。
- 日本国特許庁は、英語圏の特許庁に比べて、拒絶理由において日本語の公報が引用される場合が多い。日本の審査の質は十分に高いので、引用される文献が英語となれば、さらに英語圏の出願人が対応しやすくなるだろう。
- JPO の努力で何とかなることはほとんどないのではないか。
- 日本では、拒絶理由通知が 2 回行われた後、比較的早期に拒絶査定に至る運用が定着している点が懸念される。欧州特許庁では、複数回にわたり審査官とのオフィスアクションが通知されるのが一般的であり、日本においても、従前は法令上拒絶査定が可能な場合であっても、拒絶理由通知が再度行われる例が多く見られた。しかし近年は、拒絶理由通知が 2 回行われた後、速やかに拒絶査定がなされるケースが増加している。拒絶査定後に拒絶査定不服審判を請求する場合、審判請求費が高額であることに加え、代理人費用についても、審査手続と比べて大幅に高額となるのが一般的であり、費用負担を理

由に審判請求を断念せざるを得ない場合もある。このため、代理人実務の観点からは、工数が増加するとしても、拒絶査定に先立ち、拒絶理由通知を再度行う運用が望ましいと考える。

- ・ 翻訳費用を安くする又は特許庁が翻訳費用を助成することで外国からの特許出願は増えていくと思う。また、特許庁が英語による審査能力を持つことが求められると思う。
- ・ 機械翻訳の活用方法の重要性が今後のカギになると思う。現在よりも機械翻訳の精度がさらに向上した際に、それをどのように JPO が取り入れ、通常の業務工程の中で効果的に活用していくかが重要である。また、それに伴い必要となる制度や法律の整備を進めていくことも重要である。
- ・ 外国の出願人にとっては、自国で権利を取得した上で同様の権利を世界的に取得していく際に、各国間で制度調和や審査結果の調和がある程度保証されれば、日本への出願意欲が向上する可能性があると考えられる。
- ・ 中国や米国では、第一国出願主義が採用されており、日本にも同様の制度を導入すべきである。

4. 外国語書面出願制度の制度・運用上の課題（A4）

現在の外国語書面出願制度（特許法第 36 条の 2）の規程（出願人による翻訳文の提出を必須とする規定、翻訳文の提出期間の規程、提出期間徒過の救済規定等）について、制度・運用それぞれに課題はあるか、また、その課題が、当制度の活用を阻害し得るものと考えられるか、意見を聴取した。

質問対象者：国内企業等、外資系企業、代理人・代理人事務所

- ・ 制度自体の課題は特になく、手続的に具体的な課題も見当たらない。
- ・ 特になし。
- ・ 外国語書面出願では、優先権主張期間が 12 か月であり、かつ、翻訳文の提出期限が優先日から 1 年 4 か月以内と定められているため、発明内容が完全に整理・確定していない段階であっても、出願日を確保する目的で、米国仮出願を行う場合がある。その際、米国拠点に対し、情報共有の期限を明確に定めたいと、日本の知財部へ情報を共有するよう依頼している。しかし、実務上は米国拠点からの情報提供が遅れがちであり、発明のボリュームや内容によっては、日本側が非常にタイトなスケジュールで対応せざるを得ない場合がある。
- ・ アメリカ、カナダ、イギリス等の英語圏の国々では、英語圏同士で行う特許出願については、出願書類が英語で作成されるため、原則として翻訳文の提出を要しない。一方で、

これらの英語圏の国々が日本に特許出願をする場合には、日本語の翻訳文を提出する必要があり、翻訳文の作成に伴う追加的な労力、時間及びコストが発生している点が課題であると思う。

- ・強いて挙げると、翻訳文を出すという制度そのものについて、不要とするのが好ましいと考えてはいる。
- ・弊社では、原則として PCT 出願により国内移行しており、外国語書面出願の利用は限定的である。主な利用場面は、①PCT 国内移行後に権利化した案件について分割出願を行う場合であり、誤訳訂正を英語原文まで遡って行える点を重視していること、②アジア組織の枠組みにおいて、現地社員が英語で明細書等をドラフトした案件を、日本への最初の出願として外国語書面出願する場合である。分割出願に関して、誤訳訂正が元の英語まで遡ることができ、かつ、分割出願について翻訳文を提出する手間が省けると実務負担の軽減につながると考える。翻訳文提出期間は現行の 1 年 4 か月で概ね十分であるが、非公開制度導入により、外国語書面出願を基礎とした優先権主張のために、優先期間満了前の翻訳文提出が必要となる点は懸念である。また、パリ優先を用いる場合には、出願後 4 か月の翻訳文提出期間は短く、延長されれば利便性が向上すると考える。
- ・外国語書面出願制度をほとんど使っていないので、課題はわからない。
- ・特段の課題は認識していない。
- ・特許査定後の分割出願については、分割直前の明細書等に記載された範囲内でなければならないという制限が審査基準に示されている。一方で、分割出願を外国語書面出願として行った場合に、この制限がどのように適用されるのかについては、不明確な点が残っている。また、当該論点に関する判例も存在しないため、特許査定後に外国語書面出願によって分割出願を行うことは、リスクを伴う選択肢になると考えられる。
- ・外国語書面出願制度は、翻訳文提出期間が 1 年 4 月であり、PCT 出願の国内移行期間の 30 月に比べて短い期間であることがデメリットである。基礎出願の審査が欧米で進む前に JP への翻訳文提出期限が来てしまう。そのため、基礎出願の審査結果に応じて、日本に移行するか・しないかといった判断がしにくくなっている。また、外国語書面出願制度を利用して日本に特許出願する場合、出願時に、明細書等の日本語の翻訳文を提出する必要がある。そのため、出願人にとっては、翻訳費用が高額になることに加え、翻訳作業に要する時間や実務的な負担が生じている。一方、欧州では、各指定国においては原則として特許請求の範囲のみを当該国の言語に翻訳すれば足りる制度となっている。このような制度と比較すると、日本においても、明細書等の全文ではなく、特許請求の範囲のみを日本語に翻訳して提出することを認める制度も選択肢の一つとして検討できるのではないかと思う。
- ・阻害するようなことはないと思う。提出期間も合理的であり、改善点は無いと思う。
- ・特許査定後に分割出願をした場合、仮に外国語書面出願で分割出願をしたとしても、分

割基礎が特許査定時の翻訳文という直前明細書になってしまうので、少し課題があると思う。補正不能期間の分割であっても、当初明細書を基礎にして分割できるようになるとよいと考える。

- ・他国と調和しており、制度上の課題は無いと考えている。
- ・外国語書面出願制度は、日本語の翻訳文を提出することで、外国語でも出願してよいという制度である。そのため、日本語の翻訳文の提出は必然的なものであり、それを課題だとは思っていない。
- ・問題を感じていない。

5. 外国語書面で日本に出願する際の課題（A5）

外国語書面（外国語書面出願制度、PCT の外国語特許出願）で日本に出願する際の課題（翻訳期間、翻訳費用、翻訳ミスによる影響等）について意見を聴取した。

質問対象者：国内企業等、外資系企業、代理人・代理人事務所

- ・翻訳費用や翻訳期間を理由として出願を躊躇する企業もあると思う。
- ・外国の出願人からすると、日本語に翻訳した翻訳文のチェックができないことだと思う。
- ・生成 AI の活用が進展し、翻訳についても一定程度の自動化が可能となっているものの、現時点では、生成 AI による翻訳結果について人手による確認を二重、三重に行う必要がある。そのため、人によるチェック工数を考慮すると、結果としてワードあたりの翻訳単価はそれほど低下していないと認識している。現時点においては、生成 AI の活用が翻訳費用の劇的なコストダウンには必ずしもつながっておらず、翻訳が日本に出願する際のネガティブな要素の一つになっていると考えられる。
- ・原文の言語と日本語との相性によって、翻訳のしやすさ・しにくさに差が生じる場合がある。さらに、日本語特有の語彙や文法構成に起因して、意味の取り違いや不自然な表現といったミスが生じる可能性もあると考えられる。
- ・欧州への出願のために作成された外国語書面をそのまま日本出願に用いた際、請求項の記載が不明確であるとして特許法第 36 条違反と判断された事例がある。このため、外国向けに作成された出願文書を、そのまま日本出願に適用することは実務上困難であるに課題を感じる。
- ・翻訳文については、原文である外国語書面との整合性を前提としつつも、日本語表現としての明確化・適正化の範囲内で補正の自由度がある程度認められていると感じられる。一方で、外国語書面そのものについては、出願時に提出された内容が基準となり、後日の補正による修正が原則として認められない。そのため、外国語書面の補正の自由度が

ほとんどない点につき、課題を感じている。

- 費用だと思う。日本にたくさん出願する外国企業は、日本の特許事務所としてレベルが高く、費用がかさむ事務所を使っているところが多い。たくさん出願して、かつ、事務所の費用も高いということで、費用のデメリットが出るだろう。
- 予算の都合により、翻訳費用は外国語書面で日本に出願する際の課題の一つであると考えている。また、翻訳の正確性が確保されない場合、翻訳ミスが権利化に影響を及ぼす可能性があると思う。
- 翻訳ミスが一番怖い。分割で外国語書面を使う理由がこれであり、外国語書面出願については、この原文に戻れる点がメリットであると思う。
- 現行の PCT の制度にうまく対応していくというスタンスなので、特に使い勝手の悪さ等のコメントはない。なお、翻訳ミスは一定の割合で生じるが、それが必ずしも致命的になるわけではないと思っている。
- 特に課題・問題と思うところはない。
- 外国語書面出願における翻訳ミスについて、特許査定後も訂正によって修正できる可能性はあるものの、訂正は権利範囲を拡張しない範囲内では認められない。そのため、翻訳ミスの内容によっては、特許査定後に修正することができない場合もあり得る。また、翻訳ミスは無効審判を提起する第三者によって指摘されることが多いことも踏まえると、この点はあらかじめ理解しておく必要がある。
- 外国語書面出願において、優先権主張が可能な期間の末日（基礎出願日から 1 年後）に近い時期に出願した場合には、出願日から 4 か月以内に日本語の翻訳文を提出する必要がある。その結果、翻訳に充てることができる期間が短く、出願人にとって実務上の負担となっていると思う。また、外国語書面出願制度及び PCT の外国語特許出願のいずれにおいても、翻訳文に誤訳があった場合には、誤訳訂正書を提出する必要があり、さらに当該訂正手続は有料である。この点について、費用自体はわずかではあるものの、出願人にとって経済的負担になっていると思われる。
- 日本は、翻訳に関して、中国やアメリカに比べて良い制度であり、他国に比べて問題となることはない。
- 外国語書面での日本への特許出願に伴って、日本語訳の提出が必要であり、その準備に要する費用や期間が出願時の課題だと思う。しかし、これは日本に限らず他国でも同様である。なお、個人的には、外国から日本への特許出願について、翻訳に関する費用が他国と比較して特に高く、出願時の障壁となっているとは思っていない。翻訳に関する障壁については、米国や中国への出願と同程度であると思っている。
- 翻訳ミスが生じた場合には、補正との関係が問題になると思われる。特に審判段階では、原文の翻訳にミスがあった場合であっても、減縮等の観点から、翻訳ミスであっても訂正が認められない場合がある。

- ・外国語書面出願において翻訳文に多少の誤りがあった場合、その翻訳文を基礎として分割出願を行う際に懸念点がある。特に査定後分割では、当初明細書及び直前の明細書の範囲内でなければならないため、最初の明細書に誤訳があると権利取得が困難になる。また、分割出願後に誤訳訂正を行うことは可能であるものの、訂正を行った結果、直前の明細書の範囲から外れてしまい、分割要件を満たさなくなるおそれがある。
- ・翻訳ミスは、以下のとおり、各段階において影響を及ぼし得る。公開段階では、誤訳を含む文献が先行技術として引用され、AI 等による検索を通じて誤情報が拡散するおそれがある。審査段階では、誤訳クレームを前提とした拒絶理由が通知され、出願人・代理人に理解困難な対応や高額な追加費用が生じ得る。さらに、特許査定後に誤った内容のまま権利が確定する可能性があり、誤訳訂正による修正も容易ではない。加えて、第三者が誤訳を発見した場合の訂正手段の在り方についても課題が残る。

6. 外国語書面出願と PCT 出願の使い分け (A6)

外国語書面出願と PCT 出願を使い分けている理由について聴取した。

質問対象者：国内企業等、外資系企業

- ・多くの国に事業を展開しているので、加盟国に一括出願できる点から PCT 出願の方をよく使っている。
- ・英語で PCT 出願をすると減免制度が使えなくなって大変なことになる。
- ・基礎技術の出願が多いため、出願先として選択する国を決めるまでの時間を稼ぎとして、PCT ルートで出願することはある。PCT 出願での各国移行は、費用が高いと感じるものの、時間稼ぎに用いる点だけを考えれば、そこまで割高とは感じていない。
- ・出願対象国が特定の一国に限定されていることが明確な案件についてのみ外国語書面出願を選択し、それ以外の案件については、原則として PCT 出願を行っている。
- ・弊社による単独出願の場合には、日本に基礎出願を行い、その出願を基に PCT 出願を行っている。これに対し、共同出願人が外国法人である場合には、当該外国法人の意向により、外国語書面出願が選択されることがある。
- ・①費用的な観点で、出願国の数で使い分けている。②ISR（国際調査報告）が欲しいときは、PCT 出願をしている。
- ・使い分けているというよりも、PCT 出願を原則として位置付けている。弊社にはロングサイクルの事業が多いが、PCT 出願は国内移行期間が 30 か月確保されるので、事業展開の見極めに十分な時間を確保できる点に一番のメリットを感じている。また、将来の事業展開を見極めた上で、可能な限り多くの国に出願するという考えからも、PCT 出願を

原則として採用している。一方、外国語書面出願は、PCT 出願が適さない限定的なケースにおいて補完的に用いられる。例えば、米国には出願せず、韓国等の東アジア地域に限定して出願する場合には、例外的に外国語書面出願とパリ優先を組み合わせる運用を行っている。

- 基本的には PCT 出願を利用して国内移行している。
- PCT 出願は、公開までに時間を要する場合があるため、案件に応じて外国語出願と使い分けている。特に、臨床試験の開発スケジュールが早く、早期に特許権を取得したい場合には、外国語書面出願制度を利用している。また、PCT 出願と同時に外国語書面出願を行い、速やかに日本語翻訳文を提出する運用を採用している。
- 一般論ではあるが、複数国に一度に出願することを考えると、PCT 出願を行うことが多いと思う。

第3節 機械翻訳の活用に係る現状及び課題（質問 B）

1. 利用している機械翻訳の種類（B1）

主に利用している機械翻訳の種類（具体的なアプリの名称など）及びそれを利用する理由について聴取した。

質問対象者：国内企業等、代理人・代理人事務所

- ChatGPT や Copilot：コスト面やアプリの利用規約を鑑みて
- DeepL Pro（特許に限らず）：秘密保持がなされているため
- DeepL：直訳であり、訳抜けが少ないため
- Copilot：情報漏洩リスクが少ないため（ChatGPT や Gemini は機密情報が外部に吸収・流出するリスクを孕んでいるとの理由により、社内利用が禁止されている）
- Gemini：トライアルの結果、翻訳の質が他の機械翻訳の機種と比べて良いと思ったため
- T-400：データ管理上の要件を満たしているため
- DeepL：トライアル段階
- 生成 AI（ChatGPT、Gemini 等）：引用文献の翻訳等に参考程度に使用している
- OmegaT（オメガ T）：無料であり、逐次翻訳ができるため
- みんなの自動翻訳@TexTra[®]、Google 翻訳等：概要把握の目的で活用している

2. 機械翻訳の品質 (B2)

特許や法律の文章の英文和訳において、現在の機械翻訳のみ（人手による編集無し）による翻訳の質はどの程度であるか聴取した。

質問対象者：国内企業等、代理人・代理人事務所、法学者

- ・概ね内容を把握する分には機械翻訳のみでもよいが、正確性についてはまだ不安なところがある。
- ・英語から日本語への翻訳については、十分に意味が通じていると感じている。一方、日英翻訳の場合は、特許公報の日本人翻訳者による英語の質が低いので、機械翻訳の学習データのレベルが低い。そのため、違う原理で作成されている Gemini や ChatGPT の翻訳の方が、英語として自然になっていることがある。日英翻訳に関しては、翻訳者の技量にもよるが、技術用語の翻訳という部分を除けば、機械翻訳の方がかえって読みやすい場合すらあると感じている。
- ・人が補って読むことを前提とし、大意を把握するうえでは、概ね質的な問題はないと感じている。また、主語が抜けている等の訳漏れがあったりはするが、人が読んで類推すればカバーできる程度であると感じている。
- ・個人的には、英語に堪能ではなく、機械翻訳が生成した翻訳文の内容を疑うだけの能力がない中で使用しているため、評価はできない。
- ・ Gemini 等の生成 AI を使った機械翻訳の能力は、人間の能力を既に超えていると感じている。個人的に数多くの英文和訳をしてきたが、 Gemini で出力した翻訳文のクオリティに驚かされている。通常、人間が翻訳する際は、軽く全文に目を通してから一文ずつ訳していくものである。しかし、AI の場合、全文を詳細に読んでから訳すため、意味が通っており、かつ、前後の文脈が通った翻訳になっているので、到底人間では追いつかない内容だと感じている。
- ・意味が大方通じる程度になっていると思う。また、技術文書といった第三者に対する情報の公開という意味では、現在の機械翻訳の精度は問題ない程度であると思う。しかし、特許請求の範囲のように、権利書としての役割を担う文章については、用語の統一性及び整合性が厳格に求められる。また、日本語特有の表現やニュアンスの違いによって権利範囲が不明確になる可能性もあるため、現時点における機械翻訳の利用には課題があると思う。さらに、現在の機械翻訳は、翻訳した時々で、同じ英文の翻訳であっても訳の表現が変わるといったことがあり、翻訳の精度に安定性が無いところが課題だと感じている。そのため、一度、良好な翻訳結果が得られたとしても、次回以降の翻訳において同程度の品質が常に確保されるとは限らなくなっている。
- ・明細書であれば理解できる程度にあると考えるが、請求項を正確に理解するには全く足

りていない。法律文書は、日本語もそもそも分かりにくいので、機械翻訳ではしっかり翻訳できず、より理解できないものになってしまうだろう。

- 時々係り受けの翻訳ミスが見受けられるものの、全体として使用に耐える高い品質を有していると感じている。
- 引用文献や原文明細書を読むときに生成 AI を使っているところ、非常に役に立っている。
- 現在というよりも、ここ1年で機械翻訳の精度は非常に高い水準に向上したと思っている。英語から日本語への翻訳では、人間が翻訳する場合、翻訳者によって表現や書き方が異なることが多い。しかし、今後さらに機械翻訳の精度が向上すれば、こうした表現のばらつきも踏まえた統一的な翻訳が可能となり、人間が作成した和訳よりも読みやすい訳が生成されることも可能になると思っている。
- 内容の概略を把握する目的であれば大きな支障はないといった程度である。
- 人手による見直し無しで使えるレベルではないと評価している。機械翻訳のみではなく、人手による見直しは必ず必要だと思う。
- 内容の伝達レベルに関しては精度が高くなっていると感じている。一方で、重要用語の翻訳について、統一されていない場合や訳されていない場合等があったり、また、同じ人が別のタイミングで機械翻訳にかけたりした場合でも翻訳が変わってしまうことは問題だと感じている。さらに、翻訳ソフトによって訳質が異なることも問題だと感じている。特許の翻訳は権利範囲に関わるものであり、上記の問題点から、人のチェックを全くかけずに機械翻訳だけで対応することは難しいと考えている。
- 機械翻訳は、長い文章の中に何が記載されているのかを理解することに使う分には、大いに役立つ。一方で、単語のバラつきがあり、それが特許請求の範囲に影響が出る。また、前置詞の「the」を抜いて翻訳することもあり、これによって前後関係の技術的な関連が不明になる場合や、単数形・複数形を正確に訳さない場合等がある。また、長文の場合に翻訳が未完成になりがちなところも難点として挙げられる。
- かなり高い水準にあると考えている。誤訳が全く存在しないわけではないものの、文書全体の大意を把握する目的であれば、実用上は大きな問題はない程度の精度であると認識している。もっとも、特許における権利文書という性質を踏まえると、ごくわずかな表現の差異であっても権利範囲の解釈に影響を及ぼす場合があるため、現時点において、機械翻訳がその要求水準に十分耐えうるとまでは直ちに評価することはできない。
- 法律の文章の翻訳に関しては、まだまだだと思っている。準備書面等を機械翻訳で翻訳すると全く読めない。一方で、特許の明細書等の翻訳について、内容の理解という観点では、十分なレベル（評価基準でいうところの4以上）に達していると感じている。ただし、特許請求の範囲については、内容を理解するだけでなく、用語の揺れをなくす、指示語を指示対象に置き換える、「前記」を適宜挿入する等の加工が必要であるため、機

械翻訳のみとするのは難しいのではないかと思う。

- ・概要を把握するのに役立つものの、内容の正確性には課題を感じている。また、主引例等の重要性の高い文献になると機械翻訳では信用できないと思っている。なお、多義的に訳し得る表現で、いずれの翻訳でも訳としては正解となり得る場合において、どちらの訳を採用するかは内容を理解した上で判断する必要があるため、現時点では機械翻訳のみで対応することは難しいと考えられる。

3. 出願・審査手続における機械翻訳の利用 (B3)

外国語を原本とする特許出願を日本に出願する際に、日本語での出願・審査手続のために、出願人・代理人による機械翻訳の利用（特に、機械翻訳のみ（人手による編集無し）利用すること）は許容できると考えるか聴取した。

質問対象者：国内企業等、代理人・代理人事務所

- ・現時点では、完全に機械翻訳のみに依拠するのには不安がある。誤訳によって権利範囲の解釈に影響が出るかもしれないので、人手による編集無しというのは気になる場所である。
- ・個人的には難しいと考える。人のチェック無しの機械翻訳では、特許明細書として体をなさなくなる可能性があると考えられる。
- ・外国語を原本とする特許出願を日本に出願するにあたり、機械翻訳のみで対応することは、リスクが高いと考えられる。翻訳文に訳抜けや誤訳があった場合には、誤訳訂正を行うこと自体は可能であるものの、その際には訂正理由の説明が必要となり、さらに別途費用も発生する。現時点においては、人手による編集や確認を行わず、機械翻訳のみで翻訳対応を完結させることは許容できないと判断している。
- ・目的が日本語での出願審査手続のためとなると公平性の観点から許容できない。やはり、特許庁の責任において、機械翻訳するべきだと考える。
- ・生成 AI が進化しているので、将来的には問題なくなるだろうと考えている。ただし、現時点では、英語と英語以外とで、学習の数が異なるためか、精度が違うと思っている。そのため、英語は完全許容で問題ないが、英語以外はもう少し進化してからでないと使えないと感じている。
- ・審査の質や権利の安定性という最終的な出口を考えると、現在の機械翻訳の精度では許容できない。特に、特許請求の範囲の翻訳にあたっては許容できない。また、第三者に対する公開といった、第三者の利益も考慮すると、機械翻訳ではなく、より理解しやすい正確な日本語での公開公報が発行されることが好ましいと思う。

- ・機械翻訳には不明瞭なところがあり、また、異なる意図の翻訳となる等のリスクが大きいため、日本語が手続言語で、機械翻訳文が原本というのは現状では許容できないと考える。ただし、機械翻訳を原本とするのをオプションとして選択できるという場合は、許容可能である。資力が乏しい出願人や、重要でない特許の場合は選択するだろう。
- ・機械翻訳のみというのは許容できないと考える。機械翻訳文には、たまに係り受け等に誤訳が見受けられる。そのため、人手による編集無しの機械翻訳文が審査対象等になるのは時期尚早と考える。
- ・今後、より高度な機械翻訳が登場することが容易に想定される。そのため、機械翻訳の利用を単に許容できるかどうかという問題ではなく、機械翻訳の利用を前提としなければ業務が立ち回らなくなると考えている。
- ・機械翻訳のみで人手による編集を行わないまま出願することには大きな問題があると考えられる。機械翻訳の内容を確認せず、出願書類の中身を十分に理解しないまま手続きを進めることは、実質的に名義貸しに近い状態となり得る。そのような対応は、弁理士として求められる職責を果たしているとは言い難く、場合によっては弁理士法違反に該当する可能性もあるのではないかと思う。
- ・弊所から安価な翻訳会社へ切り替えた結果、翻訳内容の質が低下し、ほぼ例外なく拒絶理由通知が発行される状況となったクライアントの例がある。同社では、誤訳訂正や補正対応を余儀なくされ、追加的なコストが発生することで、権利化に要する総費用はかえって増大していると考えられる。加えて、質の低い翻訳文の提出は審査官の審査負担を増大させるおそれがあるほか、公表公報として公開されることにより、第三者による監視負担も拡大し、とりわけ中小企業にとっては深刻な問題となり得ることから許容できない。

4. 特許手続における機械翻訳の利用 (B4)

外国語を原本とする特許出願を日本に出願する際に、日本語で以下①、②を行うために、出願人・代理人ではなく、特許庁による機械翻訳の利用（人手による編集無し）は許容できると考えるか聴取した。

- ①公報（公開公報、特許公報等）の作成
- ②実体審査に用いる原本（明細書等）の作成

質問対象者：国内企業等、代理人・代理人事務所、法学者

共通

- ・公報、実体審査に用いる原本（明細書等）ともに、誤訳等に起因して適切でないことが

- 起こりうると思う。機械翻訳のみとすることについては慎重に検討した方がいいと思う。
- ・特許庁が機械翻訳するのであれば、どちらも許容できると考える。
 - ・生成 AI を用いた機械翻訳であり、かつ、英語であれば、現時点で問題ないとは思う。一方で、公報や実体審査に用いる原本といった法的根拠となる文書への利用については、正確性及び責任の所在の観点から、現段階では慎重な検討を要すると考えられる。
 - ・過去に、化学物質を誤訳した責任が出願人に問われた判例があること等を鑑みると、機械翻訳文を審査のサポートとしては使うべきだが、原本となると、責任の所在の明確化の問題と一緒に検討しないといけないと思っている。
 - ・許容できるではなく、許容しないといけないと考える。90%以上の精度で翻訳された文章に含まれる誤訳であれば、素人には判断が難しいものの、技術者が見ればすぐに気付ける内容であると思う。そのため、機械翻訳のみ（人手による編集無し）で生じる多少の誤訳については、許容できると考えている。
 - ・本制度を導入し、それに伴う問題をすべて解決しようとする、特許制度そのものを大幅に変更する必要がある。また、関連する規則等も改正しなければならない。特許庁側には非常に大きな事務的負担が発生する一方で、増加する出願件数はわずかであることが予想される。したがって、上記の施策は全く費用対効果が見合わない。
 - ・公報の作成に用いる文書及び実体審査に用いる原本については、いずれも高度な正確性が要求される。これに対し、機械翻訳には、利用者が想定しない誤訳が生じる可能性や、同一の用語が文書内で異なる用語に翻訳されてしまうといった危険性が伴う。このような危険性を踏まえると、機械翻訳を利用する場合には、例えば「本翻訳は機械翻訳によるものである」旨を明示する等、当該リスクを前提とした措置を講じなければ、実務上の利用は困難であると考えられる。もっとも、仮に翻訳精度が 95%程度に達したとしても、公報や実体審査に用いる原本として使用することは適切ではないと考える。やはり、原本については、慎重に取り扱う必要があると考える。
 - ・機械翻訳は精度が向上しているものの、細かな点で誤訳が生じる可能性を完全に排除することはできず、誤訳が存在しないことを保証することも困難である。そのため、仮に誤訳が生じた場合に、そのリスクを誰が負担するのかを明確にする必要がある。人手による翻訳であっても誤訳が生じ得るが、特許出願に関する翻訳は通常の翻訳よりも慎重に行われている。他方、機械翻訳について人手による確認や修正を行わない場合には誤訳の可能性が残るため、当該誤訳に伴うリスクの在り方を検討することが重要である。
 - ・現在の機械翻訳の精度では、機械翻訳だけで公報の作成及び実体審査に用いる原本の作成をすることは難しいと思う。

①公報（公開公報、特許公報等）の作成

- ・翻訳については、必要なタイミングに生成すればよいものであって、予め用意しておく

必要性がない時代になってきていると思っている。そういった中で、後の発明の先行文献である公報に対して、機械翻訳で固定してしまう意義が感じられない。

- 公報は、第三者により利用・参照される可能性があることから、人手による編集や確認を行わずに機械翻訳文のみで公開してしまうことには懸念がある。日本においては、多くの者が原文である英語ではなく、日本語の公報を参照し、当該発明が特許に該当するか否かの判断を行っている。そのため、特許庁が作成した日本語の機械翻訳文と、英語の原文に記載された内容との間に大きな乖離が生じた場合には、仮に「機械翻訳文であり、その精度は保証しない」との注意書きが付されていたとしても、読み手にとって誤解や不適切な判断を招くおそれがあり、リスクは高いと考えられる。(②も同様)
- 公開公報は補償金請求権の行使、特許公報は特許権の行使という第三者への権利行使をする際に用いられるものであることから、少なくとも特許請求の範囲を機械翻訳とすることは許容できないと思う。また、公開公報については、それが他の出願に対する先行文献になり得ることも考えると、機械翻訳よりも人手翻訳の方が好ましいのは明らかである。
- 現在も、PCT 出願には、英語で国際公開されるものもあり、その後に公開された日本語訳の質がよくななくても、先行技術としての価値は変わらないという事情があるので、公開公報については、機械翻訳のみの日本語としても許容できる。
- 機械翻訳文を参考訳として活用するのであれば問題ないと思われる。
- 不正確な情報が含まれることで、第三者の監視負担が増える。また、技術進歩の基礎となる公報において、内容が不適切な発明を公開してよいのかといった懸念もある。
- 公報が公開された段階では、第三者が内容を訂正することはできない。
- 機械翻訳に誤訳があった場合、第三者がそれを基に検討してしまうことから、第三者との関係で後々問題が生じる可能性があると考えられる。
- DeepL やみんなの自動翻訳@TexTra[®]による機械翻訳文であれば、ほぼ間違いなく第三者も理解できると思うので、大丈夫だと思う。ただし、少し誤解が生じるような訳語が出てくる可能性が懸念される（機械翻訳を信じたがゆえに、回避する必要のない範囲まで回避してしまう事態が生じ得る）。また、現状の機械翻訳の精度に照らすと、特許についてよく理解している者が特許の公報の機械翻訳を読むのであれば特段問題ないと思われるものの、特許の公報を読んだ経験がない者が機械翻訳のみを読む場合まで問題ない精度ではないと感じる。
- DeepL は意識をすところ、この意識には良い部分と悪い部分がある。普通の文章であればむしろ良いこともあるが、訳さない箇所があったり、抜け漏れている箇所があったりすることから、特許の翻訳では問題になることがある。

②実体審査に用いる原本（明細書等）の作成

- ・実体審査に用いる原本を機械翻訳で作成した際に疑義が生じた場合、審査官が調整すると思うので、公報よりかは意義があると思う。ただし、審査と公報のどちらか片方の原本だけを機械翻訳として、もう片方を人手翻訳とすることにあまり意味はないと考える。
- ・審査の対象というのは権利内容そのものであることから、少なくとも特許請求の範囲を機械翻訳とすることは許容できない。
- ・誰が機械翻訳をするにしても、許容できない。また、他者が機械翻訳したものを原本とされるのは更に許容できない。特許後も誤訳訂正なら拡大訂正可能とでもなれば、誤訳の問題が無くなるので、許容可能ではある。ただし、第三者の監視負担が増えるので、現行よりも問題である。
- ・原本が機械翻訳のままというのは時期尚早と考える。
- ・そもそも外国出願人は、審査に用いる原本を特許庁が機械翻訳することを望んでいない。このような制度運用が進むと、外国人にのみ不利な権利が付与されていくのではないかと懸念に繋がる。
- ・審査段階で権利範囲が本来と異なって認定されると、そのまま権利化した場合に特許権は対世的効力を有するため、第三者にとって不利益となり得る。さらに、第三者側から訂正請求を行うこともできないといった問題がある。
- ・出願人が自らの責任で機械翻訳を使用して明細書を作成したのであれば、問題ないと考えるが、そうでない場合に、現状の機械翻訳の精度では、本来のものと乖離したものが作成される恐れや懸念がある。また、侵害訴訟になった場合、現行の裁判所法第74条のとおり、日本語で裁判を行うことになるため、現行の法制度では、どこかで翻訳文を作成する必要がある。
- ・特許について理解のある者（審査官、特許庁、事務所及び特許部員）が読むものであるから、機械翻訳を参考程度として扱い、何かあった場合は原文を参照するというスタンスなら良いと思う。やはり、機械翻訳に基づいて審査するのではなく、原本に基づいて審査すべきだと思う。

機械翻訳された日本語の明細書等を参考資料として審査官が実体審査を行うと仮定した場合に、出願人、代理人、第三者のそれぞれに新たな負担や実務上の課題が生じると考えるか聴取した。

質問対象者：国内企業等、代理人・代理人事務所

共通

- ・実体審査で利用した場合、例えば、出願人・代理人に関しては、機械翻訳に伴う誤訳への対応負担が生じるかもしれない。第三者も解釈にあたって誤った解釈をする等の問題

が生じるかもしれない。

- 若干の影響はあるかもしれないが、審査官が機械翻訳文を読んだ際に疑義が生じた際は、逐次確認を取ると思うので、あまり負担や課題が生じるものではないと考える。
- 機械翻訳された引例を基に審査官が拒絶理由通知を行う場合、特許翻訳の精度が十分でないと、審査官が誤った翻訳内容に基づいて引用発明を認定してしまうおそれがある。その結果、出願が不当に拒絶される、あるいは本来であれば拒絶されるべき発明について特許が認められてしまう等、審査結果に影響を及ぼす可能性がある。このため、拒絶理由通知における引用発明の認定に用いる引例として、機械翻訳文を使用することについては、慎重な対応が求められると考えられる。もっとも、拒絶理由通知の補足資料や、技術常識を示すための参考資料として用いる程度であれば、機械翻訳を活用すること自体に大きな問題はないと考えられる。
- 出願人、代理人、第三者のそれぞれに新たな負担や実務上の課題が生じないような制度設計は可能だと思う。
- 出願人が英語で提出した書面を機械翻訳によって日本語化したものを原本として審査する運用とした場合、当該機械翻訳文に誤訳が含まれていないかについて、出願人自身や第三者が確認する必要が生じる。その結果、確認作業に伴う実務的な負担が新たに発生すると思う。また、仮に機械翻訳文に誤訳があった場合に、誤訳に対する責任の所在が問題になると思う。出願人が提出した機械翻訳であれば出願人の責任の下で誤訳訂正書を提出することになるが、特許庁が機械翻訳したものに誤訳があった場合に、責任の所在がどうなるかという問題が生じると思う。
- 負担や課題は生じると思う。参考資料としての機械翻訳を審査官が正しく理解しているのか不安になる。
- 審査官が外国語の原文を正しく理解できる限り、機械翻訳された日本語の明細書等を参考資料として使う分には、出願人・代理人・第三者のそれぞれに新たな負担は生じないと考える。
- 新たな負担は生じないと考える。ただし、どれほど優秀な機械翻訳を用いたとしても、翻訳文が原文と完全に一致することは難しいと考えられる。そのため、機械翻訳された日本語の明細書等を参考資料として審査官が実体審査を行う仕組みを導入する場合には、当該不一致箇所についてどのように取り扱うべきかを検討する必要があると思われる。
- 出願人、代理人、第三者のいずれにとっても相当な労力が生じる。特に第三者にとっては、監視負担が増大する懸念がある。また、特許庁から機械翻訳文が提示された後、その内容が正確かどうかを代理人側で確認する必要があり、そのための追加的な費用が出願人に発生する。さらに、翻訳の誤りの有無を確認するためには、代理人が外国の出願人や現地代理人を通じて照会を行い、その了解を得なければ手続を進められない場合が

ある。このため、確認作業に相当の時間を要するだけでなく、海外代理人費用等の追加的なコストも発生し、結果として出願人及び代理人の双方に負担がかかることになる。

出願人

- ・責任を負わされるのであれば、利用しかねる。

代理人

- ・外内を主にする事務所にとっては、事務所の存続に係る問題になるだろう。

第三者

- ・現在の英文和訳の中には、質があまり高くない翻訳文が含まれており、第三者に与える不利益が大きいと感じている。また、審査官が記載不備をとことん出して日本語を直させている現状の運用は、ユーザーフレンドリーの観点からどうかと思っている。むしろ、生成 AI を用いた機械翻訳文の方が、自然な英語になって、第三者にとってはメリットの方が大きいと考えている。
- ・審査状況の監視にあたって、機械翻訳に基づいた情報提供の調査を行う必要となるため、機械翻訳に誤訳があると第三者の監視負担が増加すると思う。

5. 特許の出願・審査手続を全て外国語で行う場合の負担や課題 (B5)

特許の出願・審査手続を全て外国語で行うことが許容されると仮定した場合に、出願人、代理人、第三者のそれぞれに新たな負担や実務上の課題が生じると考えるか聴取した。

質問対象者：国内企業等、代理人・代理人事務所

共通

- ・どの外国語を想定しているのかにもよるとは思う。
- ・できるかできないかという問題と質の担保という点について、実は相当に違うものだと日々の特許業務を通じて感じている。
- ・日本の外国語書面出願制度においては、出願言語が制度上「英語その他の外国語」とされている。しかしながら、外国語を英語に限定した場合には対応可能な実務者が一定数存在する一方で、大半の日本人にとっては、英語以外の外国語による対応は困難である。そのため、仮に特許の出願・審査手続を外国語のみで行う制度運用を認めるとしても、その対象言語は英語に限定すべきであると考えている。
- ・特許の出願・審査手続が全て外国語で行われた後に権利化された特許については、日本

における裁判において当該特許の権利範囲を解釈する際、用語の意味内容や技術的理解の基準を巡って出願人、代理人及び第三者のそれぞれに実務上の課題が生じると考えられる。

- ・許容すると割り切るのであれば、特段の負担は生じないと考えている。ただし、誤訳の問題をどう扱うのかという問題については、法律や審査基準等できちんと担保する必要があると考える。
- ・出願人及び第三者の双方に共通して、第三者の特許公報等を英語でウォッチングする必要性が生じることが、実務上の負担となると思う。現状においても、英語で公開される国際公報等を確認する運用は行われているものの、確認対象となる公報のすべてが外国語となった場合には、調査・確認に要する負担がさらに増加すると思われる。この問題に対して、大企業であれば影響が少ないかもしれないが、特許に不慣れな個人発明家、中小企業、企業のエンジニア等が SDI (Selective Dissemination of Information) 等で文献調査をする際には、高い英語能力が求められ、負担が増すと思われる。
- ・審査官がネイティブ並みの英語で拒絶理由を書いてくれるのであればいいが、そうでない場合は、英語として何を伝えたいのか分からないというケースが増える可能性が考えられる。
- ・提出言語が英語になると、外国出願人にとっては良いが、審査官が本当に英語を理解してくれるのが不安である。英語による審査によって実体審査の解像度が下がり、本来拒絶すべきものが、ある程度広いまま特許される可能性も考えられる。
- ・英語に限った場合、英語で審査を行い、その審査結果も英語で通知するのであれば、追加的な負担は生じないと考えられる。ただし、最終的に特許査定となった際には、どこかのタイミングで日本語への翻訳が必要だと考える。その際、出願・審査手続に用いられた英語原文に対して、日本語翻訳が正確であるかを確認する負担が生じるとと思われる。
- ・日本における特許権は、日本語による権利設定を前提としており、出願から審査に至るまでの手続をすべて外国語で行うことは現実的ではない。
- ・これまで日本語で確立されてきた権利制度を放棄してしまうのではないかと懸念がある。
- ・仮に英語で権利が付与されることになれば、私権に関わる重大な問題となり得る。
- ・商標制度においては、マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の手続上、商品・役務の記載が英語で行われる例も一部存在するが、商標の場合は記載内容が比較的短く限定的であるのに対し、特許文献は技術的に複雑で分量も多く、英語での理解は極めて困難である。そのため、一般の利用者が内容を十分に理解できなくなるおそれがある。

出願人

- ・海外から出願する場合には、翻訳等の費用負担が減るので、出願しやすくなると思う

ものの、日本の国内法や各種ガイドラインへの対応として結局日本語にしなければならなくなるだろう。

- ・審査官による審査及び代理人による手続対応に要する時間が長期化し、それに伴う代理人費用等のコスト増加が出願人に転嫁されるおそれがある。また、拒絶理由通知に対する応答期限内に、代理人が現地クライアントと現地語で打合せを行い、その内容を踏まえて外国語による最終的な補正書や意見書を作成する必要が生じるため、代理人側の準備期間が長期化し、出願人自身が検討に充てられる実質的な時間が短縮されるおそれがある。

代理人

- ・英語以外の言語にも対応することになれば、より一層専門性が問われるだろう。
- ・大抵の弁理士は英語対応が可能であるとはいえ、同じ時間内でどれだけ質の高い明細書を書けるかという観点から見ると、英語よりも日本語の方が充実している。
- ・出願書類等を英語で見るとは日本語で見た方が負担は軽い。また、特許請求の範囲が全て英語で記載されている場合、ちょっとした理解のミスや読み落としが生じる恐れが高くなると思うと、特許の出願・審査手続を全て外国語で行うことは、代理人にとってもデメリットが大きいと考える。
- ・オフィスアクションの言語が英語となることにより、対応コストが増加するおそれがある。現状では、オフィスアクションの原文は日本語であり、これを代理人が英訳して現地代理人や企業に共有しているため、英語表現が不明瞭である場合でも、日本語原文を参照することで、審査官に直接問い合わせることなく代理人自身で対応できる場合が多い。しかし、オフィスアクションの原文自体が英語となった場合には、その表現の解釈について、当該英語を作成した審査官に逐一確認を行う必要が生じ、結果として実務負担及び対応コストの増加につながる点が懸念される。また、日本の代理人の多くは英語を母語としないことから、拒絶理由が英語で通知された場合、日本語の場合と比較して理解に要する時間が増加する点も課題として挙げられる。
- ・外国語の手続補正書や意見書を準備するときに、外国語の明細書等と整合した書面を用意しないとならなくなるため、代理人の外国語文書作成能力に関して、新たな負担等が生じるのではないかと考えている。この点については、単に英語を読解し、日本語に翻訳できれば足りるという問題ではなく、外国語で最終的な手続書面（補正書や意見書等）を作成するというアウトプットが求められることに鑑みると、代理人の実務対応能力の面で課題がある
- ・代理人が作成する最終的な手続書面が外国語となった場合、誤訳等の軽微なミスであっても、それを理由として拒絶理由が繰り返し通知されるおそれがある。また、現状では日本語で最終書面を作成しているところ、これと比較すると、英語や中国語で作成され

た明細書を基に審査対応を行う場合、当該用語が原文明細書に記載された新規事項に該当しないか否かといった点について、より慎重な確認が必要となる。さらに、補正内容についても、日本語ではなく外国語の原文との整合性を確保した補正書・意見書を作成しなければならないため、内容面での整合性を確保するには、相応のコスト及び時間を要すると考えられる。

第三者

- ・これまで翻訳文を見ていたものが外国語でしか見られなくなるため、確認が難しくなり、負担が増えるだろう。
- ・侵害回避のための第三者による特許監視の負担を軽減する観点からは、少なくとも特許請求の範囲については、機械翻訳された文面ではなく、人手により確認・整理された日本語で内容が確定していることが望ましいと考える。
- ・英語で記載された特許文献については、仮にウォッチングをしていたとしても、権利解釈が難しく、権利の範囲が不明確になる場合がある。例えば、特許請求の範囲の英単語を日本の裁判所でどう解釈されるのか、前例がなく分からない。このように、十分な前例や解釈の蓄積がない中で英語公報を前提としてウォッチングを行うことは、権利侵害の判断等において高いリスクを伴うと思う。
- ・英語を母語としない者が作成した英語書類を基に実務を行う場合、その表現について、英語を母語とする者であっても解釈上の疑問が生じる可能性がある。このため、英語を基準言語とすることが必ずしも実務負担の軽減につながるとは限らず、かえって確認作業の増加を招くおそれがある。また、現状の日本人の語学力を前提とすると、出願・審査手続を全面的に英語で行う制度については、選択制であっても慎重な検討が必要である。

第4節 外国語書面に基づいた手続に対する法制面の課題（質問C）

外国語書面に基づいた手続（特許出願・審査・公開）に対する法制面の課題に関して、以下の内容を聴取した。

質問対象者：法学者

1. 行政庁における手続の一部を外国語のみで行うこと（C1）

現在の日本の法体系において、行政庁における手続の一部を外国語のみで行うことは許容されると考えるか、また、許容されない手続があるとすれば、どの手続であるとするか

か聴取した。

- ・「手続の一部」については解釈の仕方次第ではあるが、外国語のみで行うことを許容できるか否かについては、限定的な範囲にとどまるのであれば、許容され得る場合もあると考えられる。
- ・行政サービスについては、政府が推進している「外国人に優しい社会」として、申請書様式自体は日本語であるものの、実務上は外国語のみでの提出が受理され、参考和訳も不要とするものが存在する（例えば、法人設立時の国税、都税、在留資格申請）。対世効がなく、対個人に関する行政上の届出等については、英語のみで行うことに問題はないと考えている。一方で、行政手続の一部が国民の権利・義務に影響を及ぼすような場合、それに対する権利補償がない場合は許容できないと考える。なお、東京証券取引所が定める上場規程とコーポレート・ガバナンス・コードでは、日本の上場企業であっても、英語での書類の開示を求める努力義務が存在する等、日本語から英語での対応を求める動きも国内ではある。
- ・法整備により外国語による手続が許容される場合も考えられるが、あらゆる場面で可能とは限らない。日本では公用語が憲法上明示されていないものの、国民の大多数が日本語を第一言語としていることから、行政手続は本来的に日本語で行うことが望ましい。他方、海外出願人の利便性に配慮し、一部手続を英語で行うこと自体は否定されない。しかし、審査官が英語で審査を行う場合、負担増や判断誤りのリスクが高まり、日本語出願との間で審査の公平性が損なわれるおそれがある。さらに、外国語のみで成立した特許について日本の裁判所で権利行使を行う際には、日本語による手続・判断が原則であるため、権利範囲の解釈が不明確となり得る。以上から、仮に一部英語手続を認めるとしても、少なくとも権利範囲は日本語で記載されていなければ、裁判所において十分かつ的確に権利主張を行うことが困難になる可能性が高い。もちろん、裁判所法等を改正し、外国語による審理や判断を制度的に認めることができれば対応は可能であると考えられるが、このような法改正はハードルが高く、現実的には容易ではないと考えられる。
- ・手続保証という観点で、外国語のみで行われた場合に、その内容が全然理解されないまま処分されるようなことは絶対に許されない。日本語が公用語である日本において、外国語のみで手続を行うのは、原則として許容されないと思う。なお、許容されるとすれば、行政庁が外国人に対し、外国語のみで手続することについて、了解を得ている場合や当事者が了解した場合（日本人でも外国語のみで手続することに了解した場合等）に限るのではないかと思う。
- ・裁判所は裁判所法により手続を日本語で行うこととされているため、審決取消訴訟や侵害訴訟などで裁判に発展した場合には、最終的には日本語で手続が進められることにな

る。そのため、行政手続としての特許審査と裁判手続との連続性を考慮しなければならないという制約があると考えられる。

外国語のみで行った手続が許容される場合、日本語で行った手続と比較して法的効力に違いが生じ得ると考えるか聴取した。

- ・手続に用いられる言語によって法的効力に差異を設けるべきではないと考えているものの、仮に外国語の出願書面が認められる場合、当該書面を第三者である日本国民が監視・確認する際の負担が増大することになると考える。
- ・原本が英語になった場合、権利範囲について正確な理解が得られなくなる可能性が生じると考える。
- ・制度設計次第では、日本語と英語のいずれであっても法的効力に差異が生じない仕組みを構築することは不可能ではない。しかし、裁判所法の改正が困難であることを前提とすると、裁判手続における権利主張は日本語で行われることになる。その結果、英語で記載されたクレームに基づき特許庁で権利が付与されても、裁判所ではその日本語訳を前提に解釈が行われることとなる。翻訳過程が介在することで、審査段階の判断が権利行使に間接的にしか反映されず、審査と裁判における解釈の整合性をどのように確保するかという運用上の課題が生じ得る。
- ・当事者が了解している前提であれば、法的効力に違いは生じないと思う。
- ・特許訴訟では契約の範囲の解釈が極めてクリティカルな問題となるため、審理が長期化する可能性が高い。外国語のみで手続するといった制度とした場合、特許庁では手間がかからない代わりに、裁判段階で大きな負担が生じることになると思う。また、法的に不可能ではないとは思いますが、翻訳が多義的である場合には、侵害・非侵害の予見可能性が低下し、紛争化する前段階での判断が難しくなる。さらに、英語を日本語としてどのように解釈するかによって権利範囲の判断が変わり得る（有効か無効かといった結論にも影響し得る）ため、第三者にとっての法的安定性の観点からも問題がある。
- ・外国語クレームの場合、英語をどう理解するかによって解釈が大きく変わり得る。日本語であってもクレーム解釈は難しいが、外国語のままであればさらに困難となり、予見可能性がより一層害されるおそれがある。日本において原出願国の言語のみで手続を行うことを認める制度とした場合、特に英語以外の外国語で出願されたケースでは、日本人が内容を理解するのに時間を要することになる。その結果、外国の出願人を優遇する一方で、日本の当事者が不利な立場に置かれるのではないかという懸念がある。

2. 行政庁における公示を外国語のみで行うこと (C2)

現在の日本の法体系において、行政庁における公示を外国語のみで行うことは許容されると考えるか聴取した。

- ・許容されると考える。しかし、第三者による監視負担を考慮すると、当該内容については日本語への翻訳が必要であると考えられる。また、今後、英語に限らず他の言語による手続が拡大した場合、第三者の監視負担は一層増大すると思う。
- ・国民の権利・義務に影響を及ぼすような場合、それに対する権利補償がない場合は許容できないと考える。
- ・合理的な必要性が認められる範囲であれば、制度として許容され得ると考えられる。ただし、その許容範囲をどこまでとするかについては、議論の余地がある。日本語を母国語とする者にとって不利益が大きくなる制度設計は望ましくない。一方で、日常的に外国語の技術文書や特許文献を読むことに慣れている特許出願人にとっては、外国語による手続が直ちに大きな不利益となるとは限らない。そのため、当事者間の不利益の偏りを考慮した上で、一定の場面に限って外国語による取扱いを認める余地はあると考えられる。
- ・許容されないと考える。現在の日本において、日本語を公用語にしている以上、外国語のみで行われた公示が、公示として機能を果たしているのかという疑問がある。将来的に機械翻訳の精度が格段に上がり、各国の言語にスムーズに対応できるのであれば話は別だが、現時点での機械翻訳の精度で考えるのであれば、公示を外国語のみで行うことはまだ難しいと考える。
- ・絶対に不可能というわけではないものの、その場合には特許庁の行政サービスの在り方として適切なのかという指摘がなされる可能性がある。また、そのような制度が社会的に受け入れられるのかという点についても懸念がある。

特許の公報（公開公報、特許公報等）を外国語のみで公開することは許容されると考えるか、また、日本語で公開された場合と比較して法的効力に違いが生じ得ると考えるか聴取した。

- ・許容され得ると思う。また、言語が異なることのみを理由として、特許の公報の法的効力が変わるものではないと考えており、法的効力に違いは生じないと思う。しかしながら、権利書に相当する書面、特に請求の範囲の解釈を行う場面を想定すると、英語による記載は実務上の負担が極めて大きいと思う。
- ・外国出願人による日本出願において、日本語表現が必ずしも平易ではない場合であっても、日本の出願人、審査官及び第三者等の実務者は、日本語を基盤としている以上、一

定程度の理解は可能である。一方で、英語による請求の範囲の解釈において、日本の実務者が英語を母国語とする人たちと同等の水準で理解することは、日本の実務においては非常に困難であることを踏まえると、少なくとも請求の範囲については、日本語で記載されていることが望ましいのではないかと考える。

- 日本人に影響を及ぼす特許であるにもかかわらず、外国語のみで公報が公開されることには問題がある。侵害訴訟は日本語で行われるため、特許権者が翻訳文を提出する必要があり、裁判所はその翻訳を基に侵害の成否を判断することになる。その結果、翻訳内容自体が争点となり得る。さらに、複数の侵害訴訟が生じたり、訴訟過程で翻訳が訂正されたりすると、裁判所内での解釈基準が変動するおそれがある。仮に特許庁が翻訳要件を緩和しても、権利範囲の不安定化を招き、出願人にとって権利行使や権利の安定性の観点から長期的なメリットは乏しい。
- 特許公開の主な法的効果としては、保証金請求権の発生と新規性喪失の原因となる点が挙げられる。外国語による特許出願を認める制度を採用する場合には、制度全体の整合性を前提として、外国語による公開を認めることも検討すべきである。また、新規性喪失については、我が国の特許制度が世界公知性を採用している以上、公開言語の違いにより取扱いを区別する合理的理由は乏しい。以上から、語弊を恐れずに言えば、特許公開における言語の違いによる実質的影響は限定的であると考えられる。
- 許容されないと考える。過失推定を例にとると、外国語だけで公示されていたものについて、過失推定だと断定されても、全然分からない人にとっては大事である。やはり、公示機能という観点で見ると許容できないと考える。
- 解釈が多義的となる部分が増えることで、権利範囲の判断が不明確になり、侵害・非侵害の予見可能性が制限されてしまう懸念がある。

3. 特許の出願・審査の手続の一部を外国語のみで行うこと (C3)

特許の出願・審査の手続の一部を外国語のみで行う（出願人による翻訳文の提出を不要または必須としない）ことは許容され得ると考えるか、また、仮に、許容され得る場合にも、様々な態様が考えられるところ、以下①～③の態様を採用した場合、出願・審査の手続、権利の設定、公報・審査経過の公開のそれぞれでどのような法的課題があると考えるか聴取した。

① [翻訳文なし案] 外国語書面（願書、特許請求の範囲、明細書、図面、意見書、補正書等）を原本とする態様

② [特許庁翻訳文案] 提出された外国語書面を特許庁において翻訳した日本語書面（願書、特許請求の範囲、明細書、図面、意見書、補正書等）を原本とする態様

③ [出願人任意翻訳文案] 出願人が任意で（又は特許庁の求めに応じて）翻訳文を提出

できるとし、提出があった場合はそれを原本とする態様

共通

- ・権利行使の場面として、審決取消訴訟において裁判所で争う場合を想定すると、日本の裁判所における手続は日本語で行わざるを得ない。この点、基礎となる原本が外国語である場合、裁判手続との関係で状況が複雑化するおそれがある。特に、原本が外国語である場合には、手続上乗り越えるべきハードルが高くなると考えられる。この前提に立つと、①の案については、原本が外国語となるため、実現は難しい。また、③の案についても、日本語訳の提出がなされなかった場合には外国語が原本となる点で、①の案と同様に困難が生じる。
- ・日本語で出願されていないものについて、最後に日本語に翻訳した明細書等が権利範囲を決めるとなった場合、本当にそれが合っているのか、誰が確認するのかといった問題が出てくると思う。審査が英語であれば、英語が最終的な権利範囲を決めるものになると思う。また、実務の観点でいうと、外国のクライアントの対応をする場合、日本語と英語が混ざるため、混乱することがある。そのため、英語だけになった方がある意味楽にはなる部分はあるが、全ての弁理士が英語に堪能というわけではないので、現状は全て英語というのは厳しいと思われる。

①翻訳文なし案

- ・出願人による監視負担が増えてしまい、かつ、権利範囲の解釈が困難になるので、許容できない。
- ・日本人が影響を受けるにもかかわらず、外国語のみで公開されるのは問題だと考える。翻訳文がない場合、使用する機械翻訳によって解釈が異なったり、一定の知識を有する人しか理解できなくなったりするのではないかと思う。
- ・日本語の翻訳文が存在しない制度とするのは難しいと考えられる。特に公開される段階において日本語の翻訳文がないことは問題が大きい。また、審査段階では日本語の翻訳文がなく、途中から翻訳文が出てくるという運用も制度として整合性を欠き、現実的には難しいのではないかと思う。

②特許庁翻訳文案

- ・特許庁の翻訳に間違いがあった場合の責任の所在が微妙になる。また、特許庁の責任とするのは難しいことから許容できない。
- ・翻訳文を、特許庁が作成するか、出願人が作成するかについて、作成者自体で影響が変わるものではないと考える。ただし、特許庁が翻訳文を作成する場合、出願人に全く確認をとらずに翻訳を作成してしまうと、出願人が理解している特許の範囲と当該翻訳と

が一致しない問題が生じる可能性がある。そのため、翻訳文を作成するうえで、出願人に確認を取る工程は必須だと思う。

- ・①及び③と比較すると、考え得る選択肢ではあるものの、やはり日本語による原本を用意しない制度とすることは難しいと考えられる。
- ・出願者が出願を外国語のみで行い、特許庁の方で審査の段階で機械翻訳で日本語にする案については危険だと考える。反対する意見として、機械翻訳文について特許庁が責任を負うことは現実的ではなく、また、出願人にとっても、品質の低い翻訳に基づいて審査が行われることは重大な不利益となり得る。その結果、出願人は自ら翻訳を行う方が適切であると判断する可能性が高い。このような状況では、特許庁と出願人のいずれにとっても実質的なメリットは乏しいと考えられる。
- ・一番現実的な手段である。ただし、人手翻訳であっても機械翻訳であっても誤訳が生じ得るため、誤訳があった場合に国家賠償請求等の問題に発展しないよう、原則として特許庁の翻訳文を公式なものと位置付けつつも、一定期間内に誤りがあった場合には出願人が指摘できる段階を設けるような制度設計が望ましいと考えられる。

③出願人任意翻訳文案

- ・これが一番採用しやすい態様であると思うものの、翻訳文は出願人に提出させた方がよいと考えている。
- ・任意で翻訳文を提出するということになると、①と同様の問題が生じると思う。
- ・結局のところ、翻訳について、出願人の任意で提出するとなると、翻訳費用が一番高いので、翻訳を出さなくなると思う。
- ・翻訳文を出願人による任意提出とする場合、翻訳文がある場合とない場合とで、第三者である日本人にとっての理解のしやすさが大きく異なることになる。出願人の責任で、日本語で理解してもらいたければ翻訳文を提出するということになると思うが、第三者の立場からすると、外国語の原文のまま審査が通る出願と、日本語の翻訳文が付された出願とが混在することになり、制度運用上の混乱を招くのではないかという懸念がある。

4. 翻訳に含まれる誤訳に起因して生じた不利益の負担 (C4)

上記3. の②又は③の態様において、翻訳に含まれる誤訳に起因して生じた不利益は、誰が負う（出願人／特許権者、特許の利用者／侵害の被疑者、特許庁等）ことになるか、また、本来は誰が負うのが適切と考えるか聴取した。

共通

- ・どちらも翻訳文を作成した者だと思う。特許庁が責任を負えと言われても、例えば、特

許庁の誤訳のせいで権利範囲が小さくなった場合に、損害賠償請求をされても責任を負えない。仮に、特許庁が翻訳するといった場合でも、免責条項を入れる必要があり、それを拒むのであれば、出願人自らが翻訳すべきだと思う。

- ・本来、特許は出願人自身の権利であるため、その内容については特許権者が責任を負うべきである。他方で、特許庁が作成した翻訳文に対して出願人が一切口出しできず、誤訳による不利益を出願人がそのまま負うのは不合理である。したがって、特許庁が翻訳文を作成することを前提としつつも、誤り等がある場合に、出願人が申し立てできる期間を設ける制度設計が望ましいと思う。

②の態様の場合

- ・特許庁で翻訳することになるので、責任は特許庁にあると言われる場合があると思う。
- ・出願人と翻訳文を作成した特許庁との問題だと考える。基本的に作成者が責任を負うのが原則であると思うが、特許庁が権利者に特許の範囲を確認した場合は、両者の問題になると思う。
- ・特許庁が外国語明細書等を翻訳し、その翻訳文を原本とする制度を採用した場合、出願人は翻訳内容について意見を述べる機会を失い、翻訳に起因する不利益を負うことになるため、望ましいとは言えない。出願人の同意を前提に責任を帰属させる制度設計も理論上は可能であるが、誤訳のリスクが高く、実務上同意を得ることは困難である。むしろ、出願人に日本語訳を任意に提出する機会を与え、誤訳に関するリスクを出願人に帰属させる制度が適切と考えられる。特許制度の構造上、文言に関するリスクは原則として出願人が負担すべきである。

③の態様の場合

- ・結果的には出願人本人の責任ということになると思う。
- ・現行の法制度どおり、出願人が責任を負うと思う。

5. 外国語による出願制度の活用を阻害する課題 (C5)

現在の外国語書面制度（特許法第 36 条の 2）及び外国語 PCT 出願の翻訳文提出（特許法第 184 条の 4）の規定について、これらの活用を阻害するような課題はあるか聴取した。

- ・従前から感じている点であるが、外国の出願人にとって、外国語書面出願や PCT 出願において提出が求められる翻訳文の作成が、大きな負担となっている。特に、外国出願人自身が翻訳文の内容を十分に確認・検証できない点や、翻訳に要する費用負担が重い点について、外国出願人が不平等であると感じる要因になっていると考えられる。

- ・ 翻訳文の提出期間（30 月）を一番期限の緩い期限（31 月）に設定している国に合わせてみてはどうかと思う。そうすれば、翻訳費用を調整できるし、翻訳の提出期限を他国にも合わせやすくなるのではないかと思う。
- ・ 外国語書面による出願を行い、その後、日本語の翻訳文を提出した場合には、当該翻訳文が原本として取り扱われる。この前提の下で、常に原本である日本語に立ち返り、日本語で出願された場合と同様に、後から誤訳を補正することが可能であるのであれば、外国語出願を行うことによるデメリットは、相当程度軽減されると考えられる。なお、外国語書面出願に伴う不利益が、翻訳作業に要するコストにとどまるのであれば、重大な課題とは言えないと思う。
- ・ 特にない。

6. 外国語の出願書類の日本語への翻訳をする者（C6）

外国語の出願書類（願書、特許請求の範囲、明細書、図面中の説明等）の日本語への翻訳は、誰が行う（出願人、特許庁、その他）のが適切と考えるか、また、出願・審査手続の実施及び公報・審査経過の公開を、当該翻訳による翻訳文を原本として行う場合と、元の外国語を原本として行う（翻訳文は法的効力を生じない仮訳として扱う）場合とで、翻訳すべき者は異なると考えるか聴取した。

- ・ 出願人が翻訳を行うべきであると考え。翻訳文は最終的に出願人自身の権利書となるものである以上、出願人の責任において準備することは、必ずしも不合理ではない。また、翻訳文を原本とする場合と、外国語書面を原本とする場合とでは、翻訳に関与する主体が異なっても差し支えないと考える。法的効力を生じない位置付けの翻訳であれば、機械翻訳を用いることも許容され得ると考えられ、その結果として、翻訳方法についても多様な選択肢が生じる可能性がある。
- ・ 論理的には、特許は私権であり、権利の保障を求める側である出願人が行うのが適切だと考える。翻訳文を原本と扱わない場合であっても、同様であると考えている。他方、外国語の書類が原本となった場合に、一般の人にとっては権利設定を理解するのが困難となり、それに対する補償等がなければ、全て外国語で行うことは難しいと考える。
- ・ 翻訳文を原本として取り扱う制度を採用する場合、当該翻訳文が最終的に権利書となり、権利行使の基礎となることから、通常日本語出願と同様に、出願人が翻訳すべきと考える。これに対し、元の外国語書面を原本とする制度を採用する場合には、翻訳文はあくまで便宜的な仮訳に位置付けられる。この場合、特許庁側において、審査官が審査の過程で必要に応じて翻訳を行うことになると考えられる。その際、特許庁が翻訳体制を整備することによって生じるコストについて、出願人に対して追加的な手数料を課す等

の方法で負担させること自体は、制度上問題ないと考えられる。特許庁が原文を理解することを補助する支援ツールとして機械翻訳を用いるにとどまるのであれば、機会翻訳は特許庁が行うべきであると考えられる。

- ・弊所では、翻訳について、「当該訳語の方が本発明をより適切に表現し得る」といった観点で訳を選択している。そういった意味では、元々の明細書を書いている出願人側が翻訳するのがよいと思う。なお、誰かが書いた文章を他の人が翻訳すると、違うものになる危険性があると思う。また、法的効力が生じるものについて、特許庁側では責任を負えないと考える。
- ・本来は出願人が翻訳文を作成するべきであると考えられるが、日本に外国からの出願を呼び込むという戦略の一環としては、翻訳コストが大きな障壁となっている可能性がある。その意味では、特許庁が翻訳を担うという選択肢もあり得るが、最終的にはどのような政策方針を採るかによって制度の在り方は変わるものと考えられる。

7. 特許の出願・審査手続を全て外国語で行う場合における実務上の課題 (C7)

仮に、特許の出願・審査手続を全て外国語で行うことが許容される制度になった場合、出願人、特許庁、第三者のそれぞれに生じる実務上の課題としては、どのようなものが想定されるか聴取した。

共通

- ・外国語で記載された権利を裁判所において争う場合には、裁判官にとっても内容の理解が容易ではなく、適切な判断を行う上での障害となるおそれがある。
- ・外国語で特許の範囲が確定したとしても、例えば、中小企業が権利行使の通知を英語で作成するのは困難だと思うし、また、先述したとおり、裁判は日本語で行われることを踏まえると、権利行使を外国語のまま実施するのは難しいと思う。さらに、全ての外国語に対応するのは不可能と考えており、外国に対応する場合であっても、英語に限定する等、範囲を絞るべきだと考える。
- ・審判や無効審判も英語で実施することになると、特許庁に対応能力がある前提になってしまう。また、これに対応する弁理士を確保することも困難になるのではないかと思う。
- ・外国語で記載された権利範囲や明細書の意味が最終的にどのように解釈されるのかについては、検討すべき点が多く、容易に判断できない。特に、侵害訴訟において侵害・非侵害の判断や先行技術との同一性が争われる場合、記載が日本語でないことに起因する解釈上の争いが生じる可能性がある。もっとも、日本語で記載された特許であっても、権利範囲の解釈をめぐる見解の相違が問題となることは少なくなく、外国語であること自体が必ずしも問題を増幅させるとは限らない。しかし、特許法は日本語で規定されて

いる以上、外国語で記載された権利範囲や明細書を、日本語の法概念や要件とどのように対応付けて理解するのかを整理する必要がある。この点については、外国語表現と日本語の法概念との対応関係を明示的に定める規定を特許法に設けることも検討に値すると考えられる。

- ・現状、特許の出願・審査手続の際に用いられる外国語は英語が主であるが、今後は、他の言語（フランス語、中国語、スペイン、ドイツ語等）に広がっていく可能性はある。一方で、英語であっても、弁理士が皆、英語が得意なわけではないため、まだハードルが高いと感じている。
- ・機械翻訳が今よりも普及し、かつ、より高精度になれば分からないが、現時点で、審査手続だけを外国語でやるというのは、障壁が生まれ、ハードルが上がる人たちが一定数いるはずであり、不平等である。
- ・特許庁が翻訳を行う制度とした場合、誤訳があった場合や、出願人から見て納得できない訳が示された場合にどのように対応するのかといった問題が生じる。また、外国語のまま審査が行われることになると、権利行使をするか否か、当該特許がどの程度の技術的範囲を有するのかといった判断について、第三者にとっての予見可能性が損なわれるという課題が考えられる。

出願人

- ・一部の特許事務所に依頼が殺到して、キャパオーバーになり、対応してもらえない可能性もあると思う。

特許庁

- ・母国語ではない言語を用いて権利に関わる重要事項を正確に伝え合うことには大きな難しさがある。英米出身者の英語は比較的理解しやすい一方、その他の国の出願人による英語は表現が不明瞭であったり記載が簡略・粗雑であったりする場合があります、意図を正確に把握することが困難なことがある。この点は、特許庁であっても対応は困難だと思う。

第三者

- ・権利を監視・把握する際の負担が大きくなる点が問題となる。また、包袋書類の内容が英語をはじめとする外国語で構成されることとなった場合、それらを日本人が正確に理解していくことは困難であり、新たな実務上の課題が生じると考えられる。

8. 他国の外国語出願に係る制度や運用 (C8)

他国の外国語出願に係る制度や運用として、日本も取り入れた方がよい・今後の日本の制度の参考になると考えられるものについて聴取した。

- ・外国語で出願ができ、権利化も最終的に外国語が原文のまま確定するという国はないと思う。EU なら英語も公用語も一つなので、英語対応は可能だろうが、全く公用語ではない言語で権利化までできるという海外の例は把握していない。
- ・特に無い。日本語は特殊な言語であるため、UPC (欧州統一特許裁判所) のような制度をそのまま導入することは難しいと考えられる。

第5節 ヒアリング調査で得られたその他の追加的意見

<翻訳に関して>

- ・現状、所内の翻訳チームが作成したものだけで完結することではなく、書類の趣旨や意図を確認する工程は必ず入れている。また、翻訳者の質、考え方又は癖等でも翻訳が変わってきたり、日本人とアメリカ人との間で解釈が異なったりすることもあるため、翻訳のバラつきは永遠の課題であるかもしれない。
- ・特許権は私的な権利であり、出願人の意思が反映されたものでなくてはならないと考える。今後、出願人は機械翻訳文を確認し、そこに意思を反映させていくというように考えていくべきだと思う。
- ・質の高い翻訳を行うためには、翻訳文を仕上げる過程において、翻訳者が日本語の原文を作成した者に質問をし、疑問点をその都度解消できる環境があるかどうかを重要であると考えている。
- ・翻訳については、単に意味が分かればよいというものと、権利の範囲を決めたいという場合とでは、誰が責任を負うのかという点も含め、違うのではないかと思う。
- ・機械翻訳について、最も懸念される点は、予期しない誤りが含まれ得ることである。用語のバラつきや翻訳表現の揺れはどうしても生じる場所であり、将来的には、これらを適切に調整・統一する AI 等が実用化されれば、最終的には実務上十分に活用可能なものになっていくと考えられる。

<制度に関して>

- ・外国からの特許の出願や審査において機械翻訳の利用可能性を検討しているとのことだが、現時点では、全てを機械翻訳に頼らずに、機械翻訳文を手でチェックして正確性を担保することが成功に繋がると思う。

- ・特許の解釈については、日本語で記載されている場合であっても、誤解が生じるリスクは存在する。この点、英語の権利範囲や明細書について日本語訳が併記され、その日本語訳に起因する誤訳のリスクが、日本語原文における解釈上の誤解のリスクと同程度であるのであれば、制度上大きな問題とはならない可能性がある。
- ・原文はあくまで英語と位置付けた上で、特許庁が作成した日本語訳を公報に付すという制度設計は考えられる。
- ・機械翻訳の進展により、外国から日本へ出願する際に必要な翻訳文の作成を事務所に依頼しなくなると、弁理士事務所にとっては相当な痛手となり、弁理士制度そのものが崩壊しかねないと懸念する。

第4部 まとめ

本調査研究では、主としてアンケート調査及びヒアリング調査を通じて、外国への特許出願を行っている国内企業等（以下「国内企業等」という）、外国から日本に出願された特許の管理を行っている企業（以下「外資系企業」という）、外国への出願及び外国から日本への国内移行手続を請け負っている代理人（以下「代理人」という）並びに特許制度に関する専門的知見を有する法学者（以下「法学者」という）から、日本が特許の出願先として選択されにくいと考えられる要因について意見を収集した。また、ユーザーニーズに即した受け入れ環境の在り方や、それらを採用した場合のメリット・デメリットについても、実務に基づく意見を収集した。

・出願国としての日本の立ち位置

まず、国内企業等、外資系企業及び代理人を対象としたアンケート調査（以下「アンケート調査」という）において、特許出願先となる対象国の選定に際して重要な要素は何かを質問し、企業及び代理人が外国へ出願する際に重視している事項について分析を行った。その結果、国内企業、外資系企業及び代理人の三者に共通して、「事業の進出状況」、「市場の魅力」、「競合他社の存在」及び「権利行使のしやすさ」が上位の要素として挙げられた。

回答者	回答者数	事業の進出状況	市場の魅力	競合他社の存在	権利行使のしやすさ
国内企業等	114	102 (1位)	89 (2位)	78 (3位)	62 (4位)
外資系企業	14	10 (1位)	9 (2位)	9 (3位)	9 (4位)
代理人	76	58 (1位)	56 (2位)	40 (3位)	31 (5位)

また、国内企業等、外資系企業及び代理人を対象にしたヒアリング調査においても、特許出願をする対象国の選定に重要な要素として、「事業の進出状況」、「市場の魅力」、「競合他社の存在」、「権利行使のしやすさ」を挙げる声が多かった。

企業及び代理人が出願国の選定にあたって「事業の進出状況」や「市場の魅力」を特に重視しているのに対し、特許の出願先として、日本の市場はどの程度重要なのかをアンケート調査において質問したところ、「全世界で一番重要」という回答が最も多かったものの、「一番ではないが、重要な国の一つ」という回答の多さが目立った。特に外資系企業については、「一番ではないが、重要な国の一つ」が最も多い回答であった。

回答者	回答者数	全世界で一番重要	一番ではないが、重要な国の一つ
国内企業等	114	65 (1位)	41 (2位)

外資系企業	13	1 (3位)	9 (1位)
代理人	73	48 (1位)	17 (2位)

実際に、外国（自国以外）に特許出願する際に日本を出願先から除外したことがあるかについてアンケート調査で質問したところ、国内企業及び外資系企業のいずれにおいても、回答者の半数以上が「日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことがある」と回答し、「日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことはない」とする回答を上回った。

回答者	回答者数	日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことがある	日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことはない
国内企業等	114	58	56
外資系企業	15	8	7
代理人	70	21	59

また、日本を除外して自国以外の外国に出願した理由についてアンケート調査で質問したところ、三者に共通して「日本に進出する予定がない技術だった」、「該当出願に係る技術について日本市場に魅力がない」が上位であった。このことから、日本で特許を取得する実益が乏しいと評価された場合に出願が控えられられる傾向があることがうかがえる。

回答者	回答者数	日本に進出する予定がない技術だった	該当出願に係る技術について日本市場に魅力がない
国内企業等	58	36 (1位)	18 (2位)
外資系企業	8	5 (1位)	4 (2位)
代理人	18	8 (2位)	11 (1位)

以上の調査結果から、企業及び代理人が出願国を選択する際の主要な判断要素は、市場規模、競争環境及び権利行使環境であると考えられる。

他方で、日本市場については、多くの企業及び代理人にとって重要な出願先の一つではあるものの、最重要の出願国と位置付けていない回答が一定数存在することや、日本を除外して外国に出願した事例が相当数確認されていることから、日本は常に不可欠な出願先とまでは評価されていないと思われる。実際、アンケート調査においても、一部の業界を除き、出願国としての日本の立ち位置を危惧する意見が目立った。

- ・ 日本のマーケットの規模や魅力の観点で、他国に比べると日本の位置がすごく高い位置づけでなくなってきているのではないかと思う。
- ・ 重要ではあるものの、最優先とまではいかないのが現状であると考えており、アジアの中で1国を選択する際、中国に競り負けているとも思われる。

- ・ 今後、日本市場は人口減少等を踏まえると、規模の拡大はあまり見込めない。
- ・ 近年はインド、韓国、台湾等と並びティア2として位置づけられていることから、出願国としての優先度が低い。
- ・ 日本は、市場としての価値が失われつつあり、出願する意味がなくなっていると思う。
- ・ 担当している外国の企業の中に、かつては日本が最重要国だったが、現在では厳選的に出願する国の1つへと位置付けが大きく変化した企業がある。

このように、日本は多くの企業及び代理人にとって重要な出願先の一つではあるものの、常に最優先又は不可欠な出願国として位置づけられているわけではなく、案件ごとに他国との比較衡量の対象となる「選択肢の一つ」として認識されているのが実態だろう。

・ 翻訳費用が出願意思決定に与える影響

現在、日本への出願が伸び悩んでいる背景には、市場規模や競争環境といった要因があることが分かったが、これらは企業や制度によって短期的に変更することが困難な外部的要因であり、即効性のある政策対応を講じることは容易ではない。

そのような状況の下で、現在の日本のような位置付けにある国においては、出願国の選択が最終段階で絞り込まれる局面において、個別案件ごとの費用対効果が判断を左右する要素となり得ると考えられる。とりわけ、複数の出願候補国の間で選択に迷う場合には、翻訳費用や出願費用等の固定的に発生する追加コストの差異が、最終的な決め手となる可能性がある。したがって、これらのコストは制度設計によって調整し得る要素として、出願行動に影響を及ぼし得る政策的変数と位置付けることができる。

アンケート調査において、先述のとおり、特許出願先となる対象国の選定に際して重要な要素は何かについて確認したところ、費用については、「事業の進出状況」や「市場の魅力」といった上位要素と比べると、その優先順位は相対的に高いものではなかった。とりわけ「翻訳」については、国内企業等、外資系企業及び代理人のいずれにおいても、上位要素とはいえない結果であった。

回答者	回答者数	費用（翻訳費以外）	翻訳費
国内企業等	114	45（5位）	22（8位）
外資系企業	14	3（7位）	3（7位）
代理人	76	39（4位）	24（6位）

しかし、翻訳は、外国に出願する場合には制度上必ず発生する費用であり、個別案件の費用対効果を検討する局面においては無視し得ない固定的コストであると考えられる。そ

ここで、アンケート調査で、「元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1出願あたりの翻訳費用が、1出願あたりの全費用に占める割合」について、質問したところ、国内企業等及び代理人では「40～60%」が最多であり、外資系企業では「20%～40%」及び「10%～20%」が同数で最多であった。なお、国内企業等及び代理人に限り、「わからない」と回答した者を除いた回答数でみると、約6割以上が40%を超えると回答していた。

回答者	回答者数	40～60%	60%～
国内企業等	58	13 (1位)	9 (2位)
外資系企業	8	0	0
代理人	76	27 (1位)	13 (3位)

また、「元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1出願あたりの翻訳費用」について、アンケート調査で質問したところ、三者に共通して「20万円超50万円以下」が最多であった。なお、国内企業等及び代理人に限り、「わからない」と回答した者を除いた回答数でみると、約6割以上が20万円以上と回答していた。

回答者	回答者数	20万円超50万円以下	50万円超
国内企業等	59	22 (1位)	6 (2位)
外資系企業	8	4 (1位)	0
代理人	76	36 (1位)	6 (3位)

さらに、「元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いもの」についてアンケート調査で質問したところ、国内企業等及び代理人の回答では「日本国特許庁へ審査前に提出する書類(願書、明細書等)の作成費用(和訳費含む)」が最多であり、その割合は約8割に及んだ。また、外資系企業の回答においても2番目に多い回答であった。

回答者	回答者数	日本国特許庁へ審査前に提出する書類
国内企業等	58	45 (1位)
外資系企業	8	3 (2位)
代理人	75	61 (1位)

以上の理由から、翻訳関連費用が出願コスト構造の中で大きな比重を占めていることが確認できた。

実際に、「翻訳費用が軽減されることは、元が外国語の出願を日本に出願する件数を増加させる動機となるか」について、アンケート調査で質問したところ、回答は対象者の属性によって分かれる結果となった。

特に代理人の回答では、「非常になる」と「ある程度なる」を合わせた回答が全体の6割以上を占め、翻訳費用の軽減が出願件数の増加に繋がるとの認識が比較的強く示された。これに対し、国内企業等の回答では、「あまりならない」と「全くならない」を合わせた回答が半数以上を占め、翻訳費用の軽減が直ちに件数の増加に結び付くとは考えていない傾向がみられた。また、外資系企業の回答では、「非常になる」と「ある程度なる」の合計が半数近くに達したものの、「どちらともいえない」と同数であり、さらに、「あまりならない」及び「全くならない」の合計とも大きな差はみられなかった。

回答者	回答者	非常になる・ある程度なる	どちらともいえない	あまりならない・全くならない
国内企業等	114	27	11	66
外資系企業	13	5	5	2
代理人	74	46	8	11

これらの結果から、翻訳費用が単なる出願に伴う付随的費用ではなく、状況によっては出願の意思決定に実質的な影響を及ぼし得る要因であると評価できる。そうすると、市場規模や競争環境の評価が拮抗する出願候補国として、複数の国を比較衡量し、最終的な出願先を決定するという場合には、この翻訳費用を含む固定費が出願の可否を分ける境界要因となり得ると考えられる。

日本市場が各国の企業にとって、「最重要国」ではなく、「重要な国の一つ」と位置付けられている可能性が高いといえ、日本が複数の出願候補国の中で比較衡量の対象となる場面が少なくないという実態を踏まえれば、翻訳費用の低減や翻訳文提出義務の在り方を検討することは、市場構造そのものを変更することなく、制度面から日本の出願環境の相対的な魅力を高めるための一つの選択肢となり得る。

翻訳費用が出願コストの相当部分を占めている以上、その軽減は費用対効果の境界線上にある案件を日本出願へと引き寄せる誘因として機能し得ると考えられる。

・ 翻訳文提出不要を含む制度案の整理

アンケート調査の結果、翻訳費用が1出願当たりの総費用の相当部分を占めていることが明らかとなった。そこで、翻訳費用を低減する方策として、外国から日本への出願に際し、出願人による日本語翻訳文の提出を不要とする制度の導入について、次の三つの案を検討した。

①外国語による審査・公開を行う場合

第一に、外国語による審査及び公開を行う方式である。

本方式の最大の利点は、出願人にとって翻訳費用が原則不要となる点にある。先述のとおり、翻訳費用は1出願当たり数十万円規模であり、1出願あたりの全費用に占める割合は概ね4割以上である。したがって、外国語による審査・公開を認め、日本語翻訳文の提出を不要とすることができれば、出願人にとって翻訳費用の負担軽減につながり、費用面で出願を見送っていた案件を後押しする効果が期待できる。

他方、「元が英語の特許出願の審査は、何語の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）に基づいて行われるのがよいか」について国内企業等及び代理人を対象としたアンケート調査で質問したところ、いずれも日本語が最も多い回答であった。

回答者	回答者数	日本語	日本語と英語の両方	英語
国内企業等	114	67 (1位)	18 (2位)	15 (3位)
代理人	80	59 (1位)	12 (2位)	5 (3位)

また、アンケート調査内では、国内企業及び代理人の双方から外国語による審査・公開を懸念する意見が散見された。

国内企業等

- ・ 日本の第三者が日本の特許公報を見る場合には、日本語であることが便利であり、審査も日本語で行ったほうが、日本の第三者としてはわかりやすい。
- ・ 日本の特許に影響を最も受けるのは日本国民である以上、日本国民が最も理解しやすい日本語で特許権の権利範囲が確定されるべきと考える。したがって権利解釈に影響する審査手続きも日本語の書類に基づいてなされるべきと考える。

代理人

- ・ 英語に基づいて行われた場合、審査官と日本の代理人の理解不足・誤解の問題が生じる。また、日本人が行う特許調査の場合の調査負担も飛躍的に増大する。特に、範囲の解釈については重大な問題が生じかねない。
- ・ 日本国内の第三者としては日本語で審査経過が理解できることが最も便利である。
- ・ 日本語以外の言語でJPOが簡便な審査を行うことで、審査の質が低下すれば、これまで築き上げた信頼を損ねることが懸念される。

同様に、ヒアリング調査においても、特許の公報（公開公報、特許公報等）を外国語のみで公開することについて法学者から懸念の声があがった。

法学者

- ・ 日本人に影響を及ぼす特許であるにもかかわらず、外国語のみで公報が公開される

ことには問題がある。

- ・ 過失推定との関係では、特許発明の内容が公開されていることが前提となる場所、仮に外国語のみで公開された場合、日本語しか理解できない国内事業者にとっては実質的な理解が困難である。それにもかかわらず過失が推定されるとすれば、公示機能の観点から問題が生じ得る。
- ・ 解釈が多義的となる部分が増えることで、権利範囲の判断が不明確になり、侵害・非侵害の予見可能性が制限されてしまう懸念がある。

さらに、この方式の許容性について、ヒアリング調査（法学者、国内企業等及び代理人）において意見を聴取したところ、許容できないとする回答が多数を占めた。とりわけ、ヒアリング調査を実施した法学者5者はいずれも、本方式は許容できないとの見解を示した。

法学者

- ・ 出願人による監視負担が増えてしまい、かつ、権利範囲の解釈が困難になるので、許容できない。
- ・ 日本人が影響を受けるにもかかわらず、外国語のみで公開されるのは問題だと考える。
- ・ 審決取消訴訟では裁判手続が日本語で行われるため、原本が外国語である場合には、手続が複雑化し、対応上の負担が増すおそれがある。
- ・ 公報に関しては、審査を英語で行ったからといって、英語のみでしか公示されないとすると不都合があるように思える。
- ・ 公開される段階において日本語の翻訳文がないことは問題が大きい。

以上から、外国語による審査・公開を行う方式について、翻訳費用の削減という利点を有する一方で、以下の3点につき、課題を有する。

第一に、第三者の監視負担への影響である。特許公報は、権利範囲を画定するとともに、先願の地位を通じて第三者の行動を規律する機能を有する文書である。この点、公報が日本語で示されない場合、日本国内における事業者や関係者が当該特許の技術的範囲や法的効果を直ちに把握することが困難となる可能性がある。

第二に、審査実務との整合性の問題である。特許の出願・審査手続を外国語のみで行う場合、日本語で行う場合と同等の対応が可能な実務者（弁理士・審査官等）が限定されるおそれがあり、実務上の障壁が生じる可能性がある。特に、日本語を前提として構築・運用されてきた審査運用、審査実務及び公報の公開・検索体制と、これらを全て英語のみとすることを前提とした場合の運用や体制等との関係をどのように整理し、制度運用上の適合性を確保するかは重要な課題となる。

第三に、裁判手続との関係である。審決取消訴訟をはじめとする日本の裁判手続は日本

語で行われることを前提としており、外国語で作成された書面を証拠として提出する場合には、日本語訳の提出が求められる。そのため、基礎となる出願書類の原本が外国語である場合には、裁判段階において言語の不一致が生じ、手続の複雑化を招くおそれがある。特に、権利範囲の解釈を巡る争いにおいては、外国語の原文の意味と日本語訳の内容との間に差異が生じた場合に、いずれをどのように参照して解釈すべきかが問題となり得る。

以上のとおり、外国語による審査・公開方式は出願人の負担軽減という観点では一定の合理性を有するものの、第三者の監視負担の増加、実務運用及び司法手続との整合性の観点から課題を有するため、導入には慎重な検討が必要だと考えられる。

②JPO 側で機械翻訳を行った日本語で審査・公開を行う場合

第二に、JPO 側で機械翻訳を行い、日本語により審査及び公開を行う方式である。本方式は、出願人の翻訳費用負担を軽減しつつ、日本語による審査・公開を維持できる点で、費用削減と国内利用者の利便性確保を両立し得る制度設計である。

もっとも、本方式の導入を検討するに当たっては、機械翻訳の精度が現状どの程度の水準にあり、どの程度まで向上すれば制度として許容可能と評価できるのか、あるいは機械翻訳の翻訳精度の向上のみでは解決し得ない制度的課題が存在するのかを検証することが不可欠である。

そこで、本調査研究では、アンケート調査及びヒアリング調査を通じて、機械翻訳について実務上許容し得る水準や懸念事項について意見を収集した。また、ヒアリング調査において、特許明細書及び特許請求の範囲を対象とした機械翻訳の精度評価を実施した。

まず、現在の機械翻訳による英文和訳の能力についてアンケート調査（国内企業等及び代理人）で質問したところ、いずれも「誤りが点在（翻訳漏れや誤りは多少あるが、文章は理解できる）」が最多の回答であり、「誤りが多数（翻訳が正確でないところは多数あるが概ね文章は理解できる）」がこれに次いだ。また、「ほとんど訳せていない」との回答を含めると、国内企業等及び代理人のいずれにおいても約 8 割の回答者が機械翻訳の精度に何らかの課題を感じている結果となった。

回答者	回答者数	誤りが点在	誤りが多数
国内企業等	113	63 (1 位)	22 (2 位)
代理人	80	37 (1 位)	24 (2 位)

さらに、「元が英語の特許出願の審査の明細書等の日本語への翻訳は機械翻訳（人手による編集無し）でもよいか」との問いに対しては、国内企業等及び代理人の双方において「よくない」との回答が最多であり、実務の中心的担い手が機械翻訳のみでの審査・公開に対して慎重な姿勢を示していることが明らかとなった。

回答者	回答者数	よくない	どちらともいえない
国内企業等	114	49 (1位)	36 (2位)
代理人	80	57 (1位)	13 (2位)

なお、アンケート調査（国内企業等及び代理人）及びヒアリング調査（国内企業等、代理人及び法学者）において、現状よりも機械翻訳の精度が向上した場合の制度上の取扱いについて意見を確認したところ、許容できる可能性を示唆する意見がある一方で、なお慎重な姿勢を示す意見もあった。

<許容できる可能性を示唆する意見>

- ・ 現状の機械翻訳ではまだ不自然な翻訳になることもありうるが、将来的に機械翻訳がより正確になれば、問題ないかもしれない。
- ・ 機械翻訳の精度は日進月歩で向上しているが、今はまだ人の目での確認が不可欠である。しかし、今後、更に技術が進んだら、人手による確認は不要になるかもしれない。
- ・ 制度として機械翻訳を使用すると決めた場合には、その方向に舵を切ること自体は可能であると思うが、同時に出願人の権利を確保するための手当てを行う必要があると思う。例えば、出願人が機械翻訳文を修正できる仕組みを設ける等、出願人の権利を守るための制度が必要であると考え。現状の機械翻訳のレベルについては、厳密に評価すれば不十分な点が残るものの、機械翻訳文のみを用いると割り切るのであれば、許容範囲に近づきつつある水準に達していると思う。

<慎重な意見>

- ・ 機械翻訳の品質は年々向上していると思うが、人手による翻訳との良し悪し度合いや許容範囲はケースバイケースだと思う。
- ・ 現状の機械翻訳の精度を踏まえると、機械翻訳のみで実務にそのまま使用できる水準には、未だ到達していないと考えられる。また、今後、機械翻訳の精度がさらに向上したとしても、予期しない誤訳が生じる可能性に対する根本的な懸念は、完全には解消されないと考えている。
- ・ 機械翻訳の精度が十分と言えるようになるには、ある程度の年月が必要と考えている。少なくとも、現在は、翻訳会社の話聞く限り、機械翻訳については人が確認しないと全くダメという感じである模様である。
- ・ 機械翻訳がいくら発達したといっても、原文の作成者の意図と合致した翻訳までは作成できないのではないかと。
- ・ 将来的な技術進歩は予測できないものの、機械翻訳の精度がいくら向上したとして

も、人による確認作業は不可欠である。特に権利範囲に関わる部分については、人がチェックする工程が絶対に必要であると思う。また、相手製品を念頭に置いて権利行使を狙う場合には、クレームをそれに合わせて記載したり、権利範囲を限定して調整したりする必要があるため、最終的な権利調整については人が確認すべきであると思う。

ヒアリング調査（法学者、代理人及び国内企業等）においても、機械翻訳の性能向上を評価する意見が見られた一方で、機械翻訳の精度に対する懸念が多数示された。

- ・ 概ね内容を把握する分には機械翻訳のみでもよいが、正確性についてはまだ不安なところがある。
- ・ 法律文書は、日本語であっても分かりにくいので、機械翻訳ではしっかり翻訳できず、より理解できないものになってしまう。
- ・ 人手による見直し無しで使えるレベルではないと評価している。
- ・ 重要訳語の翻訳について、統一されていない場合や訳されていない場合等があったり、また、同じ人が別のタイミングで機械翻訳にかけたりした場合でも翻訳が変わってしまうことは問題だと感じている。
- ・ 1つの文章の中で同じ単語を違う言葉に翻訳する点につき、課題を感じる。

特に、特許請求の範囲については、わずかな表現の差異が権利範囲の解釈に重大な影響を及ぼし得るとの指摘があり、単なる内容理解が可能であることと、権利確定文書として許容されることとは区別して検討すべきものと思われる。

加えて、本方式では特許庁が作成した翻訳文が審査及び公開の基礎となることから、不正確な翻訳が生じた場合の責任の所在が制度上の重要な論点となる。

ヒアリング調査においても、特許庁が作成した機械翻訳文の責任の所在や機械翻訳文に誤訳があった場合の対応について懸念する意見が目立った。

- ・ 特許庁の翻訳に間違いがあった場合の責任の所在が微妙になる。
- ・ 特許庁で翻訳することになるので、誤訳に起因して生じた不利益に関する責任は特許庁にあると言われる場合があると思う。
- ・ 出願人の同意を前提に責任を出願人に帰属させる制度設計も理論上は可能であるが、誤訳のリスクが高く、実務上同意を得ることは困難である。
- ・ 特許庁が翻訳文を作成する場合、出願人に全く確認をとらずに翻訳を作成してしまうと、出願人が理解している特許の範囲と当該翻訳とが一致しない問題が生じる可能性がある。
- ・ 機械翻訳文について特許庁が責任を負うことは現実的ではなく、また、出願人にとつ

でも、品質の低い翻訳に基づいて審査が行われることは重大な不利益となり得る。その結果、出願人は自ら翻訳を行う方が適切であると判断する可能性が高い。

仮に、機械翻訳文が原本として機能する制度を採用するのであれば、その内容に対する最終的な責任を誰が負うのか、誤訳が判明した場合にどのような是正手続を設けるのかを明確にしなければならない。

とりわけ、ヒアリング調査を実施した法学者 5 者のうち、1 者を除き本方式は許容できないとの見解を示し、特許制度の公示機能及び権利確定構造との整合性について慎重な検討を求める意見が示された。

<肯定的意見>

- ・ 一番現実的な手段である。ただし、人手翻訳であっても機械翻訳であっても誤訳が生じ得るため、誤訳があった場合に国家賠償請求等の問題に発展しないよう、原則として特許庁の翻訳文を公式なものと位置付けつつも、一定期間内に誤りがあった場合には出願人が指摘できる段階を設けるような制度設計が望ましいと考えられる。

<否定的意見>

- ・ 特許庁の翻訳に間違いがあった場合の責任の所在が微妙になる。また、特許庁の責任とするのは難しいことから許容できない。
- ・ 翻訳文を、特許庁が作成するか、出願人が作成するかについて、作成者自体で影響が変わるものではないと考える。ただし、特許庁が翻訳文を作成する場合、出願人に全く確認をとらずに翻訳を作成してしまうと、出願人が理解している特許の範囲と当該翻訳とが一致しない問題が生じる可能性がある。そのため、翻訳文を作成するうえで、出願人に確認を取る工程は必須だと思う。
- ・ ①及び③と比較すると、考え得る選択肢ではあるものの、日本語による原本を用意しない制度とすることはやはり難しいと考えられる。
- ・ 出願者が出願を外国語のみで行い、特許庁の方で審査の段階で機械翻訳で日本語にする案については危険だと考える。反対する意見として、機械翻訳文について特許庁が責任を負うことは現実的ではなく、また、出願人にとっても、品質の低い翻訳に基づいて審査が行われることは重大な不利益となり得る。その結果、出願人は自ら翻訳を行う方が適切であると判断する可能性が高い。このような状況では、特許庁と出願人のいずれにとっても実質的なメリットは乏しいと考えられる。

以上を総合すると、機械翻訳の性能が一定程度向上していることは認められるものの、実務者の評価は依然として慎重であり、権利文書としての信頼性、翻訳責任の所在及び制度的安定性といった根本的論点が解決されているとは言い難い。加えて、現時点において、

JPO 側で機械翻訳を行いその翻訳文を基礎として審査及び公開を行う方式を直ちに制度として導入することはアンケート調査やヒアリング調査では慎重な意見が多数であることも踏まえれば、引き続き慎重な検討が必要と考えられる。

③出願人が翻訳文を提出する場合

第三に、出願人が翻訳文を提出する現行方式である。この方式の利点は、翻訳の正確性について出願人が責任を負う構造が明確であり、権利の安定性及び第三者の予測可能性を確保しやすい点にある。特許公報の翻訳精度に対する高い要求水準とも整合的であり、審査実務との親和性も高い。

他方で、先述のとおり、アンケート調査の結果、翻訳費用が出願コストの相当部分を占めていること、また翻訳費用の軽減が出願件数増加の動機となり得るとの回答が一定数存在することを踏まえると、現行方式は日本への出願を検討する際の消極要因として作用している可能性がある。

そこで、本調査研究では、出願時に日本語翻訳文の提出を必須とせず、出願人の任意で翻訳文を提出する方式について検討した。本方式は、出願人に翻訳提出の選択肢を与えることにより、費用負担の軽減と制度の安定性とのバランスを図ることを目的とするものである。

先述のとおり、アンケート調査において、翻訳費用の負担軽減が出願判断に一定の影響を及ぼし得るとの回答が見られたことから、翻訳文の提出を柔軟化する制度設計は出願促進の観点から一定の意義を有する可能性が示唆された。他方で、ヒアリング調査においては、翻訳文の提出を任意とした場合、多くの出願人は費用削減の観点から翻訳文を提出しないことが想定され、その結果、実質的に外国語のみの出願が常態化するのではないかとの懸念が示された。

- ・ 任意で翻訳文を提出するということになると、①の方式と同様の問題が生じると思う。
- ・ 出願人の任意で提出するとなると、翻訳費用が一番高いので、翻訳を出さなくなると思う。
- ・ 翻訳文を出願人による任意提出とする場合、翻訳文がある場合とない場合とで、第三者である日本人にとっての理解のしやすさが大きく異なることになる。

さらに、翻訳文が提出されない場合、審査実務や第三者による情報把握に影響が及ぶ可能性があることも指摘されており、本方式は単に出願人の負担軽減にとどまらず、公示機能及び制度運用全体との整合性を踏まえて検討する必要がある。

このように、本方式は、翻訳費用の負担軽減という観点で一定の柔軟性を確保し得る一方で、実際の運用において翻訳文の提出が十分に行われるのか、また、翻訳文の有無が審

査実務や第三者に与える影響をどのように整理するのかという点が主要な検討課題となる。

以上を踏まえると、本方式は出願人の費用負担軽減という利点を有するものの、実際の運用において翻訳文が十分に提出されるか否か、また制度の公示機能及び権利確定の安定性が維持されるかといった点に重大な課題を抱えており、慎重な検討を要すると考えられる。

		①外国語による審査及び公開	②JPO 側で機械翻訳を行った日本語で審査・公開	③出願人が翻訳文を任意で提出
出願人の翻訳コスト・作業の負担	メリット	出願時に翻訳文の提出が不要となるため、出願費用を大幅に削減できる	出願時に翻訳文の提出が不要となるため、出願費用を大幅に削減できる	(翻訳文を提出しない選択をすれば) 出願時に翻訳文の提出が不要となるため、出願費用を大幅に削減できる
	デメリット	将来的に訴訟や補正の場面等で翻訳文が必要となる可能性は残る	翻訳に依存するため、翻訳内容を出願人が直接コントロールできない	(翻訳文を提出しない選択をすれば) 将来的に訴訟や補正の場面等で翻訳文が必要となる可能性は残る また、仮に出願人が機械翻訳を行った場合、最終的に人手で確認・修正する手間を要す可能性がある
審査実務への影響	メリット	外国語の原文を直接審査するため、翻訳の誤差に起因する判断の歪みが生じにくい	日本語で審査を行うことができるため、現行実務との連続性が保たれる	翻訳文が提出された場合は日本語審査が可能であり、提出がない場合は外国語の原文を審査する等、柔軟な運用が可能
	デメリット	審査官の語学能力への依存度が高まり、	機械翻訳の精度により審査結果が左右さ	出願ごとに扱いが異なり、運用が複雑化

		審査体制の再構築が必要となる可能性がある	れる可能性がある	する可能性がある
公 示 機 能・第三 者の監視 負担	メリット	外国語で公開されることで海外利用者のアクセス性が高まる	日本語で公開されることで国内第三者のアクセス性が確保される	人手翻訳による日本語公開により公示機能の安定性・予見可能性が高い
	デメリット	国内第三者にとって言語障壁となり公示機能が低下する懸念がある	機械翻訳の品質次第で誤解・見落としが生じ公示機能の信頼性が低下する懸念がある	出願ごとに翻訳文があるものとないものが分かれ、第三者にとっての公示機能が低下する懸念がある

まとめ

以上の検討結果を踏まえると、外国語出願の受け入れ環境の在り方としては、翻訳コストの軽減という観点のみならず、出願人と第三者との利益衡量、法的安定性の確保、審査実務との整合性を総合的に考慮した制度設計が求められる。機械翻訳の活用については、その品質向上及び評価手法の透明化を図りつつ、直ちに全面的な制度転換を図るのではなく、技術進展や国際的動向を踏まえながら段階的かつ慎重に検討を進めることが適当である。

外国語出願制度は、単なる手続上の問題にとどまらず、日本市場の国際的魅力の向上及び我が国のイノベーション基盤の強化にも関わる重要な制度的要素である。本報告書において整理した法制度上の論点、ユーザー意識及び比較法的知見が、今後の制度検討及び政策立案における基礎資料として活用されることを期待する。

資料編



資料 1

アンケート調査質問票
(国内企業等)



令和7年度 産業財産権制度問題調査研究

「イノベーション創出に資する外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する調査研究」

質問票調査

<国内企業様向け>

質問 A 回答者の属性等に関する質問

A1: 貴組織の事業分野を選んでください

- | | | |
|---------------|---------------|-------|
| 1. 金属 | 2. 土木、建設・建築 | 3. 機械 |
| 4. 化学（医薬品を除く） | 5. 食品・医薬 | 6. 電気 |
| 7. その他（製造業） | 8. その他（製造業以外） | |
| 9. 学校・公的研究機関等 | 10. 法務 | |

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A2: 貴組織の資本金区分は、以下のいずれに該当しますでしょうか

- | |
|----------------|
| 1. 5千万円未満 |
| 2. 5千万円以上1億円未満 |
| 3. 1億円以上3億円未満 |
| 4. 3億円以上 |
| 5. 公表していない |

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A3: 貴組織の従業員数は、以下のいずれに該当しますでしょうか

- | |
|-------------------|
| 1. 50人以下 |
| 2. 51人以上100人以下 |
| 3. 101人以上300人以下 |
| 4. 301人以上1000人以下 |
| 5. 1001人以上5000人以下 |
| 6. 5001人以上 |

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A4: 貴組織では、特許出願をした経験はございますでしょうか

- 1. 経験がある⇒A5 へ
- 2. 経験がない⇒A7 へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A5: 貴組織では、外国語の書面で日本へ出願した経験はございますでしょうか（複数回答可）

- 1. 外国語書面出願（特許法 36 条の 2）の制度を利用したことがある
- 2. 外国語の PCT 出願を日本へ国内移行したことがある
- 3. 日本国特許庁を受理官庁とする英語 PCT 出願を行ったことがある
- 4. その他外国語での出願をしたことがある（例：先願参照出願（特許法 38 条の 3）において外国語の特許出願を参照先にした）
- 5. 上記いずれの出願もしたことはない

A6: 貴組織における世界各国の特許庁への出願件数のうち、日本国特許庁への出願件数が占める割合はどの程度でしょうか

- 1. 0～10%
- 2. 10～20%
- 3. 20～40%
- 4. 40～60%
- 5. 60%～
- 6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A7: 貴組織では、特許に関する業務で機械翻訳を利用した経験はございますでしょうか

- 1. 利用したことがある⇒A8 へ
- 2. 利用したことはないが、今後利用してみたい⇒A8 へ
- 3. 利用したことがなく今後も利用しない⇒質問 B へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A8-1: 貴組織では、機械翻訳を特許に関する業務でどのように利用していますでしょうか（又は、どのように利用する想定をしておりますでしょうか）（複数回答可）

- 1. 日本以外の国へ外国語で出願する場合における、出願書類の文章作成に利用している
- 2. 日本へ外国語で出願する場合における、出願書類の文章作成に利用している
- 3. 外国語の文献を読む際に利用している
- 4. 外国の特許文献調査で利用している
- 5. 日本語の文献を外国の関係者（出願人、代理人等）に提供する際に利用している
- 6. 外国の関係者（出願人、代理人等）とのコミュニケーション（メール・電話等）で利用している
- 7. クリアランス調査（自身の製品やサービスを市場に投入する前に、第三者の有効な特許権を侵害していないかを確認する調査）の際に利用している

A8-2: 前の質問で「8. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

質問 A は以上です。質問 B へお進みください

質問 B 外国からの特許出願に係る課題

B1-1: 特許出願をする対象国の選定に重要な要素は何でしょうか（複数回答可）

- | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 市場の魅力 | <input type="checkbox"/> 2. 事業の進出状況 | <input type="checkbox"/> 3. 費用（翻訳費以外） | |
| <input type="checkbox"/> 4. 翻訳費 | <input type="checkbox"/> 5. 競合他社の存在 | <input type="checkbox"/> 6. 権利化までの期間 | |
| <input type="checkbox"/> 7. 審査の品質 | <input type="checkbox"/> 8. 権利行使のしやすさ | <input type="checkbox"/> 9. 特許制度 | <input type="checkbox"/> 10. その他 |

B1-2: 前の質問で「10. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

B2: 貴組織にとって、特許の出願先として、日本はどの程度重要でしょうか

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 全世界で一番重要2. 一番ではないが、重要な国の一つ3. ある程度重要4. 普通5. それほど重要ではない6. 全く重要ではない |
|--|

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B3: 貴組織では、外国（自国以外）に特許を出願する際、日本を出願先として選ばないことはございますでしょうか

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 頻繁にある2. ある程度ある3. たまにある4. あまりない5. 滅多にない6. 絶対がない |
|--|

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B4: 貴組織にとって、特許出願先として日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域（自国又は自国を含む地域を除く）を選んでください（複数回答可）

- | | | | | |
|---------------------------------------|--|--------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. アメリカ | <input type="checkbox"/> 2. カナダ | <input type="checkbox"/> 3. メキシコ | <input type="checkbox"/> 4. ブラジル | <input type="checkbox"/> 5. その他北・中南米 |
| <input type="checkbox"/> 6. EPO | <input type="checkbox"/> 7. ドイツ | <input type="checkbox"/> 8. イギリス | <input type="checkbox"/> 9. フランス | <input type="checkbox"/> 10. ロシア |
| <input type="checkbox"/> 11. その他欧州 | <input type="checkbox"/> 12. 中国 | <input type="checkbox"/> 13. 韓国 | <input type="checkbox"/> 14. インド | <input type="checkbox"/> 15. 東南アジア |
| <input type="checkbox"/> 16. その他アジア | <input type="checkbox"/> 17. 中東 | <input type="checkbox"/> 18. オーストラリア | <input type="checkbox"/> 19. アフリカ | |
| <input type="checkbox"/> 20. その他の国・地域 | <input type="checkbox"/> 21. 日本以上に重要な（魅力的な）国・地域はない | | | |

B5-1: 貴組織にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて優れている又は魅力的であると感じているものを選んでください（複数回答可）

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 市場へ参入する魅力 | <input type="checkbox"/> 2. 市場への参入のしやすさ | <input type="checkbox"/> 3. 市場参入後の公平な競争環境 |
| <input type="checkbox"/> 4. 特許庁に対する信頼感 | <input type="checkbox"/> 5. 特許審査の迅速性 | <input type="checkbox"/> 6. 特許審査の品質 |
| <input type="checkbox"/> 7. 審査官とのコミュニケーションの円滑さ | <input type="checkbox"/> 8. 特許権の安定性（無効になりにくい） | |
| <input type="checkbox"/> 9. 特許権の行使のしやすさ | <input type="checkbox"/> 10. 出願・審査手数料の安さ | |
| <input type="checkbox"/> 11. 特許権の維持費（年金）の安さ | <input type="checkbox"/> 12. 外国語でも出願可能 | <input type="checkbox"/> 13. 特になし |
| <input type="checkbox"/> 14. その他 | | |

B5-2: 前の質問で「14. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

--

B5-3: 貴組織にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて劣っている又は魅力的でないと感じているものを選んでください（複数回答可）

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 市場へ参入する魅力 | <input type="checkbox"/> 2. 市場への参入のしやすさ | <input type="checkbox"/> 3. 市場参入後の公平な競争環境 |
| <input type="checkbox"/> 4. 特許庁に対する信頼感 | <input type="checkbox"/> 5. 特許審査の迅速性 | <input type="checkbox"/> 6. 特許審査の品質 |
| <input type="checkbox"/> 7. 審査官とのコミュニケーションの円滑さ | <input type="checkbox"/> 8. 特許権の安定性（無効になりにくい） | |
| <input type="checkbox"/> 9. 特許権の行使のしやすさ | <input type="checkbox"/> 10. 出願・審査手数料の安さ | |
| <input type="checkbox"/> 11. 特許権の維持費（年金）の安さ | <input type="checkbox"/> 12. 外国語でも出願可能 | <input type="checkbox"/> 13. 特になし |
| <input type="checkbox"/> 14. その他 | | |

B5-4: 前の質問で「14. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

B6-1: 貴組織において、実際に、外国（自国以外）に特許出願する際に日本を除外したことはございますでしょうか

1. 日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことがある⇒B6-2 へ

2. 日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことはない⇒B8 へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B6-2: 日本を除外して自国以外の外国に出願した理由（日本に出願しなかった要因）は何でしょうか（複数回答可）

1. 該当出願に係る技術について日本市場に魅力がない

2. 日本に進出する予定がない技術だった

3. 他国・地域に比べて、日本への出願に係る費用・手間（翻訳以外の費用・手間）がかかる

4. 日本語への翻訳（出願書類・出願人／代理人とのコミュニケーション）が障壁となった

5. 日本において競合他社がない技術だった

6. 他国・地域に比べて、日本における権利化までの期間が長い

7. 他国・地域に比べて、審査の質に改善の余地がある

8. 他国・地域に比べて、権利を取得しても行使が困難

9. 日本独自の特許制度が障壁となった

10. その他

B6-3: 前の質問で「9. 日本独自の特許制度が障壁となった」、「10. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

B7-1: この事情があったら日本を除外しなかった、という事情はございますでしょうか（複数回答可）

- 1. 出願書類（願書、明細書等）が英語でも作成できる（翻訳文の提出も不要）
- 2. 出願書類以外も含め審査手続が英語でもできる
- 3. 翻訳文提出期間が長い
- 4. 翻訳費用が安い
- 5. ない
- 6. その他

B7-2: 前の質問で「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

B8: 貴組織において、外国語書面出願の制度、英語 PCT の制度は、日本へ出願する動機になっていますでしょうか

- 1. 非常になっている
- 2. ある程度なっている
- 3. どちらともいえない
- 4. あまりなっていない
- 5. 全くなっていない
- 6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B9: 仮に翻訳文提出期間が延長された場合、それは貴組織が日本へ出願する動機になりますでしょうか

- 1. 非常になる
- 2. ある程度なる
- 3. どちらともいえない
- 4. あまりならない
- 5. 全くなりない
- 6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B10: 貴組織にとって、翻訳費用が軽減されることは、元が外国語の出願を日本に出願する件数を増加する動機になりますでしょうか

1. 非常になる
2. ある程度なる
3. どちらともいえない
4. あまりならない
5. 全くならない
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B11: 貴組織において出願先とする国を選ぶにあたって、社内等で意見が割れた場合、どのように最終決断に至るのか御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

質問Bは以上です。質問Cへお進みください

質問C 現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問

C1-1: 貴組織では、元が外国語の出願を日本に出願する場合に、出願書類を日本語へ翻訳した経験はございますでしょうか

- 1. 経験がある⇒C1-2 へ
- 2. 経験がない⇒D へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C1-2: 貴組織では、元が外国語の出願を日本に出願する場合、出願書類の日本語への翻訳は誰が行っていますでしょうか（複数回答可）

- 1. 出願人（発明者・開発部門）
- 2. 出願人（知財部門）
- 3. 出願人（翻訳専門部門）
- 4. 出願人（その他）
- 5. 翻訳会社に外注
- 6. 弁理士
- 7. その他

C1-3: 前の質問で「4. 出願人（その他）」又は「7. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C2-1: 貴組織では、出願書類の日本語への翻訳はどのように行っていますでしょうか（複数回答可）

- 1. 人手のみの翻訳
- 2. 機械翻訳（人手による編集なし）
- 3. 機械と人手のハイブリッド（例：機械翻訳後に人手により編集）
- 4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）
- 5. わからない
- 6. その他

C2-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C2-3: 出願書類の日本語への翻訳に機械翻訳を利用している方への質問です。貴組織で使用している機械翻訳の種類を選んでください（複数回答可）

- 1. 提携業者から提供される専用サービス（専用カスタマイズされたサービス）
- 2. 有償で一般公開されている機械翻訳専門のソフト・WEB サイト
- 3. 無償で一般公開されている機械翻訳専門のソフト・WEB サイト
- 4. ChatGPT 等の大規模言語モデル
- 5. わからない
- 6. その他

C2-4: 前の質問で「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C3-1: 貴組織において、翻訳者や翻訳手法の選択において**最も**重要視しているものはどれでしょうか

- 1. 翻訳品質
- 2. 費用
- 3. 翻訳にかかる時間

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C3-2: 前の質問で「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C4: 貴組織では、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用はどの程度でしょうか

1. 1 万円以下
2. 1 万円超 10 万円以下
3. 10 万円超 20 万円以下
4. 20 万円超 50 万円以下
5. 50 万円超
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C5: 元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用が、1 出願あたりの全費用に占める割合はどの程度でしょうか

1. ～10%
2. 10～20%
3. 20～40%
4. 40～60%
5. 60%～
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C6: 日本への特許出願のうち、外国語書面出願はどの程度の割合で利用していますでしょうか

1. ～10%
2. 10～20%
3. 20～40%
4. 40～60%
5. 60%～
6. 利用したことがない⇒C8-1 へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C7-1: なぜ外国語書面出願を利用したのでしょうか（複数回答可）

- 1. 後に誤訳訂正を可能とするため
- 2. 出願前の翻訳時間が無かった
- 3. 試しに使ってみたかった
- 4. その他

C7-2: 前の質問で「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C8-1: 元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、**最も**費用負担が重いものを選択してください

- 1. 日本国特許庁へ審査前に提出する書類（願書、明細書等）の作成費用（和訳費含む）
- 2. 日本国特許庁へ審査中に提出する書類（意見書、補正書、誤訳訂正書）の作成費用（和訳費含む）
- 3. 特許庁から送付された拒絶理由通知書の現地語への翻訳費用
- 4. 拒絶理由通知書で引用された文献の現地語への翻訳費用
- 5. 母国語以外でのコミュニケーション（出願人・代理人・審査官等）に係る通訳費用
- 6. 日本の代理人に支払う手数料
- 7. 日本国特許庁に支払う手数料
- 8. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C8-2: 前の質問で「8. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C9: 元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、何が最も負担となっているでしょうか（自由記入／
回答せずに次の質問に進むことができます）

--

質問 C は以上です。質問 D へお進みください

質問 D 外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する質問

D1-1: 元が英語の特許出願の審査は、何語の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）に基づいて行われるのがよいでしょうか

<ol style="list-style-type: none">1. 日本語2. 英語3. 日本語と英語の両方（例：請求項を日本語、明細書を英語）4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）5. わからない6. その他
--

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D1-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D2-1: 元が英語の特許出願の審査の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面中の説明）の日本語への翻訳は誰が作成するとよいでしょうか

<ol style="list-style-type: none">1. 出願人又は代理人2. 特許庁3. わからない4. その他
--

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D2-2: 前の質問で「3. わからない」、「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D3-1: 元が英語の特許出願の審査の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）の日本語への翻訳は機械翻訳（人手による編集無し）でもよいでしょうか

- 1. よい
- 2. どちらともいえない
- 3. よくない
- 4. わからない
- 5. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D3-2: 前の質問で「4. わからない」、「5. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D4-1: 元が英語の出願の審査に係る手続（意見書、補正書、拒絶理由通知書等の特許庁からの通知、審査官との面接・応対等）は、何語で行われるのがよいでしょうか

- 1. 日本語
- 2. 英語
- 3. どちらでもよい
- 4. わからない
- 5. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D4-2: 上記の質問で「4. わからない」、「5. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D5-1: 貴組織でクリアランス調査を行う場合を念頭に御回答下さい。元が英語の特許出願の公開公報について

て、何語で公開されるのが**最も**好ましいでしょうか

1. 日本語
2. 英語
3. 日本語と英語の両方（例：請求項を日本語、明細書を英語）
4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）
5. わからない
6. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D5-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D5-3: 質問 D5-1 で、元が英語の特許出願の公開公報について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。元が英語の出願について、公開公報の日本語への翻訳は誰が作成するのが**最も**好ましいでしょうか

1. 出願人又は代理人
2. 特許庁
3. わからない
4. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D5-4: 前の質問で「3. わからない」、「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D5-5: 質問 D5-1 で、元が英語の特許出願の公開公報について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」

で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。その日本語への翻訳はどのように作成するのが**最も**好ましいでしょうか

1. 人手のみの翻訳
2. 機械翻訳（人手による編集なし）
3. 機械と人手のハイブリッド（例：機械翻訳後に人手により編集）
4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）
5. わからない
6. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D5-6: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D6-1: 貴組織でクリアランス調査を行う場合を念頭に御回答ください。元が英語の出願の特許公報（権利公報）について、何語で公開されるのが**最も**好ましいでしょうか

1. 日本語
2. 英語
3. 日本語と英語の両方（例：請求項を日本語、明細書を英語）
4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）
5. わからない
6. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D6-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D6-3: 質問 D6-1 で、元が英語の出願の特許公報（権利公報）について「1.日本語」又は「3.日本語と英

語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。その日本語への翻訳は誰が作成するのが**最も**好ましいでしょうか

1. 出願人又は代理人
2. 特許庁
3. わからない
4. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D6-4: 前の質問で「3. わからない」、「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D6-5: 質問 D6-1 で、元が英語の出願の特許公報（権利公報）について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。その日本語への翻訳はどのように作成するのが**最も**好ましいでしょうか

1. 人手のみの翻訳
2. 機械翻訳（人手による編集なし）
3. 機械と人手のハイブリッド（例：機械翻訳後に人手により編集）
4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）
5. わからない
6. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D6-6: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D7-1: 元が英語の出願の特許公報（権利公報）の日本語への翻訳が機械翻訳（人手による編集無し）

だけにすると困る場合があったとします。その理由は何だと考えますか（複数回答可）

- 1. クリアランス調査に支障が出る
- 2. 単に情報を正確に把握したい
- 3. 機械翻訳の精度を信用していない
- 4. 機械翻訳であれば自社内でもできる
- 5. わからない
- 6. その他

D7-2: 前の質問で「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D8: 翻訳文の提出の必要性、外国語書面に基づく審査や公開、特許実務における機械翻訳の積極的な活用に係るニーズや課題に関して、特に考えていることはありますでしょうか（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D9-1: 元が外国語の出願について、日本語の出願公開公報を公開するにあたり、日本語への翻訳精度はどの程度まで許容できますでしょうか（元の外国語の明細書等はJ-PlatPat等で公開されない（特許庁内でないと閲覧できない）という前提で御回答ください）

- 1. ほとんど訳せていない（翻訳が正確ではなく、文章も理解できない）
- 2. 誤りが多数（翻訳が正確でないところは多数あるが、概ね文章は理解できる）
- 3. 誤りが点在（翻訳漏れや誤りは多少あるが、文章は理解できる）
- 4. ほぼ正確（知財に関連する専門用語は正確ではないが、それ以外は正確に翻訳しており、文章を正しく理解できる）
- 5. 完全に正確（知財に関連する専門用語を正確に翻訳する等、翻訳家が翻訳するレベル）
- 6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D9-2: 前の質問に関連して、元の外国語の明細書等がJ-PlatPat等で公開される場合、翻訳の精度はどの

程度まで許容できますでしょうか

1. ほとんど訳せていない（翻訳が正確ではなく、文章も理解できない）
2. 誤りが多数（翻訳が正確でないところは多数あるが、概ね文章は理解できる）
3. 誤りが点在（翻訳漏れや誤りは多少あるが、文章は理解できる）
4. ほぼ正確（知財に関連する専門用語は正確ではないが、それ以外は正確に翻訳しており、文章を正しく理解できる）
5. 完全に正確（知財に関連する専門用語を正確に翻訳する等、翻訳家が翻訳するレベル）
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D10-1: 元が英語の出願について、日本語の特許公報（権利公報）を公開するにあたり、日本語への翻訳精度はどの程度まで許容できますでしょうか（元の外国語の明細書等は J-PlatPat 等で公開されない（特許庁内でないと閲覧できない）という前提でご回答ください）

1. ほとんど訳せていない（翻訳が正確ではなく、文章も理解できない）
2. 誤りが多数（翻訳が正確でないところは多数あるが、概ね文章は理解できる）
3. 誤りが点在（翻訳漏れや誤りは多少あるが、文章は理解できる）
4. ほぼ正確（知財に関連する専門用語は正確ではないが、それ以外は正確に翻訳しており、文章を正しく理解できる）
5. 完全に正確（知財に関連する専門用語を正確に翻訳する等、翻訳家が翻訳するレベル）
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D10-2: 前の質問に関連して、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合、翻訳の精度はどの程度まで許容できますでしょうか

1. ほとんど訳せていない（翻訳が正確ではなく、文章も理解できない）
2. 誤りが多数（翻訳が正確でないところは多数あるが、概ね文章は理解できる）
3. 誤りが点在（翻訳漏れや誤りは多少あるが、文章は理解できる）
4. ほぼ正確（知財に関連する専門用語は正確ではないが、それ以外は正確に翻訳しており、文章を正しく理解できる）
5. 完全に正確（知財に関連する専門用語を正確に翻訳する等、翻訳家が翻訳するレベル）
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D11-1: 誤訳が含まれる日本語の特許出願の公開公報や特許公報が公開される場合に生じる不利益として、

看過できないものを選んでください（複数回答可）（元の外国語の明細書等は J-PlatPat 等で公開しない（特許庁内でないと閲覧できない）という前提でご回答ください）

- 1. 権利範囲が不明瞭となり、権利者による権利主張の機会が毀損される
- 2. 権利範囲が不明瞭となり、第三者の事業遂行に委縮効果が生じる
- 3. 開発や研究で利用する技術文献としての価値が下がる
- 4. J-PlatPat 等の特許検索でヒットしにくくなる
- 5. 他の出願の拒絶理由（新規性や進歩性等）の引用文献等として使いにくくなる
（4.でヒットしないという事情を除く）
- 6. 自身の出願の公報として恥ずかしい
- 7. 不利益はない
- 8. わからない
- 9. その他

D11-2: 前の質問で「8. わからない」、「9. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D11-3 質問 D11-1 につき、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合はどうでしょうか。この場合に、誤訳が含まれる日本語の特許出願の公開公報や特許公報が公開される場合に生じる不利益として、看過できないものを選んでください（複数回答可）

- 1. 権利範囲が不明瞭となり、権利者による権利主張の機会が毀損される
- 2. 権利範囲が不明瞭となり、第三者の事業遂行に委縮効果が生じる
- 3. 開発や研究で利用する技術文献としての価値が下がる
- 4. J-PlatPat 等の特許検索でヒットしにくくなる
- 5. 他の出願の拒絶理由（新規性や進歩性等）の引用文献等として使いにくくなる
（4.でヒットしないという事情を除く）
- 6. 自身の出願の公報として恥ずかしい
- 7. 不利益はない
- 8. わからない
- 9. その他

D11-4: 前の質問で「8. わからない」、「9. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、

ば、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D12: 現在の機械翻訳（人手による編集無し）による英文和訳の能力はどの程度だと感じていますか

1. ほとんど訳せていない（翻訳が正確ではなく、文章も理解できない）
2. 誤りが多数（翻訳が正確でないところは多数あるが、概ね文章は理解できる）
3. 誤りが点在（翻訳漏れや誤りは多少あるが、文章は理解できる）
4. ほぼ正確（知財に関連する専門用語は正確ではないが、それ以外は正確に翻訳しており、文章を正しく理解できる）
5. 完全に正確（知財に関連する専門用語を正確に翻訳する等、翻訳家が翻訳するレベル）
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D13: 元が英語の出願を日本に出願するにあたって機械翻訳を利用する場合に、留意している（留意すべき点があれば御記入ください）（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D14: 特許請求の範囲、明細書、図面中の説明を、英語から日本語に翻訳する場合の機械翻訳について、思うところがあれば御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D15: 海外知財庁が行っている、外国からの出願の促進に資する制度・課題として御存知のものがあれば御記

入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

質問 D は以上です

本アンケート調査でご回答いただいた内容について、後日ヒアリングさせていただく場合があります。ヒアリングにご協力いただくことは可能でしょうか

<input type="checkbox"/> 1. 協力できる	<input type="checkbox"/> 2. 状況によっては協力できる	<input type="checkbox"/> 3. 協力できない
-----------------------------------	--	------------------------------------

【回答者情報】

（※本アンケート調査のご回答内容に関する問い合わせや、ヒアリングを依頼させていただく場合にのみ利用させていただきます。その他の目的では一切利用いたしません）

お名前	
会社名・組織名	
所属部署名	
電話番号	
E-mail アドレス	

質問は以上です。ご協力ありがとうございました

資料 2

アンケート調査質問票
(代理人・代理人事務所)



令和7年度 産業財産権制度問題調査研究

「イノベーション創出に資する外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する調査研究」

質問票調査

<代理人様向け>

質問 A 回答者の属性等に関する質問

A1: 貴組織の事業分野を選んでください

- | | | |
|---------------|---------------|-------|
| 1. 金属 | 2. 土木、建設・建築 | 3. 機械 |
| 4. 化学（医薬品を除く） | 5. 食品・医薬 | 6. 電気 |
| 7. その他（製造業） | 8. その他（製造業以外） | |
| 9. 学校・公的研究機関等 | 10. 法務 | |

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A2: 貴組織の資本金区分は、以下のいずれに該当しますでしょうか

- | |
|----------------|
| 1. 5千万円未満 |
| 2. 5千万円以上1億円未満 |
| 3. 1億円以上3億円未満 |
| 4. 3億円以上 |
| 5. 公表していない |

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A3: 貴組織の従業員数は、以下のいずれに該当しますでしょうか

- | |
|-------------------|
| 1. 50人以下 |
| 2. 51人以上100人以下 |
| 3. 101人以上300人以下 |
| 4. 301人以上1000人以下 |
| 5. 1001人以上5000人以下 |
| 6. 5001人以上 |

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A4: 貴組織では、特許出願をした経験はございますでしょうか

- 1. 経験がある⇒A5 へ
- 2. 経験がない⇒A7 へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A5: 貴組織では、外国語の書面で日本へ出願した経験はございますでしょうか（複数回答可）

- 1. 外国語書面出願（特許法 36 条の 2）の制度を利用したことがある
- 2. 外国語の PCT 出願を日本へ国内移行したことがある
- 3. 日本国特許庁を受理官庁とする英語 PCT 出願を行ったことがある
- 4. その他外国語での出願をしたことがある（例：先願参照出願（特許法 38 条の 3）において外国語の特許出願を参照先にした）
- 5. 上記いずれの出願もしたことはない

A6: 貴組織における世界各国の特許庁への出願件数のうち、日本国特許庁への出願件数が占める割合はどの程度でしょうか

- 1. 0～10%
- 2. 10～20%
- 3. 20～40%
- 4. 40～60%
- 5. 60%～
- 6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A7: 貴組織では、特許に関する業務で機械翻訳を利用した経験はございますでしょうか

- 1. 利用したことがある⇒A8 へ
- 2. 利用したことはないが、今後利用してみたい⇒A8 へ
- 3. 利用したことがなく今後も利用しない⇒質問 B へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A8-1: 貴組織では、機械翻訳を特許に関する業務でどのように利用していますでしょうか（又は、どのように利用する想定をしておりますでしょうか）（複数回答可）

- 1. 日本以外の国へ外国語で出願する場合における、出願書類の文章作成に利用している
- 2. 日本へ外国語で出願する場合における、出願書類の文章作成に利用している
- 3. 外国語の文献を読む際に利用している
- 4. 外国の特許文献調査で利用している
- 5. 日本語の文献を外国の関係者（出願人、代理人等）に提供する際に利用している
- 6. 外国の関係者（出願人、代理人等）とのコミュニケーション（メール・電話等）で利用している
- 7. クリアランス調査（自身の製品やサービスを市場に投入する前に、第三者の有効な特許権を侵害していないかを確認する調査）の際に利用している

A8-2: 前の質問で「8. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

質問 A は以上です。質問 B へお進みください

質問 B 外国からの特許出願に係る課題

B1-1: 特許出願をする対象国の選定に重要な要素は何でしょうか（複数回答可）

- | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 市場の魅力 | <input type="checkbox"/> 2. 事業の進出状況 | <input type="checkbox"/> 3. 費用（翻訳費以外） | |
| <input type="checkbox"/> 4. 翻訳費 | <input type="checkbox"/> 5. 競合他社の存在 | <input type="checkbox"/> 6. 権利化までの期間 | |
| <input type="checkbox"/> 7. 審査の品質 | <input type="checkbox"/> 8. 権利行使のしやすさ | <input type="checkbox"/> 9. 特許制度 | <input type="checkbox"/> 10. その他 |

B1-2: 前の質問で「10. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

B2: 貴組織にとって、特許の出願先として、日本はどの程度重要でしょうか

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 全世界で一番重要2. 一番ではないが、重要な国の一つ3. ある程度重要4. 普通5. それほど重要ではない6. 全く重要ではない |
|--|

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B3: 貴組織では、外国（自国以外）に特許を出願する際、日本を出願先として選ばないことはございますでしょうか

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 頻繁にある2. ある程度ある3. たまにある4. あまりない5. 滅多にない6. 絶対がない |
|--|

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B4: 貴組織にとって、特許出願先として日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域（自国又は自国を含む地域を除く）を選んでください（複数回答可）

- | | | | | |
|---------------------------------------|--|--------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. アメリカ | <input type="checkbox"/> 2. カナダ | <input type="checkbox"/> 3. メキシコ | <input type="checkbox"/> 4. ブラジル | <input type="checkbox"/> 5. その他北・中南米 |
| <input type="checkbox"/> 6. EPO | <input type="checkbox"/> 7. ドイツ | <input type="checkbox"/> 8. イギリス | <input type="checkbox"/> 9. フランス | <input type="checkbox"/> 10. ロシア |
| <input type="checkbox"/> 11. その他欧州 | <input type="checkbox"/> 12. 中国 | <input type="checkbox"/> 13. 韓国 | <input type="checkbox"/> 14. インド | <input type="checkbox"/> 15. 東南アジア |
| <input type="checkbox"/> 16. その他アジア | <input type="checkbox"/> 17. 中東 | <input type="checkbox"/> 18. オーストラリア | <input type="checkbox"/> 19. アフリカ | |
| <input type="checkbox"/> 20. その他の国・地域 | <input type="checkbox"/> 21. 日本以上に重要な（魅力的な）国・地域はない | | | |

B5-1: 貴組織にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて優れている又は魅力的であると感じているものを選んでください（複数回答可）

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 市場へ参入する魅力 | <input type="checkbox"/> 2. 市場への参入のしやすさ | <input type="checkbox"/> 3. 市場参入後の公平な競争環境 |
| <input type="checkbox"/> 4. 特許庁に対する信頼感 | <input type="checkbox"/> 5. 特許審査の迅速性 | <input type="checkbox"/> 6. 特許審査の品質 |
| <input type="checkbox"/> 7. 審査官とのコミュニケーションの円滑さ | <input type="checkbox"/> 8. 特許権の安定性（無効になりにくい） | |
| <input type="checkbox"/> 9. 特許権の行使のしやすさ | <input type="checkbox"/> 10. 出願・審査手数料の安さ | |
| <input type="checkbox"/> 11. 特許権の維持費（年金）の安さ | <input type="checkbox"/> 12. 外国語でも出願可能 | <input type="checkbox"/> 13. 特になし |
| <input type="checkbox"/> 14. その他 | | |

B5-2: 前の質問で「14. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

--

B5-3: 貴組織にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて劣っている又は魅力的でないと感じているものを選んでください（複数回答可）

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 市場へ参入する魅力 | <input type="checkbox"/> 2. 市場への参入のしやすさ | <input type="checkbox"/> 3. 市場参入後の公平な競争環境 |
| <input type="checkbox"/> 4. 特許庁に対する信頼感 | <input type="checkbox"/> 5. 特許審査の迅速性 | <input type="checkbox"/> 6. 特許審査の品質 |
| <input type="checkbox"/> 7. 審査官とのコミュニケーションの円滑さ | <input type="checkbox"/> 8. 特許権の安定性（無効になりにくい） | |
| <input type="checkbox"/> 9. 特許権の行使のしやすさ | <input type="checkbox"/> 10. 出願・審査手数料の安さ | |
| <input type="checkbox"/> 11. 特許権の維持費（年金）の安さ | <input type="checkbox"/> 12. 外国語でも出願可能 | <input type="checkbox"/> 13. 特になし |
| <input type="checkbox"/> 14. その他 | | |

B5-4: 前の質問で「14. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

B6-1: 貴組織において、実際に、外国（自国以外）に特許出願する際に日本を除外したことはございますでしょうか

1. 日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことがある⇒B6-2 へ

2. 日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことはない⇒B8 へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B6-2: 日本を除外して自国以外の外国に出願した理由（日本に出願しなかった要因）は何でしょうか（複数回答可）

1. 該当出願に係る技術について日本市場に魅力がない

2. 日本に進出する予定がない技術だった

3. 他国・地域に比べて、日本への出願に係る費用・手間（翻訳以外の費用・手間）がかかる

4. 日本語への翻訳（出願書類・出願人／代理人とのコミュニケーション）が障壁となった

5. 日本において競合他社がない技術だった

6. 他国・地域に比べて、日本における権利化までの期間が長い

7. 他国・地域に比べて、審査の質に改善の余地がある

8. 他国・地域に比べて、権利を取得しても行使が困難

9. 日本独自の特許制度が障壁となった

10. その他

B6-3: 前の質問で「9. 日本独自の特許制度が障壁となった」、「10. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

B7-1: この事情があったら日本を除外しなかった、という事情はございますでしょうか（複数回答可）

- 1. 出願書類（願書、明細書等）が英語でも作成できる（翻訳文の提出も不要）
- 2. 出願書類以外も含め審査手続が英語でもできる
- 3. 翻訳文提出期間が長い
- 4. 翻訳費用が安い
- 5. ない
- 6. その他

B7-2: 前の質問で「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

B8: 貴組織において、外国語書面出願の制度、英語 PCT の制度は、日本へ出願する動機になっていますでしょうか

- 1. 非常になっている
- 2. ある程度なっている
- 3. どちらともいえない
- 4. あまりなっていない
- 5. 全くなっていない
- 6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B9: 仮に翻訳文提出期間が延長された場合、それは貴組織が日本へ出願する動機になりますでしょうか

- 1. 非常になる
- 2. ある程度なる
- 3. どちらともいえない
- 4. あまりならない
- 5. 全くなりない
- 6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B10: 貴組織にとって、翻訳費用が軽減されることは、元が外国語の出願を日本に出願する件数を増加する動機になりますでしょうか

1. 非常になる
2. ある程度なる
3. どちらともいえない
4. あまりならない
5. 全くなりない
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B11: 貴組織において出願先とする国を選ぶにあたって、社内等で意見が割れた場合、どのように最終決断に至るのか御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

質問Bは以上です。質問Cへお進みください

質問C 現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問

C1-1: 貴組織では、元が外国語の出願を日本に出願する場合に、出願書類を日本語へ翻訳した経験はございますでしょうか

- 1. 経験がある⇒C1-2 へ
- 2. 経験がない⇒D へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C1-2: 貴組織では、元が外国語の出願を日本に出願する場合、出願書類の日本語への翻訳は誰が行っていますでしょうか（複数回答可）

- 1. 出願人（発明者・開発部門）
- 2. 出願人（知財部門）
- 3. 出願人（翻訳専門部門）
- 4. 出願人（その他）
- 5. 翻訳会社に外注
- 6. 弁理士
- 7. その他

C1-3: 前の質問で「4. 出願人（その他）」又は「7. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C2-1: 貴組織では、出願書類の日本語への翻訳はどのように行っていますでしょうか（複数回答可）

- 1. 人手のみの翻訳
- 2. 機械翻訳（人手による編集なし）
- 3. 機械と人手のハイブリッド（例：機械翻訳後に人手により編集）
- 4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）
- 5. わからない
- 6. その他

C2-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C2-3: 出願書類の日本語への翻訳に機械翻訳を利用している方への質問です。貴組織で使用している機械翻訳の種類を選んでください（複数回答可）

- 1. 提携業者から提供される専用サービス（専用カスタマイズされたサービス）
- 2. 有償で一般公開されている機械翻訳専門のソフト・WEB サイト
- 3. 無償で一般公開されている機械翻訳専門のソフト・WEB サイト
- 4. ChatGPT 等の大規模言語モデル
- 5. わからない
- 6. その他

C2-4: 前の質問で「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C3-1: 貴組織において、翻訳者や翻訳手法の選択において**最も**重要視しているものはどれでしょうか

- 1. 翻訳品質
- 2. 費用
- 3. 翻訳にかかる時間

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C3-2: 前の質問で「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C4: 貴組織では、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用はどの程度でしょうか

1. 1 万円以下
2. 1 万円超 10 万円以下
3. 10 万円超 20 万円以下
4. 20 万円超 50 万円以下
5. 50 万円超
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C5: 元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用が、1 出願あたりの全費用に占める割合はどの程度でしょうか

1. ～10%
2. 10～20%
3. 20～40%
4. 40～60%
5. 60%～
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C6: 日本への特許出願のうち、外国語書面出願はどの程度の割合で利用していますでしょうか

1. ～10%
2. 10～20%
3. 20～40%
4. 40～60%
5. 60%～
6. 利用したことがない⇒C8-1 へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C7-1: なぜ外国語書面出願を利用したのでしょうか（複数回答可）

- 1. 後に誤訳訂正を可能とするため
- 2. 出願前の翻訳時間が無かった
- 3. 試しに使ってみたかった
- 4. その他

C7-2: 前の質問で「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C8-1: 元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、**最も**費用負担が重いものを選択してください

- 1. 日本国特許庁へ審査前に提出する書類（願書、明細書等）の作成費用（和訳費含む）
- 2. 日本国特許庁へ審査中に提出する書類（意見書、補正書、誤訳訂正書）の作成費用（和訳費含む）
- 3. 特許庁から送付された拒絶理由通知書の現地語への翻訳費用
- 4. 拒絶理由通知書で引用された文献の現地語への翻訳費用
- 5. 母国語以外でのコミュニケーション（出願人・代理人・審査官等）に係る通訳費用
- 6. 日本の代理人に支払う手数料
- 7. 日本国特許庁に支払う手数料
- 8. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C8-2: 前の質問で「8. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C9: 元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、何が最も負担となっているでしょうか（自由記入／
回答せずに次の質問に進むことができます）

--

質問 C は以上です。質問 D へお進みください

質問 D 外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する質問

D1-1: 元が英語の特許出願の審査は、何語の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）に基づいて行われるのがよいでしょうか

<ol style="list-style-type: none">1. 日本語2. 英語3. 日本語と英語の両方（例：請求項を日本語、明細書を英語）4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）5. わからない6. その他
--

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D1-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D2-1: 元が英語の特許出願の審査の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面中の説明）の日本語への翻訳は誰が作成するとよいでしょうか

<ol style="list-style-type: none">1. 出願人又は代理人2. 特許庁3. わからない4. その他
--

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D2-2: 前の質問で「3. わからない」、「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D3-1: 元が英語の特許出願の審査の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）の日本語への翻訳は機械翻訳（人手による編集無し）でもよいでしょうか

1. よい 2. どちらともいえない 3. よくない 4. わからない 5. その他
--

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D3-2: 前の質問で「4. わからない」、「5. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D4-1: 元が英語の出願の審査に係る手続（意見書、補正書、拒絶理由通知書等の特許庁からの通知、審査官との面接・応対等）は、何語で行われるのがよいでしょうか

1. 日本語 2. 英語 3. どちらでもよい 4. わからない 5. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D4-2: 上記の質問で「4. わからない」、「5. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D5-1: 貴組織でクリアランス調査を行う場合を念頭に御回答下さい。元が英語の特許出願の公開公報につい

て、何語で公開されるのが**最も**好ましいでしょうか

1. 日本語
2. 英語
3. 日本語と英語の両方（例：請求項を日本語、明細書を英語）
4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）
5. わからない
6. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D5-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D5-3: 質問 D5-1 で、元が英語の特許出願の公開公報について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。元が英語の出願について、公開公報の日本語への翻訳は誰が作成するのが**最も**好ましいでしょうか

1. 出願人又は代理人
2. 特許庁
3. わからない
4. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D5-4: 前の質問で「3. わからない」、「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D5-5: 質問 D5-1 で、元が英語の特許出願の公開公報について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」

で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。その日本語への翻訳はどのように作成するのが**最も**好ましいでしょうか

1. 人手のみの翻訳
2. 機械翻訳（人手による編集なし）
3. 機械と人手のハイブリッド（例：機械翻訳後に人手により編集）
4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）
5. わからない
6. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D5-6: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D6-1: 貴組織でクリアランス調査を行う場合を念頭に御回答ください。元が英語の出願の特許公報（権利公報）について、何語で公開されるのが**最も**好ましいでしょうか

1. 日本語
2. 英語
3. 日本語と英語の両方（例：請求項を日本語、明細書を英語）
4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）
5. わからない
6. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D6-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D6-3: 質問 D6-1 で、元が英語の出願の特許公報（権利公報）について「1.日本語」又は「3.日本語と英

語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。その日本語への翻訳は誰が作成するのが**最も**好ましいでしょうか

1. 出願人又は代理人
2. 特許庁
3. わからない
4. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D6-4: 前の質問で「3. わからない」、「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D6-5: 質問 D6-1 で、元が英語の出願の特許公報（権利公報）について「1.日本語」又は「3.日本語と英語の両方」で公開されるのが最も好ましいと回答した方に対する質問です。その日本語への翻訳はどのように作成するのが**最も**好ましいでしょうか

1. 人手のみの翻訳
2. 機械翻訳（人手による編集なし）
3. 機械と人手のハイブリッド（例：機械翻訳後に人手により編集）
4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）
5. わからない
6. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D6-6: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D7-1: 元が英語の出願の特許公報（権利公報）の日本語への翻訳が機械翻訳（人手による編集無し）

だけにすると困る場合があったとします。その理由は何だと考えますか（複数回答可）

- 1. クリアランス調査に支障が出る
- 2. 単に情報を正確に把握したい
- 3. 機械翻訳の精度を信用していない
- 4. 機械翻訳であれば自社内でもできる
- 5. わからない
- 6. その他

D7-2: 前の質問で「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D8: 翻訳文の提出の必要性、外国語書面に基づく審査や公開、特許実務における機械翻訳の積極的な活用に係るニーズや課題に関して、特に考えていることはありますでしょうか（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D9-1: 元が外国語の出願について、日本語の出願公開公報を公開するにあたり、日本語への翻訳精度はどの程度まで許容できますでしょうか（元の外国語の明細書等はJ-PlatPat等で公開されない（特許庁内でないと閲覧できない）という前提で御回答ください）

- 1. ほとんど訳せていない（翻訳が正確ではなく、文章も理解できない）
- 2. 誤りが多数（翻訳が正確でないところは多数あるが、概ね文章は理解できる）
- 3. 誤りが点在（翻訳漏れや誤りは多少あるが、文章は理解できる）
- 4. ほぼ正確（知財に関連する専門用語は正確ではないが、それ以外は正確に翻訳しており、文章を正しく理解できる）
- 5. 完全に正確（知財に関連する専門用語を正確に翻訳する等、翻訳家が翻訳するレベル）
- 6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D9-2: 前の質問に関連して、元の外国語の明細書等がJ-PlatPat等で公開される場合、翻訳の精度はどの

程度まで許容できますでしょうか

1. ほとんど訳せていない（翻訳が正確ではなく、文章も理解できない）
2. 誤りが多数（翻訳が正確でないところは多数あるが、概ね文章は理解できる）
3. 誤りが点在（翻訳漏れや誤りは多少あるが、文章は理解できる）
4. ほぼ正確（知財に関連する専門用語は正確ではないが、それ以外は正確に翻訳しており、文章を正しく理解できる）
5. 完全に正確（知財に関連する専門用語を正確に翻訳する等、翻訳家が翻訳するレベル）
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D10-1: 元が英語の出願について、日本語の特許公報（権利公報）を公開するにあたり、日本語への翻訳精度はどの程度まで許容できますでしょうか（元の外国語の明細書等は J-PlatPat 等で公開されない（特許庁内でないと閲覧できない）という前提でご回答ください）

1. ほとんど訳せていない（翻訳が正確ではなく、文章も理解できない）
2. 誤りが多数（翻訳が正確でないところは多数あるが、概ね文章は理解できる）
3. 誤りが点在（翻訳漏れや誤りは多少あるが、文章は理解できる）
4. ほぼ正確（知財に関連する専門用語は正確ではないが、それ以外は正確に翻訳しており、文章を正しく理解できる）
5. 完全に正確（知財に関連する専門用語を正確に翻訳する等、翻訳家が翻訳するレベル）
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D10-2: 前の質問に関連して、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合、翻訳の精度はどの程度まで許容できますでしょうか

1. ほとんど訳せていない（翻訳が正確ではなく、文章も理解できない）
2. 誤りが多数（翻訳が正確でないところは多数あるが、概ね文章は理解できる）
3. 誤りが点在（翻訳漏れや誤りは多少あるが、文章は理解できる）
4. ほぼ正確（知財に関連する専門用語は正確ではないが、それ以外は正確に翻訳しており、文章を正しく理解できる）
5. 完全に正確（知財に関連する専門用語を正確に翻訳する等、翻訳家が翻訳するレベル）
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D11-1: 誤訳が含まれる日本語の特許出願の公開公報や特許公報が公開される場合に生じる不利益として、

看過できないものを選んでください（複数回答可）（元の外国語の明細書等は J-PlatPat 等で公開しない（特許庁内でないと閲覧できない）という前提でご回答ください）

- 1. 権利範囲が不明瞭となり、権利者による権利主張の機会が毀損される
- 2. 権利範囲が不明瞭となり、第三者の事業遂行に委縮効果が生じる
- 3. 開発や研究で利用する技術文献としての価値が下がる
- 4. J-PlatPat 等の特許検索でヒットしにくくなる
- 5. 他の出願の拒絶理由（新規性や進歩性等）の引用文献等として使いにくくなる（4.でヒットしないという事情を除く）
- 6. 自身の出願の公報として恥ずかしい
- 7. 不利益はない
- 8. わからない
- 9. その他

D11-2: 前の質問で「8. わからない」、「9. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D11-3 質問 D11-1 につき、元の外国語の明細書等が J-PlatPat 等で公開される場合はどうでしょうか。この場合に、誤訳が含まれる日本語の特許出願の公開公報や特許公報が公開される場合に生じる不利益として、看過できないものを選んでください（複数回答可）

- 1. 権利範囲が不明瞭となり、権利者による権利主張の機会が毀損される
- 2. 権利範囲が不明瞭となり、第三者の事業遂行に委縮効果が生じる
- 3. 開発や研究で利用する技術文献としての価値が下がる
- 4. J-PlatPat 等の特許検索でヒットしにくくなる
- 5. 他の出願の拒絶理由（新規性や進歩性等）の引用文献等として使いにくくなる（4.でヒットしないという事情を除く）
- 6. 自身の出願の公報として恥ずかしい
- 7. 不利益はない
- 8. わからない
- 9. その他

D11-4: 前の質問で「8. わからない」、「9. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、

ば、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D12: 現在の機械翻訳（人手による編集無し）による英文和訳の能力はどの程度だと感じていますか

1. ほとんど訳せていない（翻訳が正確ではなく、文章も理解できない）
 2. 誤りが多数（翻訳が正確でないところは多数あるが、概ね文章は理解できる）
 3. 誤りが点在（翻訳漏れや誤りは多少あるが、文章は理解できる）
 4. ほぼ正確（知財に関連する専門用語は正確ではないが、それ以外は正確に翻訳しており、文章を正しく理解できる）
 5. 完全に正確（知財に関連する専門用語を正確に翻訳する等、翻訳家が翻訳するレベル）
 6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

D13: 元が英語の出願を日本に出願するにあたって機械翻訳を利用する場合に、留意している（留意すべき点があれば御記入ください）（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D14: 特許請求の範囲、明細書、図面中の説明を、英語から日本語に翻訳する場合の機械翻訳について、思うところがあれば御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

D15: 海外知財庁が行っている、外国からの出願の促進に資する制度・課題として御存知のものがあれば御記

入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

質問 D は以上です

本アンケート調査でご回答いただいた内容について、後日ヒアリングさせていただく場合があります。ヒアリングにご協力いただくことは可能でしょうか

<input type="checkbox"/> 1. 協力できる	<input type="checkbox"/> 2. 状況によっては協力できる	<input type="checkbox"/> 3. 協力できない
-----------------------------------	--	------------------------------------

【回答者情報】

（※本アンケート調査のご回答内容に関する問い合わせや、ヒアリングを依頼させていただく場合にのみ利用させていただきます。その他の目的では一切利用いたしません）

お名前	
会社名・組織名	
所属部署名	
電話番号	
E-mail アドレス	

質問は以上です。ご協力ありがとうございました

資料 3

アンケート調査質問票
(外資系企業)



令和7年度 産業財産権制度問題調査研究

「イノベーション創出に資する外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する調査研究」

質問票調査

<外資系企業様向け>

質問 A 回答者の属性等に関する質問

A1: 貴組織の事業分野を選んでください

- | | | |
|---------------|---------------|-------|
| 1. 金属 | 2. 土木、建設・建築 | 3. 機械 |
| 4. 化学（医薬品を除く） | 5. 食品・医薬 | 6. 電気 |
| 7. その他（製造業） | 8. その他（製造業以外） | |
| 9. 学校・公的研究機関等 | 10. 法務 | |

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A2: 貴組織の資本金区分は、以下のいずれに該当しますでしょうか

- | |
|----------------|
| 1. 5千万円未満 |
| 2. 5千万円以上1億円未満 |
| 3. 1億円以上3億円未満 |
| 4. 3億円以上 |
| 5. 公表していない |

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A3: 貴組織の従業員数は、以下のいずれに該当しますでしょうか

- | |
|-------------------|
| 1. 50人以下 |
| 2. 51人以上100人以下 |
| 3. 101人以上300人以下 |
| 4. 301人以上1000人以下 |
| 5. 1001人以上5000人以下 |
| 6. 5001人以上 |

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A4: 貴組織では、特許出願をした経験はございますでしょうか

- 1. 経験がある⇒A5 へ
- 2. 経験がない⇒A7 へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A5: 貴組織では、外国語の書面で日本へ出願した経験はございますでしょうか（複数回答可）

- 1. 外国語書面出願（特許法 36 条の 2）の制度を利用したことがある
- 2. 外国語の PCT 出願を日本へ国内移行したことがある
- 3. 日本国特許庁を受理官庁とする英語 PCT 出願を行ったことがある
- 4. その他外国語での出願をしたことがある（例：先願参照出願（特許法 38 条の 3）において外国語の特許出願を参照先にした）
- 5. 上記いずれの出願もしたことはない

A6: 貴組織における世界各国の特許庁への出願件数のうち、日本国特許庁への出願件数が占める割合はどの程度でしょうか

- 1. 0～10%
- 2. 10～20%
- 3. 20～40%
- 4. 40～60%
- 5. 60%～
- 6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A7: 貴組織では、特許に関する業務で機械翻訳を利用した経験はございますでしょうか

- 1. 利用したことがある⇒A8 へ
- 2. 利用したことはないが、今後利用してみたい⇒A8 へ
- 3. 利用したことがなく今後も利用しない⇒質問 B へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

A8-1: 貴組織では、機械翻訳を特許に関する業務でどのように利用していますでしょうか（又は、どのように利用する想定をしておりますでしょうか）（複数回答可）

- 1. 日本以外の国へ外国語で出願する場合における、出願書類の文章作成に利用している
- 2. 日本へ外国語で出願する場合における、出願書類の文章作成に利用している
- 3. 外国語の文献を読む際に利用している
- 4. 外国の特許文献調査で利用している
- 5. 日本語の文献を外国の関係者（出願人、代理人等）に提供する際に利用している
- 6. 外国の関係者（出願人、代理人等）とのコミュニケーション（メール・電話等）で利用している
- 7. クリアランス調査（自身の製品やサービスを市場に投入する前に、第三者の有効な特許権を侵害していないかを確認する調査）の際に利用している

A8-2: 前の質問で「8. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

質問 A は以上です。質問 B へお進みください

質問 B 外国からの特許出願に係る課題

B1-1: 特許出願をする対象国の選定に重要な要素は何でしょうか（複数回答可）

- | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 市場の魅力 | <input type="checkbox"/> 2. 事業の進出状況 | <input type="checkbox"/> 3. 費用（翻訳費以外） | |
| <input type="checkbox"/> 4. 翻訳費 | <input type="checkbox"/> 5. 競合他社の存在 | <input type="checkbox"/> 6. 権利化までの期間 | |
| <input type="checkbox"/> 7. 審査の品質 | <input type="checkbox"/> 8. 権利行使のしやすさ | <input type="checkbox"/> 9. 特許制度 | <input type="checkbox"/> 10. その他 |

B1-2: 前の質問で「10. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

B2: 貴組織にとって、特許の出願先として、日本はどの程度重要でしょうか

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 全世界で一番重要2. 一番ではないが、重要な国の一つ3. ある程度重要4. 普通5. それほど重要ではない6. 全く重要ではない |
|--|

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B3: 貴組織では、外国（自国以外）に特許を出願する際、日本を出願先として選ばないことはございますでしょうか

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 頻繁にある2. ある程度ある3. たまにある4. あまりない5. 滅多にない6. 絶対がない |
|--|

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B4: 貴組織にとって、特許出願先として日本以上に重要な（魅力的な）国又は地域（自国又は自国を含む地域を除く）を選んでください（複数回答可）

- | | | | | |
|---------------------------------------|--|--------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. アメリカ | <input type="checkbox"/> 2. カナダ | <input type="checkbox"/> 3. メキシコ | <input type="checkbox"/> 4. ブラジル | <input type="checkbox"/> 5. その他北・中南米 |
| <input type="checkbox"/> 6. EPO | <input type="checkbox"/> 7. ドイツ | <input type="checkbox"/> 8. イギリス | <input type="checkbox"/> 9. フランス | <input type="checkbox"/> 10. ロシア |
| <input type="checkbox"/> 11. その他欧州 | <input type="checkbox"/> 12. 中国 | <input type="checkbox"/> 13. 韓国 | <input type="checkbox"/> 14. インド | <input type="checkbox"/> 15. 東南アジア |
| <input type="checkbox"/> 16. その他アジア | <input type="checkbox"/> 17. 中東 | <input type="checkbox"/> 18. オーストラリア | <input type="checkbox"/> 19. アフリカ | |
| <input type="checkbox"/> 20. その他の国・地域 | <input type="checkbox"/> 21. 日本以上に重要な（魅力的な）国・地域はない | | | |

B5-1: 貴組織にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて優れている又は魅力的であると感じているものを選んでください（複数回答可）

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 市場へ参入する魅力 | <input type="checkbox"/> 2. 市場への参入のしやすさ | <input type="checkbox"/> 3. 市場参入後の公平な競争環境 |
| <input type="checkbox"/> 4. 特許庁に対する信頼感 | <input type="checkbox"/> 5. 特許審査の迅速性 | <input type="checkbox"/> 6. 特許審査の品質 |
| <input type="checkbox"/> 7. 審査官とのコミュニケーションの円滑さ | <input type="checkbox"/> 8. 特許権の安定性（無効になりにくい） | |
| <input type="checkbox"/> 9. 特許権の行使のしやすさ | <input type="checkbox"/> 10. 出願・審査手数料の安さ | |
| <input type="checkbox"/> 11. 特許権の維持費（年金）の安さ | <input type="checkbox"/> 12. 外国語でも出願可能 | <input type="checkbox"/> 13. 特になし |
| <input type="checkbox"/> 14. その他 | | |

B5-2: 前の質問で「14. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

--

B5-3: 貴組織にとって、日本の市場や特許制度について、他国（米国、欧州、中国等）に比べて劣っている又は魅力的でないと感じているものを選んでください（複数回答可）

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 市場へ参入する魅力 | <input type="checkbox"/> 2. 市場への参入のしやすさ | <input type="checkbox"/> 3. 市場参入後の公平な競争環境 |
| <input type="checkbox"/> 4. 特許庁に対する信頼感 | <input type="checkbox"/> 5. 特許審査の迅速性 | <input type="checkbox"/> 6. 特許審査の品質 |
| <input type="checkbox"/> 7. 審査官とのコミュニケーションの円滑さ | <input type="checkbox"/> 8. 特許権の安定性（無効になりにくい） | |
| <input type="checkbox"/> 9. 特許権の行使のしやすさ | <input type="checkbox"/> 10. 出願・審査手数料の安さ | |
| <input type="checkbox"/> 11. 特許権の維持費（年金）の安さ | <input type="checkbox"/> 12. 外国語でも出願可能 | <input type="checkbox"/> 13. 特になし |
| <input type="checkbox"/> 14. その他 | | |

B5-4: 前の質問で「14. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

B6-1: 貴組織において、実際に、外国（自国以外）に特許出願する際に日本を除外したことはございますでしょうか

1. 日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことがある⇒B6-2 へ

2. 日本を除外して自国以外の外国に特許出願したことはない⇒B8 へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B6-2: 日本を除外して自国以外の外国に出願した理由（日本に出願しなかった要因）は何でしょうか（複数回答可）

1. 該当出願に係る技術について日本市場に魅力がない

2. 日本に進出する予定がない技術だった

3. 他国・地域に比べて、日本への出願に係る費用・手間（翻訳以外の費用・手間）がかかる

4. 日本語への翻訳（出願書類・出願人／代理人とのコミュニケーション）が障壁となった

5. 日本において競合他社がない技術だった

6. 他国・地域に比べて、日本における権利化までの期間が長い

7. 他国・地域に比べて、審査の質に改善の余地がある

8. 他国・地域に比べて、権利を取得しても行使が困難

9. 日本独自の特許制度が障壁となった

10. その他

B6-3: 前の質問で「9. 日本独自の特許制度が障壁となった」、「10. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

B7-1: この事情があったら日本を除外しなかった、という事情はございますでしょうか（複数回答可）

- 1. 出願書類（願書、明細書等）が英語でも作成できる（翻訳文の提出も不要）
- 2. 出願書類以外も含め審査手続が英語でもできる
- 3. 翻訳文提出期間が長い
- 4. 翻訳費用が安い
- 5. ない
- 6. その他

B7-2: 前の質問で「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

B8: 貴組織において、外国語書面出願の制度、英語 PCT の制度は、日本へ出願する動機になっていますでしょうか

- 1. 非常になっている
- 2. ある程度なっている
- 3. どちらともいえない
- 4. あまりなっていない
- 5. 全くなっていない
- 6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B9: 仮に翻訳文提出期間が延長された場合、それは貴組織が日本へ出願する動機になりますでしょうか

- 1. 非常になる
- 2. ある程度なる
- 3. どちらともいえない
- 4. あまりならない
- 5. 全くなりない
- 6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B10: 貴組織にとって、翻訳費用が軽減されることは、元が外国語の出願を日本に出願する件数を増加する動機になりますでしょうか

1. 非常になる
2. ある程度なる
3. どちらともいえない
4. あまりならない
5. 全くなりない
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

B11: 貴組織において出願先とする国を選ぶにあたって、社内等で意見が割れた場合、どのように最終決断に至るのか御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

質問Bは以上です。質問Cへお進みください

質問C 現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問

C1-1: 貴組織では、元が外国語の出願を日本に出願する場合に、出願書類を日本語へ翻訳した経験はございますでしょうか

- 1. 経験がある⇒C1-2 へ
- 2. 経験がない⇒最終頁へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C1-2: 貴組織では、元が外国語の出願を日本に出願する場合、出願書類の日本語への翻訳は誰が行っていますでしょうか（複数回答可）

- 1. 出願人（発明者・開発部門）
- 2. 出願人（知財部門）
- 3. 出願人（翻訳専門部門）
- 4. 出願人（その他）
- 5. 翻訳会社に外注
- 6. 弁理士
- 7. その他

C1-3: 前の質問で「4. 出願人（その他）」又は「7. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C2-1: 貴組織では、出願書類の日本語への翻訳はどのように行っていますでしょうか（複数回答可）

- 1. 人手のみの翻訳
- 2. 機械翻訳（人手による編集なし）
- 3. 機械と人手のハイブリッド（例：機械翻訳後に人手により編集）
- 4. 一概に決められない（例：技術分野で異なる）
- 5. わからない
- 6. その他

C2-2: 前の質問で「4. 一概に決められない」、「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C2-3: 出願書類の日本語への翻訳に機械翻訳を利用している方への質問です。貴組織で使用している機械翻訳の種類を選んでください（複数回答可）

- 1. 提携業者から提供される専用サービス（専用カスタマイズされたサービス）
- 2. 有償で一般公開されている機械翻訳専門のソフト・WEB サイト
- 3. 無償で一般公開されている機械翻訳専門のソフト・WEB サイト
- 4. ChatGPT 等の大規模言語モデル
- 5. わからない
- 6. その他

C2-4: 前の質問で「5. わからない」、「6. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C3-1: 貴組織において、翻訳者や翻訳手法の選択において**最も**重要視しているものはどれでしょうか

- 1. 翻訳品質
- 2. 費用
- 3. 翻訳にかかる時間

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C3-2: 前の質問で「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C4: 貴組織では、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用はどの程度でしょうか

1. 1 万円以下
2. 1 万円超 10 万円以下
3. 10 万円超 20 万円以下
4. 20 万円超 50 万円以下
5. 50 万円超
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C5: 元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1 出願あたりの翻訳費用が、1 出願あたりの全費用に占める割合はどの程度でしょうか

1. ～10%
2. 10～20%
3. 20～40%
4. 40～60%
5. 60%～
6. わからない

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C6: 日本への特許出願のうち、外国語書面出願はどの程度の割合で利用していますでしょうか

1. ～10%
2. 10～20%
3. 20～40%
4. 40～60%
5. 60%～
6. 利用したことがない⇒C8-1 へ

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C7-1: なぜ外国語書面出願を利用したのでしょうか（複数回答可）

- 1. 後に誤訳訂正を可能とするため
- 2. 出願前の翻訳時間が無かった
- 3. 試しに使ってみたかった
- 4. その他

C7-2: 前の質問で「4. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C8-1: 元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、**最も**費用負担が重いものを選択してください

- 1. 日本国特許庁へ審査前に提出する書類（願書、明細書等）の作成費用（和訳費含む）
- 2. 日本国特許庁へ審査中に提出する書類（意見書、補正書、誤訳訂正書）の作成費用（和訳費含む）
- 3. 特許庁から送付された拒絶理由通知書の現地語への翻訳費用
- 4. 拒絶理由通知書で引用された文献の現地語への翻訳費用
- 5. 母国語以外でのコミュニケーション（出願人・代理人・審査官等）に係る通訳費用
- 6. 日本の代理人に支払う手数料
- 7. 日本国特許庁に支払う手数料
- 8. その他

※一つ選んで、以下の枠に数字を御記入ください

C8-2: 前の質問で「8. その他」を回答した方は、具体的に御記入ください。もしよろしければ、それ以外の選択肢を回答した方も、その選択肢について具体的に御記入ください（自由記入／回答せずに次の質問に進むことができます）

C9: 元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、何が最も負担となっているでしょうか（自由記入／
回答せずに次の質問に進むことができます）

--

質問は以上です。

本アンケート調査でご回答いただいた内容について、後日ヒアリングさせていただく場合があります。ヒアリングにご協力いただくことは可能でしょうか

<input type="checkbox"/> 1. 協力できる	<input type="checkbox"/> 2. 状況によっては協力できる	<input type="checkbox"/> 3. 協力できない
-----------------------------------	--	------------------------------------

【回答者情報】

（※本アンケート調査のご回答内容に関する問い合わせや、ヒアリングを依頼させていただく場合にのみ利用させていただきます。その他の目的では一切利用いたしません）

お名前	
会社名・組織名	
所属部署名	
電話番号	
E-mail アドレス	

質問は以上です。ご協力ありがとうございました

資料 4

アンケート調査 補足説明資料



【補足説明：外国語書面出願の概要】

外国語書面出願は、日本語の明細書等に代えて、「英語その他外国語」で記載した書面を提出（出願）し、後から翻訳文を提出することができる制度です。

特許法 36 条の 2

1. 特許を受けようとする者は、前条第二項の明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書に代えて、同条第三項から第六項までの規定により明細書又は特許請求の範囲に記載すべきものとされる事項を経済産業省令で定める外国語で記載した書面及び必要な図面でこれに含まれる説明をその外国語で記載したもの（以下「外国語書面」という。）並びに同条第七項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項をその外国語で記載した書面（以下「外国語要約書面」という。）を願書に添付することができる。

【現行制度詳細】

- 外国語書面出願制度は、特許を受けようとする者が、願書に最初に添付する明細書、特許請求の範囲、必要な図面（当初明細書等）及び要約書に代えて、外国語で記載した外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付して出願することができる制度です（特許法 36 条の 2）。
- 出願人は出願から 1 年 4 月以内に、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出する必要があり、当該翻訳文が当初明細書等とみなされ、その後の審査及び設定登録の対象となります。
 - ◇ 1 年 4 月以内に、翻訳文の提出が無かった場合は、特許庁長官名でその旨が出願人に通知され、通知の日から 2 月以内（特許法施行規則 25 条の 7）であれば、翻訳文の提出ができます。
 - ◇ 前記 2 月経過後も外国語書面（図面は除く）の提出が無い場合は、みなし取り下げになります。
 - ◇ さらに、みなし取り下げとなった場合であっても、翻訳文の未提出が故意でない場合は、みなし取り下げの日から原則 2 月以内に、回復理由書と共に翻訳文を提出することができます。
- 外国語書面出願の出願人は、誤訳の訂正を目的として、外国語書面の記載の範囲内で、明細書等について誤訳訂正書による訂正ができ（特許法 17 条の 2 第 2 項）、この訂正は通常の補正事項を含めることもできます（審査基準第 VII 部第 1 章 2. 4（2））。

禁 無 断 転 載

令和7年度 産業財産権制度問題調査研究

イノベーション創出に資する外国語出願の
受け入れ環境の在り方に関する
調査研究報告書

令和8年3月

請負先 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <https://www.iip.or.jp>

E-mail iip-support@fdn-ip.or.jp